

令和 7 年 9 月 定例会 (9 月 1 日 開会  
9 月 18 日 閉会)

池 田 町 議 会 会 議 錄

## 令和7年9月池田町議会定例会会議録目次

○招集告示	17
○応招・不応招議員	18

### 第 1 号 (9月1日)

○議事日程	19
○本日の会議に付した事件	20
○出席議員	20
○欠席議員	20
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	20
○事務局職員出席者	20
○開会及び開議の宣告	21
○諸般の報告	21
○会議録署名議員の指名	22
○会期の決定	22
○町長あいさつ	23
○認定第1号より認定第4号まで、議案第38号、議案第39号の一括上程、説明	25
○報告第17号、報告第18号の一括上程、報告	55
○監査委員による令和6年度の決算審査意見について	56
○認定第1号より認定第4号、議案第38号、議案第39号の質疑	63
○散会の宣告	68

### 第 2 号 (9月2日)

○議事日程	69
○本日の会議に付した事件	69
○出席議員	70
○欠席議員	70
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	70
○事務局職員出席者	70

○開議の宣告	7 1
○議案第40号、議案第41号の一括上程、説明、質疑	7 1
○議案第42号、議案第43号の一括上程、説明、質疑	7 2
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 4
○議案第45号より議案第47号まで、一括上程、説明、質疑	7 5
○認定第1号より認定第4号まで、議案第38号より議案第43号まで、議案第45号より議案第47号まで、委員会に付託	9 1
○請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託	9 2
○散会の宣告	9 2

#### 第 3 号 (9月4日)

○議事日程	9 3
○本日の会議に付した事件	9 3
○出席議員	9 3
○欠席議員	9 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 3
○事務局職員出席者	9 3
○9月定例議会一般質問一覧表	9 5
○開議の宣告	9 7
○一般質問	9 7
三枝 三七子 君	9 7
中山 眞 君	1 1 6
矢口 結以 君	1 3 3
山崎 正治 君	1 4 8
○散会の宣告	1 6 6

#### 第 4 号 (9月5日)

○議事日程	1 6 7
○本日の会議に付した事件	1 6 7
○出席議員	1 6 7

○欠席議員	167
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	167
○事務局職員出席者	167
○開議の宣告	168
○一般質問	168
服部久子君	168
薄井孝彦君	181
大出美晴君	199
安部誠君	211
○散会の宣告	229

第5号 (9月18日)

○議事日程	231
○本日の会議に付した事件	231
○出席議員	232
○欠席議員	232
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	232
○事務局職員出席者	232
○開議の宣告	233
○日程の追加、繰下げ	233
○議案の訂正について、上程、説明	234
○各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑	235
○認定第1号より認定第4号、議案第38号、議案第39号について、討論、採決	252
○議案第40号、議案第41号について、討論、採決	256
○議案第42号、議案第43号について、討論、採決	257
○議案第45号より議案第47号について、討論、採決	258
○請願・陳情書について、討論、採決	261
○日程の追加	265
○議案第48号について、上程、説明、質疑、討論、採決	265

○議案第49号、議案第50号について、上程、説明、質疑、討論、採決	267
○議案第51号について、上程、説明、質疑、討論、採決	269
○発議第5号について、上程、説明、質疑、討論、採決	270
○発議第6号について、上程、説明、質疑、討論、採決	272
○発議第7号について、上程、説明、質疑、討論、採決	273
○総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件について	275
○日程の追加	276
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査の件について	276
○日程の追加	276
○議員派遣の件	277
○町長あいさつ	278
○議長あいさつ	279
○閉会の宣告	279
○署名議員	281

池田町告示第92号

令和7年9月池田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年8月12日

池田町長 矢口 慎

1. 期日 令和7年9月1日（月）午前10時

2. 場所 池田町役場議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	矢 口 結 以 君	2番	三 枝 三七子 君
3番	安 部 誠 君	4番	山 崎 正 治 君
5番	大 鳥 美 秋 君	6番	中 山 眞 君
7番	大 出 美 晴 君	8番	和 澤 忠 志 君
9番	薄 井 孝 彦 君	10番	服 部 久 子 君
11番	横 澤 は ま 君		

不応招議員（なし）

令和7年9月定例町議会

(第1号)

# 令和7年9月池田町議会定例会

## 議 事 日 程 (第 1 号)

令和7年9月1日（月曜日）午前10時00分開会

### 諸般の報告

報告第12号 議長が決定した議員派遣報告について

報告第13号 議員派遣結果報告について

報告第14号 例月出納検査結果報告（6・7・8月）

報告第15号 寄附採納報告について

報告第16号 令和6年度池田町教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

会期－9月1日（月）から9月18日（木）までの18日間

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 認定第 1 号 令和6年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2 号 令和6年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 3 号 令和6年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4 号 令和6年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第38号 令和6年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について

議案第39号 令和6年度池田町下水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について

### 一括上程、説明

日程第 5 報告第17号 池田町財政健全化判断比率の報告について

報告第18号 池田町公営企業会計における資金不足比率の報告について

日程第 6 監査委員による令和6年度の決算審査意見について

決算審査意見に対する質疑

日程第 7 認定第1号より認定第4号、議案第38号、議案第39号まで質疑

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（11名）

1番	矢 口 結 以 君	2番	三 枝 三七子 君
3番	安 部 誠 君	4番	山 崎 正 治 君
5番	大 厥 美 秋 君	6番	中 山 真 君
7番	大 出 美 晴 君	8番	和 澤 忠 志 君
9番	薄 井 孝 彦 君	10番	服 部 久 子 君
11番	横 澤 は ま 君		

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	矢 口 稔 君	副 町 長	宮 澤 達 君
教 育 長	山 崎 晃 君	総 務 課 長	寺 嶋 秀 徳 君
住 民 課 長	滝 沢 健 彦 君	健康福祉課長	宮 本 瑞 枝 君
産業振興課長	下 條 浩 久 君	建設水道課長	山 本 利 彦 君
会計管理者兼 会計課長	塩 川 亜弥子 君	学校保育課長	井 口 博 貴 君
生涯学習課長	大 澤 孔 君	総務課長補佐 兼 総務係長	寺 島 靖 城 君
監 査 委 員	中 村 一 雄 君		

---

#### 事務局職員出席者

事 務 局 長 山 岸 寛 君 事 務 局 書 記 矢 口 富 代 君

開会 午前10時00分

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（横澤はま君） おはようございます。

令和7年9月池田町議会定例会が招集されました。御多忙の折、御参集願い、大変御苦労さまでございます。

本定例会は令和6年度一般会計及び特別会計の決算の認定等を御審議願う予定になっております。

各位の御協力をいただき、順調な議会運営ができますよう、よろしくお願い申し上げます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより令和7年9月池田町議会定例会を開会いたします。

会議に入る前にお諮りします。

本会議の発言で不適切な用語等があれば、その部分においては言い間違いとして、議長において会議録を修文させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

これから本日の会議を開きます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（横澤はま君） 諸般の報告を行います。

報告第12号 議長が決定した議員派遣報告について。

この報告については、急を要する場合として、池田町議会会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しましたので、お手元に配付した資料のとおり報告します。

報告第13号 議員派遣結果報告について。

この報告については、派遣議員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第14号 例月出納検査結果報告（6月・7月・8月）について。

この報告については、監査委員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第15号 寄附採納報告について。

この報告は、お手元に配付した資料のとおり報告します。

報告第16号 令和6年度池田町教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について。

この報告は、お手元に配付した資料のとおり報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（横澤はま君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番、安部誠議員、4番、山崎正治議員を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（横澤はま君） 日程2、会期日程の決定を議題にします。

会期日程については、議会運営委員会を開催し、あらかじめ審議を願ってあります。

議会運営委員長から報告を求めます。

大厩議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大厩美秋君 登壇〕

○議会運営委員長（大厩美秋君） 議会運営委員会の報告を申し上げます。

8月25日に開催しました議会運営委員会において、令和7年9月池田町議会定例会の会期及び議事日程について協議いたしました。

会期は本日9月1日から9月18日までの18日間とし、議事日程はお手元に配付のとおりといたしましたので、よろしくお願ひいたします。

以上、議会運営委員会の報告を申し上げました。

○議長（横澤はま君） ただいまの委員長報告に質疑がありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本定例会の会期日程については、委員長の報告のとおりとしたいが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙会期日程案のとおりと決定しました。

---

### ◎町長あいさつ

○議長（横澤はま君） 日程3、町長あいさつ。

矢口町長。

[町長 矢口 稔君 登壇]

○町長（矢口 稔君） おはようございます。

9月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

池田町議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、そして残暑厳しき折、御出席をいただき、大変ありがとうございます。

本定例会では、昨年度の各会計の決算を中心に御審議をいただく議会となります。議案説明の中でも御説明させていただきますが、昨年度、令和6年度の一般会計決算は、歳入総額が51億4,922万円余り、歳出が50億6,256万円余りとなりました。実質収支は4,564万8,000円余りの黒字となり、経常収支比率は87.4%、実質公債費比率は11.9%で、昨年より0.2%減少いたしました。

財政面の主な新しい歳入として、企業版ふるさと納税1,000万円を頂くなど財政面、新しい財源の確保にも努力したところであります。歳出においては公債費、いわゆる借金の返済等に7億4,123万7,000円余り、各基金への積立金に3億4,100万円余りを積み立てることができました。

まだまだ胸を張って財政健全化とは言えない状況ですが、議会の皆様の御協力、そして町民の皆様の御理解の下、確実に財政状況は改善してきております。令和8年度までは財政緊急対応期間という認識の下、引き続き財政健全化への取組を推進してまいります。

最近の国内外の経済状態を見てみると、国内経済は日経平均が過去最高を更新するなど、国内株式では堅調ではありますが、一方で物価高や人件費の高騰、そして人手不足など不安定要素も数多くある状態だと言えます。

特に農業分野では米の価格が以前より高止まりしております。先日、地元JA大北の令和7年度産米の概算金が発表されました。コシヒカリA一等が昨年より1万1,940円上昇して、2万8,020円となりました。農家の皆さんにとっては好材料ですけれども、消費者との認識の差がまだある状況と言えます。

来年度以降、どの程度、価格の影響があるか見通せない状況ですが、米の供給及び価格の安定を通じて持続可能な農業ができるよう、引き続き、町としても農家の皆様と懇談会等を通じて、農業振興につなげてまいります。

町の行政運営も本年度中盤に差しかかりました。本年度は町制施行110周年、合併70周年の記念すべき年として、紳深まる70年、未来につながる110年というテーマを設け、様々な施策やイベントを実施しております。

一昨日から昨日まで、子供向け番組、NHKEテレの「ノーリーのひらめき工房」が交流センターかえでにて公開収録が行われました。池田町の花とハーブをテーマにした内容も盛り込まれており、来月10月に再放送を含めて全4回全国放送される予定となっております。

また、元気なまちづくり事業を活用して、町内のグループ、団体の皆様が企画された様々な事業も実施が始まりました。町民の皆様のお力をお借りして、この記念すべき年をみんなで盛り上げていくのも協働のまちづくりを推進する上で非常に大切なことであると感じています。町としても広報など協力しながら、それぞれの事業が成功するようにサポートしてまいりたいと思います。

11月1日にはワイン祭りが、また、同8日には周年の記念式典も計画しております。町民の皆様と共にふるさと池田町のよさを再認識していただけるようしっかりと準備を進めさせていただきます。

さらに、下半期にかけては信州池田アグリ株式会社の仕切り直し、町立美術館・創造館及びハーブセンター、ハーブガーデンの指定管理者の選定、旧会染保育園を活用した民間保育園、野あそび保育あいそめ（仮称）への開園に向けた手続支援など、今後、町が大きく発展し得る事業への大切なステップを踏む時期でもあります。

議会の皆様、そして町民の皆様への説明責任を果たし、確実な前進ができるよう職員と共に力を合わせて事業推進をしてまいります。

最後になりますが、一昨日開催予定でありました地震総合防災訓練ですが、当日、ツキノワグマと見られる出没情報があり、初めての夜間訓練という事情も踏まえ、中止とさせていただきました。複数のお問合せをいただき、御心配をおかけして申し訳ありませんでした。

訓練を行うに当たり、今回のような事案もあることから、引き続き訓練方法の検討や時期も踏まえ、安全を担保した形で、中身のある事業を計画してまいります。町民の皆様におかれましては備蓄品のチェック、近所の皆さんとの避難方法の確認など、いま一度再確認をお願いいたします。

今定例会に提案いたします議案は、報告案件7件、認定案件4件、条例、補正予算案件等10件の合計21件であります。提案いたします議案等につきましては、十分御審議いただき、認定及び御決定いただきますようお願いを申し上げます。

以上、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

---

#### ◎認定第1号より認定第4号まで、議案第38号、議案第39号の一括

##### 上程、説明

○議長（横澤はま君）　日程4、認定第1号　令和6年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号　令和6年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号　令和6年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号　令和6年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第38号　令和6年度池田町水道事業会計の余剰金処分及び決算の認定について、議案第39号　令和6年度池田町下水道事業会計の余剰金処分及び決算の認定についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

矢口町長。

[町長　矢口　稔君　登壇]

○町長（矢口　稔君）　認定第1号から認定第4号及び議案第38号から議案第39号について一括提案理由の説明を申し上げます。

この認定及び議案は、令和6年度の一般会計ほか3つの特別会計並びに水道、下水道事業会計に対して予算執行結果の認定と余剰金処分の議決をいただくため提案するものであります。

す。

地方自治法の規定により、監査委員の審査に付した決算に監査委員の意見をつけ、併せて主要な施策の成果説明書も提出いたしましたので、御審査、御審議をお願い申し上げます。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政の指標となる健全化判断比率及び資金不足比率については、この決算認定とは別に報告をいたします。

以下、決算の主要事項を報告し、提案説明といたします。

初めに、認定第1号 令和6年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和6年度池田町一般会計予算では、定額減税補足給付金事業、新規住民税所得割非課税世帯臨時特別給付金支給事業などにおいて、9回の補正を行い、総額5億2,149万5,000円の追加補正予算を編成いたしました。

決算額は歳入総額51億4,922万386円、歳出総額50億6,256万5,864円で、歳入歳出差引残額は8,665万4,522円となり、翌年度へ繰り越すべき財源は4,100万6,000円、実質収支額は4,564万8,522円で、そのうち地方自治法に基づく基金積立金として、財政調整基金に2,290万円の積立てを行う決算となりました。

決算の主な項目について申し上げます。

歳入では、町税が全体の18.3%を占め、定額減税により町民税個人分が大幅減収などの要因により、前年度対比1.8%減の9億4,319万182円となりました。

主な税収は、町民税4億2,887万8,310円、固定資産税は4億1,825万1,881円の決算となりました。

地方譲与税は、6,083万6,000円、地方消費税交付金は、2億4,327万7,000円となりました。

地方特例交付金は、4,590万3,000円で、定額減税減収補填特例交付金の交付などにより3,816万円増加いたしました。

地方交付税は、歳入の46.8%を占め、24億848万円で、1%の微増となっております。

使用料及び手数料は、5,809万8,300円で、2.8%減です。

国庫支出金は、4億633万7,222円で、地方創生臨時交付金減などにより24.9%減少しております。

県支出金は、3億6,773万3,456円で、農業関係の補助金が増え、14.7%増となっております。

寄附金は、1億3,529万1,500円で、通常のふるさと応援寄附金増加に加え、新規で企業版ふるさと応援寄附金を頂き、11.3%増となりました。

繰入金は、1,673万5,000円で、公共施設等整備基金からの繰入れをしなかつたことなどにより、42.7%減となりました。

令和6年度も慎重な財政運営を行い、財政調整基金から繰入れをせず、その他の基金においても大きな繰入れを行わずに決算をすることができました。

町債は、こども・子育て支援事業債など11件の起債借入れを行い、収入額は1億5,910万円で、27.6%減となっております。

歳入全体では、前年度と比較し、額として1億3,189万8,614円、率では2.5%減の決算となりました。

次に、歳出について主な項目を申し上げます。

まず、議会費は、2.6%増の5,673万6,583円です。

総務費は、歳出全体の21.4%を占め、定額減税補足給付金事業などにより、11.8%増の10億8,150万2,965円となりました。

主な支出は、人件費、庁舎管理などの経常経費、基金への積立金及びてるてる坊主のふるさと応援寄附金に係る経費であります。基金へは減債基金へ7,000万円、公共施設等整備基金へ2億900万円、てるてる坊主のふるさと応援基金へ6,200万8,199円を積立てすることができました。

民生費は、歳出全体での割合が最も高く、30.4%を占め、15億4,081万3,052円となりました。国保及び後期高齢特別会計への繰出金、児童手当などの経常的支出のほか、新規住民税所得割非課税世帯臨時特別給付金を支出してございます。前年度比1.8%の減です。

衛生費は、2億5,554万6,023円で、新型コロナウイルスワクチン接種について、令和5年度末で特例臨時接種が終了し、令和6年10月から65歳以上の高齢者等を対象とする定期接種となったことなどにより、3.4%減となりました。

労働費は、554万3,000円で、前年度支出とほぼ変わらず、主なものは勤労者生活資金など預託金に関連する支出となっております。

農林水産業費は、3億571万7,552円で、農業振興、有害鳥獣対策に関する事業増などにより、10.5%増えております。

商工費は、1億1,613万2,046円で、物価高騰対策商品券事業を実施した前年度と比較し、20.9%減少しています。例年事業に加え、工場増築への助成やふるさと祭り池田あっぱれ、5年ぶりの開催等を行っております。

土木費は、安全な道路環境づくりが主な事業ですが、2億4,825万5,096円で、下水道事業

会計負担金減額などにより、44%の減となりました。

消防費は、2億1,526万7,696円で、北アルプス広域連合常備消防費負担金増額などにより、15%の増がありました。

教育費は、4億8,998万2,969円、池田松川施設組合負担金、こちらは給食費の補助分の増額などにより、7.7%の増となりました。主な支出としては、教育関連施設の維持管理、教育振興に関する経費、美術館・創造館の指定管理料及び池田松川施設組合負担金などです。

公債費は、子ども・子育て支援事業債など、借款債も含め11件の借入れを行い、7億4,123万7,082円の支出となりました。前年度より4.6%減となっております。

災害復旧費は、583万1,800円で、89.7%、額にして5,100万円余りと大きく減少しました。なお、翌年度に788万8,000円繰越ししております。

歳出全体では1億4,746万8,318円、率にして2.8%減となっております。

また、令和7年度へ繰越しをして事業を実施するための繰越明許費は、事業費総額1億6,163万4,000円となりました。

以上、令和6年度一般会計歳入歳出決算の概要を申し上げました。

次に、認定第2号 令和6年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入は、前年度からの繰越金608万5,240円、歳出は事業執行がありませんでしたので、そのまま同額を令和7年度へ繰越す決算であります。

次に、認定第3号 令和6年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額は、9億7,555万4,948円で、前年度対比1.2%減、歳出決算額は9億6,847万9,195円で、1.8%減でございました。差引残額は707万5,753円で、このうち400万円を国保財政調整基金へ積み立てることといたしました。

歳入では、国民健康保険税が6.9%増の1億7,578万7,941円となりました。

県支出金では、歳入全体で74.2%を占め、7億2,401万2,049円の決算となり、前年度対比では0.1%減となっております。

基金繰入金は、400万円を国保財政調整基金より繰り入れております。

歳出は、保険給付費が7億134万1,979円で、0.8%減となりました。

次に、認定第4号 令和6年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入決算額は、1億9,236万8,734円で、前年度対比15.6%増、歳出総額は1億9,203万3,163円で、15.8%増となり、差引残額33万5,571円の決算となりました。

歳入の主な内容は、保険料が1億4,541万9,520円、一般会計繰入金は4,637万3,468円でありました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金1億9,142万1,788円が主な支出となります。

次に、議案第38号 令和6年度池田町水道事業会計の剩余金処分及び決算の認定についてでございます。

本議案につきましては、決算剩余金の処分について議決が必要とされ、単年度に発生した剩余金を資本金に組み入れることを議決いただくことになります。

それでは、決算状況を申し上げます。

収益的収入では水道事業収益2億5,417万8,685円、支出では水道事業費1億9,708万6,912円、資本的収入1,598万円、資本的支出は1億3,428万440円がありました。

令和6年度の純利益は5,062万4,646円で、令和6年度未処分利益剩余金は5億5,156万9,566円となりました。剩余金処分額として、議会の議決による資本金への組入額は5万5,935円でございます。また、条例第5条による処分額として、利益積立金に2,800万円を積立てし、差引き翌年度繰越利益剩余金は5億2,351万3,631円の予定でございます。

次に、議案第39号 令和6年度池田町下水道事業会計の剩余金処分及び決算の認定についてでございます。

本議案につきましては、決算剩余金の処分について議決が必要とされ、単年度に発生した剩余金を資本金に組み入れることを議決いただくことになります。

それでは、決算状況を申し上げます。

収益的収入では下水道事業収益4億5,302万6,171円、支出では下水道事業費3億8,393万8,740円、資本的収入4億2,302万5,000円、資本的支出は5億5,381万1,503円がありました。

令和6年度の純利益は6,936万394円で、令和6年度未処分利益剩余金は5億6,545万3,223円となりました。剩余金処分額として、議会の議決による資本金への組入額は961万5,915円でございます。また、条例第5条による処分額として、減債積立金に2,800万円を積立てし、差引き翌年度繰越利益剩余金は5億2,783万7,308円の予定でございます。

以上、認定第1号から第4号及び議案第38号から議案第39号について、一括提案理由の説明を申し上げました。

御審議の上、御認定及び議案第38号、議案第39号中の剩余金処分につきまして御決定をお

願い申し上げます。

なお、補足の説明は会計管理者及び担当課長にいたさせます。

○議長（横澤はま君） これをもって提案説明を終了します。

補足の説明を求めます。

認定第1号より認定第4号について。

塩川会計管理者兼会計課長。

〔会計管理者兼会計課長 塩川亜弥子君 登壇〕

○会計管理者兼会計課長（塩川亜弥子君） おはようございます。

認定第1号から認定第4号までの補足説明を申し上げます。

決算書の事項別明細書によりまして金額の大きなものを中心に御説明いたします。なお、町長の提案説明と重複するところもあろうかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、認定第1号 令和6年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算書8ページからの事項別明細書を御覧ください。

歳入、款1町税でございますが、収入済額は9億4,319万182円で、対前年度比1.8%の減、金額では1,776万6,639円の減となっております。徴収率は98.12%で、前年度より0.18%増加いたしました。収入未済額は1,668万3,258円となり、翌年度へ滞納繰越額として引き継いでございます。

次に、町税の主な内訳ですが、まず項1町民税、目1個人の収入済額は3億8,800万3,510円で、定額減税等の影響により、前年度より5.12%減額となっております。なお徴収率は98.28%、不納欠損は10人32件、額にして28万135円の処分を行っております。

次に、目2法人の収入額は4,087万4,800円で、20.67%減額となっております。徴収率は98.68%、不納欠損は4人6件、額にして54万5,700円の処分を行っております。なお、収入未済額がゼロ円となりました。滞納者への督促、差押え及び不納欠損等適切な対応に努めた表れであります。

次に、項2固定資産税、目1固定資産税の収入済額は4億1,473万5,881円で、前年度より3.94%増加しております。この要因は大型店舗の建設、工場の増築及び設備投資による資産の増加によるものです。徴収率は97.72%、不納欠損は10人35件、額にして44万6,100円を処分しております。

次に、項3軽自動車税の収入済額は4,135万1,160円で、徴収率は97.56%、対前年度比

0.21%の増でございます。不納欠損は4人17件、9万200円を処分しております。

次に、9ページを御覧ください。

項4町たばこ税の収入済額は5,470万8,831円で、前年度より3.5%の減となりました。

款2地方譲与税の収入済額は6,083万6,000円で、対前年度比3.7%の減となっております。

譲与基準は項1の地方揮発油譲与税、項2の自動車重量譲与税とともに、一定の割合を町道の延長及び面積で案分されて、国から譲与されるものでございます。

10ページを御覧ください。

款6法人事業税交付金は、前年度対比8.2%増で2,147万7,000円の収入となりました。

款7地方消費税交付金の収入済額は2億4,327万7,000円で、対前年度比1.7%の増となっております。県に納付されます地方消費税の2分の1相当額が市町村に対して交付され、交付基準は、国勢調査人口及び事業所統計の従業者数で案分されて、交付されるものでございます。

11ページを御覧ください。

款9地方特例交付金の収入済額は、対前年度比492.83%の増で4,590万3,000円となっております。こちらは個人住民税における住宅借入金等特別税額控除と定額減税が実施されたことによる地方公共団体の減収を補填するため交付されたものです。

款10地方交付税の収入済額は24億848万円で、対前年度比1%の増となっております。当町の地方交付税は歳入決算額の46.8%を占めており、歳入の中では一番大きなウエートを占めています。

次に、12ページを御覧ください。

款12分担金及び負担金の収入済額は3,149万6,637円で、対前年度比42.5%減額となっております。こちらは会染西部地区ほ場整備事業に係る農業農村整備事業地元負担金減等によるものです。

次に、13ページを御覧ください。

款13使用料及び手数料の収入済額は5,809万8,300円で、対前年度比2.8%の減となっております。バス使用料が当年度より18歳以下無料としたことから半減しております。

15ページ下段を御覧ください。

款14国庫支出金の収入済額は4億633万7,222円で、対前年度比24.9%の減となっております。なお、収入未済額の3,779万8,000円につきましては、翌年度への繰越明許費の未収入特定財源となります。

項1国庫負担金は2億3,451万9,579円の収入で、新型コロナウイルスワクチン接種負担金が皆減となった上、災害復旧費国庫負担金も大幅に減額しております。

16ページ、項2国庫補助金ですが、1億6,314万1,210円の収入となっております。17ページ、目1総務費国庫補助金、節2社会保障・税番号システム整備費補助金は、戸籍に振り仮名を記載する業務に対して交付を受けております。節4地方創生臨時交付金は、定額減税補足給付金事業等に対して交付を受けておりますが、子育て世帯臨時給付金等のために交付を受けた前年度と比較し、大幅に減額しております。

19ページを御覧ください。

款15県支出金ですが、3億6,773万3,456円で、対前年度比14.73%の増となっております。これは農業関係補助金の増などによるものです。なお、収入未済額の5,063万円につきましては、翌年度への繰越明許費の未収入特定財源となります。21ページ、目1民生費県補助金、項8医療介護総合確保基金事業補助金は、高齢者支え合い拠点施設改修に係る補助で、事業拡大により増額しております。

22ページを御覧ください。

目4農林水産事業費県補助金、節10人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業補助金は、農地利用に関する地域計画策定等に対し、新規で交付されております。

次に、25ページを御覧ください。

款17寄附金ですが、ふるさと応援寄附金が好調なことを受け、収入額1億3,529万1,500円で、対前年度比11.3%の増となっております。

項1寄附金、目2ふるさと応援寄附金は、節1ふるさと応援寄附金が1億2,528万8,000円で、前年度より7.6%増加したことに加え、節2企業版ふるさと応援寄附金を新規で1,000万円頂きました。

次に、款18繰入金の収入済額は1,673万5,000円で、対前年度比42.7%の減となりました。前年度は公共施設等整備基金から繰入れを行いましたが、当年度は皆減となったためです。

次に、26ページを御覧ください。

款19繰越金の収入済額は4,608万4,818円で、対前年度比39.2%の減となっております。節2繰越明許費繰越金は2,113万9,000円で、各事業の一般財源分の繰越金であり、内訳は備考欄に記載のとおりです。

下段、款20諸収入の収入済額は1億6,773万5,065円で、対前年度比6.9%の増となっております。主なものといたしまして、北アルプス広域連合から介護予防事業及び包括的支援事

業の受託収入があります。

次に、31ページを御覧ください。

款21町債の収入済額は1億5,910万円で、対前年度比27.6%の減となっております。主なものといたしまして、項1町債、目4教育債、節2こども・子育て支援事業債は、池田保育園遊具更新等に係る起債の借入れで、交付税措置率30%でございます。また、目5臨時財政対策債、節1臨時財政対策債については交付税措置率100%で、交付税の補完的財源となっております。

32ページの下段、歳入合計ですが、予算現額52億6,013万2,000円、収入済額51億4,922万386円、収入済額の対前年度比は2.5%の減となっております。不納欠損額は136万2,135円、収入未済額は1億823万2,978円となっております。

収入は以上でございます。

次に、33ページを御覧ください。

歳出について御説明申し上げます。

款1議会費の支出済額は5,673万6,583円で、対前年度比2.6%の増となっております。主なものは議会運営経費で、定例会及び3回の臨時会、会期内の委員会等の経費でございます。

次に、34ページ下段を御覧ください。

款2総務費の支出済額は10億8,150万2,965円で、対前年度比11.1%の増となっております。

項1総務管理費、目1の一般管理費は8億9,417万4,637円の支出でございます。一般管理経費、庁舎管理経費、職員の人事費等経常経費です。

次に、37ページを御覧ください。

庁舎管理経費1710庁用・機械器具購入費として、AED10台の更新と通話録音装置10台を購入しております。

続きまして、38ページを御覧ください。

下段ですが、目2文書広報費は1,353万8,402円の支出でございます。文書発送のための郵送料、起案文書等の文書管理、例規システムに関する費用となります。

次に、39ページを御覧ください。

下段ですが、目5財産管理費は2億8,347万1,928円の支出でございます。財産管理に関する経費として、火災保険料、公有財産管理システムに関する費用等を支出してございます。節24積立金は2億7,918万3,000円積立てを行っております。一番大きなものが40ページ備考欄2480公共施設等整備基金の積立金で、2億900万円を積立てしてございます。

目6企画費は2億8,064万1,890円を支出してございます。備考欄二重丸、てるてる坊主のふるさと応援寄附金経費1210ふるさと納税業務委託料は、管理会社2社に払う業務委託料、返礼品代等です。1310システム使用料は、ポータルサイト運営会社に支払うシステム使用料で、当年度は、「Amazonふるさと納税」を追加し、11社体制といたしました。返礼品の拡充や見直しも行い、寄附金増額につながりました。

また、皆様から頂いた寄附につきましては、小・中学校給食費の補助などに活用させていただきました。なお、2410池田町てるてる坊主のふるさと応援基金積立金は6,200万8,199円となっております。

その下の備考欄二重丸、企画一般経費では、北アルプス広域連合経常費負担金などを支出してございます。

また、41ページを御覧ください。

1890地域おこし協力隊起業補助金は、1名の方への交付となります。次の二重丸、情報処理費は、町の運営に欠かせない情報処理に関する経費です。1220電算委託料は、戸籍システムクラウドネットワーク構築に関する経費が加わり、増額しております。1221電算保守委託料もブラウザ分離システムに関する保守委託料等により増えております。1228LINE公式アカウント運用委託料は、運用開始のため新規経費であります。

次に、42ページを御覧ください。

下段の二重丸、広報広聴経費ですが、ホームページリニューアル作業委託料を支出し、12月からリニューアルいたしました。LINE配信も含め、積極的に町の情報を配信しております。

43ページ、二重丸、交流事業ですが、岡村西部自治会少年少女交流事業委託料を支出し、子供たちがコロナ禍後、令和5年度の池田町訪問に引き続き、5年ぶりに横浜訪問を行いました。

次の二重丸、地域おこし協力隊事業（ITリテラシー向上等）ですが、1名の地域おこし協力隊の活動として、町のDX、ITリテラシー向上に取り組みました。特に町民向け教室として、スマートフォン講座を延べ90回開催するなど、より多くの方の生活の利便性が向上するよう努めています。

次の二重丸、地域おこし協力隊活動経費（移住定住等）ですが、1名の協力隊の活動に関する経費です。広報での4コマ漫画連載が好調である上、町ホームページやSNS、移住関係のメディアサイトにも情報を掲載しています。

44ページ、二重丸、移住定住推進事業でも移住定住促進に努めております。工事請負費等により、寄附を受けた住宅を短期宿泊することにより町の環境を体験できるお試し住宅とするよう整備いたしました。なお、この住宅は今後オープンする予定です。

45ページ、1830移住定住補助金は、新築・中古購入に対する定住補助金で、新築16件、中古購入6件が該当です。1850U I Jターン就業・創業支援事業補助金は、2名に対し交付しております。1860空き家バンク活用事業補助金は、空き家バンクを活用した物件に対する補助で、整備12件、改修14件分を交付いたしました。

次の二重丸、空き家対策事業でも空き家問題に取り組んでおります。1220空き家対策業務委託料では、都市計画区域内の空き家の全棟調査を実施しております。現地調査を行った上、推定空き家の所有者に意向調査を行いました。また、1850空家解体事業補助金は17件に交付してございます。

次に、46ページを御覧ください。

目7の自治振興費は1,651万6,900円の支出でございます。備考欄1815元気なまちづくり事業補助金は、予算削減のため、令和3年度から2年間、新規のまちづくり事業を交付しておりませんでしたが、当年度からは再開し、3件を交付し、建設資材支給事業は6件を交付いたしました。

次に、目8の交通安全防犯対策費は519万4,903円を支出しております。備考欄二重丸、交通安全対策経費では、工事請負費として保育園統合に伴い、一丁目にグリーンベルトを設置し、死亡事故発生を受け、豊町に自発光式道路鉢を1基設置してございます。今後も交通安全対策に取り組んでまいります。

また、47ページにあります自転車用ヘルメット購入費補助金は、道路交通法の改正により自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことに伴い、当年7月から中高生等及び65歳以上の高齢者を対象に交付を開始したもので、対象は17件でした。

次に、目9バス等運行事業費は5,830万6,489円の支出でございます。主な経費ですが、次の48ページを御覧ください。

備考欄1210バス運転業務委託料4,891万8,100円は、昨年度より860万円ほど増加しております。こちらは18歳以下無料化に伴う対応として、通学時間帯の混雑回避のため2台体制で運行を行ったためです。ただし、乗車実績がなかった路線は1台体制に戻し、松川線第2便のみ2台体制で運行いたしました。なお、乗客数の状況は、対前年度比61.8%増の6万5,251人となっております。

続いて、1410工事請負費ですが、バスセンタートイレの水洗化及びバリアフリー化を行った経費となります。

次に目11防災対策費は471万3,194円を支出してございます。防災行政無線保守管理委託料、気象観測システム使用料等が主な経費です。

次に、50ページを御覧ください。

項2徴税費、目2賦課徴収費は2,546万5,640円を支出してございます。電算委託料、地方税電子申告支援サービス業務委託料等が主な経費です。

次に、51ページを御覧ください。

目3定額減税補足給付金事業費7,505万854円を新規で支出してございます。こちらは、納税者及び扶養者ごとに住民税所得割1万円、所得税3万円の定額減税が行われた際、税額が発生したものの減税限度額に満たない方に対して、差額を支給したものです。18-1定額減税補足給付金の支給対象者は1,811人であります。このほかに電算委託料等を支出しております。

次に、項3、目1戸籍住民基本台帳費では3,427万7,928円を支出しております。備考欄二重丸、戸籍住民基本台帳一般経費は対前年度比92.5%の増ですが、戸籍システムブックレス・クラウド化及び戸籍に振り仮名を記載する業務に関する費用等のためです。

次に、53ページを御覧ください。

項4選挙費、目3衆議院議員選挙費では652万878円を支出しております。従事者の報酬・手当、ポスター掲示に係る費用等になります。

次に、55ページを御覧ください。

款3民生費の支出済額は15億4,081万3,052円で、対前年度比1.8%の減となります。歳出全体の中で、30.4%と一番大きなウェートを占めております。翌年度繰越額は61万6,000円で、妊婦支援給付金に係る電算システム改修の費用であります。

項1社会福祉費、目1の社会福祉総務費は、1億6,375万1,973円の支出でございます。

55ページ、備考欄下段の二重丸、医療介護総合確保基金事業は、高齢者支え合い拠点施設五丁目以下3か所の改修に対する費用です。県補助金と自治会協力金が充てられます。

56ページ中ほどの二重丸、出産祝金経費では、対象が18人と前年度より1人少なくなりました。

57ページ、備考欄の二重丸、国民健康保険特別会計繰出金経費は、保険基盤安定分、財政安定化支援分ほかの経費を繰り出ししております。目2の高齢者福祉費は2億1,039万7,454

円の支出でございます。高齢化率は42.1%、独り暮らし高齢者は772人と、ともに上昇しております。

主な事業としまして、備考欄二重丸、高齢者福祉事業では、58ページの19-1養護老人ホーム等入所措置費で、鹿島荘の3人分の措置費の支出をしております。なお、利用者からは負担金を納入いただいております。

その下の二重丸、後期高齢者医療事業では、後期高齢者医療療養給付費負担金として、長野県後期高齢者医療広域連合へ1億5,014万4,379円を支出しております。また、後期高齢者医療特別会計繰出は、保険基盤安定分と事務費分として繰り出ししております。

58ページ、目3の障害者福祉費は3億1,147万4,718円の支出でございます。当年度末で障害者手帳を所持されている方は927人でございます。自立支援、生活支援に関わるサービス等を行い、障害のある方が日常生活並びに社会生活を送れるようサポート事業を行っております。

59ページ、1927介護給付訓練等給付費では、入浴、食事等の居宅介護、施設における生活介護、施設入所支援等の介護給付金及び就労継続支援、自立支援等の訓練等給付金を支出しております。利用者は270人です。

次に、60ページ、目4の介護保険費は1億8,208万4,950円の支出で、北アルプス広域連合への介護保険広域連合負担金が主な支出でございます。当町での要支援・要介護者数は、1号、2号合わせまして、年度末時点で619人が認定されております。

目5の地域包括支援センター運営費は5,666万9,869円の支出でございます。支出額は前年度とほぼ同じで、要支援1、2及びA型を対象としたケアプラン策定委託や生活支援コーディネーター経費も含めた生活支援体制整備を池田町社会福祉協議会へ委託し、行っております。

次に、63ページを御覧ください。

目6介護予防・日常生活支援総合事業費では1,167万5,894円を支出しております。支出額は前年度とほぼ同じです。備考欄二重丸、介護予防普通啓発事業では、例年行っている体操教室、学習会等に加え、健康長寿を目指し、健康づくり講演会を開催いたしました。

64ページ備考欄二重丸、介護予防・生活支援サービス事業では、通所型サービスBを実施する地域団体が1つ増えました。この事業は、ボランティア主体で通いの場を設け、定期的な交流会、会食等を行うもので、生活支援コーディネーター及び池田町支え合い・助け合いを考える協議会の働きかけ等により実現したものです。

65ページを御覧ください。

目7医療給付事業費の支出済額は7,463万1,013円です。こちらは福祉医療給付に関する経費で、給付費は1,547人の受給者へ支給しております。受給者数、支給額ともに前年度と大きな差はありません。

目8の総合福祉センター管理費は5,070万3,698円の支出で、前年度より32.3%増額しております。電話設備更新、エレベーター修繕、エアコン改修工事等多額な経費を支出したためです。なお、エレベーター修繕は前年度からの繰越し事業です。施設の利用人数は、入浴施設、会議等合わせて、延べ3万4,024人で前年度より増加し、利用料収入も増えております。

次に、67ページを御覧ください。

目10の福祉企業センター費は2,408万4,867円の支出でございます。指導員6人の人件費と24人の作業員工賃が主な経費で、企業12社からの工賃収入と県からの授産施設事務費負担金等を財源に、福祉企業センターの事業運営を図っております。

次に、68ページを御覧ください。

節11多世代支援事業費は2,834万952円の支出であります。実相談人数は501人と100人ほど増加し、延べ相談件数は5,015件となっております。

69ページを御覧ください。

下段備考欄二重丸、こども家庭センター設置準備事業は新規事業で、工事請負費では壁面及び引き戸取付け、カーペット張替え等の改修やシンク設置等を行っております。国・県からの子ども・子育て支援交付金が充てられております。

次に、70ページを御覧ください。

目13の新規住民税所得割非課税世帯臨時特別給付金支給事業では、1,887万656円を支出しております。国の施策により令和5年度実施した同等の給付金の対象外で、令和6年度、新たに住民税所得割非課税となった世帯に対し、1世帯10万円を給付。18歳以下の児童を扶養している場合は1児童5万円を加算する事業です。支給世帯は173世帯、子供加算は13世帯21人となっております。

次に、71ページを御覧ください。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は2億5,250万円7,637円を支出しております。備考欄二重丸、保育園運営事業は6,474万614円を支出しており、前年度より42.1%増えております。増額の大きな要因は工事実施で、池田保育園にエアコンや遊具設置、繰越明許費により、会染保育園にエアコン設置を行いました。

また、このほか施設修繕として保育園統合に向け、池田保育園駐車場案内表示、安全施設設置（区画線・標識板設置）等も行っております。備品購入費も統合後、不足する物品等購入のため増額しております。

次に、75ページを御覧ください。

目3児童福祉費は1億1,721万4,627円を支出しており、前年度より15.5%増額しております。児童手当拡充のためで、児童手当給付費はもちろん、システム改修委託料も新規で支出しております。児童手当給付対象者は延べ9,675人で、前年度より458人増えております。

目4児童センター費は2,314万5,079円支出しております。児童センター、児童クラブ、放課後子ども教室運営に係る経費、人件費になります。

76ページ、備考欄1213夏休みお楽しみ企画業務委託料は、児童クラブ、放課後子ども教室合同で開催したJUMP-JUMP parkの経費であり、ライフスポーツ財団子ども活動支援補助金の交付を受け、運動遊びプログラムを実施した経費となります。事業実施後も継続して、運動遊びが展開されております。

次に、77ページを御覧ください。

款4衛生費の支出済額は2億5,554万6,023円で、対年度比3.4%の減となっております。翌年度繰越額は232万5,000円で、池田町墓地公園トイレの撤去及び設置に係る費用となります。

項1保健衛生費、目1保健衛生総務費では8,356万8,461円の支出で、10年間補助の最終年度となる北アルプス医療センターあづみ病院増改築工事補助金等が主な支出となっております。

次に、78ページを御覧ください。

目2の予防費は6,217万5,499円の支出で、病気の予防・早期発見、健康基盤形成のための事業費でございます。備考欄二重丸、予防接種事業1217新型コロナワクチン接種委託料は、特例臨時接種が令和6年3月31日をもって終了し、65歳以上の高齢者等を対象とした定期接種に変更となったことから新規で支出したものです。接種者は779人で、接種率は19.5%でございました。

次に、81ページを御覧ください。

目3環境衛生費は978万1,616円の支出で、環境衛生改善、地球温暖化対策のための経費や池田松川施設組合葬祭センター分の負担金を支出してございます。

次に、83ページを御覧ください。

項2、目1清掃費は9,127万4,699円の支出でございます。一般廃棄物収集委託料、一般廃棄物処理管理委託料及び穂高広域施設組合負担金が主な支出であります。ごみの収集量は可燃物1,261トン、不燃物が20トンで、1人当たりの可燃物は、減少した前年度よりやや増えて139.1キロでありました。

84ページ下段、款5労働費は554万3,000円の支出で、85ページ、備考欄2010勤労者生活資金等預託金の支出が主なものでございます。新入社員の歓迎会は、事業8社から前年度より9人多い、54人の参加がありました。

次に、款6農林水産業費の支出額は3億571万7,552円で、対前年度比10.5%の増となつております。翌年度繰越額は7,921万円で、会染西部地区農地耕作条件改善事業に係る工事請負費等になります。

項1農業費、目1の農業委員会費は1,736万5,940円の支出で、農地法申請、農地転用の許可等や農用地利用集積事業で、農地の貸し借り等について意見決定をするなど、農業委員会運営に関わる経費でございます。農地法申請に伴う許可件数は32件、農地転用許可面積は1万5,730平方メートル、農用地利用集積件数は227件となっております。年度末現在の利用権設定総面積は56万1,768平方メートルとなっております。

備考欄1226地域計画（目標地図）作成業務委託料は、前年度に実施した農業経営者意向調査の結果を基にした10年後の耕作者などを反映した目標地図の素案を作成するものであり、県補助金が充てられております。

次に、86ページ下段、目3農業振興費は9,657万9,014円の支出で、前年度より35.3%増額しております。農業振興に関し、多くの委託事業、負担金・補助金交付を行っております。

新規事業ですが、87ページ備考欄1211地域計画策定・支援業務委託料でございます。こちらは将来の農地利用等見える化するもので、農業委員会費で作成された地図と併せて、県補助金が交付されております。

次に、1214農地管理委託料ですが、社口原農地に関するものです。続いて、1250測量調査設計監督委託料ですが、長野県土地改良事業団体連合会に林中地区における圃場整備計画の構想図作成と、中山間地域農業農村総合整備事業の基本計画作成のための現地調査及び測量調査を委託したものです。

次に18-2産地パワーアップ事業補助金ですが、池田町農業再生協議会を通じて、産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる農業機器の導入を支援したもので、国の事業を活用した県補助金が交付されております。

次に、88ページ、備考欄1911農業振興支援職員負担金ですが、大北農業協同組合に農業振興専門幹出向に係る人件費負担金を支出したものです。下段ですが、1976配合飼料高騰対策事業補助金は、畜産事業者2者に交付したもので、国の地方創生臨時交付金が充当されております。

その他、前年度に引き続き営農支援センター運営活動負担金、中山間地域直接支払補助金及び農業次世代人材投資資金等を支出しております。

備考欄下段の二重丸、花とハーブの里づくり事業ですが、池田町ハーブセンターとハーブガーデン及びガラス温室の指定管理委託料が主な経費です。花の里づくり推進補助金の交付件数は、前年度より4件少ない26件でした。

90ページ、二重丸、地域おこし協力隊活動事業（農政）は、5人分の活動経費となります。町の農業振興に取り組んでおります。

次に、91ページを御覧ください。

目9の土地改良費は1億1,373万9,461円の支出です。翌年度繰越額7,921万円は、会染西部地区農地耕作条件改善事業の委託料及び工事請負費になります。

備考欄二重丸、農業農村整備総務費1210圃場整備書類作成委託料ですが、国の事業を活用した県補助金を受け、長野県土地改良事業団体連合会に、圃場整備事業林中地区換地等調整業務を委託した事業です。下段の1280圃場整備書類作成委託料（繰越明許費）は、会染西部地区創設非農用地基本計画策定業務委託料となります。

92ページを御覧ください。

1810農業農村整備事業負担金は、会染西部地区の圃場整備に係る地元負担金として支出しております。中段の1878多面的機能支払交付金は、のり面の草刈り、水路の泥上げ等を行う農地維持活動、水路、農道等の軽微な補修や環境保全を行う共同活動及び水路更新、舗装等施設の長寿命化を行った地区へ、池田町農業再生協議会を経由して交付金を支出したものでございます。

その下の二重丸、農業農村整備管理費のうち主な経費ですが、93ページ、1850維持適正化事業負担金は、池田町土地改良区へ土地改良施設補修及び工事負担を5年間分割で支払う拠出金です。次に、1863農業農村整備事業負担金は、多面的機能支払交付金で対応できない水路改修を池田町土地改良区が実施するため補助を行ったものです。

次に、項2林業費、目1林業振興費は2,447万1,979円を支出してございます。備考欄二重丸、林業振興事業では樹木破碎機など森林整備に必要な物品を購入しております。

94ページ、二重丸、松くい虫被害対策事業では、県補助を受けた事業3件と町単独で実施した事業3件の森林整備を行っております。

次の二重丸、有害鳥獣対策事業ですが、18-1 有害鳥獣駆除補助金交付額は362万8,240円で、72.4%増額しております。池田町有害鳥獣対策協議会への補助が倒木による電気柵修繕等で増額しているほか、個人へ交付する電気柵資材購入補助も1件から6件に増えております。鳥獣の捕獲実績も前年度より2倍近く増え、被害も高まる中、対策の強化に取り組んでおります。

次に、95ページ、二重丸、地域おこし協力隊活動事業（有害鳥獣対策）ですが、1名の隊員の活動経費になります。積極的に有害鳥獣対策に取り組んでおります。

次に、96ページを御覧ください。

款7商工費の支出済額は1億1,613万2,046円で、対前年度比20.9%の減でございます。減額の主な要因は、前年度に行った地方創生臨時交付金事業である物価高騰対策商品券発行に関する事業費皆減のためです。

項1商工費、目1商工振興費は8,492万2,701円の支出でございます。備考欄二重丸、商工振興事業では、1867工場誘致助成金を工場を増築した事業所に対し、交付しております。

続いて1870エコ住宅リフォーム補助金の交付件数は44件で、前年度より3件増えております。97ページ備考欄二重丸、地域おこし協力隊活動事業（商工）の経費は、当年10月より勤務している1名の協力隊の活動費です。

次に、98ページを御覧ください。

備考欄二重丸、まちなかの賑わい拠点施設運営事業ですが、1260指定管理委託料は、当年度から新たに3年契約で契約し直したものです。

次に、目2観光費の支出は2,686万7,779円です。下段1863池田ふるさと祭り事業補助金ですが、ふるさと祭り池田あっぱれを5年ぶりに開催したため、支出額が増えております。また、99ページ、備考欄1889ワインマルシェ負担金も5年ぶりに開催したワインイベントへ、開催負担金を新規で支出しております。

次に、款8土木費の支出済額は2億4,825万5,096円で、対前年度比44%の減となっております。前年度に比較して全体的に工事の規模が少なくなっている上、下水道事業会計負担金が半分以下に減っていること等が要因です。翌年度繰越額は577万8,000円でございます。

項1土木管理費、目1土木総務費の支出額は1,870万5,154円で、道路台帳整備委託料等経常的経費の支出となります。

次に、101ページを御覧ください。

項2道路橋梁費、目1道路橋梁維持費の支出額は7,197万7,262円であります。翌年度繰越額は379万8,000円であり、舗装個別施設修繕事業による正斜線の工事請負費、負担金でございます。

備考欄二重丸、道路維持経費では、道路維持管理経費として草刈り、危険木撤去のほか、道路、路肩等63か所で修繕を行っております。道路補修工事は町道3か所の工事を行っております。除雪については、主要な生活道路として一次除雪117路線、二次除雪85路線を対象に事業を委託し、行っております。

次に、102ページを御覧ください。

備考欄二重丸、道路橋等の定期点検修繕事業では、11橋の点検と道路橋の修繕を1か所で行っております。その下の二重丸、舗装個別施設修繕事業では、繰越明許費も合わせて町道1か所の舗装修繕を行っております。

目2道路舗装費は501万6,000円の支出でございます。町道1か所の舗装工事を行っております。翌年度繰越額198万円は、町道三ツ農線に係る工事請負費であります。

次に、目3交通安全対策事業の支出済額は、932万249円となっております。施設修繕では対前年度比201.7%増額しており、翌年度に保育園統合を控え、池田保育園周辺の道路安全施設修繕ほか、数多くの修繕を行いました。工事請負費も区画線、道路反射鏡等安全施設設置工事を行いました。

次に、103ページを御覧ください。

項4都市計画費、目1公園事業費は2,295万7,037円を支出しております。104ページ、備考欄二重丸クラフトパーク管理経費ですが、主な経費は電気料で、そのほかクラフトパーク県道沿案内看板設置工事や除雪機1台を購入しております。

次に、105ページを御覧ください。

目2公共下水道事業費は1億640万円の支出でございます。こちらは全て下水道事業会計の負担金であり、前年度より1億8,360万円減っております。これは当年度より資本費平準化債の枠（発行可能額）が拡充されたことにより、下水道事業会計の資金繰りは、こちらの活用額を増やして対応することになったためです。

次に、目3都市計画総務費は252万5,100円の支出でございます。備考欄1228都市計画基礎調査委託料は、国土交通省令の定めにより5年に一度、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、土地利用及び交通などの現況や将来の見通しを調査するものです。

項1住宅費、目1住宅管理費の支出済額は392万6,962円で、町営住宅維持管理経費や町民の方の安全な住宅環境を保つための経費でございます。

106ページ、備考欄二重丸、住宅・建築物安全ストック形成事業では、住宅耐震診断を委託により8件を行い、住宅耐震改修事業補助金を1件交付しております。国・県の補助を受け、町民への補助額を拡充して対応いたしました。

款9消防費の支出済額は2億1,526万7,696円で、対前年度比15%の増でございます。翌年度繰越額は6,504万6,000円で、避難所環境充実のための災害資機材に関する経費であります。

項1消防費、目1の常備消防費は、北アルプス広域連合常備消防費負担金でございます。目2の非常備消防費は4,438万1,505円の支出でございます。

備考欄二重丸、非常備消防経費では、団員に対する報酬をはじめ分団活動及び訓練等の経費及び公務災害補償等共済基金負担金などが主な支出でございます。また、国の補助を受け消防団員用新基準活動服等を購入しております。消防団員数は、定数230人のところ、202人となっております。

108ページを御覧ください。

目4災害対策費では、449万7,598円の支出で、全て防災備蓄用消耗品費でございます。企業版ふるさと納税を充当し、例年購入している物品に加えて飲料用簡易水槽を購入し、各自治会へ配布いたしました。

款10教育費の支出済額は4億8,998万2,969円で、対前年度比7.7%増となっております。翌年度繰越額は77万1,000円で、会染小学校手洗い扉修繕に係る経費です。

109ページ、項1教育総務費、目2の事務局費は9,626万9,698円の支出でございます。備考欄二重丸、教育委員会事務局一般経費では、新規で義務教育のあり方検討委員会委員報酬の支出や例年と同じく入学祝い金、ＩＣＴ教育に関する経費及び就学援助費等の支出をしてございます。

111ページ、備考欄二重丸、子どもの学び支援塾事業では、新規で部活動地域移行コーディネーターへの謝金等を支出してございます。

次に、113ページ、項2小学校費の支出済額は8,359万6,623円で、小学校の管理運営経費、教育に係る経費で、例年と大きな違いはありません。両小学校ともパソコン教室の床を改修し、エアコンの更新を行い、英語の授業を受ける教室等として活用を図っております。ＩＣＴ教材等に係る使用料は、両小学校分を池田小学校教育振興経費から支出しており、デジタル教科書も活用し、ますます充実しております。

次に、118ページを御覧ください。

項2 中学校費の支出は5,518万5,588円で、前年度より10.2%増額しております。教材購入費が増えたこと等によります。目1学校管理費での支出修繕は、照明器具LEDランプ交換ほかを行っております。目2教育振興費では、ICT教材等に係る費用はもちろん、翌年度からの4年に一度の教科書改訂に備え、教師用指導書や教材を購入したほか、国庫補助により、老朽化や不足している理科備品を購入いたしました。

飛びますが、121ページを御覧ください。

項4社会教育費、目1の社会教育総務費は3,276万4,321円の支出でございます。備考欄二重丸、社会教育振興経費は、社会教育委員報酬や芸術文化協会補助金の交付等をしております。

また、7-10文化芸術振興報奨金は新規に設けられたもので、芸術・文化に関するブロック大会（北信越大会等）以上の大会に出場する方に報奨金を交付することにより、その栄誉をたたえ、文化芸術活動の振興を図ることを目的としております。実績として、国際大会2件含む全国大会4件、ブロック大会1件分を交付いたしました。

次に、122ページを御覧ください。

目2公民館費は1,718万2,555円の支出でございます。備考欄の二重丸、交流センター管理経費では、光熱水費、施設管理等経常経費を支出しております。最も多い経費は電気料で、交流センターは591万6,039円を支出しておりますが、前年度より減っております。年間来館者数9万4,779人と開館以来、最も多い来館者があり、ますます住民が集う施設として親しまれ、有効に活用しております。

124ページ、目3文化財保護活用推進費では、東日本鉄道文化財団の助成を利用し、岡麓終焉の家の修繕をいたしました。「岡麓終焉の家応急修繕事業」実行委員会が行った修繕及び事務処理費51万2,512円の費用に対し、財団助成金50万円が交付され、町は実行委員会負担金分1万2,512円を支出しております。

目4の図書館費は1,909万6,784円の支出でございます。2,082冊の図書を購入し、年度末蔵書数は8万5,217冊となっております。また、前年度に町民の方から図書充実の目的で寄附を頂き、書籍を購入し、頂いた資料とともに「文楽・白風文庫」として設置いたしましたが、寄附金の一部を当年度に繰越しして、追加して書籍等を購入してございます。

次に、126ページを御覧ください。

項5記念館費は82万5,253円の支出でございます。前年度に引き続き、てるてる坊主童謡

まつりを開催したほか、中山晋平記念館等への鑑賞ツアーや記念館でのミニコンサート等も行いました。

127ページ、目6美術館費は2,982万4,800円を支出しています。前年度から指定管理者制度により美術館と創造館一体で管理を委託しておりますが、美術館では前年度に減った入館者数に大きな変化はなく、指定管理者の収益となる入館料及び販売額は、さらに減る結果となりました。

目8多目的研修集会施設費は710万8,622円の支出をしてございます。128ページ、1410工事請負費は、翌年度から場所を本施設へ移転して運営する中間教室等のため、エアコン設置とインターネット環境を行った経費です。

項6保健体育費目1保健体育総務費は1億805万933円の支出でございます。池田松川施設組合の給食センターに関する負担金が主な支出で、129ページ、備考欄1963池田松川施設組合負担金（給食費補助分）は38.7%増額しております。こちらは7月からの給食費を無償化したためです。

次に、目2の総合体育館費は2,823万1,474円の支出でございます。総合体育館の管理運営に関する費用となります。130ページ、中段1710序用・機械器具購入費は、バスケットゴール一式の購入代金で、スポーツ振興助成金が充てられております。

二重丸、体育振興経費での主な経費は、131ページ1883総合型地域スポーツクラブ補助金でございます。同クラブでは20教室が開催されているほか、小学校・児童クラブへ運動遊び指導等も行っております。

飛びますが、134ページを御覧ください。

款11公債費の支出済額は7億4,123万7,082円で、対前年度比4.6%の減となっております。令和4年度に繰上償還をし、額が大幅に増えましたが、令和5年度、6年度と減っております。

款12災害復旧費の支出済額は583万1,800円で、対前年度比89.7%の減であります。翌年度繰越額は788万8,000となっております。

項1公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費は、337万8,800円の支出でございます。現年発生公共土木施設災害復旧事業では、前年度からの繰越明許費分として、三郷の町道615号線道路災害復旧工事を行っております。支出額は、前年度に支払った前払い金を除く金額となります。なお、相道寺登波離橋線災害復旧に係る工事請負費及び負担金423万8,000円を翌年度に繰越いたします。

次に、項2農林水産業施設災害復旧費、目1農業用施設災害復旧費は245万3,000円の支出でございます。前年度からの繰越し事業として、豪雨災害復旧事業相道寺地区農地復旧工事を行っております。なお、相道寺地区の現年発生農業用施設災害復旧事業に係る工事請負費365万円を翌年度に繰越しいたします。

135ページ、最下段の一般会計の歳出合計でございますが、予算現額52億6,013万2,000円、支出済額50億6,256万5,864円、予算執行率は96.24%、支出額の対前年度比は2.8%の増となっております。翌年度繰越額は1億6,163万4,000円で、9事業を翌年度へ繰越しいたしました。

次に、136ページを御覧ください。

実質収支に関する調書ですが、1、歳入総額51億4,922万円、2、歳出総額50億6,256万5,000円、3、歳入歳出差引額8,665万5,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源の(2)繰越明許費繰越額4,100万6,000円、5、実質収支額4,564万9,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金は2,290万円でございます。

基金繰入額につきましては、基金条例に基づいて、当該年度の実質収支額の2分の1以上の額を翌年度中に財政調整基金へ繰り入れることが規定されておりますので、決算承認後に積立てをいたします。

次に、137ページを御覧ください。

令和7年3月31日現在の財産に関する調書でございます。

公有財産、(1)土地及び建物の関係でございます。

土地につきましては変動がなく、年度末現在で53万6,418平米を有しております。

建物につきましては木造で9平方メートルの増で、年度末現在では6万7,358平米となります。

内容につきましては、138ページの増減理由のとおりであります。

次に、139ページを御覧ください。

左上の(2)有価証券については、年度末の現在高は8,942万7,000円であり、(3)出資による権利につきましては6,794万1,000円で、前年度と変わりありません。

次に、2の物品につきまして、公用車両の関係になりますが、廃車等により2台の減で、年度末現在71台を保有しております。

次に、一番下の3、債権でございますが、池田町小企業振興資金あっせん預託金につきましては、八十二銀行と松本信用金庫にそれぞれ1,500万円の資金を預託し、勤労者生活資金

等預託金については、500万円を長野県労働金庫へ4月の年度当初に預託し、3月の年度末に返還していただく手続を取っておりますので、年度末現在においてはゼロとなっております。

次に、右側の4、基金でございますが、表の区分に記載してございますとおりの基金を保有しております。各区分2段で記載されておりますが、決算年度中の増減高は、上の段で令和6年4月1日から令和7年3月31日までの増減高、下の段は令和7年4月1日から5月31日までの出納整理期間中の増減高でございます。

一番下の新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金は、令和5年度末で効力を失っておりますが、令和6年4月以降に残額を一般会計に入金したため記載しております。

各基金の増減高、現在高は御覧のとおりですので、説明は省略させていただきます。基金の円単位での合計は、3月31日現在で2億9,977万1,486円増加し、年度末である3月31日現在では26億1,994万5,556円の保有高でございます。また、出納整理期間中の増減まで含めますと、5月31日現在では29億4,104万7,339円となります。

なお、決算書での4、基金については1,000円単位で端数調整がされています。

以上が一般会計の決算であります。

続きまして、認定第2号 令和6年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定についての御説明を申し上げます。

144ページを御覧ください。

歳入につきましては、前年度繰越金の608万5,240円のみでございます。

次に、145ページの歳出ですが、支出はございませんでした。

146ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

1、歳入総額608万5,000円、3、歳入歳出差引額及び5の実質収支額は、それぞれ608万5,000円で同額となります。

なお、1,000円未満は端数処理されます。

以上が工場誘致等特別会計の決算でございます。

次に、認定第3号 令和6年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての御説明を申し上げます。

年度末の国民健康保険の加入世帯数は1,264世帯、被保険者数は1,819人であります。前年度末より81世帯、150人減となり、ここ近年は減少傾向にあります。

151ページを御覧ください。

歳入ですが、款1国民健康保険税の収入済額は1億7,578万7,941円で、対前年度比6.9%の増となっております。不納欠損は31人232件、額にして224万5,047円を処分しております。収入未済額は1,808万3,435円で、翌年度へ滞納繰越額として引き継いでございます。現年分徴収率は97.81%、滞納繰越分は33.98%となっております。

次に、152ページを御覧ください。

款3国庫支出金の収入済額は148万1,000円で、新規で社会保障・税番号制度整備費補助金の交付があつたため、増額しております。

款4県支出金の収入済額は7億2,401万2,049円で、前年度とほぼ同じです。

款6繰入金の収入済額は6,552万3,786円で、対前年度比24.6%の減となっております。

目1一般会計繰入金は国保財政等安定化のため、一般会計からの繰入れを行っております。153ページの項2基金繰入金につきましては、400万円の繰入れを行い、被保険者の負担軽減を図っております。

154ページ最下段、歳入合計は予算現額9億6,918万9,000円、収入済額9億7,555万4,948円、収入済額の対前年度比は1.2%の減となり、また、不納欠損額は224万5,047円、収入未済額1,808万3,435円という歳入の決算でございます。

次に、155ページの歳出を御覧ください。

款1総務費の支出済額は、対前年度比39.9%増の647万4,241円となっております。増額は、1222国保電算システム改修委託料を新規で支出しているため、マイナンバーカードと保険証の一体化対応に係る経費であり、国庫補助金が充てられております。

款2保険給付費の支出済額は7億134万1,979円で、対前年度比0.8%の減となりました。

156ページ、項1の療養諸費の支払済額は、対前年度比1.4%の減ですが、項2高額療養費については、対前年度比3.4%の増となっております。当年度の国保保険者別医療費の速報値では1人当たりの医療費は43万518円で、対前年度比5%増額しており、県内順位は金額の多いほうから22位と14位上がる結果となりました。

次の157ページを御覧ください。

款3国民健康保険事業納付金の支出済額は2億2,894万4,267円で、対前年度比5.1%の減となっております。

158ページ、款4保健事業費は2,424万4,337円の支出がありました。主な支出は、項2特定健康診査等事業の1260特定健診等委託料等になります。年度末での特定健康診査の受診者数の状況は、システム入力分で928人、受診率62.3%という実績でございます。

特定保健指導事業では、特定健診及び結果説明会をそれぞれ16回、中間検診は検診及び結果説明会をそれぞれ2回実施してございます。

160ページ、最下段の歳出合計でございますが、予算現額9億6,918万9,000円、支出済額9億6,847万9,195円、予算執行率は99.9%となっております。

161ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

1、歳入総額9億7,555万4,000円、2、歳出総額9億6,847万9,000円、3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額707万5,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金は400万円でございます。国保条例に基づいて当該剰余金の2分の1以上の額を基金へ繰り入れるものでございます。決算承認後、国保財政調整基金へ積立てをいたします。

以上が国民健康保険特別会計の決算でございます。

次に、認定第4号 令和6年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての御説明を申し上げます。

166ページを御覧ください。

歳入でございます。

款1後期高齢者医療保険料の収入済額は1億4,541万9,520円、対前年度比17.6%の増であります。収入未済額は67万80円で、翌年度へ滞納繰越額として引き継いでございます。全体の徴収率は99.54%で、前年度より0.14%向上しております。

款3繰入金の収入済額は4,673万3,468円で、対前年度比10.4%の増となっております。一般会計からの繰入金でありますが、事務費繰入金と、保険基盤安定繰入金でございます。

次の167ページの最下段を御覧ください。

収入合計は、予算現額1億9,204万4,000円、収入済額1億9,236万8,734円、収入額の対前年度比は15.6%の増となっております。

続きまして、168ページの歳出を御覧ください。

款1総務費は平均被保険者2,308人に係る資格、給付申請事務、保険料決定通知、納付書発送などの事務的経費の支出でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は1億9,142万1,788円で、対前年度比16%の増となっています。県広域連合への事務費負担金、基盤安定負担金、保険料負担金が支出の内容であります。

最下段を御覧ください。

歳出の合計でございますが、予算現額1億9,204万4,000円、支出済額1億9,203万3,163円、予算執行率は99.9%となっております。

169ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

1、歳入総額1億9,236万8,000円、2、歳出総額1億9,203万3,000円、3、歳入歳出差引額及び5の実質収支額は33万5,000円であります。

以上が後期高齢者医療特別会計の決算でございます。

認定第1号から第4号の関係の説明は以上のとおりでございます。

○議長（横澤はま君）　補足説明の途中ですが、この際、暫時休憩といたします。

休憩　午前1時42分

再開　午後　1時00分

○議長（横澤はま君）　休憩を閉じ、再開します。

午前中に引き続き、補足の説明を求めます。

議案第38号、議案第39号について山本建設水道課長。

山本課長。

〔建設水道課長　山本利彦君　登壇〕

○建設水道課長（山本利彦君）　それでは、議案第38号　令和6年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について御説明を申し上げます。

決算書は171ページからとなりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、水道事業会計業務報告につきましては、成果説明書111ページからとなりますので御覧いただきたいと思います。

それでは、決算書172ページの決算報告書を御覧ください。

初めに、水道事業会計の決算報告書の決算額は消費税込みの額で表示し、損益計算書等の財務諸表につきましては、消費税抜きの額で表示しておりますのでよろしくお願ひいたします。

まず、収益的収入及び支出につきまして、収入の決算額は2億5,417万8,685円、支出の決算額は1億9,708万6,912円でございます。

次に、173ページの資本的収入及び支出につきまして、収入の決算額は1,598万円、支出の決算額は1億3,428万440円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億1,833万

440円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額606万5,068円、当年度分損益勘定留保資金7,189万3,778円、減債積立金5万5,935円で補填をいたしました。

174ページの損益計算書につきまして、1の営業収益は1億9,239万1,043円で、2の営業費用は1億8,145万9,310円ですので営業利益は1,093万1,733円でございます。3の営業外収益は3,564万3,873円で、4の営業外費用では58万976円ですので、差引き3,506万2,897円となり、これによりまして経常利益は4,599万4,630円、5の特別利益では463万16円となり、当年度の純利益は5,062万4,646円となってございます。

また、前年度繰越利益剰余金は5億88万8,985円で、その他未処分利益剰余金変動額は5万5,935円ですので、当年度純利益を加えた当年度未処分利益剰余金は5億5,156万9,566円でございます。

次に、175ページの剰余金計算書について御説明をいたします。

剰余金計算書中段当年度変動額につきましては、減債積立金の取崩し分5万5,935円を未処分利益剰余金に整理し、当年度純利益5,062万4,646円を合わせました5,068万581円が未処分利益剰余金の当年度変動額となり、当年度末残高は5億5,156万9,566円でございます。

この未処分利益剰余金につきましては、剰余金処分計算書（案）におきまして当年度未処分利益剰余金5億5,156万9,566円のうち、5万5,935円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、条例第5条による処分では、未処分利益剰余金のうち2,800万円を処分し、決算認定後に利益積立金に2,800万円を積み立てるものでございます。

176ページの貸借対照表につきまして、まずは資産の部でございます。

1の固定資産は20億1,507万6,733円で、2の流動資産は7億2,429万770円ですので、資産合計は29億9,938万3,413円でございます。

次に、負債の部でございます。

3の固定負債は2,468万5,091円、4の流動負債は2,141万9,277円で、5の繰延収益は6億1,937万6,051円ですので、負債合計は6億6,548万419円でございます。

続いて、資本の部につきまして、6の資本金は10億7,237万1,044円で、7の剰余金は3億5,869万3,789円ですので、資本合計は23億3,390万2,994円となり、負債資本合計は29億9,938万3,413円でございます。

177ページ以降にはキャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収入支出明細書を記載してございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

経営状況につきましては、成果説明書の111ページを御覧いただきまして、給水人口が減少する状況の中、純利益5,062万4,646円を計上することができました。

令和6年度の事業としましては、中段の建設改良に記載してございますが、1丁目地区及び2丁目地区の配水管布設替工事、正科地区の配水管布設替工事設計業務委託、中区第二配水池送水ポンプ更新など、経年施設の更新を主に実施をいたしました。

今後につきましても、経営改善に積極的に取り組み、引き続き健全経営を維持しながら安全で良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

令和6年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定の説明は以上でございます。

次に、議案第39号 令和6年度池田町下水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について御説明を申し上げます。

決算書182ページの決算報告書を御覧ください。

決算報告書の決算額は消費税を含む金額、損益計算書等の財務諸表は消費税抜きの金額となりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、収益的収入及び支出につきまして、収入の決算額は4億5,302万6,171円、支出の決算額は3億8,393万8,740円でございます。

次に、183ページの資本的収入及び支出につきまして、収入の決算額は4億2,302万5,000円、支出の決算額は5億5,381万1,503円となり、資本的収入額は資本的支出額に不足する額1億3,078万6,503円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,035万9,967円、当年度分損益勘定留保資金1億1,081万621円及び減債積立金961万5,915円で補填をいたしました。

184ページの損益計算書について御説明をいたします。

1の営業収益は1億7,315万6,461円で、2の営業費用は3億3,671万8,751円ですので、1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業損失は1億6,356万2,290円でございます。

3の営業外収益は2億6,259万8,842円で、4の営業外費用では2,596万9,958円ですので、差引き2億3,662万8,884円となり、これによりまして、経常利益は7,306万6,595円でございます。

5の特別損失に370万6,200円を計上しましたので、当年度純利益は6,936万394円、その他未処分利益剰余金変動額961万5,915円を加えた当年度未処分利益剰余金は5億6,545万3,223円でございます。

次に、185ページの剰余金計算書について御説明をいたします。

剩余金計算書中段当年度変動額につきましては、利益剰余金の未処分利益譲余金は、当年度純利益6,936万394円に減債積立金に961万5,915円を加えた7,897万6,309円が当年度の変動額となり、繰越利益剰余金を加え当年度末残高は5億6,545万3,223円となります。

この未処分利益剰余金につきましては、下段の剰余金処分計算書（案）におきまして、当年度未処分利益剰余金5億6,545万3,223円のうち、減債積立金を取り崩した961万5,915円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、条例第5条に基づく処分では、未処分利益剰余金のうち2,800万円を決算認定後に減債積立金へ積立てを行うものでございます。

次に、186ページの貸借対照表について御説明をいたします。

まず、資産の部について、1の固定資産は78億4,166万395円で、2の流動資産は1億3,371万4,250円ですので、資産合計は79億7,537万4,645円でございます。

次に、負債の部でございます。

3の固定負債は24億4,765万869円、4の流動負債は6億67万3,835円で、5の繰延収益は39億5,239万7,487円ですので、負債合計は70億72万2,191円でございます。

続いて、資本の部について、6の資本金は2億494万225円で、7の剰余金は1億8,787万4,921円ですので、資本合計は9億7,465万2,454円となり、負債資本合計は79億7,537万4,645円でございます。

187ページ以降はキャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収入支出明細書を記載してございますので、後ほど御覧をいただきたいと思います。

経営状況につきましては、成果説明書の119ページを御覧をいただきまして、処理人口の減少といった状況の中、純利益6,936万394円を計上することができました。

令和6年度の事業といたしましては、中段の建設改良に記載してございますが、高瀬浄水園の空調設備の更新工事などを実施しております。

今後とも恒久的財産である下水道施設を適切に維持するとともに、その企業的性質を生かしながらより一層経営の効率化、健全化に努めてまいります。

令和6年度池田町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（横澤はま君） これをもって提案説明を終了します。

---

### ◎報告第17号、報告第18号の一括上程、報告

○議長（横澤はま君）　日程5、報告第17号　池田町財政健全化判断比率の報告について、報告第18号　池田町公営企業会計における資金不足比率の報告についてを一括して報告を願います。

矢口町長。

[町長　矢口　稔君　登壇]

○町長（矢口　稔君）　報告第17号及び報告第18号について一括報告をいたします。

まず、報告第17号　池田町財政健全化判断比率の報告についてであります。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づき算定した財政健全化判断比率を監査委員の審査に付し、議会へ報告するものであります。

財政健全化判断比率の判断4項目のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字がないため数値は発生しませんでした。実質公債費比率は昨年比0.2ポイント減の11.9%であります、今後の動向を注視してまいります。

その下の将来負担比率は、地方債などの将来負担額を充当可能財源等が上回るため、数値は算出されませんでした。

以上、いずれの比率につきましても、早期健全化基準に達しておりませんことを御報告させていただきます。

次に、報告第18号　池田町公営企業会計における資金不足比率の報告についてであります、これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づき算定した公営企業における資金不足比率を監査委員の審査に付し、議会に報告するものであります。

当町の令和6年度における公営企業会計は、水道事業会計、下水道事業会計の2会計であります、いずれの会計も資金不足比率の数値が発生せず、経営が健全であることを報告いたします。

以上でございます。

## ◎監査委員による令和6年度の決算審査意見について

○議長（横澤はま君）　日程6、監査委員による令和6年度の決算審査意見について報告を求めます。

中村代表監査委員。

中村監査委員。

〔監査委員　中村一雄君　登壇〕

○監査委員（中村一雄君）　代表監査委員の中村です。よろしくお願ひいたします。

それでは、報告申し上げます。

過日、大出監査委員と私中村2名で令和6年度の当町の決算審査を実施し、意見を取りまとめて理事者に意見書を提出したところであります。ここにその意見書の内容につきまして御報告をさせていただきます。

お手元の令和6年度池田町各会計決算及び各基金の運用状況等の審査意見書と題する資料を御覧ください。

この意見書は、令和7年7月30日、監査委員から町長宛て提出したものであります。

この審査並びに意見書の提出につきましては、タイトルの下に書かれているとおり、各法令に基づいて実施したものでございます。

それでは、中身を御報告させていただきます。

まず、審査の概要です。

審査の対象ですが、(1)審査の対象に記載しております①から⑧までのそれぞれの会計を対象とさせていただきました。

次に、審査の期間です。

(2)に記載のとおり、令和7年7月7日から令和7年7月17日まで、この間の実質7日間にわたりまして審査を実施いたしました。

ページをお進みください。

次に、審査の手続です。

(3)に記載のとおりでありますが、具体的には歳入歳出決算書ほか附属書類に基づきまして、担当の課の皆様から御説明をいただき、それに対してヒアリングをしたり、あるいは書面を提出していただいたりという、この項一番最後の辺りを御覧いただきますが、通常実施すべき審査手続を実施させていただいております。

なお、今回はやすらぎの里にございますこども家庭センターにこまるへ往査をしております。にこまるでは、利用者さんに非常に寄り添った丁寧な運営がされているなと感じて戻ってきた次第であります。

次に、大きな2番、審査の結果であります。

本文第1段落の2行目の後半辺りから御覧ください。

審査に付されたいづれの書類も法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿と照合した結果、誤りのないことを確認いたしました。

また、各基金の運用状況等につきましても、一番最後になりますが、誤りのないことを確認させていただいております。

次に、詳細に入ります。

まず、総括です。

総括の最初が決算の規模ですが、この書類2ページのこの表を御覧ください。

この表には予算現額、そして決算額、決算の歳入歳出、そして歳入歳出差額。それを一般会計、特別会計、合計の区分で記載してございます。

数字につきましては、先ほど来御説明があったとおりですので、後ほど表で御確認をいただきたいと思います。

この下、本文の一番最後ですが、この決算額のうち一般会計から特別会計への繰り出しは1億789万円余、また、一般会計への基金への繰入額は1,673万5,000円というふうになっております。

ページをお進みいただきまして、②が決算の収支になります。こちらのほうも2ページの表を御覧いただくのが分かりやすいかと存じます。表の決算額の一番下の行に歳入歳出差引額というのがあります、一般会計、特別会計とあります、一番右側の列に合計とあります。合計額の一番右下隅です、こちらが一般会計並びに公営企業を除く特別会計の決算収支ということになります。数字を読ませていただきますと、1億15万1,086円の黒字の決算でしたということであります。

3ページの②の本文に戻っていただきまして、最後の3行目です、決算剰余金のうち地方自治法等の規定によりまして、一般会計は財政調整基金へ2,290万円、国民健康保険特別会計では国保財政調整基金へ400万円、認定後に積立ての予定となっております。

総括の次が③予算の執行状況です。

予算の執行状況、収入につきまして、歳入につきましては、予算に対する決算額は収入率

という表現をしております。歳出につきましては、予算に対する決算の率は、執行率という表現をしております。

最初の段落の一番後ろの辺りです、収入率は98.4%、そして第2段落の1行目の真ん中ほどです、歳出の執行率は96.8%、いずれも前年を若干下回った結果となっております。

総括の④が財産に関する調書であります。

国有財産並びに有価証券出資に関する権利、基金について、それぞれ調書が作成されておりますが、いずれも特に問題なく処理はされておりました。

なお、基金につきましては、後ほど述べさせていただきます。

ページをお進みいただきまして、次に会計別意見に入らせていただきます。

会計別意見の最初が一般会計であります。こちらに記載の数字は2ページの表に記載の数字をまた御確認をください。

まず、歳入についてです。

イの歳入としまして、率にして2.50%の前年対比減ということになっております。また、歳入の構成比は、これは例年と大きく変わっておりませんで、第1順位が地方交付税、第2順位が町税、第3位が国庫支出金ということになっております。

また、基金からスポーツ振興基金、それから、てるてる坊主のふるさと応援基金、それぞれ取崩しが行われております。てるてる坊主のふるさと応援基金につきましては、後ほど所見というところでちょっとだけ触れさせていただきます。

次に、歳出であります。

数字につきましては、2ページの表で御確認をいただくとしまして、この項2行目の最初の辺りです、歳出、一般会計歳出の予算執行率は96.2%ということで、やはり前年を多少下回っております。

翌年度への繰越明許による繰越額につきましては、民生費から各項目ごとに書かれておりますが、それより1行、2行下です、総額1億6,163万4,000円の繰越明許による繰越しになっておりますが、町民の暮らしに影響が出るような大きな事業の繰越しは認められませんでした。

次の段落の公債費です。

7億4,123万7,082円ということで、前年に比べまして3,557万9,227円と減少をしていただいております。

この結果、歳出に占める割合は、前年を若干下回りまして14.6%というふうに改善をして

おります。

令和6年度決算に当たりましても例年と同様、各項目につきましてそれぞれ審査をさせていただきましたが、いずれも適正な処理がなされており、問題は認められませんでした。なお、このうち補助金につきましては、後ほど所見というところでちょっとだけ触れさせていただきます。

次が、各会計別意見の2番目は特別会計です。

この特別会計は2ページ表にある特別会計ということで、公営企業会計を除く3つの会計の合計になります。

2ページの表の特別会計の数字をそれぞれ項目ごとに、会計ごとに表示したのが5ページの上段の表になりますので、数字につきましてはこちらの表を御覧ください。

まず、1番上の行です。

池田町工場誘致等特別会計。これは移動、支出済がございません。移動がございませんでした。

2行目の行の池田町国民健康保険特別会計です。

収入済額、これが歳入と書いてありますけれども、そして支出済額、こちらが歳出ということになりますが、それぞれ記載の金額になります。

この収入済額のうち国保税というものに限って収入額を見てみると、1億7,578万7,941円ということで、前年度対比で6.9%とやや増えております。

その収納率ですが、現年分について見てみると97.81%ということで、前年を上回っております。

歳出につきましては、やはり保険給付費の支出が大きくて、全体の72.42%ということになっております。

その最後の3行ですが、国民健康保険特別会計の支出の大部分を占める保険給付ですが、なかなか計画的な事業執行というのは難しい分野ではありますけれども、当町におきましては、継続的に予防事業ということに力を入れていただいておりまして、それにより医療費の抑制に向かっている傾向が表れておりますので、引き続き取組を進めていただきたいというふうに思います。

会計別意見、特別会計の3つ目です、後期高齢者医療特別会計です。

数字は上の表の3行目を御覧ください。

下の本文の3行目辺りになりますけれども、現年分の収納率ということで書かせていただ

いております。特別徴収、普通徴収を合わせまして99.8%、かつ滞納繰越分の収納率は51.01%ということです。

歳出のほうは、ほとんどが後期高齢者医療広域連合への納付金ということになっております。

ページをお進みいただきまして、次が(3)池田町水道事業会計です。

これと(4)の下水道事業会計はいわゆる公営企業会計ということで、個別に会計をしております。

まず水道会計のイ営業ですが、こちらには事業の規模などを記載させていただいております。給水戸数、給水人口その他は記載のとおりですので御確認をください。

3行目の最初からですが、営業収益全体では1億9,239万1,043円ということで、前年度より26万2,838円の増加というふうになっております。

口としまして、経理ということで、こちらには収支の状況を書かせていただいております。

1行目の一番末尾の辺りからですが、税別で総収益2億3,266万4,932円に対しまして、総費用は1億8,204万286円ということで、5,062万4,646円の純利益、黒字を生ずる決算となっております。これを含みました年度末の利益剰余金は9億283万8,161円というふうになっております。

続きまして、(4)が池田町下水道事業会計です。

イの営業としまして、事業の規模を記載させていただいております。

接続戸数、水洗化人口、その他につきましてこちらに記載させていただいておりますので、後ほど御確認をください。

第2段落の2行目の最初の辺りからです。

営業収益全体では1億7,315万6,461円ということで、前年度より77万5,273円の増加ということになっております。

次に、口経理です。こちらには収支の状況を書かせていただいております。

1行目の末尾の辺りからです。

税別で総収益4億3,575万5,303円に対しまして、総費用は3億6,639万4,909円となりまして、6,936万394円の純利益を生ずる決算となっております。これを含みました年度末の利益剰余金は5億8,183万7,308円となっております。

いずれの会計も地方公営企業の独立採算の趣旨に沿った運営と合理化に努めていただいておりました。

水道につきましては、基本でありますいつでもどこでも安心して飲める水を十分に供給すると、この基本に沿った運営に努めていただきたいと思いますし、下水道事業につきましては、高瀬浄水園をはじめとする小施設の維持管理に努めていただきました。つきましては、企業債の償還残高の減少が進むように、これからも努力をお願いしたいというふうにお願いをいたします。

7ページにお進みいただきまして、この項、基金についてです。

こちらの本文には、各基金別の増減を記させていただいておりますが、次のページの表を御覧ください。先ほどの説明の中にあるものと全く同じものであります、こちらの8ページの基金と題する表に各基金別の前年度末現在高、令和6年度4月1日期始の額です。

それから、決算年度中の増減高、これは4月から3月までと水道整理期間である4月、5月の分と分けて2段書きをしてあります。

それから、一番右に決算年度末の現在高とそれぞれ基金の区分ごとに記させていただいております。

本文に書かれている増減につきましては、この決算年度中の増減高という数字を後ほど御確認いただければと思います。

この表の一番下の行を御覧ください。合計額というところです。

期終が23億2,017万4,000円というところでスタートいたしまして、期中の移動が、期中が2億9,977万1,000円、そして出納整理期間である4月、5月に3億2,110万2,000円、合計6億2,087万3,000円増額しております。

その結果、令和7年5月末の基金の総残高は、一番右下の隅、米印の後になります29億4,104万7,000円ということになっております。

基金の積み増しは図られておりますけれども、やはりまだ当町の財政状況、相変わらず厳しいことには変わりはありませんので、基金の取崩しには細心の注意を図っていただきたいというお願いをしておきたいと思います。

次に、9ページ、10ページがそれぞれ財政健全化と公営企業の健全化に関する意見です。

この意見書の趣旨は、先ほど町長から御報告がありました健全化に関する書類が適正に作成されているかという観点からの審査になります。

まず、令和6年度の財政健全化審査意見書ですが、財政健全化に関する書類は結果のところを御覧ください。(1)です。いずれも適正に作成されているものと認められます。

個別の意見につきましては、記の下の表を御覧いただければと思いますが、①、②の赤字

に関しては当町数字がございませんので入っておりません。実質公債費比率は、前年より若干改善しまして11.9ポイント、それから、④の将来負担比率も将来負担予想額よりも充当可能な財源額のほうが多いということで数字が発生しておりません。したがいまして、是正改善を要する事項は特にありませんという意見になりました。

次に、10ページにお進みください。

同じく公営企業会計における健全化の、先ほど報告がありました意見書に対する審査の内容です。

総合意見としまして、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別の意見としまして、水道、下水道ともに資金不足は生じておりません。したがいまして、是正改善を要する事項もありませんという意見になります。

最後に11ページを御覧ください。

令和6年度の決算、審査、意見ということで、これは監査委員の最後の所管を述べさせていただいております。

まず、総説といたしまして、令和6年度各会計とも黒字で決算することができました。不合理な予算の執行もなく、また、次年度に大きな影響を及ぼすような繰越事業も認められませんでした。総じて健全な行財政運営が図られたものと認められます。

本年の決算審査を通じた所見を以下に若干述べさせていただきますので、これを踏まえたところで引き続き健全かつ効果的、また効率的な行財政運営に努めていただきたいと思います。

2番所見です。

まず、1つ目としまして、中長期課題の共有についてということで挙げさせていただいております。

将来に向け、調和を保った行財政運営を維持するため、当町が抱える中長期的な課題、取組の方向性などについて全職員が共有を図り、意見を吸い上げるような方策を検討していただきたいということです。

2番目としまして、ふるさと応援寄附金の活用についてです。

ふるさと応援寄附金は順調に推移をしておりますが、そのほとんどが基金に積み立てられて事業化がまだされていない状態であります。とりわけ使途が指定された基金、寄附金については、早期の事業化をお願いしたいというふうに思います。

3番目としまして、効果的な補助金の執行についてであります。

補助金交付事業に係る実績報告等を抽出し、監査をさせていただきました。その結果、多額の繰越金を有する事業等につきましては、補助金を減額するなど、適切な対応が図られておりました。

今後もさらに、特に少額の補助金、あるいは定額の補助金等につきまして、対象事業の公益性、必要性、また補助額の妥当性等につき、不断の見直しを行っていただきまして、さらに適正かつ効果的な運用に努めていただきたいと思います。

最後が4番目、超過勤務の縮減についてです。

極端とまでは言えませんが、一部職員への超過勤務の偏りが散見されました。事務処理体制等に問題がないか再度検証していただきまして、全体として超過勤務の圧縮に努めていただきたいと思います。

特に、季節的に偏りがある事務についての柔軟な人員配置、あるいは新規事業を企画する際の処理体制の整備、こういったところに十分に配慮していただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、決算審査意見の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（横澤はま君） ただいまの決算審査意見報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

以上で決算審査意見報告を終了します。

---

#### ◎認定第1号より認定第4号、議案第38号、議案第39号の質疑

○議長（横澤はま君） 日程7、認定第1号より認定第4号及び議案第38号、議案第39号について、各認定、議案ごとに質疑を行います。

認定第1号 令和6年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

初めに、歳入関係、続いて歳出関係の順に行います。

まず、歳入全般、8ページから32ページについて質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出について、各款ごとに質疑を行います。

第1款議会費、33ページから34ページ、第2款総務費、34ページから55ページについて質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

薄井議員。

○9番（薄井孝彦君） 決算書の28ページにありますけれども、安曇野市のバスの運行協力金なんですけれども、令和5年度が23万8,000円、令和6年は26万7,000円と…。いいですか。違いますか。

○議長（横澤はま君） 薄井議員、歳入ということですか。

○9番（薄井孝彦君） 歳入です。

○議長（横澤はま君） 今歳出について各款ごとにということで。

○9番（薄井孝彦君） 歳出についてですけれども。

○議長（横澤はま君） 歳出でよろしいですか。

○9番（薄井孝彦君） すみません。

○議長（横澤はま君） はい、どうぞ。

○9番（薄井孝彦君） すみません、間違いました。歳入の件でよろしいですか。戻って。

○議長（横澤はま君） それでは続けてください。歳入で。

○9番（薄井孝彦君） すみません。

それで、一応、約3万円ぐらい増えているんですけども、できれば、議会のほうとしても、もう少しできれば、松川村が60万円やっていきますので、もう少し増やすように要望しているんですけども、この点についてどのような状況なのか、松川村との比較というのも難しいかもしれませんけれども、そういったものも比較をしながら、もう少し増やすような努力をお願いしたいと思いますけれども、その辺について伺いたいと思います。

○議長（横澤はま君） 滝沢課長。

○住民課長（滝沢健彦君） 今の安曇野市と松川村の金額の差額ということで質問なんですが、安曇野市につきましては、池田町の町営バスの利用実績というものをある程度試算した中で、その安曇野市民が利用した分について、ある程度の安曇野市の調査の中の試算においてその負担ということで出してしておりますので、これについては私どものほうで増額とい

うことで要望いたしました、安曇野市さんの考えがあるかと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（横澤はま君） 元に戻ります。

もう一度申し上げます。

第1款、第2款、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

次に、第3款民生費、55ページから77ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

次に、第4款衛生費、77ページから84ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

次に、第5款労働費、84ページから85ページ、第6款農林水産業費、85ページから95ページ、第7款商工費、96ページから99ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

次に、第8款土木費、99ページから106ページ、第9款消防費、106ページから108ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

次に、第10款教育費、108ページから133ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

次に、第11款公債費、133ページから134ページ、第12款災害復旧費、134ページから135ページ、第13款予備費135ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

以上で歳出について、各款ごとの質疑を終了しますが、認定第1号の全般について質疑はありませんか。

薄井議員。

○9番（薄井孝彦君） 池田町の財政について、今日の町長のあいさつの中で、全般的に改善されているということで総括的な意見があったと思いますけれども、財政調整期間というのが来年度で終了するということを含めて、それに向けてどのような財政改善の努力をされるのか、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。

財政の関係は、大きなハード的な投資をすればそれだけ減るという状況でありますので、まずは、総合計画や様々な計画にのっとって事務事業を執行していくということが大原則だとは思います。

その中で、令和8年という一つの行財政の改革推進委員会の皆さんからの答申に基づいて、令和8年まではしっかりとブレーキは踏めるものは踏んでいくという状況でありますけれども、来年1年間かけてそれをどのように改善していくのか、ブレーキからアクセルへどのように踏み変えていくのか、これで劇的に財政が改善するものではありませんので、やはり徐々にブレーキを外していくような取組をしていく必要があるかなというふうに思います。

それについては、また議会の皆さんと十分協議しながら、また、町民の皆さんとの懇談会等で来年以降どのような対応をしていったらいいのかという声は、幅広く承っていきたいというふうに思います。

○議長（横澤はま君） 他に質疑ありますか。

山崎議員。

○4番（山崎正治君） 関連質問でいいですか。

今薄井議員から出ました行財政改革ということで、委員会が昨年度1回、このようなところが今後あと令和8年度で終わるということですが、改革行財政緊急期間です、今後の開催予定です、最近行われておらなくて心配している方がおるんですが、そこら辺のところ今後どんな予定でしょうか。

○議長（横澤はま君） 山崎議員、今決算の質疑をしておりますので、もしそれに関連するようだったら、何ページのどこでしょうか。

[「関連質問です。薄井議員の」の声あり]

○議長（横澤はま君） よろしいですか、この議案に対しての質疑でありますので、よろしいでしょうか。

○ 4 番（山崎正治君） はい。

○議長（横澤はま君） ほかにありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって認定第1号についての質疑を終了します。

認定第2号 令和6年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

安部議員。

○ 3 番（安部 誠君） 特別会計の費用額は全くないわけなんですが、一応この工場誘致に対して、今回支出はありませんが、誘致に対しての活動はどのような状況なのか、それによつて使い方も変わってくるかと思いますので、御質問させていただきます。

○議長（横澤はま君） 下條振興課長。

○振興課長（下條浩久君） 特段こちらから積極的な売り込みというようなところまでは至つておりませんが、町長と共に東京ですとか大阪とか、そういう出張の際に池田町に関連する企業を回っておりまして、既に今年度も4か所ほど回っておりますが、そのような中でぜひ池田町に工場をというようなお話は常にさせていただいておりますので、そのようなことを続けていきたいというように考えております。

○議長（横澤はま君） 他に質疑ありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

認定第3号 令和6年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

認定第4号 令和6年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第38号 令和6年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第39号 令和6年度池田町下水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

以上で認定第1号より認定第4号及び議案第38号、議案第39号の質疑を終了します。

---

### ◎散会の宣告

○議長（横澤はま君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 1時51分

令和7年9月定例町議会

(第2号)

## 令和7年9月池田町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和7年9月2日（火曜日）午前10時開議

日程第 1 議案第40号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一括上程、説明、質疑

日程第 2 議案第42号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 池田町議会議員及び池田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一括上程、説明、質疑

日程第 3 議案第44号 町道の路線認定について

上程、説明、質疑、討論、採決

日程第 4 議案第45号 令和7年度池田町一般会計補正予算（第4号）について

議案第46号 令和7年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第47号 令和7年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

一括上程、説明、質疑

日程第 5 認定第1号より認定第4号まで、議案第38号より議案第43号まで、議案第45号より議案第47号まで

委員会に付託

日程第 6 請願・陳情書について

上程、朗読、各常任委員会に付託

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（11名）

1番	矢 口 結 以 君	2番	三 枝 三七子 君
3番	安 部 誠 君	4番	山 崎 正 治 君
5番	大 厥 美 秋 君	6番	中 山 真 君
7番	大 出 美 晴 君	8番	和 澤 忠 志 君
9番	薄 井 孝 彦 君	10番	服 部 久 子 君
11番	横 澤 は ま 君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	矢 口 稔 君	副 町 長	宮 澤 達 君
教 育 長	山 崎 晃 君	総 務 課 長	寺 嶋 秀 徳 君
住 民 課 長	滝 沢 健 彦 君	健康福祉課長	宮 本 瑞 枝 君
振 興 課 長	下 條 浩 久 君	建設水道課長	山 本 利 彦 君
会計管理者兼 会計課長	塩 川 亜弥子 君	学校保育課長	井 口 博 貴 君
生涯学習課長	大 澤 孔 君	総務課長補佐 兼 総務係長	寺 島 靖 城 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 山 岸 寛 君 事 務 局 書 記 矢 口 富 代 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（横澤はま君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日はまれに見る酷暑でございます。議場にはエアコンがございません。本定例会中は熱中症対策で飲み物と塩分タブレットをお配りします。各自補給し、体調管理をお願いいたします。

それでは会議に入ります。

---

◎議案第40号、議案第41号の一括上程、説明、質疑

○議長（横澤はま君） 日程1、議案第40号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第41号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

矢口町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

○町長（矢口 稔君） おはようございます。

議案第40号から議案第41号について、一括提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第40号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに伴い所要の改正を行うものであります。

主な改正点は現行の育児休業制度の個別周知と意向確認に加えて、職員からの妊娠・出産等の申出時に出生時に仕事と育児の両立支援制度の個別周知、個別意向確認と配慮義務が、また3歳になるまでの適切な時期に育児期の仕事と育児の両立支援制度の個別周知・個別意

向確認と配慮義務がそれぞれ新たに追加された点であります。

次に、議案第41号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本条例についても、議案第40号と同様に地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正点は、育児時間の取得形態の選択肢を増やしたことや非常勤職員の子の年齢を「3歳に達するまで」から常勤職員と同様に「小学校就学の始期に達するまで」に引き上げた点などであります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定をお願いいたします。

○議長（横澤はま君） これをもって提案説明を終了します。

各議案ごとに質疑を行います。

議案第40号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

議案第41号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

---

#### ◎議案第42号、議案第43号の一括上程、説明、質疑

○議長（横澤はま君） 日程2、議案第42号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第43号 池田町議会議員及び池田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求める。

矢口町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

○町長（矢口 稔君） 議案第42号から議案第43号について一括提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第42号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

具体的には、選挙長、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人等の日額報酬の改定を行うものです。

次に、議案第43号 池田町議会議員及び池田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は公職選挙法施行令が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。具体的には、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成単価の限度額の引き上げを行うものです。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定をお願いいたします。

○議長（横澤はま君） これをもって提案説明を終了します。

各議案ごとに質疑を行います。

第42号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

議案第43号 池田町議会議員及び池田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

---

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（横澤はま君）　日程3、議案第44号　町道の路線の認定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

矢口町長。

[町長　矢口　稔君　登壇]

○町長（矢口　稔君）　議案第44号　町道の路線の認定について提案理由の説明を申し上げます。

これは道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線の認定を提案するもので、今回新たに認定を提案する路線は、豊町地区及び高瀬橋南地区における民間の開発による道路で、池田町町道認定基準に関する要綱に基づき、町道の敷地が町に寄附されたことから、町道747号線及び町道748号線として路線の認定を行うものであります。

以上、議案第44号について、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定をお願いいたします。

○議長（横澤はま君）　これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君）　次にこの議案に対して賛成討論がありますか。

[「省略」の声あり]

○議長（横澤はま君）　これをもって討論を終了します。

議案第44号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第45号より議案第47号の一括上程、説明、質疑

○議長（横澤はま君） 日程4、議案第45号 令和7年度池田町一般会計補正予算（第4号）について、議案第46号 令和7年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第47号 令和7年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

矢口町長。

[町長 矢口 稔君 登壇]

○町長（矢口 稔君） 議案第45号から議案第47号について一括提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第45号 令和7年度池田町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の予算編成につきましては、民間保育事業者が実施する旧会染保育園舎の改修工事に関わる就学前教育・保育施設整備補助金、町立美術館収蔵庫空調改修に伴う工事請負費、自治会要請対応として道路の路面修繕、側溝修繕等、また空き家解体事業補助金、7月からの集中豪雨による災害復旧事業などを主なものとした補正であります。

歳入歳出それぞれ2億1,147万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ57億4,829万2,000円とするものです。

歳入の主なものとして、款14国庫支出金が8,330万7,000円の増額、款15県支出金では3,577万7,000円の増額、款18繰入金では、池田町てるてる坊主のふるさと応援金から2,030万円、公共施設等整備基金から2,000万円、併せて4,030万円の増額、款19繰越金では、前年度繰越金として1,774万8,000円の増額、款2の諸収入では北アルプス広域連合負担金過年度精算金1,156万円と高瀬広域水道企業団大町ダム水道容量譲渡に伴う市町村返還金2,210万5,000円により、3,416万5,000円を増額いたしました。

続きまして、歳出の主なものとして、款2総務費では移住定住推進事業また空き家対策事業、定額減税補足給付金事業費を主なものとして3,046万3,000円増額計上しております。

款3民生費では、保育認定事業の就学前教育・保育施設整備補助金を主なものとして7,574万5,000円を増額計上しました。

款4衛生費では生ごみ処理機設置事業補助金として9万円を増額しました。

款6農林水産業費では農業振興事業や農業農村整備管理費の増額により4,217万5,000円を増額計上いたしました。

款7商工費ではワイン祭り実行委員会補助金の増額などにより、362万5,000円を増額計上しました。

款8土木費では道路維持経費や交通安全対策事業の増額を主なものとして1,708万1,000円を増額計上しました。

款9消防費では、非常備消防経費の増により46万5,000円を増額計上しております。

款10教育費では、池田小学校、会染小学校、高勢中学校のそれぞれ一般修繕料、学校・機械器具購入費の増額、町立美術館の収蔵庫空調改修工事費を主なものとして、2,533万3,000円の増額計上としました。

款12災害復旧費では、この7月からの集中豪雨災害に対する単独災害復旧事業などにより1,650万円の増額計上としました。

次に、議案第46号 令和7年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ152万1,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ10億2,047万9,000円とするものであります。

歳入では、款6項1目1一般会計繰入金として事務費繰入金7万2,000円を増額、款7項1目1繰越金として、令和6年度決算による繰越金307万5,753円と当初予算額との差額297万5,000円を増額、款8項2目3諸収入として国保連合会返還金456万8,000円を減額計上しました。

歳出では、款1項1目1一般管理費に高額医療費制度所得区分見直しのためのシステム改修として国保電算システム改修委託料7万3,000円を増額し、款2項1目2一般被保険者療養費では、療養費の増額を見込み297万3,000円の増額、款6項1目2償還金456万7,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第47号 令和7年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

て提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ33万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億104万1,000円とするものであります。

歳入では、款5項1目1繰越金に令和6年度決算による繰越金33万4,000円を、歳出では、款2項1目1後期高齢者広域連合納付金33万4,000円をそれぞれ増額計上いたしました。

以上、議案第45号から議案第47号まで、一括提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定をお願いいたします。

なお、議案第45号につきましては、補足説明を担当課長にいたさせます。

○議長（横澤はま君） 補足の説明を求めます。

議案第45号中、歳入と総務課関係の歳出について。

寺嶋総務課長。

○総務課長（寺嶋秀徳君） それでは、議案第45号 令和7年度池田町一般会計補正予算（第4号）につきまして、歳入全般と総務課関係の歳出の補足説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ2億1,147万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ57億4,829万2,000円とするものであります。

まず、歳入関係ですが、6ページを御覧ください。

款12分担金及び負担金は農地災害復旧費過年度分担金18万円増額いたしました。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金では1,974万3,000円の増額をしておりますが、内訳といたしまして、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として279万1,000円の増額計上と、地方創生臨時交付金1,695万2,000円の増額計上をいたしました。

目2民生費国庫補助金では、就学前教育・保育施設整備交付金6,100万円を追加補正いたしました。

目7災害復旧費国庫補助金では農林水産業施設災害復旧費補助金160万円を増額補正いたしました。

続いて7ページ、款15県支出金、項2県補助金、目3農林水産業費県補助金では3,462万6,000円を増額計上いたしましたが、内訳といたしまして経営発展支援事業補助金744万3,000円、産地パワーアップ事業補助金1,175万8,000円、農地利用効率化等支援交付金1,500万円等でございます。

続いて、8ページ、項3委託金、目1総務費委託金では国勢調査委託金として115万8,000円の増額補正をいたしました。

款18繰入金、項1基金繰入金、目2池田町てるてる坊主のふるさと応援基金では2,030万円を、目3公共施設等整備基金繰入金では2,000万円をそれぞれ基金繰入金として増額計上いたしました。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金では、前年度繰越金として1,774万8,000円を増額計上いたしました。

続いて、9ページお願ひいたします。

款20諸収入、項4雑入、目2北アルプス広域連合負担金過年度連合負担金過年度精算金といたしまして1,156万円を増額計上いたしました。

内訳といたしまして、北アルプス広域連合負担金過年度精算金として405万5,000円、介護保険事業負担金過年度精算金として340万6,000円、加島荘運営費過年度精算金として409万9,000円であります。

目5雑入では2,260万5,000円の増額計上いたしましたが、高瀬広域水道企業団大町ダム水道容量譲渡に伴う市町村返還金2,210万5,000円が主なものでございます。

続いて、総務課関係歳出の補足説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

最初に、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費ですが、1,707万5,000円の増額計上いたしました。内訳でございますが、情報処理事業では電算委託料として87万5,000円を役場サーバー機器導入委託料として500万円を増額計上する内容でございます。

移住定住推進事業では、U I Jターン就業・創業支援事業補助金として60万円を空き家バンク活用事業補助金として560万円を増額計上するもので、空き家対策事業では空き家解体事業補助金として500万円を増額する内容であります。

続いて、目7自治振興費では、25万円を増額計上いたしましたが、元気なまちづくり事業補助金として増額計上するものでございます。

次に、一つ飛びまして、目11防災対策費では5万5,000円を増額計上いたしました。内容は、消防団活動服不足分の購入費でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

項5統計調査費、目2指定統計費では115万8,000円を増額計上いたしました。内容につきましては5年に一度行う国勢調査に関する予算で、国勢調査経費として87万6,000円を人件費として28万2,000円を予算計上する内容でございます。

最後に19ページまで飛びますが、款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費では46万

5,000円を増額計上いたしました。新入の消防団員用、また消火設備用の消耗品といたしまして21万6,000円を、ポンプ車の車両修繕費として24万9,000円を増額補正するものでございます。

歳入全般と総務課の歳出関係は以上でございます。

○議長（横澤はま君） 議案第45号中会計課関係の歳出について。

塩川会計課長。

○会計管理者兼会計課長（塩川亜弥子君） それでは、会計課関係の歳出について御説明申し上げます。

10ページを御覧ください。

上段の款2項1目4会計管理費、説明欄会計一般経費、一般修繕料36万6,000円の増額補正をお願いするものです。

内容は、大金庫変換錠2個の取替え修繕です。定期点検時、鍵の摩耗を指摘され、金庫開閉不可などの事故が起こる前に取り換える必要があると指摘を受けましたので、お願いいたします。

会計課からは以上です。

○議長（横澤はま君） 次、議案第45号中住民課関係の歳出について。

滝沢住民課長。

○住民課長（滝沢健彦君） それでは、住民課関係の補足説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款2項1目8交通安全防犯対策費でございますけれども、県道上生坂信濃松川停車場線の半在家地区での道路改良工事に伴い支障となる防犯灯の移設補償工事として施設修繕料5万9,000円を予算計上するものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

上段の項2徴税費、目2賦課徴収費は法人税の確定、個人住民税の修正申告等に伴う町税等過誤納返還金として150万円を増額計上するものでございます。

目3定額減税補足給付金事業費はシステムの改修に伴い対象者を抽出したところ、約1,200名が対象となりましたが、当初950名と見込んでおりましたので、給付対象者の精査による不足する定額減税補足給付金を1,000万円増額計上するものでございます。

次に、12ページの上段、款3項1目1の社会福祉総務費は国民健康保険の高額医療費制度所得区分見直しのためのシステム改修に係る事務費分として国民健康保険特別会計繰出金と

して7万3,000円を予算計上するものでございます。

次に、13ページの中段、款4項1目3環境衛生費は生ごみ処理機の設置事業補助金の高額機器の申請が増えておりまして予算が不足しておりますので、9万円を増額補正するものでございます。

住民課関係は以上でございます。

○議長（横澤はま君） 続きまして、議案第45号中の健康福祉課関係の歳出について。

宮本健康福祉課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） それでは、健康福祉課関係の補足説明を申し上げます。

12ページをお開きください。

款3民生費、項1社会福祉費、目12こども家庭センター事業費67万2,000円の増額補正です。産後ケア事業利用者増による補正となりますので、よろしくお願いします。

健康福祉課は以上であります。

○議長（横澤はま君） 次、議案第45号中振興課関係の歳出について。

下條振興課長。

○振興課長（下條浩久君） それでは、振興課関係の説明をお願いいたします。

13ページ中段をお願いします。

款6農林水産業費、項1目3農業振興費3,702万5,000円の増額補正です。説明欄普通旅費、消耗品費、銀座NAGANOイベント委託料に関しましては12月12日金曜日に東京都中央区にございます銀座NAGANOで開催する仮称ではありますが、横山タカ子さんの信州の長寿ごはん～池田町デー～というイベントに関する費用となっております。

続きまして、産地パワーアップ事業補助金はコンバインや色彩選別機等のリースを予定する4事業者に関する補助金でございまして、中央の欄にございます財源内訳にございますが、同額が県補助金として交付されます。

続きまして、経営発展支援事業補助金は令和6年に新規就農した事業者2名が希望するコンバイン、田植機の購入に対する補助金となっております。こちらも同額が県補助金として交付されてまいります。

続きまして、農地利用効率化等支援交付金は1つの業者に対しまして温室ハウスの建設費用の一部を補助するものでございます。こちらも同じく同額が県補助金として交付されます。

次の信州農業生産力強化対策事業補助金はこちらも一つの事業者に対しましてアスパラガ

ス育成用のハウス、この設置費用の一部を支援するものでございまして、同じく同額が県補助金として交付されます。

次に、14ページに入りまして、農業法人出資金は8月25日の全員協議会の中でも御説明した案件でございますが、信州池田アグリ株式会社の新代表に町長が着任するためには、地方自治法上、法人の資本金を2分の1以上保有することが条件となるということでございます。このため、現有している株式60株300万円から過半数の96株480万円まで増資することで株式の過半数取得をクリアするため増額補正をするものでございます。

次に、17ページ、款7商工費、項1目1商工振興費、工場誘致助成金の増額補正は令和6年度から始まりました黒田精工株式会社長野工場の増築に関する工場誘致補助金のうち固定資産税相当額の減免補助でありますと、2年目の今年は補助率30%となっているものでございます。

次に、目2観光費、観光一般経費の増額補正は1つ目に、11月1日土曜日に開催予定で進めております「あづみ野いけだまちワイン祭り2025」開催に当たり、当初予算の段階では予算を算出する際、500人規模を想定して計上しておりましたが、実行委員会を組織し、検討を重ねる中で、今年は1,000人規模のワイン祭りにすると、それから参加料につきましても3,000円と増額設定する中で、ワイン購入や会場設営等の経費を最大限見させていただいております。

経費につきましては、現在も関係者、業者との値段交渉を続けており、必要最少限で開催できるよう努めてまいります。不用額、余剰金が生じた場合は、町へ戻入をするという考えでおりますので、よろしくお願ひいたします。

振興課関係は以上です。

○議長（横澤はま君） 続きまして、議案第45号中建設水道課関係の歳出について。

山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本利彦君） それでは、建設水道課関係の歳出についてお願いいたします。

14ページをお願いいたします。

中段の款6農林水産業費、項1農業費、目4土地改良費は455万円の増額補正で内容いたしましては、自治会要請対応及び降雨により影響を受けた水路等の改修、補修費用でございます。

下段の項2林業費、目1林業振興費は60万円の増額補正で降雨による崩落土砂等の撤去費用でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

中段の款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費は11万円の増額補正です。内容とい  
たしましては、道路台帳整備に関する委託料で修正路線の増によるものでございます。

下段の項2道路橋梁費、目1道路橋梁維持費は1,176万3,000円の増額補正でございます。

主な内容につきましては自治会要請対応の舗装修繕をはじめ、道路施設点検委託料、自治会  
等からの申請による草刈り活動報奨金や除雪作業免許の取得補助金でございます。

次に、16ページをお願いいたします。

目3交通安全施設整備事業費は190万円の増額補正で、自治会要請対応となるカーブミラ  
ーや区画線の工事費用でございます。

次に中段、項3河川費、目2排水路費では、自治会要請対応として、排水路改修に伴う工  
事請負費150万円を計上いたしました。

項5住宅費、目1住宅管理費は180万8,000円の増額補正で町営住宅の修繕料のほか、木造  
住宅の除却工事に係る補助金の増によるものでございます。

ページ飛びまして20ページをお願いいたします。

款12災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費は1,430万円の  
増額補正でございます。内容といたしましては、7月9日、10日、23日及び8月3日の降雨  
により被災した道路、河川の復旧費として計上したものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

項2農林水産業施設災害復旧費、目1農業用施設災害復旧費は220万円の増額補正で、7  
月9日の降雨により被災した中島地区の農地復旧にかかる費用となっております。

建設水道課関係の補足説明は以上でございます。

○議長（横澤はま君） 次に、議案第45号中学校保育課関係の歳出について。

井口学校保育課課長。

○学校保育課長（井口博貴君） 学校保育課関係の補足説明を申し上げます。

12ページ下段をお願いします。

款3項2目1児童福祉総務費、就学前教育・保育施設整備補助金7,500万円の増額補正を  
お願いします。令和8年4月から会染保育園舎を活用した新規保育事業者、有限会社ネイチ  
ャーセンターへの補助金です。屋根改修などの修繕工事費、限度額1億円の4分の3を補助  
するもので7,500万円の計上です。

なお、国の就学前教育・保育施設整備交付金6,100万円を充当しております。

次に、17ページ下段をお願いします。

款10項2目1池田小学校管理費120万7,000円の増額補正をお願いします。一般修繕料34万円につきましては、教室のサッシ修繕等です。学校用機械器具購入費86万7,000円につきましては、F F暖房機3台等の購入費用です。

次に、18ページをお願いします。

目2池田小学校教育振興費、消耗品費8万7,000円につきましては理科の授業で使用する教材費用です。

次に、目3会染小学校管理費、一般修繕費39万8,000円につきましてはガラス破損、印刷機修理等です。

学校用機械器具購入費42万4,000円ですが、F F暖房機2台の購入費用です。

項3目1学校管理費、一般修繕料30万円ですが、理科室水栓交換費等です。学校用機械器具購入費63万6,000円につきましてはF F暖房機3台の購入費用です。

次に、目2教育振興費、部活動指導員委託料84万円ですが、当初1名の予定でしたが、3名に増えたため増額をお願いするものです。庁用器具、機械器具購入費228万8,000円の減額につきましては、G I G Aスクール端末の購入額が確定したため、不用額を減額するものです。

以上、学校教育課関係の説明は以上でございます。

○議長（横澤はま君） 続きまして、議案第45号中生涯学習課関係の歳出について。

大澤生涯学習課長。

○生涯学習課長（大澤 孔君） それでは、生涯学習課関係の補足説明を申し上げます。

19ページを御覧ください。

款10教育費、項4目6美術館費は収蔵庫の空調機器の老朽化に伴う更新のための工事請負費2,000万円を計上いたしました。財源は公共施設等整備基金を充ててございます。

次に、目8多目的研修集会施設費及び目2総合体育館費では、生涯学習課の所管施設のうち防犯カメラが未設置である多目的研修センター及び総合体育館への防犯カメラの設置費用として工事請負費30万円をそれぞれ計上いたしました。

さらに、目2総合体育館費には消防設備点検の際に指摘があった自動火災報知設備及び非常用自家発電設備のバッテリーの交換等の修繕料として46万1,000円を増額計上いたしました。

続きまして、目3体育施設費のうち説明欄テニスコート、弓道場等施設管理経費では、町民プールのろ過機修繕料11万7,000円を、20ページの河川敷運動広場管理経費では内鍛あづ

みの広場マレットゴルフ場の全ホールの打ち出しマットの交換に14万2,000円、ホール表示看板設置に64万7,000円をそれぞれ計上いたしました。いずれも老朽化による交換でございます。さらに大雨等による河川敷内での倒木被害が見受けられるため、伐採や補修のための処理委託料26万4,000円及び重機借上料20万円を計上いたしました。

加えて、3年後の信州やまなみ国民スポーツ大会のデモンストレーション会場となるアルプス広場マレットゴルフ場の来年度の整備改修に向け、調査設計委託料129万8,000円を計上してございます。

なお、整備改修に係る工事費の財源の一部はスポーツ振興くじ助成金も予定しております。生涯学習課の補足説明は以上でございます。

○議長（横澤はま君） これをもって提案説明を終了します。

各議案ごとに質疑を行います。

議案第45号 令和7年度池田町一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

薄井議員。

○9番（薄井孝彦君） 14ページの農業法人の出資金なんですけれども、180万円の、これについては農業融資の代表の片瀬善則さんのほうで、いわゆる公開質問状が出されておりまして、それに対する回答の中で、令和7年の7月23日付の公文書なんですけれども、その中で、ちょっと読み上げますので、質問4、私たちは農業者に理解のないまま設立され、既に実体のない池田アグリは一旦白紙に戻し、時間をかけて町の農業を支えている法人、個人の皆さんのお意見を聞き、検討し直すべきであると考えていますが、これについて見解をお聞かせくださいということで、回答が、池田アグリは一旦白紙にするという観点は町としても考えております。白紙には、法人を解散するという選択肢もありますが、質問3で回答したとおり、町の農業法人、個人の皆さんから御意見を聴取、集約する中で結論を出していきたいと、こういうふうに回答しているわけでございます。

残念ながら、町の農業法人、個人の皆さんから御意見を聴取するという手続がされていないうに私は感じるんですけれども、その辺はいかがでしょうか。それをやった上でこういうものを出すなら別にいいんですけども、それがされていないということであるならば、この180万円については予算から削除したほうが私はいいんではないかと思いますけれども、その辺も含めて御見解をお願いいたします。

○議長（横澤はま君） 下條振興課長。

○振興課長（下條浩久君） これに関しましては、白紙にするというものは、一旦今まで進めてきた中で、経営会議というもの、株主で構成する経営会議というものを昨年から7回程重ねてまいって、実際にアグリとして何をやっていくのかというところを経営会議の中で検討してきたんですが、なかなか結論が出ないまま、1年半ほど過ぎてきたという中で、今年になりました、代表取締役が病気を理由に辞任の意向を示されたという中で、この後どうするかといったところ、やはり町がある程度期間を限定した中で、主導していくしかないと。ほかに、アグリの代表取締役に就いていただけるような方もいらっしゃらないような状況で、ここは町が基礎となる、基本となる部分を固めなくては前に進めないんではないかというようなところで考えておりまして、町がある程度主導していくには町長にこの代表取締役に就いていただくと。地方自治法上この代表取締役に就くには株を過半数以上持っていなくてはいけないといった中で、これをすすめていきたいと。それでこの過半数を持った段階で、これから実際に、今年もそうなんですかけれども、何をやっていくかというのは株主総会の中で御決定いただき、進めてまいりたいというような考えでありますので、本当に今まで検討してきた内容については一旦白紙というような形、ゼロに戻すというようなことですが、町というか、今度の町長が代表取締役となって進めていく上ではこれからすぐにできること、アグリとしてできることを今年度中から進めていきたいというようなことをやるにはやはり町長が主導していかなくては前に進めないというようなことがあるものですから、その質問状をいただいた皆さんとも協議、話をしておりますが、そのような中で進めていきたいと。それで今後、信州池田アグリとしてやっていくことに関しましは、当然町民の皆様にも御説明、懇談会の場を設けたり、説明をしていきたいというようなところで進めていきたいというようなところでございます。

○9番（薄井孝彦君） 今のは経過説明であって、私の質問した答えになっていないと思うんですけども。私の質問した意味は、公文書で皆さんの意見を聞いてからその方針を決めるというふうに回答されているわけですよ。だけれども実際問題として、そういうことがなされないで増資をするということは、農業法人として強めていくということになりますので、これはやっぱり、ちゃんと説明をして、それで、ある程度了承を得たり、あるいはいろんな考え方を聞いた上で出してくるのなら分かるんですけども、その手続きを踏まないで出すということが問題ではないかということを質問しているわけです。

その辺について、町長、見解をお願いします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。

公営質問状の方、出された方とも協議はずつとしている状況でもあります。

その中で私たちがやってきたこと、町としてやってきたことはそこには載っていないんですけども、大規模農業者の方と、またさまざまな農業関係者の方と懇談会を複数回持っております。その中でも話を出させていただきました。そして、町としてやはりこの法人をもう一回要するに立て直していきたい。なぜならやはり同じ方、いろんな方に聞いたんですけども、当初の目的も担い手のところも、担い手の確保というところは大きな課題ではあつたんですけども、農業をしている方に聞いたら、もう何年かは私たちで頑張りたいという話を聞きました。その代わり、販路の拡大とか卸とか、そういったところでぜひこの会社にも手伝っていただきたい。そしてあと困ったときには相談に乗っていただきたいというところがやはり大きなところでもありました。その中で町として基本線は町の大事な第三セクターの会社として設立するにはこの方法しかないという判断をさせていただきました。

なので、薄井議員のおっしゃった質問者のほかに、内饗地区にお伺いしたこともありましたし、複数回農業関係者の方とは懇談をして町の方針も伝えさせていただいて、意見交換をした上でこの方針の決定でありますので、御理解いただければと思います。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

○9番（薄井孝彦君） ちゃんとした会議でいわゆるみんなに知らせをして、それで意見交換をするというなら分かるんですけども、そういう形を取っていないわけです。ですから、そういう形でやったということになると、農業者の皆様方は前も自分たちの意見が聞かれなくて、方針が決まってしまったと、今回も同じやり方ではないかというふうに、そういうふうに私は多分取るんじゃないかと思います。今必要なことは農業者の意見を十分に聞いた上で、ちゃんと計画をして進めていくということが私は一番重要なことじゃないかと思うんです。

そういう意味では、ちゃんとした堂々と町民の皆さんに町はこういうふうに考える。農業法人についてもこう考えると、そういう中で、意見を聞いた中でちゃんとした上でやるなら話は分かるんだけれども、ちょっと内部的に聞いた、ちょこちょこと聞いたという、ちょこちょこという表現はちょっとあまりよくないかもしませんけれども、聞いたというようなやり方では私は農業者の理解は得られないんじゃないかというふうに思って、ちゃんとした上でこういうものを出してくるなら話は分かるんですけども、そうでないものですから、これは非常に問題があるなと思って私は質問したわけです。

そういう意味で、ちょっと最後にお聞きしたいのは、これはこのまま通すという、案として通すという考え方なのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。

今の意見も大事にしながら、今上程した金額にはしっかりと乗つけてあります。しかもまたこれで農業者の皆さんとは、今農繁期に入ってしまったんで、話が、今回私はなって思ったんですけども、農業の方は忙しいので話す期間が非常に短いんです。何度も何度もお越しにいただくことも大変だということで、ある程度の規模の農家の皆さんとかヒアリングをして、このような結果で、それだったらある一定の理解をいただいたという判断の下で、このような金額で話させていただいて、要するにこれを私は長引かせることはしたくない。農業法人の決められない農業法人があっても、前進していかないので、町が責任をもってそれをやっていかなければいけないとは思います。

なので、これからも農業法人の皆さんとはこれを踏まえても、踏まえなくても、今農家の皆さん、また今様々な課題がありますので、そちらの方としっかりと話をしていくことは行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 他に質疑ありますか。

服部議員。

○10番（服部久子君） 今の件なんですが、私は農業のことはあまり分からぬんですが、片瀬さんたちが熱心に町民の説明会なんかに、町の説明会にしっかりと聞いてこられて、それからそういう要望書を出してこられたので、今、農業法人幾つかあると思うんですが、その方たちの協力がないとこれから農業法人アグリが進んでいかないと思うんです。ですから、今やっておられる農業法人の方々の協力を得るために、その方たちの意見をしっかりと町が取り入れてそれでやるという姿勢を見せなければ、ちょっと何かごたごたするんじやないかと心配するんですが、それはどうでしょう。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） 先ほどもお話しさせていただきましたけれども、農業法人の方と懇談会を持ちました。そんな中でこれこれこういうわけでという話をして、だけれども、その方たちと話し合う中で、10年後には確実に必要な組織だということは理解をしていただきました。その中にどの部分をこの農業法人が担ってほしいかということの意見交換をさせていた

だいて、町としてはしっかりとこの法人を育てて、行く行くはこれは町の法人から私的には民間の方が担っていただくべき法人だと思っておりますけれども、今のところ農業機械もなければ人材もいなければ、そういった人がいないわけですから、そういったところでまずはしっかりと会社を立ち上げるまでの期間、町として関与をしていきたいというふうに考えております。

その中で、既存の農業法人の皆さんとも懇談をさせていただきましたし、これからもしてまいります。その中ではそういったような意見交換があって、このような予算計上となっております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 他に。

大出議員。

○7番（大出美晴君） 質疑の前に、今のやり取りなんですけれども、農業者は大なり小なり池田町にはまだまだ結構いるわけです。私のところには農業法人に期待するという声の農業者もいるわけで、とにかく早く前のほうに進めてもらいたいという声もありますし、そうなると会議とか、そういう俗にいえば、事は現場で起きているんだよというようなことで、早急に対処しなければいけないということありますので、一部の、一部と言ったら語弊があるんでいけないんですけども、私のところに聞こえてくる声もあるということだけ、知ってもらいたいと思います。

質問なんですけれども、13ページの産地パワーアップ事業補助金、それから経営発展支援事業補助金、農地利用効率化等の支援交付金とか、そういうのがあって機械、あるいはハウスに補助するということなんですけれども、補助率はどのぐらいか。

そして多分やるところは決まっていると思うんですけども、大体何件ぐらいなのか。ちょっとお聞かせください。

○議長（横澤はま君） 下條振興課長。

○振興課長（下條浩久君） まずパワーアップ事業なんですが、4件と申し上げましたが、全てリースということで、事業費の50%が国費、例えばお1人の方でいくと、1,199万円のうち国費が545万円、それから自己資金が654万円というような内訳になってきます。

そのようなことがパワーアップ事業の率になってきておりますし、それから、経営発展支援事業に監視しましては事業費の内訳でいきますと、国費、県費、それから自己資金というようなところで、すみません、率に関しましてはまた委員会のときに詳細にお示ししていき

たいと思いますので、お願いします。

それから、信州農業生産力強化対策事業に関しても同じように、約半額が県の補助金というようなところでありますし、農地利用効率化支援事業に関しましては国費は5,600万円の事業費に対して国費が1,500万円というようなところで予定しているということでございますが、詳細につきましてパーセンテージにつきましては委員会の際にお答えしたいと思います。

○議長（横澤はま君） 他に質疑ありますか。

山崎議員。

○4番（山崎正治君） 信州アグリの件なんですが、先ほど申し上げたとおり、薄井議員、服部議員も申しておりましたが、株式を半分持たないと町主導の会社にならないと、この辺は当然理解できます。ただ、農業従事者が本当に今の会合の中で株式を町として半分持つ、そして町長が代表になるんだと、そういう話を具体的にされてあるのかどうか。そして理解が得られているのか、この点を今日は聞きたいと思うんです。

以上です。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） 農業関係者の懇談会の中ではお話をさせていただきました。その中にもそういった質問状を出していただいた方はいらっしゃいます。いろいろな方が農業者の方がいらっしゃいます。もちろん質問状出されていない方もいて、しっかりとこれは取り組むべきだという方の声もありました。

総合的に考えれば、町が主導していかなければ、要するにこの会社というものがしっかりと前を向いていかない。そんな1年が経過してしまったという状況でありますので、そういったところの中でお話をさせていただいたつもりでありますので、お話は取りあえずさせていただいた経過はございます。

○議長（横澤はま君） 他に質疑ありますか。

三枝議員。

○2番（三枝三七子君） ただいま皆さん、この14ページの農業法人の出資金についての質疑で、私もこの点について質問させていただきたいと思います。

町長の思いも振興課長の今までの努力もいろいろ聞いていまして、とても言い難いんですが、ここは焦るべきではないと思います。公開質問状を出された方だけが農業者ではないのですが、今、町長が答弁された中に、農業者に説明という言葉が何度かございました。しか

し、これは町の資金を投下することであれば、全町民に説明する必要があると私は思っています。そして新しく町が主導していくんだということを全町民にまず知らしめて、そして本当に仕切り直しをするということ、新しく、この前任者がやってこられた最終答申についても今の町長としての考え方を表明されるべきかというふうに思います。そういったけじめをつけなおしてから、私は12月議会でも遅くないのではないかというふうに考えるところでございます。私はこの180万円については再考していただければということを、そういう可能性はないのかということを質問します。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。

様々な御意見があるのは承知しております。経過においても議会において差があまり設立の当時、議決に対しても差がなかったというところも現れてきているかと思います。

9月にどうして今回出させていただいたかということなんですかけれども、確かに12月でもいいという御意見もあろうかと思います。その中で現社長が体調不良により職務ができないということで、全く動かないという状況が長引くことは町としてはよくないという判断もさせていただいたのも事実です。

その中で、農業者の方との話をさせていただいた期間も短かった。それで今おっしゃられたように、一般の方のお話を聞く機会も必要ではないかというところも重々承知しているわけでもあります。しかしながら、この農業法人全体を通して、何とか少しでも前に、この1年間要するにタイムブランクが本当にあって大変申し訳なかったというところから始まっているわけで、そういったところを含めて仕切り直しをするために今回はまずはワンアクションつくらせていただきました。

そうでないと、ずっといろいろな方と話しても切りがないといいますか、堂々巡りは話していくそのまま草も伸びたり、いろいろな農業政策が停滞してくることが私としては一番危惧されて、それで担い手の方もやる気がなくなってしまうのが一番困るわけでありますので、町としてもやる気を見せるという意味でもこういったところを判断させていただいたところでございます。

また詳しくは委員会の中でも御議論をいただきたいと思いますし、私としても説明責任はしっかりといろいろな方との説明責任は果たしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（横澤はま君） 他に質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。

議案第46号 令和7年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑がありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

次、議案第47号 令和7年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

以上で、議案第45号より議案第47号までの質疑を終了します。

---

◎認定第1号より認定第4号まで、議案第38号より議案第43号まで、

議案第45号より議案第47号まで、委員会に付託

○議長（横澤はま君） 日程5、認定第1号より認定第4号まで、議案第38号より議案第43号まで、議案第45号より議案第47号までを各委員会に付託したいと思います。

職員をして付託表の朗読をさせます。

山岸議会事務局長。

[議会事務局長朗読]

○議長（横澤はま君） ただいまの付託表により各委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会に付託することに決定しました。

---

◎請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託

○議長（横澤はま君）　日程6、請願・陳情書についてを議題とします。

職員をして、請願・陳情書の朗読をさせます。

山岸議会事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（横澤はま君）　これについては各常任委員会に付託したいと思います。

職員をして付託表の朗読をさせます。

山岸議会事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（横澤はま君）　お諮りします。

請願・陳情書は付託表により各常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君）　異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会に付託することに決定しました。

---

◎散会の宣告

○議長（横澤はま君）　以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会　午前11時10分

令和7年9月定例町議会

(第3号)

## 令和7年9月池田町議会定例会

### 議事日程(第3号)

令和7年9月4日(木曜日)午前10時開議

#### 日程第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(11名)

1番	矢口結以君	2番	三枝三七子君
3番	安部誠君	4番	山崎正治君
5番	大厩美秋君	6番	中山眞君
7番	大出美晴君	8番	和澤忠志君
9番	薄井孝彦君	10番	服部久子君
11番	横澤はま君		

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	矢口稔君	副町長	宮澤達君
教育長	山崎晃君	総務課長	寺嶋秀徳君
住民課長	滝沢健彦君	健康福祉課長	宮本瑞枝君
振興課長	下條浩久君	建設水道課長	山本利彦君
会計管理者兼会計課長	塩川亜弥子君	学校保育課長	井口博貴君
生涯学習課長	大澤孔君	総務課長補佐兼総務係長	寺島靖城君
監査委員	中村一雄君		

---

#### 事務局職員出席者

事務局長　山岸　寛君　事務局書記　矢口富代君

9月定例議会一般質問一覧表

番号	質問者	質問要旨
1	2番 三枝三七子議員	1. 教育委員会と学校運営協議会・学校支援ボランティアについて 2. 町に必要な委員会とその成果について 3. 池田町における農業の在り方について
2	6番 中山 真議員	1. 町の人口ビジョンと人口減少対策について
3	1番 矢口結以議員	1. 空き家活用促進のため新たな取り組みの可能性を問う
4	4番 山崎正治議員	1. 池田町のブランド化で交流人口の拡大を 2. 池田町の真の教育改革とは 3. 若者ミーティングの体制づくりを問う 4. 戦後80年 平和教育の現状を問う
5	10番 服部久子議員	1. 子どもの権利条約に基づく取り組みを 2. 保育環境と保育士の待遇を聞く 3. 補聴器購入の補助を求める 4. 近視の児童・生徒に対して町の具体的対応を聞く
6	9番 薄井孝彦議員	1. 町民の声を聴き 池田町都市計画マスターplanの早期改訂を 2. 町民ミーティングで出された意見を人口減少対策に活かす方策を 3. 町農業振興策の進め方を問う
7	7番 大出美晴議員	1. 広津地区の景色と景観は 2. 農業法人の考え方 3. 都市計画マスターplanの見直しは 4. 旧北保育園の見通しは 5. 民間保育園を増やしていくのか

8	3番 安部 誠議員	1. 地域循環型社会の実現と町の賑わいについて 2. 地域資源の活用によるゼロカーボン社会の推進について
---	-----------	---------------------------------------------------------

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（横澤はま君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、7番、大出美晴議員、所用のため遅れるとの連絡がありました。

---

◎一般質問

○議長（横澤はま君） 日程1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、質問の順序は通告順とします。

職員をして、一般質問一覧表の朗読をさせます。

山岸議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

○議長（横澤はま君） これより、一般質問を行います。

---

◇ 三枝三七子君

○議長（横澤はま君） 1番に、2番の三枝三七子議員。

三枝議員。

〔2番 三枝三七子君 登壇〕

○2番（三枝三七子君） 1番、2番の三枝三七子です。9月定例会一般質問を始めさせていただきます。

それでは、テーマ1、教育委員会と学校運営協議会と学校支援ボランティアについて、1つ目、質問をいたします。

これは、前後80年たって、今、私たちの国は、日本の小中高生が1週間で約10人自殺して

いるという現状です。この現状を打開するために、文科省はコミュニティ・スクールというものを設けました。この制度が始まって、もう相当年数はたっていると思いますが、このことを長野大学でのシンポジウムで文科省のCSマイスターを務められていた小西哲也先生から、教員の働き方改革を求められる中、子供たちの自殺が止まらない、もう地域の人に助けてもらうしかないという思いで、コミュニティ・スクールは考えられたと言われています。地域総がかりの姿勢と環境づくりこそが、この学校運営協議会を含む地域学校協働活動というものには必要不可欠だということをいろいろなところで書かれています。

この添付しています資料を御覧ください。本当に10代の自殺が減っていかない状況です。さて、ちょっと暗い話題から入ったんですが、まず、当町が今やっていますコミュニティ・スクールは信州型なのか国型なのか、また、当初から信州型を導入されたのかどうかを質問いたします。よろしくお願いします。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

〔教育長 山崎 晃君 登壇〕

○教育長（山崎 晃君） コミュニティ・スクールについて御質問をいただきました。

信州型か国型かという質問でございますが、池田町では、当初の信州型から国型に変えてきたという経過がございます。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔2番 三枝三七子君 登壇〕

○2番（三枝三七子君） お答えなんですが、信州型は何年前からでしょうか。そして、国型に変えられたのはいつ頃でしょうか。

○議長（横澤はま君） 教育長。

○教育長（山崎 晃君） ちょっと話がさかのぼるんですが、私が池田小学校で校長をしていた時代、今から10年くらい前かと思いますが、そのときには池田町には学校活性化委員会というものがございました。その当時はコミュニティ・スクールというようなことにはなっておりませんでしたけれども、地域の方々に入っていただいて、学校の在り方について御意見をいただくという仕組みでございました。それは、私、校長のときに参加させていただいておりましたけれども、非常に先進的な取組だなというふうに思って参加させていただいておりました。

世の中の流れが、コミュニティ・スクールをつくりましょうという流れになったときに、長野県の多くの学校というか、地域は信州型を導入していくと、国型は提示されたんだけ

れども、信州型がよいと。それは多分、何が違うかというのは後の質問に入っておりますので御存じのことだと思いますが、当初は多くの長野県の自治体は信州型のほうがよいというふうに判断しておりました。池田町も、信州型のコミュニティ・スクールを立ち上げるということを考えたときに、学校活性化委員会があるんだから、これを信州型コミュニティ・スクールということにしましょうということで、平成30年に学校活性化委員会をコミュニティ・スクール信州型というふうに位置づけております。

このときは3校一緒の活性化委員会でした。それを、令和3年までその形を続けてまいりましたけれども、令和4年に3校ごとの組織をつくり直しました。そのときは国型への試行という立場で行っていたんですが、その翌年、令和5年から、正式に国型のコミュニティにするということになっております。

というような流れでございまして、現在3年目ということでございます。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔2番 三枝三七子君 登壇〕

○2番（三枝三七子君） 丁寧な御説明ありがとうございます。

質問2つ目、先ほど教育長も触れられましたが、信州型と国型の違いは何が一番違うのか、そして、この国型としてなすべきこととして、文科省のホームページより抜粋しましたが、1、校長が作成する学校運営を承認すること、2つ目、学校運営について教育委員会・学校に意見を述べることができるということ、3つ目、教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができるというのが国型の特色として載せてございます。このことを踏まえてお答えください。

○議長（横澤はま君） 教育長。

○教育長（山崎 晃君） 今おっしゃられたとおりなんですけれども、信州型では、委員が学校長に意見を述べても、学校長はそれを参考にするということにとどまっておりましたが、国型では、委員に権限と責任があるという点で、委員の意見を合議の上、実践につなげなければならぬということがございます。そのため、校長が替わるたびに学校の運営がころころ変わるというようなことがあっては困るというようなこともあるって、前年度の成果と反省を基に運営の基本方針が継続されていくということが大きな違いかなと思っております。

また、地域の方が当事者意識を持って学校運営に参画されるということも大きな違いではないかなと思っております。2月末から3月初旬にかけて開催される第4回の学校運営協議会においては、校園長から提案される次年度の経営の方針を協議の上、承認をいただいてお

ります。

また、学校運営については、学校や教育委員会に意見を述べる機会を毎回の委員会の中で取っております。

教職員の任用に関しては、町の規則で、加配等を要望することができるということをしておりますが、これまでのところ、要望は出ておりません。町としては、多くの加配、あるいは支援員を保小中に充てているという現状でございます。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔2番 三枝三七子君 登壇〕

○2番（三枝三七子君） 現状、多分そのとおりだなというふうに私も認識はしています。ただ、今回このテーマを取り扱うに当たって、大北地区のほかの学校運営協議会のメンバーを確認させていただきました。これは電話によるヒアリングなのですが、この資料にあるとおりです。白馬村では教育委員の方を入れていないという状況です。大町市でも同じです、国型を導入しているので教育委員の方は入れないと。松川村、小谷村に関しましては、教育委員は1人は入れるようにはしたと。また、小谷村は要請があったら入るというような言葉もございました。池田町は、構成メンバーを見ていくと、各校1人ずつ、または学識者として教育委員の方が、またもう1人お入りになっているという状況がございます。

これが、私が何が言いたいのかといいますと、この学校運営協議会から教育委員会に意見を述べることができるという学校運営協議会の特色が、なかなか成立しづらいような状況になっているんではないかというふうに危惧を抱きました。なぜこのような構成になったのかをお答えください。

○議長（横澤はま君） 教育長。

○教育長（山崎 晃君） お答えいたします。

子供に関わっているグループの方々が参加している状況ではないというようなお話をございましたけれども、どんな方々がなっていらっしゃるか、多分、御覧になっていると思うんですが、全ての方が、何らかの形で子供と関わっていらっしゃいます。したがって、それぞれの立場から子供と関わってこられたことを踏まえて、園や学校に意見を述べていただける方々を選出しているということでございます。

それから、これも御存じかと思いますけれども、教育委員がメンバーに入ることには何ら問題はないというふうに思っておりますし、また、教育委員には学校、園の実情を直に知つていただくこと、非常に大事だなと思っておりますので、これは重要なことではないかなと

思っているところであります。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔2番 三枝三七子君 登壇〕

○2番（三枝三七子君） ただいまの教育長のお答え、私も半分納得なんです。ですが、確かに教育委員の方が学校運営協議会に入っていたらいいことがいけないとは言っていませんし、法的にも何ら拘束はございません。ただ、この学校運営協議会を健全に運営するためには、白馬村や大町市は入れないという判断をしているということを私は重く捉えています。子供に関わっている方が入っていないとかそういうことではなくて、特に松川村で面白いなと思いましたのは、子供のおけいこ事の先生ですとか、子供のサークルの先生が入っている、本当に民間の地域の方が入っているということが、新しいなというふうに受け止めました。池田町の場合は、本当に、多分、お子さんに直接関わることでもあるので、身元がはっきりされている方、社会的地位がはっきりされている方を安全のために選ばれているんだろうなという状況で、これが、本当に地域総出で子供を育む地域づくりに変わっていくのは相当大変なことではないかなというふうに拝見しています。

ここは、やはり個人的な見解も、教育長の長い教職としてのキャリアもあっての御判断なので、私はこれ以上申しませんが、令和7年4月のかわら版に、保育園や小・中学校の敷居が高くてなかなか入りづらいというお声が聞こえていますという記事も書いておられました。この敷居を高くしている理由というのは、こういうところにあるんじゃないかなと私はちょっと危惧をしています。

さて、次です。この運営協議会の結果に関する情報提供の努力義務、情報提供協議を踏まえた支援活動、教育委員会に意見を言う立場の確保、教員採用にも学校運営協議会の意見は尊重されるべきとありますが、これらが今本当に実現化されているのかどうかということを私も確認をしたいと思って探しました。

今ここに載っていますが、令和5年度「地域と学校の連携・協働体制構築事業」目標及び実績になっていますが、これを昨日の夜、もう一遍確認しようと思ってホームページを見ましたところ、もう削除されていました。代わりに、令和6年度、新しいものです、地域と学校の連携・協働体制、同じ書式のものが出てるんですが、3つの項目はなく、1つだけになっています。これ、やはり過去はたどれたほうがいいなと思うのですが、まず、こういった学校運営協議会の報告、公開制について私は質問したいと思います。この検証等は見ることができませんが、どうなりましたかという質問4について、お答えをお願いします。

○議長（横澤はま君） 教育長。

○教育長（山崎 晃君） お答えを申し上げます。

言わされたことについては、そのとおりだなということを思っておりますが、協議会で話し合われた内容は、園や学校だよりを通じて保護者に届くようにはしていただいております。また、地域の方々には回覧板での発信をしていますが、タイムリーな情報が届きにくいという反省から、協議会での内容はもとより、地域学校協働活動の様子も含めて、園や学校と地域とが、今まで以上につながっていくように情報発信に力を入れるため、今年度の8月1日より地域おこし協力隊を採用しました。支援活動のためのボランティア募集や活動の様子をできる限りお伝えしたいと考えております。

教員採用につきましては、町の予算との関係もあり難しいところもありますけれども、協議会より意見が出されれば検討してまいります。

令和5年度「地域と学校の連携・協働体制構築事業」目標及び実績、保小中、この記録では、年間を通じて地域資源を活用した学習や活動ができるように、基底カリキュラムをもとに実践をして、その足跡を記録して次年度に生かせるようにしてきております。保育園での遊び、小学校での生活科や総合的な学習、中学校での教科学習や総合的な学習などを通して、地域の人や物等を活用した実践が充実し始めております。その様子を、さきにお話したように、広報を充実させ、地域の皆様に発信できるようにしていきたいと思っております。

授業支援はかなり充実してきておりますが、全体として学校支援ボランティアの組織づくりはこれからも取り組んでいく必要がございます。環境整備につきましては、地域ボランティアのおかげで、園や学校のニーズに応じて活動が頻繁に行われるようになりましたので、ボランティア仲間が増え、地域づくりにつながっていくことを願っております。

また、見守りボランティアの組織は、ボランティアの高齢化に伴い人数が減少しております。安全で安心できる登下校や地域での遊び等ができるよう、様々な関係組織と協働していく組織づくりは、いまだに課題として残っております。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

[2番 三枝三七子君 登壇]

○2番（三枝三七子君） 年々、多分いろんな活動が広がっていくことを私も願っていますし、そうあってほしいなと思うんですが、今、回覧で回ってきているものですとか、ホームページでコミュニティ・スクールの報告が上がっているんです。これはとてもありがたいなと思って見ているんですけども、ぜひ、先進地の情報の出し方を見ていただければと思います。

この学校運営協議会で、どんな対話というか、会議がなされたのか、そういったことが、もうちょっとリアルに分かったほうがいいなというのが希望です。

これ本当に微妙なことなんですが、今年、夏前にある出来事が起きました。高瀬中学校で夏休みに数日ワークショップをしようという試みだったんですが、これは、残念ながら実現しませんでした。自治会の回覧で全戸が目の当たりにし、学校でも生徒にチラシを配布されていた状態です。内容の適正・不適正の問題があったとしても、教育委員会と学校運営協議会の立ち位置が、それぞれ委員に理解されていれば、もしくは学校運営協議会のルールと地域学校協働活動のルールなどが、それぞれの仕切りがあって明確にされていれば、このようなトラブルにはならなかつたのではないかと私は思っています。

これが、ちょっとよく分からぬ方に、もうちょっと補足説明をしますと、学校側、高瀬中学校側も、教室の使用も了承されていて、C S コーディネーターさんも許可されていたんです。しかし、なぜか教育委員会では許可されず、チラシ配布、回覧した後に中止になったんですが、このてんまつが結局どうなったか、一般の方々には周知されない状態です。ちょっとこれ通告はないのですが、このことを今後どのように公表するのか、周知するのか、教えていただければと思うのですが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 教育長。

○教育長（山崎 晃君） この件については、確かに、反省するべき点があったなということは思っております。一番思っていることは、学校施設の利用ということについて、どう考えたらよかったですのかということです。これについては、今後、教育委員会の後援と絡めながら、今回の反省を生かして適切に判断してまいりたいと思っております。

ただし、今回やろうとしていただいたことは大変意味のあることであったと、今後につながるものであるなという認識は持っております。

それから、この周知の問題についてであります、やらないということになった後、学校関係の保護者については通知を出させていただきました。それから、そのほか、一般的のところというところがありましたが、これについては、主催者のほうで対応するというお話をいただきましたので、その対応にお任せしたということでございます。したがって、これについて何かしら教育委員会で周知をするということは今のところ考えておりません。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

[2番 三枝三七子君 登壇]

○2番（三枝三七子君） よく分かりました。こういったことを今後起こってほしくないし、

やはり、地域の方がやろうと思ったことができるような学校運営、地域に開かれた学校運営であってほしいというふうに願うわけですが、こういったことを起こさないためにも、さらにしっかりと分かりやすい、どんな支援ができるのか、参加できるのかというルールが必要だと思います。そういうルールを既にホームページ等々ではつきり明確に出している教育委員会や自治体もございます。池田町はこれからどのようにしていくのか、教えていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 教育長。

○教育長（山崎 晃君） 先ほど、お話を申し上げたとおりですが、学校運営協議会やコミュニティ・スクールの活動は、まだまだ手探り状態の部分もございます。支援や参加のルールの枠をどう考えるのかは課題だと思っております。先行している自治体等を参考にしながら考えてまいりたいと思っています。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔2番 三枝三七子君 登壇〕

○2番（三枝三七子君） 了解しました。

地域住民に対して分かりやすい支援ルールを明確にすることは必要だと思いますと、今と同じような質問になってしまいますが、学校運営協議会で地域の人の声、保護者、教職員の声を聞く仕組みがまず欲しいと思います。それをどう学校運営に反映させていくのか、さらなる工夫を求めるが、今後のお考えをお聞かせください。

○議長（横澤はま君） 教育長。

○教育長（山崎 晃君） 申し訳ありません、今のご質問は、構成委員についても考えてほしいというようなことも踏まえてというふうに捉えて答えてよろしいですか。

○2番（三枝三七子君） いいです。

○教育長（山崎 晃君） 地域の方々や園や学校を核とした地域づくりにつながっていく地域学校協働活動の充実のための地域学校協働本部の立上げは、まだまだ不十分でありますので、今後組織的な運営ができるように検討していく必要がございます。

また、その中で、地域の方々が、園や学校の子供たちと共に活動できる企画を提案してくださることを期待したいところでもあります。8月には女団連の皆さんを中心になって、夏休みの子供たちの生活の充実を図る、みんなでチャレンジを開催して、125名もの児童が工作体験や食事会を楽しみました。今後につながる活動だったなと思っておるところです。

学校運営協議会委員の選出では、規則の第8条にあるように、校長先生や園長先生の意見

をお聞きして教育委員会が任命することになります。現時点での構成は適材適所のメンバーであって、御指摘のような偏りがあるとは思っておりませんけれども、また、公募については、現在のところ考えてはおらないというところであります。今後も、学校運営協議会がさらに活発になるような委員構成は考えてまいりたいと思っております。地域の人の声、保護者や教職員の声は直接、園や学校、あるいは委員の皆さんに届けていただけるように広報活動を続けてまいりたいと思っております。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

[2番 三枝三七子君 登壇]

○2番（三枝三七子君） ありがとうございます。よく分かるんですが、できれば、公募を必ずしろとは言いませんが、やはり、教育委員のメンバーも選定している、そして、学校運営協議会は、やはり校長先生が選定していくという、ちょっと立場の変わった方がメンバーを選定していくことも本当に大事なんじゃないかなと私は思います。

池田町には本当にたくさんのいろんな才能を持った方々が移住してこられています。その方々が、池田町の子供たちに直接関わっていただくこと、ボランティアだけではなく、学校の運営、いろんな地域の学校の運営を知っている方もいらっしゃるので、そういう声が池田町で反映されることを私は願っています。

テーマ2に移ります。

町に必要な委員会と、その成果についてです。

現在、議員が配属されている池田町内の委員会は、数えたところ36委員会です。この中にはとても重要なものもあれば、年1回開催されないという委員会もあり、必要性があるのかと問いたくなる委員会もございます。そういう中で、自治会の会長会で会長、副会長になられた方への充て職の多さを伺いました。相当大変な重責だなというふうに聞きました。1人で十二、三個、多い方はプラスボランティア活動の委員会等々もあって、15個入っている方もいらっしゃいます。

これは結構厳しいなというふうに考えています、議員ですらも、各委員会に出席する前には下調べをして状況を把握して、複数年の過去の経緯を調べたりするんです。そのようなことをしなければ、いきなり出席をしても、審議検討が難しくて、特に土地の利用の計画とか農地の利用についてなどは判断もできません。根拠なく、ただ、その場の空気でそう思う、前はそうだったという言葉に流されてしまうような状況で出席をすると、行政の方々は真剣に、ずっとそのことを、こうしたほうがいいんではないかと根拠のデータをもって状況を把

握され委員会に出されているので、行政の御意見に従うことを余儀なくされているような状況ではないかなというふうに思います。これでは、中立的な第三者の客観的な意見はなしになる可能性すらあるのではないかと私は危惧しています。ここに載せていました記事は北海道の新聞で、充て職の多さについて、軽減の検討をし始めた登別市の記事なんですけれども、このようなことが必要なんじゃないかというふうに私は考えています。

質問6です。この状況で、果たして池田町の掲げている協働のまちづくりとなるのか。今まで、各委員会の在り方とその成果、見直し、総括、確認はされているのか、報告書はございますか。各担当課長にお願いします。

○議長（横澤はま君） 寺嶋総務課長。

○総務課長（寺嶋秀徳君） 議員の御指摘のとおり、当町には数多くの各種委員会が存在し、各種委員会の構成メンバーについても、少なからず各団体の代表者を選出するケースは存在しておりますが、これは各種委員会の設置目的に沿って委員構成を事務局が検討した結果であり、主要な町関係の団体に加わっていただくことについては、大きな役割や意味が込められております。

また、公募委員を入れている各種委員会も存在しており、町の有識者としての意見を尊重する考えは、団体の代表と同じように捉えておりますので、御理解をよろしくお願ひいたします。

また、議員御指摘の各種委員会自体についての在り方やその成果、見直し、確認、総括、また報告書といったものについては、行財政改革推進委員会や各課で統廃合について行っているものもあり、今後、隨時見直してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔2番 三枝三七子君 登壇〕

○2番（三枝三七子君） 見直しを隨時されていくということで、安堵しました。これが、全国的にも自治体で見直しを始めているんですけれども、これをちゃんとやっていくと、とてもいいことがあるということを見つけました。シビックプライドという言葉で、住民がより、こういった行政の委員会に参加することで、住民の主体性と地域への愛着が深まる、地域に根差した、より効果的なサービスの提供、そして、地域の経済の活性化と持続可能な町づくりというものが掲げられています。

実際、武藏野市というところは、日本でも最もみんなが住みたいまちというふうに今ラン

キングされていますが、ここで面白いのは、都市計画に参加できる人、どんな人が参加できるのか、とても客観的な条件等々を示して委員会を公募しています。これ、非常に参考になるのではないかと思って掲載しました。また、もう一つ、小金井市は、市民の参加基準やルールもとても徹底しているんです。これは、やはり、池田町は早期退職されて移住されてきた方が少なくありません。様々な経験をこの町で生かしてもらえるように、一層委員会の在り方、動き方を見直してほしいということとともに、どうであったか、1年ごと、その委員会の検討点等も教えてもらえたたらというふうに思います。

では、いよいよテーマ3に移ります。

池田町における農業の在り方についてです。

池田町の農業問題は、依然として変わりなく大きく横たわっています。池田町の農業問題を解決するために時間をかけてこられた大北地域選出の県議を会長に、農業振興協議会は、令和4年8月19日に始まり、全10回、令和5年12月4日に最終回となりました。答申内容は、社口原に偏っており、町全体の農業計画とは程遠いと感じられ、答申に対して当時の町長は何も発さず、精査・検討・事実確認すらされず、町の方向とされていました。

しかし、一般的には、答申を受けた場合、その行政の長は、「諮問機関からの答申を受けた場合、まずは、その内容を精査し、必要に応じて追加調査や意見聴取を行い、最終的な意思決定に反映させることが重要です。答申はあくまでも意見であり、必ずしもそのまま採用する必要はありません」と聞いています。その翌年の3月議会で、その答申に必要とされた信州池田アグリ株式会社が議会で承認され300万円の出資を受け設立することとなりました。しかし、現在この信州池田アグリ株式会社は何ら営農活動を行っていません。

では、質問7です。

この農業法人の現状を御説明いただきたいと思います。

まず、現状、残念ながら、社口原では何も耕作されておらず、法人が立ち上がっても利用権も設定されていませんでした。これについての御説明も重ねてお願いします。

町が300万円、農協が300万円、台湾の企業が200万円、残りの150万円ほどが出資者だと聞いていますが（資料1）、現在の出資報告がなく、これまでの過程、状況を説明してほしいのです。会社に関係しなければ、社口原の様子も、農業に関わっている町民にも知らされない状態では違和感があまりに大きいです。

では、御説明をよろしくお願ひします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） それでは、お答えいたします。

現状報告としては、まず、代表等についてですけれども、昨日9月3日に開催されました信州池田アグリ株式会社の臨時株主総会において、正式に丸山代表取締役の辞任が承認され、私が、新代表への就任が承認されております。

次に、営農活動でありますけれども、御指摘のとおり、行っておりません。これは、信州池田アグリ株式会社の7回にわたって開かれた経営会議において話がまとまらなかつたことにより、社口原地域の利用権が設定できなかつたこと、営農計画が明確でないこと、作業を実行する人員について考えていないことなどが上げられます。

また、法人の収支状況は、農産物販売などの収入がないため110万円の借入れを行い、支出としては会社設立費用、これは約30万円、代表への報酬60万円など、合計で約100万円の経費がかかっております。

現状の説明は以上であります。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔2番 三枝三七子君 登壇〕

○2番（三枝三七子君） 再質問させていただきます。

話がまとまらなかつた理由は何でしょうか、7回の経営会議で。それと、社口原の利用権が設定できなかつたとされていますが、なぜ設定できなかつたのか。そして、もう1個、最後に、今回教えていただいた約100万円の経費がかかっているとのことです、これはどこが借入れをしたのか、どこがお金を出したのか等々も教えてください。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） それでは、お答えいたします。

なぜ7回も経営会議を行つて話がまとまらなかつたということなんですか、やはり、株主の出資比率、それが、いわゆる大きく影響したかなというふうに考えております。筆頭株主である池田町、そしてJA大北、ともども出資比率は同じなんですか、それが、50%、過半数に達していなかつたというところもありまして、結局、町が方針を出しても、会社としての方針が違うということが度々ありました。その中で、町の方針を示さなくても、いや、会社としては本当にこれでいいのかということで、私も、何回も発言をしたりとかしたんですけども、なかなか議論が深まらず、また、堂々巡りの議論をしてしまつたということあります。

なので、今回、町が、やっぱり主導権を握らなければいけない、町の方針と信州池田アグ

リの会社の方針はやはり統一すべきであるということが明確になりましたので、今回、補正予算案でも上程させていただきましたけれども、株をもう一度増資させていただき、議決権、過半数以上、2分の1以上を持って、やはり町としての方針として、この池田アグリがあるんだということを明確にしてまいりました次第であります。

また、もう一つの質問では、利用権が設定できなかったという点については、今の話でもありましたとおり、じゃ、誰がやるのかという、結局人の問題に行き着いたところがあります。今の現状といいますか、昨日までの現状といいますか、株主総会を迎える前は1人の社長しかおらず、そして、いわゆる町が人も出すこともできない、そして、お金もなかなか出すこともできないということが続いておりまして、結局、そこを耕作する方を見つけることができませんでした。

結局、そういう会社の組織がしっかりとしていないために、いろんな方にお願いしても、やはり、あそこの場所では厳しいということでありましたけれども、今後、この株主総会の直前に、耕作権が、利用権の設定が信州池田アグリになりましたので、これからは町が積極的といいますか、令和8年12月までは利用権の設定を信州池田アグリが取得して、耕作、いわゆるそういうところの保全に当たっていくという形になろうかと思います。

もう一つの質問、借入先ですけれども、いわゆる借入れするためには担保が必要ですけれども、要するに、この出資金を担保にJA大北さんのほうから借入れを行ったという状況でございます。

以上です。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔2番 三枝三七子君 登壇〕

○2番（三枝三七子君） そうか、そうかと、ついつい納得しそうになるんですが、ちょっとここで立ち止まらなければならないという問題がございます。農振協の答申に基づいてつくられたこの農業法人は、金銭的にも町が主導していく前提で今回はつくられていないということです。そもそも、この農振協の答申について町が意見を、まず言っていないんです、まだ。これが全部できるのかできないのか、これはできるけれどもこれはできないということもされていません。その問題が横たわったまま、この出資50%にしたいという町長の思いはとてもよく分かるんですが、その問題が、ちょっとこの後にも続いてくるので、質問を進めさせてください。

質問8です。この農振の答申18ページにもあったんですが、担い手についての項目に書い

てあることなんですが、「個人・法人やその経営にかかわらず既存経営体が営農継続できるよう積極的な支援を行うとともに、新たな担い手の確保・育成を確実に進めていくことが必要である。」と書いているんですが、この点、町がやるべきことではなかったのかと、アグリだけのことをこれは指していないというふうに私は読んでいます。7月11日に公開質問状を出された方々は、農業法人設立時にも自腹で新聞に折り込みを入れられ、そのときの公開質問状にも出されています。当時の折り込みからお願いとされていたのは、農業者の声を聞いてくれという声でした。昨年は地域計画もあり御多忙であったと思いますが、この既存の営農法人の方々に丁寧にヒアリングをし、町として何ができるかを行動されたのか、お答えください。担当課長、お願いします。

○議長（横澤はま君） 下條振興課長。

○振興課長（下條浩久君） お答えいたします。

農業有志者からの質問状に対しましては、7月23日に町長室で回答いたしました。懇談の時間をたっぷり設けて話をさせていただきました。その際には、信州池田アグリ株式会社の現状とこれまでの経過をきちんと振り返ってお話しし、今後の方向性を共に話し合い、共有することができました。新聞報道にもありましたが、代表の方からは、この回答に関しましても、我々の要求に沿っていると、それから、町にあった困り事に対応できる組織となるなら、協力できることはしていきたいというようなありがたいお声もいただいて、本当に雪解けがようやく始まったかなと、農業者の代表者の皆さんとも、今まで本当に話の場にも着いていただけないような状況だったんですが、このような丁寧な懇談をすることによって、そのような前進をしてきたというようなところがございます。

会社設立から1年以上経過しますが、実際の営農関連の活動が全くできなかつた事実はきちんと受け止めて反省し、今後は町長が新代表としてなりましたので、仕切り直す形で信州池田アグリを運営していきたい旨を説明させていただきました。

今後、信州池田アグリは、経営規模にかかわらず、懇談会などを通じまして個人・法人の皆さんのお意見に耳を傾け、集約し、後継者や担い手の問題も含め、農業者が安心して営農に従事できる、最終的には農家の困り事の受け皿になれる体制を目指すとともに、法人として営農を継続できるよう収益を上げていくことが大事であるというように考えておりますし、今後は、農繁期を迎えておりますので、落ち着いてくる11月、12月には懇談会を重ねてまいりたいというように考えております。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

[2番 三枝三七子君 登壇]

○2番（三枝三七子君） 分かるんですけれども、農業者の方々から、今回の補正予算について、私のところにもいろんな意見が届いています。今、課長が、説明させていただきましたという言葉があったんですが、俺ら聞いてねえという声がすごくあって、誰に向けて説明したんだという声もあります。これから町長が御説明されるんだというふうに思いますが、私は、やはり、新しく会社をやり直すぐらいの覚悟でされるのであれば、私はまず、会長がつくられたこういった計画について、どうであったのか、現実はどうであるかということをはっきり示されるべきだと思うし、これにとても時間がかかった当町の地域計画に今度質問がいきますが、とても大変だったなという感想を持っています。時間もないので先に進めますが、この中山間総合整備事業についても、この間、説明会をしてくださいましたが、そこに参加されていた小規模農家の方からも、これ誰がやるんだという声が出るぐらい、まだ、皆さん、農業者、不安を抱えています。

質問9です。

答申の24ページから25ページにありますものが、先日の中山間総合整備事業は、アグリと全く関係ないという説明から始ましたんです。とすれば、現実の答申内容と、既にもう町がやりたい農政の方向は合致していないんじゃないか、まず一旦、答申を白紙にするということを町長は言及すべきではないでしょうか。今まで、この町で営農法人をされてこられた方々の、令和6年資料3の公開質問状に答えた町の回答と現実がかけ離れています。この農業振興協議会をしていたために、当町の地域計画は遅れたんじゃないでしょうか。

この資料を見てもらうと分かるんですが、白馬、小谷、松川は、協議の場、すごい一生懸命聞いていました。そして、計画はどうしたんですかと尋ねますと、そんなものコンサルなんか頼まねえよ、地域のこと分からぬコンサル入れたってしようがないじゃねえかということ、そして、作図も、白馬、小谷は、人農地プランの図面があったから、それをちゃんと活用したよという答えです。当町は、本当に、いろんな意味で、農業が今重くなってきていますが、その原因は一体何なのか、私は本当に聞きたいです。

この地域計画の策定で、今、ホームページ上では、現状、地図しか閲覧ができません。目標地図しか見られないんですが、これが目標地図だとは思えません。そして、人・農地プランの地図のほうが、より詳細にしっかりと明確に書かれていて、現在の地域計画の図面では、広津、陸郷がほとんど分からぬ状態です。とても残念な状況です、池田町。

ですので、せっかく地域計画をつくっても、今、地域で話合いが自然にできない状況だと

いう声も聞いています。この地域計画というのは、本当に池田町の何だったのか、後継者問題も扱い手問題も、まだこれからです。ぜひとも、これについて、担当課長計画を策定した経過を御覧になっていたと思うので、お答えをください。

○議長（横澤はま君） 下條振興課長。

○振興課長（下條浩久君） お答えいたします。

地域計画のワークショップ開催につきましては、議員御指摘のとおりの回数でございます。昨年の8月21日、23日の両日、午後と夜それぞれ分けて行いました、各地域を指定し、合計で4回実施したということでございます。参加の状況は、各回13名から15名の参加がありまして、合計4回ですので全体では50名前後の方が参加されたというような状況でございました。このほかに各地区での懇談というものを実施しております。お声をいただきましたところにこちらから出向きましたとして3回実施したということで、半在家、花見、渋田見地区で行っています。

町の農業振興協議会の絡みで地域計画の作成が遅れたんではないかということでございますが、これは、そうではないというように考えております。同時期に大きな業務が並行していたというようなこともありますし、実際には担当職員が直前に急病で入院したというようなことも、ちょっとハプニングもあったんですが、職員に負担がかかっていたということは確かでございます。

この農振協の答申に関しましては、前町長時代のことではありますが、方向性としましては賛同することも多く、農業に関して必要な内容も答申されております。答申を白紙に戻すというようなことはできませんが、多くの方が多くの時間をかけ最終答申まで作成いただいたことには感謝しておりますし、現在、農業を行っている方々の意見はとても大事であると考えておりますので、意見を交わしながら進めていくことの重要性も認識しております。

また、今年の6月25日に開催しました中山間農業農村総合整備事業の説明会におきまして、信州池田アグリとは全く関係ないというような、こちらから発言をしたということでございますが、これに関しましては、町が必要と考える事業を行うため、町全体で行うため、信州池田アグリのためだけに事業を計画するのではないということをお伝えしたかったということでございますので、この点につきましては、発言に言葉足らずの部分があったというようなことかと思いますので、お願いいいたします。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

[2番 三枝三七子君 登壇]

○2番（三枝三七子君） 今、農振協の答申については、方向性として賛同することも多くという言葉もいろいろあるんですが、どこをやめるのか、どこがそうじゃなかつたのかを、まず、具体的にされるお考えはありますでしょうか。そして、これからどれぐらいの頻度で農業者と懇談をしたり、意見聴取をするというふうにお考えなのか、具体的なことを担当課長に、まずお答え願いたいんですが。

○議長（横澤はま君） 下條振興課長。

○振興課長（下條浩久君） 実際に社口におきましては、すぐにでも試験栽培とか作物を植えつけるというような内容もあったんですが、実際に我々が昨年社口のほうに入りましたところ、土壤調査ということをやつたら、もう全く作物を試験栽培するような状態でもないような土壤であるというようなことがありまして、こういうようなことがすぐに進められるわけではないというようなことになりました。

それから、例えば、国の事業とか総合整備事業を入れて、あそこに数億円の事業を投資して、本当に収益の上がる農地としてよみがえるのかというようなところも、非常に協議、検討する中では疑問が出てきたというようなことは確かに思いますが、そういうような点が、今に至っているのかなというように考えておりますし、それから、このワークショップ、懇談会につきましては、先ほどちょっと、関連したようなところを申し上げたんですが、農政懇談会という形式、それから、中山間総合整備事業の説明会、それから、地域計画の関係、いろんな呼び方があるかと思いますが、地域のほうには、本当に11月、12月を中心に、出向いてやるという計画でありますし、明日もそうなんですが、広津地区で懇談すると。先ほども御指摘ありましたとおり、地域計画で、広津、陸郷地区が何もというようなところもありましたが、そういうようなところ、実際にこちらから出向いて、懇談会のほうは回数を重ねてまいりたいというように思いますし、必要な、こちらからお伝えするアグリに関することですとか、町に関する農業の関係につきましては、地元の皆さんに、膝を交えて話をすることもよく重ねてまいりたいというように思っております。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

[2番 三枝三七子君 登壇]

○2番（三枝三七子君） これ、最後の質問にしますが、町長、議員協のほうで、今後、アグリが軌道に乗つたら、民間の方に会社を任せていきたいということをお話しされていました。私、町長の気持ちもすごく分かるし、今まで動いていなかつたということの危機感もすごくあられるということもよく分かっています。ですが、法的に公金を入れて運営していく、こ

これから職員も入れると言っている、そのことについて、総務省が出している第三セクターの運営についての注意事項に相当触れてきます。今、池田町の農政係の方が3人全員入るのかどうかも分かりませんが、非常にもう職員も少ない、既存の営農法人の問題、抱えている問題も大きい、そのことにも対応しながら職員の方がアグリをやるということは、結構大変な綱渡りだなというふうに見てています。

最後に聞きます。町長が今後どのようにこの町の農業を導いていきたいのか、そして、アグリについても、もう一度お尋ねさせてください、どのようにされますか。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） お答えさせていただきます。

本当に1年間何もできなかったということは大きな課題だと思っております。やはり、そこに行き着くまでにも、遠回りはしたかもしれないけれども、何とか今ここまで来ることができたというふうに思います。これからがゼロからのスタートになろうかと思います。

その中で、やはり、何が欠けていたのかというと、やはり1つは、農業者の皆さんとしっかり話ができるこれなかった。しかもそれが、要するに、最初は話合いにも応じてもらえなかつたというのが正直なところです。それがあつて、ようやく何回かお話をさせていただく中で情報交換ができるようになってきたということ、そして、やはり、そういった農業者の声を、やはり、この会社はしっかりと受け止めいかなければいけないんだ、単なる、先ほどもお話がありましたけれども、答申は答申としてやっぱりあるだけであつて、そこの取捨選択のところははつきりさせていきたいというふうに思います。

今、担当課長が話しました社口原の関係は、JAさんとも話し合って、何とかできないですかと言っても、JAさんがきっぱりと、いや、難しいですと、はつきり断られました。そういうところもあれば、できないという判断になるということです。やはり、社口原ではなくて、そこに重きを前は置かれていたんですけども、本来は、池田アグリは、この平場といいますか、一番、700町歩あるこの池田地区とか、要するに平野部を中心とした耕作をどうしていくのか、持続可能な農業をどうやってつくりあげていくかというところが一番大事なところであります。

なので、今回、池田町として出資をさせていただいて、50%を超えるような形になれば、やはりそのハブ的な機能というものが懇談会の中でも出てきました。何かというと、まだ、今、利用権といいますか、担い手で、この田んぼをどうしてくれ、こうしてくれという具体的な話は来ておりません。その代わり、どうしたらこの作物を売れるのかとか、売り先はど

こにすればいいのか、どういうものを作ったらしいのか、そういったところに、やはりサポートしてほしい、サポートしていただければありがたいという、そういった課題も出てきましたので、まずは短期的なところはそういったところからアグリは進めさせていただきたいというふうに思います。

そして、5年、10年先には、やはり高齢化もあって、そういった農業の担い手不足が確実に不足してくるということはありますので、もう一つの矢としては、新しい農業者を育てていく機能を、この会社として持っていきたいというところは考えております。というのは、今も移住者は多いんで、来ている方は多いんですけども、やはり、農業をやりたっても農地がない、また、教えてくれる仕組みもないといったところが、農家の皆さんではなかなかできないものを、やはり、こういった会社を通じて紹介をし、また、そこに農業に携わっていただける方を、今度は今までの農業の方だけではなくて、農業をやってみたい方を発掘する会社になっていきたいと、していきたいというふうな思いもあります。

そして、今御指摘いただいた人的な問題です。いろんなところがって、やはり、今度は第三セクターになりますので職員が派遣できます。今のところも、今、農政係、3人の係長で回していて、ぎりぎりなところも承知しています。そういったところは、あくまでも事務的なところはやるというところにとどめるつもりでもありますし、やはり、民間の方が少しでも興味を示した方はアグリに関わっていただく、少しでも関わっていただくような仕組みを取っていって、実際できる方がいれば、その方にお願いして、アグリとしてはマネジメントをしていくような形に持っていくということが、ひとつ可能性としてはあるんじゃないかなというふうに思います。

第三セクターになって、過去には本当に公金がずぶずぶ投入されていて、そして結局、結果何も残らなかったというところで、国としても第三セクターの指針が厳しく定められていますので、私としては、そういったところは、やはり財政がずぶずぶ投入されるのではなくて、あくまでもそういった事務的なところを、取りあえず最初の3年間とか、そういった期間を定める中で、アグリとしては動かしていく、そして、その中で、その後、次のステップに興味がある方がアグリを支えていく、社員になっていただくという形の中で、徐々に移行していく、そして独り立ちできるような会社になっていっていただけるように、そこまでしっかりとやっていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

[2番 三枝三七子君 登壇]

○2番（三枝三七子君） とても網羅された答弁ありがとうございます。

本当に最後、これはもう、要望をここで言つてはならないとされていますが、個々に、本当にこの町で長く農業をされている方々、1軒1軒回って、ぜひともお声を聞いてください。そして、彼らが抱えている問題、後継者の問題、土地の問題、本当に深刻です。アグリも大事ですが、個々の、今までの既存の営農法人にも、ぜひ援助の手を差し伸べてほしいというふうに思います。どうぞよろしくお願ひします。

以上で終わります。

○議長（横澤はま君） 以上で、三枝三七子議員の一般質問は終了しました。

一般質問を続けます。

---

#### ◇ 中 山 真 君

○議長（横澤はま君） 2番に、6番の中山真議員。

中山議員。

[6番 中山 真君 登壇]

○6番（中山 真君） 6番、中山真です。

今回も、前回に引き続き、矢口町長の思いを、考えていることを言葉で発してもらいたい。それをできるだけ多くの皆さんに伝えていきたい、そういう思いで、今回も町長自身のお考えをお聞きしていきます。

池田町が今後どういう方向に進んでいくのか、今の基幹産業である農業の行く末もそうなんですけれども、この池田都市計画基礎調査報告書、これによると、10年後には池田町の人口は7,600人になるという予測です。今、9,050人です。多分、今年度中か来年度には9,000人を割る、そういう流れで、人口が減るだけじゃなくて、産業人口は減る、働く人が減っていくということです。これを大きく捉えていかないと、一つ一つの論点だけでは進まないと思います。今回は、人口減少対策と美術館運営などを中心にお聞きしていきます。

先ほども言いましたように、人口減少対策については、基礎となるのは、池田町第6次総合計画後期基本計画と都市計画マスタープラン、これは平成18年度版です。この2点が中心になってくると思います。場当たり的な政策というよりは、これらの計画の指標をしっかりと

捉えながら池田町の全体像を考えていく、特に町長はそういう考え方を持っていただきたい、そういう思いです。

この2点は、どちらも池田町の将来像を描く指標となる重点計画であります。総合計画は、福祉、教育、環境、地域産業、防災など、町づくりの総体的計画の最上位に位置します。それに対して都市計画マスターplanは、この総合計画に即して、具体的に町の土地利用、道路、下水道、あるいは公園等整備計画を示したものであります。都市計画法に基づいて定められる基本方針であります。また、これには住民の意見がそこに反映されなければいけないという性質のものであります。総合計画は、町のビジョンを示すものであり、マスターplanはそのビジョンを実現するために物理的に具体的に描かれるものであります。

先ほど言いましたように、そこには、町民アンケートや説明会、あるいは住民参加型ワークショップなど、町民の意見を広く集めて、それを基にマスターplanをつくっていく、かなり激務なものが伴いますけれども、先ほど言いましたように、このマスターplanがなければ、どこに向かっていくのかというのはちょっとふらふらになってしまふ、そういう重要計画であると思います。町長の基本方針を具体的に計画的に実行していく、その一番の大前提が、この総合計画であり、マスターplanであると思います。

これは、特に人口減少対策にとっては必要不可欠であります。この人口動態の予測には、この総合計画の人口動態予測、それから、マスターplanの人口予測があります。町長の唱える「ただいま★いけだまち」も、多分、この資料にのっとった計画であるというふうに思われます。ただし、マスターplanは2006年、だから20年近くたっているということです。

それから、人口動態予測については、もう一つ資料があって、人口ビジョン、これも令和2年版です、これも、基になっているんですけども、これは、人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察、池田町は2015年に初めて1万人を割り込みました。これは、ほぼ国立社会保障・人口問題研究所の推計どおりのペースで進行しています。今は、人口減少化が進んで、完全に人口減少局面に移行している、この実態をしっかりと踏まえる必要があると思います。

人が減るだけじゃなくて、2025年、今年、高齢化率が40%に到達するという予測、それから、生産年齢人口が50%を切る、基幹産業である農業就労者も10年後には3割になってしまふ、そういう予測が出ています。その中で、どういうふうに、この総合計画とマスターplan、また、この人口ビジョンを基に、人口動態の予測をどういうふうに捉えていくのか、これが非常に大事であります。今から10年後に向けて、人口が7,000人になったときのことも

踏まえて、考えたくもないんですけれども、いろいろ政策を取っていかなければいけない、その基本になると思います。

で、お聞きします。町長の考える人口減少対策は、何を基に、どう町の人口動態を捉えているのか、お聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

○町長（矢口 稔君） 人口減少対策は何を基に、どう町の人口動態を捉えているのかという御質問にお答えさせていただきます。

人口減少対策の方針として、昨年度までに役場内での協議及び町民ミーティングによる4つの事項を決定いたしました。

1つ目は、成果目標、2つ目は町政の運営方針、3つ目に最重要施策、4つ目にキャッチフレーズであります。今年度は、この方針を基に具体的な施策を検討する段階に来ているというふうに思います。人口動態については、成果目標として、理想的な人口数の推移値を現状維持とするが、ある程度緩やかな人口減少もやむなしとしているところであります。

今、中山議員の御指摘のあったとおり、やはり、そういった7,000人を見据えた町づくりというのも考えていかなければいけない状態にあることも十分認識している状況であります。

○議長（横澤はま君） 中山議員。

〔6番 中山 真君 登壇〕

○6番（中山 真君） 多分、10年もたたないうちに7,000人台に突入するおそれがあります。これは、さっきも言ったように恐ろしい数字です。今まで人口が1万人を超えていました。で、9,000人台になったと、単に歳入だけでも、人口頭割りの交付金だって3割減ってしまうんです。収入も減るんじゃないかと、そういう総体的なことを考えれば、今後の池田町の財政づくりも、会計監査も含めて、そこをしっかりチェックしてもらいたい。これは議会にも言えることだと思います。

今の町長のお答えで、キャッチフレーズはともかくとして、その成果目標とか重点施策を制定するに、要は、何を基にしているのかというのをお聞きしたかった。多分、こういった総合計画が基本になっているというふうには考えますけれども。

今の現状池田町は、出生数、子供の生まれる数が20人台、しかも二十一、二人です。これが4年続いています。今年も聞いたら21人だと、予測が。そうすると5年続くことになるん

です。こういう予測の中で、本当に移住者を増やさなければ、お子さんは増えない、そういう中で、どんどんこの予測以上に加速してしまいうんじやないかと、そういう心配をしています。

今言った私の数字で、この5年間、10年先でなくて5年間、多分8,000人台になる、そういう予測の捉え方をどのようにしているのか、町長にお聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。

出生数については、やっぱり20人台という現実的な厳しい数字があります。一方で、移住された方で子育て中の方が、おかげさまで、やはり、ここ数年といいますか、ここ一、二年、私になってからも増えてきている状況でありますので、出生数だけで見ると、やっぱり20人なんですかとも、子供をお持ちの方、要するに、それなりの低年齢の家庭が移住できる環境をどのように整えていくかというところだと思います。

ありがたいことに、子育て世代の方が移住してきていただいている環境を少しずつつくつてくることができました。やはり、社会像をしっかりと維持していくということが大事なので、そういったところに力を入れていく、なので、20人というところも増やしていく、来年度以降、民間の保育園でも、やはり特徴ある保育園を誘致することができましたので、そういう形も踏まえて、そういう土壌をしっかりとつくっていくというところで、出生数の増加とともに、若年層の移住者の方を増やしていくという施策をもって、何とか、そのスピードを緩めていきたいというふうに考えております。

○議長（横澤はま君） 中山議員。

〔6番 中山 真君 登壇〕

○6番（中山 真君） 現在、池田町に住んでいる方で、お子さんが20人生まれる、町長が言いうように、そこにプラス移住者が増えれば、しかも若い年代層が増えれば、そこにまたお子さんが増えていくという、そういうことになると思うんで、今後は、この人口増の対策についてお聞きしていきます。

町長の唱える「ただいま★いけだまち」、これは、地元を一旦離れた池田町の若者たちが再びふるさとに戻ってくるUターン現象のことだと思います。その政策と、重点施策の住宅確保、この2点を町長が考える人口減少対策の中心と捉えていいのかどうか、お聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。お見込みのとおり、人口減少対策の方針の最重要

施策としては御指摘の2点なんですけれども、やはり、今まで、そこにターゲットを当ててこなかった点について、今回、重点施策にさせていただきました。なかなか、Iターンの方は幾らでも、こういうアプローチは過去にもしていたんですけども、Uターンの方に目を向けていなかった。なぜなら、Uターンの方はハードルが非常に低い状況でもありますので、そういったところを含めて、特にUターンの方に帰っていただきたいという意味の「ただいま★いけだまち」という意味と、Iターンの方、移住された方も、ただいまと帰ってこれる、要するに、ふるさととしての要素を持った「ただいま★いけだまち」という、2つの二面性を考えております。

○議長（横澤はま君） 中山議員。

〔6番 中山 真君 登壇〕

○6番（中山 真君） 「ただいま★いけだまち」はUターン施策だということで、次の質問のUターン施策という問い合わせについても、今のお答えでよろしいですか。別にありますか、Uターン施策で町長の考えている施策。あればお聞きしますけれども、同じならいいですけれども。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） 今の質問の継続では、やはり、そういった、直接今、池田町の若者に中学生、また高校生、そして、大学生になる前、要するに、18歳以降になると、池田町からやはり離れてしまう方が非常に多いということが現状です、その間に、ぜひ池田町、いつでもただいまと帰ってきていただける体制を整えておきたいというメッセージを若者に伝えたいということを私は強く願っております。

ですので、質問にありましたとおり、「ただいま★いけだまち」のステッカーを子供たちに貼って、あれはスマートフォンのサイズに合わせてありますので、ぜひスマートフォンに貼っていただきたいという思いも含まれておりますし、ロゴ入りタンブラーを中学3年生や今年の二十歳の集いでも参加者に配布させていただきました、身の回りに池田町、帰ってきてもいいよという物を常に近くに置いていただきたい、そのような距離感を持って、池田町に戻ってきていただきたい、また、池田町に生活をし続けていただきたいということで、1つの人口減少対策を実施しているところであります。その他については、人口減少対策企画会にて検討をさらに進めて予定しているところであります。

○議長（横澤はま君） 中山議員。

〔6番 中山 真君 登壇〕

○6番（中山 真君） 池田町の若者にアピールしていくというのは、主な中心の施策だと思うんですけども、要は、都会に出た池田町の若い人たちが、池田町に帰ってきやすい環境づくり、これこそが大事じゃないかと。ただ、帰ってこい、帰ってこいと言ってやっても、じゃ、実際に池田町に帰ってきたことを想定すると、働く場所はあるのかどうか、家があるのかどうか、そういったところもしっかりと若者たちに見せていかないと、池田町に帰ってきたらこういうことがありますよ、そういう方向性、特徴を出すことが今後は必要になるんじゃないかなと思います。

この後、ちょっと触れますけれども、コンパクトシティ化で、小さい町でも十分な幸せが得られます、機能を強化して、ずっとSDGsで町が持続していきます、そういう姿を見せることが、今の若者の人たちに見せることが必要じゃないかと、そういうふうに思います。

今述べた住宅事情ですけれども、これが、池田町の移住政策にとって最大の弱点と言われています。これはもう前町長時代からそう呼ばれています。だけれども、それに対して、前町長時代からですけれども、いわゆる民間業者、住宅公社を町がつくるということは、今後は非常に難しいと思うんで、民間業者任せに、頼りになると思うんですけども、そういう中でも、町長の考える今後の池田町の住宅確保、これをどのように展開していくのか、お聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。

住宅確保についてですけれども、1つ目は、今年、土地利用計画の改定年となりますので、何らかの規制緩和を図り、より池田町で住宅を建てやすい状況をつくり出したいというふうに思っております。

2つ目は、現状、用途のない土地や、今後使わなくなるであろう土地を住宅用として利用するものも一つの手だと考えております。ただし、土地開発公社を解体した現在では、町で直接住宅造成等を手がけるのではなく、条件つきで民間業者に売り渡し、住宅増に向けたいというふうに考えております。

3つ目は、不動産業者や住宅メーカーと連絡を密にすることあります。ある住宅メーカーからは、アパート用地の情報が少ないという話もありましたので、その橋渡しができる施策も検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（横澤はま君） 中山議員。

[6番 中山 真君 登壇]

○6番（中山 真君） 結局、今の池田町の住宅関連業者、ここと密に連絡を取るのも、もちろん大事なんですけれども、何人にも当たって、建設業界の審議会なるものがあると思うんです、そこで、いろんな要望が出てくると思うんです。この間も、公共ますの下水道の工事も一部町が負担してくれる、これもう、その業者は非常に喜んでいます。要は、移住者を増やすために、あるいは、空き家対策で空き家に住めるように、そういう努力を今の池田町の業者の人たちはしています。ほかの市町村のように、この業者に対して、直接下水道料金の補助をしている松川とか安曇野とかあります。それをやり出すと、池田町は、先ほども言うように、とても厳しい状態にあるんで、要は、いかにその業者の人たちの要望なりを酌み取って一緒に展開していくのか、その業者も、幾つかありますけれども、新築するときには、事前に、住む人に、自治会に入るようという、そういうお話までしている業者もあります。非常に行政に対して協力的な業者でもありますので、何とか、そこら辺も、審議会等を通して十分に展開していってもらいたい、そういうふうに思います。

「ただいま★いけだまち」は、スローガンには10年たってもずれないとうたっています。要は、先ほど言いましたように、10年間この施策だけで進めるのか、お答えにもありましたけれども、UターンのほかIターン政策、これは引っ越し費用や住宅新築、リフォーム補助、あるいは、移住支援金や各種補助金制度が伴います。そのほかに、起業支援とか農業参入者への育成や支援、先ほど町長が答えられて、それから子育て支援、転職就職支援などがありますけれども、これも、全国どこでも展開している、同じことです。

要は、池田町の特徴を生かす誘致、あるいは広報活動が必要ではないだろうか。その中心になるのは、いわゆる町長の唱えるテロワール構想です。テロワール構想の中で、農業を中心として、産業が活性化して、地域内で循環して、自立している町ですよ、それを全面的に訴えればいいんじゃないかというふうに思います。要は、基幹産業である農業が、活発になれば、それに付随して商店街も活発になってきます。それから、そこに住む公共施設や病院も含めて、全てが潤ってくる、そういうテロワール構想があると思いますので、それをぜひ進めていってもらいたい。

特に、来たときに住む家がない、あるいは働く場がない、都市部に出ていった若者たちが、戻りたくても戻れない、生活できない、池田町に帰ってこない、こういう状態を何とか脱皮してもらいたい。働き場の確保で難しいのは、いきなり商店とか工場を誘致するというだけじゃ駄目なんで、やっぱり、基幹産業である農業、これは町長も先ほど言いましたように、農業に従事したいという若者は、全国、結構需要があります。これを基に移住者を進めてい

くと、そういうことが、池田町の特徴ではないかと、そういうふうに思います。

この移住策の最後のまとめで、いわゆる今言った I ターン施策、これを大まかでいいですけれども、どういうふうに展開しようと考えているのかお聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。

I ターン施策、おかげさまで移住定住係、本当に力を入れてきております。今の現状と、そういういた見通しについて御説明いたします。

SNSなどを通じ池田町の魅力の発信、移住案内ツアーによる池田町の案内、東京、大阪、そして名古屋などの都市圏でのセミナー出展による移住相談の実施を行っております。池田町定住補助金や、県と連携した U I J ターンの就業・創業移住支援事業補助金などの移住者への補助などを行っているのが特徴であります。特に力を入れている子育て世代では、最近、やはり利用者がすごく増えてきましたにこまるやポレポレ、小・中学校、保育園の見学など、池田町での子育てを実感できるよう案内を行っているところであります。

都市圏での移住セミナーでは、地域の企業とともに出展し、生活環境とともに就職の支援についても相談を受けております。ある企業の話では、新卒者が集まらず困っていたけれども、セミナーでの相談が縁となって I ターンし、就職していただいたとの声もあります。今後は、企業や職業安定協会などの団体と連携したセミナーの開催や、情報発信を進めていければと考えております。

また、10月からは、いよいよ短期の宿泊が可能になるお試し住宅の運用を予定しております。池田町を中心とした職探し、住居探しが可能になるということあります。地域の魅力発信、移住支援、就職支援、移住体験を柱に、今後も U ターンの促進を図ってまいります。その中で、本当に私のところにも相談が実際来たりとかということが多いんです、情報発信をしていれば、やはり、そういういたところに情報が集まってくる、それをいかに共有してそういういた方につなげていくかというところだと思います。

おかげさまで、本当に I ターンの方のこういう移住セミナーのアンケートを取ると、対応が非常によかったですと、そういういたところもあります。いかに、そして、中山議員がおっしゃったとおり、空き家なり住宅とマッチングをさせるかという、そこにもう絞られてきているかなというふうに思っておりますので、そういういたところをしっかりと、移住、 I ターンの促進につなげていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（横澤はま君） 中山議員。

[6番 中山 眞君 登壇]

○6番（中山 真君） よく住民から聞かれることがあって、「ただいま★いけだまち」って何をするのとよく聞かれるんです。今までのお答えで、これを見ている人は、ある程度分かったと思うんです。今後は、この「ただいま★いけだまち」をどういうふうに掘り下げていくのか、今言ったように、UターンとIターンを併用してやらなければいけない、それに対して住宅確保もしなければいけない、それに付け加えるなら、働き場所も確保しなければいけない、働き場所の一番の池田町の特徴は農業であるということ、こういったことを今後もぜひ、町長の口から発信していってもらいたいと思います。

冒頭に言いましたように、どんなに人口減少対策をやっても、どうしても減っていってしまう、多分、予測でいくと。要は、ここ三、四年の施策には影響ないかもしれないけれども、10年後を見据えた施策でどういうふうに目標を捉えるのか。これは監査の人にもお願いしましたけれども、コンパクト自治体、これから話します、これはやっぱり財政が伴います。財政も、少なからず縮小します、やむを得ず。そういう中で、産業人口が減っていく、非常に苦しい、これ、どこの自治体もそうなんです。そういうときに、池田町はどこに目指すのか、財政検証でも、どこを減らしていくのか、どこを重点的に捉えていくのかも含めて、総体的に考えていく必要がある。

そのための総合計画であるんですけれども、総合計画は、やっぱりつくってしまうと、それで、何となく、年に1回検証があってという成果の確認だけでいかないので、しおちゅう、この総合計画とマスタープラン、マスタープランも、一生懸命労力かけてつくったって、つくるのが目的じゃないんです。そのできた予測数字をどういうふうに行政なり町長が捉えて、今後の池田町の繁栄に結びつけていくのか、その指標にぜひ使っていただきたいと思います。

このコンパクト自治体という言葉ですけれども、これは、要は、単に人口増加とかの維持を図るものでなくて、いわゆる持続可能な町づくりのため、その準備です。そこにあるコンセプトは、住民一人一人の幸福度です。仮に人数は減っても、産業就労人口は減っても、そこに住む人が元気で暮らすと、これが大前提であります。そのためには、町の機能として、集約化とか公共交通機関の強化、それからエリアに集約した商業施設、あるいは、病院、公共施設など環境を整備していく、これも10年後、20年後を見据えた整備計画を立てる必要はあると思います。そのための土地利用計画、これは、ここ一、二年非常に大事になるんじや

ないかと、そういうふうに思います。その上に立って、創業支援や子育て支援、その優先順位をつけて、今度は、住む環境、道路、上下水道、公共施設の設計、これを行っていかなければいけないと思います。

人口減少でコンパクト自治体を目指すというのは、自治体が縮小するという意味合いじゃないです。どのように効率化を図っていくか、そこにA Iも含めて、それから、役場の職員の人数も多分減ってくると思います。そうしたときに、どういうふうに活用できるのか、A I活動も含めて、効率化を図れるのか、これが、コンパクト自治体の目指すものであると思います。

回答が3つまとめてありますので、3つ一緒に質問しますけれども、今まで述べてきた中で、全般的でいいですけれども、町長の考える今後の池田町の在り方、このまま人口を維持するという政策で町の拡充を図っていくのか、もう1点は、先ほど来から言っている、7,000人台に突入した、これを予測した上での町長の考え方、それから、いわゆるコンパクト自治体の考え方、この3点を共通してお聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） それでは、お答えいたします。

お見込みのとおりで、全国的に人口が減少している中で、池田町だけ人口維持、また拡大をするということは難題かと思っております。人口維持を目標達成できるような施策は打っていくとともに、減少傾向に応じ、身の丈に合った町づくりを計画していることも大事かと思います。

議員御指摘のあったコンパクトシティについては、歩いて、様々な施設や店舗が利用できることが1つの目的となっておりますけれども、単に物理的な距離を縮めるのみでは窮屈な町づくりになってしまい可能性があります。池田町の長所を生かし、ある程度移動の自由を担保する中で、暮らしやすい環境をつくりあげることが大切だと考えております。

また、人口減少に関しては、全体人口の数字のみに捉われることなく、各世代の人口に応じた施策を打ち出していくことが重要です。身の丈に合ったというのは、単にダウンサイジングのみではないと考えております。現在の池田町は、程よい人間関係の距離感があると思います。都会でもなく過疎でもない程よい田舎、今後も、住宅施策、働く場所の確保、そして、安心の医療体制を中心としたバランスの取れた町づくりを目指してまいります。

○議長（横澤はま君） 中山議員。

[6番 中山 眞君 登壇]

○6番（中山 真君） そこで重要なのが、先ほど言いましたバランスの取れた財政運営なんです。自治体が破綻する一番の原因は財政問題だろうと思います。今後予想される収入減、歳入減も含めて、どういうふうに歳入バランスを取っていくのかというのが非常に大事になってくると思います。だけれども、一方で、住民福祉、要は社会福祉です、これはもう年々増えていきます。今87.1%の経常収支比率ですけれども、これはもっと増えてくる、多分90%に限りなく近づいていく、それは住民福祉を充実させるためのものであって、やむを得ないと思いますけれども、その一方で、どこかを削減していかなければいけない、それが財政運営のバランスなんです。

そこを、しっかりと、行政サービスも質を落とさずに、先ほど言いましたように、人件費や物件費等の削減も、もちろん図っていかなければいけない、そのためには、質を落とさないということは、今まで以上に、職員数は少人数でも住民に対してのサービスは今まで以上になっているというのは、やっぱり、どこかを頼らなければいけない。

その1つが、先ほどから言う、AIが云々ということじゃないんですけれども、全て今まで試算していた数字を一生懸命職員がたたいている数字は、活用できるものはどんどん活用していく、そこで効率を考えていくということが大事だと。あとは、池田町単独で考えるんじゃなくて、近隣自治体と一緒にになって考えて、いわゆる公共施設の併用利用、今、火葬場とか給食室がありますけれども、そういったことも今後は必要ではないかと。お互いの近隣自治体が協力し合って1つにまとまれば、それだけ予算も少なくて済みますので、そういうふうに思っています。

今まで言ってきたことを一つ一つ突拍子もなく進めるというわけにはいかない。その根底にあるのが、最初から言っています都市計画マスタープランです。これが、もう古いものになっているという指摘を以前議員から出されましたけれども、要は、私は、これをつくれということじやなくて、それをしっかりと、池田町の人口動態予測あるいは財政運営予測、これに使うためのマスタープランであってほしい、そのために、土地利用計画は変わったり、あるいは、下水道工事も含めて公共施設の管理、運営を考えていかなければいけない、その根拠が、このマスタープランであると思うんですけれども、それに対する町長の考えをお聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） 都市計画マスタープランのお話でございます。人口目標は、第6次総合計画後期基本計画に記すとともに、人口減少対策企画会で打ち出した方針にも記載してい

るので、ここであえて都市計画のマスタープランで別の数字がまた出てくるということは、混乱のもとにもなりますので、現状では考えていないという状況であります。

人口増施策を町民主体で検討していただくことは本当にありがたく、町民の皆様と課題解決に向けて協働していかなければというふうに思います。行政は、行政ができるることを確実に行うとともに、そういう町民の活動を元気なまちづくり事業補助金などでサポートしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（横澤はま君） 中山議員。

〔6番 中山 眞君 登壇〕

○6番（中山 真君） 先ほど来から言っています、何を根拠に町長はそういう考えなのかということをお聞きしたかったんで。要は、マスタープランとか総合計画はもう出来上がっているんですけども、何回も言いますけれども、その数字がどうのこうのじゃなくて、その数字をどう組むかなんです。マスタープランで10年後の人口動態をどう予測するか、このぐらいの検証はする必要があると思います。それから、先ほど言いますように、10年後に財政がどうなっているのか、この検証も必要である。それから、個別施設計画、公共施設の管理計画、これも組み直す必要があるんじゃないかと。そのために、このマスタープランが、名前はどうでもいいんですけども、マスタープランでなくても、そういう再検証する、総合計画の中の具体的に落とし込むことを再検証するような、そういう計画はあるならいいんですけども、何回も言いますけれども、人口減少対策はこういったことをやる、だけれども、一方で、財政はこういうふうに落ちます、だけれども、それに加えて、人口はこういうふうに減ってきますというと、何かこう、ばらばらになってしまふので、ぜひ、町長の頭の中だけでもいいんで、1つ、しっかりした計画、そのために私はマスタープランの作成を推薦しているんですけども、要は、どういう形でもいいんで、少なくとも、ここ、町長任期中の2年だけじゃなくて、10年後の池田町を見据えたかじ取りをしていってもらいたいと思います。

次に、質問を変えます。

美術館運営問題です。これについてはもう、今月から美術館が、公募が始まっています。向こう3年間、また、どの指定管理業者になるか分からんんですけども、審査が始まるというふうに聞いています。前回と前々回も言ったんですけども、公募の審査の問題点、これははつきりいえば、2社募集があったら、そのうちのどっちかに決めなければいけないという二者択一、3社あれば三者択一、だから、内容が優れているんではなくて、要は、よ

り優れている業者はどこなのかということで選ばざるを得ないという、こういう審査基準がおかしいんではないかと、そういうふうに訴えてきましたけれども、要は、その場のプレゼンの内容でなくて、しかもできればそれを資料だけでも町民に公開してもらいたい。どういうふうに、美術館の運営が向こう3年間この業者に決まったんだよ、その業者は何をこの3年間やろうとしているのかというところを町民に知ってもらいたい。そういう思いで、審査、いろいろ難しいと思いますけれども、プライベートな問題も含めてありますけれども、できるだけ町民に分かりやすく示していく必要があるんじゃないかというふうに思います。

それから、もうずっと、前々指定管理業者も同じだったんですけれども、そこの指定管理業者は何をやりたいのか、プレゼンでは一生懸命うたっています。だけれども、実行段階にいくと何もやっていない、言い方は悪いですけれども。運営しているのは誰かといつたら、今の美術館のスタッフの人たち六、七人が主なんです。だから、企画展だって、よそから、今、猫のあれやったりしていますけれども、みんな、そのスタッフの人たちです。要は、今の現場のスタッフの人たち、ここにもっと町が絡んでいっていいんじゃないかと、そういうのが私の主張です。

いわゆる業者任せですから、町は口出しできないと、そう言われるかもしれないですけれども、だけれども、現場のスタッフの人たちは、何とか誘客数を図ってというふうに一生懸命考えています。そこに町の知恵も出すべきだと思います。それからもう一点は、先ほど来から言われる、地元の美術館ですので、要は地元の教育現場でもあると思うんです。これをうまくもっと生かす、そういう仕組みづくりを考えていかなければいけないと思うんです。

先日、美術館のスタッフに、何人かに聞き取りしたんですけども、要望していることは、先ほど言いましたように、審査の内容、自分たちは、またもし業者が変わっても、またやるかもしれないですけれども、どういうプレゼンをしたのか、そういう資料を見せていただきたい、スタッフに。スタッフは何も分からなんでというわけにもいかない、そういう要望がある。

それから、裏づけのある、というのは経費がどのくらいかかるか、その出店とか、売店をつくる、それについてどのくらい経費がかかるのかという、そういった裏づけの細かい資料がついた企画なのかどうか、でないと、ただ単に絵に描いた餅になってしまいうとい、要は、実現性があるのかどうかという、それを判断してもらいたい。

選考基準、ポイント制になるかと思うんですけども、その場限りのプレゼン力、これに左右されることなくて、先ほど言ったように、具体的などんな計画で、本当にどのくらいの

実行性があるのか、そこを重点にポイントにしてもらいたい。それから、その都度、指定管理業者が変われば、美術館スタッフの待遇面もその都度変わってくるというところで、これを何とかしてもらいたい。最後には、先ほど言いましたように、教育委員会も含めて、町民参加とか、池田町あるいは大北地区にゆかりのある企画を、もっと地元に即した企画をやるのかどうか、それも選考基準にしてもらいたい、これは現場の要望です。もう既に募集が始まっていて、選考基準も、近々始まろうかと思いますけれども、今回は、今までの行政側の回答で、もっと細かく、しっかりとチェックしていくという話は聞いていますけれども、より具体的に実現性があるのかどうかという、そういったところを判断基準にして、この3年間を運営していってもらいたいと思います。

もう1点は、この決まった今の新しい指定管理業者、3年間運営している間に、今後の池田町としての町の美術館をどういう運営をしていくのか、その検証期間にもしたいということを以前町長はおっしゃっていましたけれども、池田町をどういう方向に持っていくのかという検証期間を、審議会なり委員会なりを立ち上げて進めていくのか、具体的な今の時点を考えがあれば、お聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） それでは、美術館の運営の関係のお話でございます。

実際、この指定管理の契約等々の事務所管は教育委員会で実際はありますけれども、質問が町長ということになっておりますので、私の方で、そういった大きなところを説明させていただきたいというふうに思います。

現在の指定管理契約が今年度で終了しますけれども、町では引き続き令和8年度以降は3年契約による指定管理方式を継続する方針で教育委員会とも話し合っております。御存じのとおり、議会の皆様にも、8月7日に指定管理者選定に関する説明を行い、指定管理者選定に向けた手続を進めているところであります。また、現在の業者選定の反省から、審査会前に提案内容が実現可能かどうか精査を行ってまいりたというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、先ほど、中山議員の話されたこと、本当に重要なことであります、今後、この3年間の間に、年代もたっておりますけれども、この美術館の方向性をしっかりと検証して、次はどのようにしていったらいいかという時間にも、この3年間は活用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（横澤はま君） 中山議員。

〔6番 中山 眞君 登壇〕

○6番（中山 真君） これは前回も話しましたけれども、指定管理業者に払う指定管理料が年間2,800万円強かかります。そのうち、指定管理業者が払っている、要は、美術館スタッフの人工費千二、三百万円です。町が運営すれば、残りの一千四、五百万円は浮くんじやないか、言い方は悪いですけれども。浮いた上で、町運営で美術館スタッフと連携が取れるんじやないかと前回お話ししましたけれども、先ほど言いましたように、どこかで財政運営も考えていかなければいけない、コンパクトシティ化で、そういう中で委託料を減らしていくというのは、今後非常に大きな鍵になります。多少、町営に戻すと、町の職員が大変だと、これは分かります。だけれども、それは、要は、財政を縮小して、効率化を図って、少ない中でも運営していくというのが今後のコンパクトシティの在り方だと思いますんで、ぜひ、そこら辺も含めて、この向こう3年間、どういうふうに審議会なりで検証されていくのか、そこら辺を見守っていきたいと思います。

最後の質問になりますけれども、池田町の基幹産業は農業であると。これは紛れもないことだと思います。要は、農業が発展すれば町も発展しますよということなんです。仮に、農業者がゼロになった場合、池田町で、町の商工会なり商店なり、そういったところが活性化されるかどうかを含めて、要は、基幹産業が繁栄すれば町も繁栄するという構想の中で、一方では、町は町として、町並みの景観づくりと、商工の振興も同時に図っていかなければいけない、以前あった円卓会議、これを復活して、町づくりを考えていったらどうかという提案をしました。その提案に乗って、今、町民参加の円卓会議の準備が進められていると聞いておりますけれども、その状況をお聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） 円卓会議の状況について答弁いたします。

現在、円卓会議の協議内容となる以下の点については、今後の会議開催に備えております。3点ございます。1番、振興施策として審議をし、必要に応じて調査及び研究を行うこと、2番目に、効率的かつ実効性のある振興施策については、町長に提案するとともに検証を行うこと。3番目には、前号に掲げるもののほか、振興施策に関し必要な事項等の内容を精査し、今後の会議のところで行うということで、現在、準備を行っております。

振興課の、今そうですけれども、コロナ禍が終わりまして、振興課、本当にイベントチークみたいな状況になっております。ですので、そこら辺のところを調整を図って、時期を見て開催できるように現在調整しているという状況でございます。もちろん、商工会とともに、

これについては調整を行っていくという状況でございます。

○議長（横澤はま君） 中山議員。

〔6番 中山 真君 登壇〕

○6番（中山 真君） 町並み景観づくりと、私も簡単に言っているんですけども、非常に難しい問題、商店街が、商店がどんどん抜けていく中で、利用者が少なくなってくる、要は池田町の商店を利用する人が少なくなってくるという非常に難題を抱えている中で、その中でも、やっぱり円卓会議を中心に町づくり、特に町並み景観づくりを、構想をつくっていくということは非常に大事なことだと思います。そのために基本になるのが、先ほど来から言っているコンパクトシティ構想のある程度のそういう考え方の上で、池田町の商店街をどういうふうに導いていくのか、活性化していくのかという考え方方が非常に重要なと思う。

そこに根拠となるのが、都市計画マスタープランであると思います。都市計画マスタープランがなければ、今の第6次総合計画後期計画の中で、もっと細かく指標をつくり直す必要があるんじゃないかなと、そういうふうに思います。

最後の質問ですけれども、創業の支援とか、商工会を中心に今行われていますけれども、特に移住者の新規創業者への後方支援の考え方をお聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。

移住者の就業創業支援策の一つ、これは主には資金面でありますけれども、そして、池田町ではU I Jターンの就業・創業移住支援事業補助金があり、令和6年度には2件の実績があります。この補助金は、東京圏、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、そして愛知県、大阪府から移住し、就業または創業した方で一定の条件を満たした方へ交付される補助金です。

また、さらに、店舗をまたそこで構える方もいらっしゃいます。それについては、また、創業支援の資金的な援助があるということありますので、そういったところも踏まえながら、総合的に支援を今実際行っているというところであります。

おかげさまで、昨今では、池田町、カレー屋さんの出店が今後続いてくるというふうにお聞きしております。最大になると10店舗くらいがカレー屋さんになるんじゃないかなという話もあるくらい、町なかを中心に、そういったカレーを中心とした町づくりが、民間レベルでは進められてきているということもありますので、そういったところの方へどのように支援ができるのかというところは担当課と協議をして、何とかそういったところでございづくりにつなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長（横澤はま君） 中山議員。

[6番 中山 眞君 登壇]

○6番（中山 真君） 私の地元自治会内で今年、カレー店を開いたお店があります。そのときに、先ほど言った後方支援の中で、創業支援、この補助金を頂いた、それプラス、なおかつ、4人ちっちゃなお子さんがいる、子育て支援もいっぱいいただいた、非常に喜んでいました。これ、お金の問題じゃないと思うんですけれども、そういった立上げのときの苦労というのは、お金の問題だけじゃなくて、やっぱり相談相手になる、子供を4人抱えて、子育ての窓口に行って親切に教えてもらったと。今後は、そういったことも、定期的に移住者と図っていく必要があるんじゃないかなと思います。その方が言っているのは、単にお金だけじゃなくて、その後の支援とかが非常に助かったというふうに言っていました。それも含めてですけれども、農業従事者を全国から集めるのもそう、池田町で創業したら、こんなことがありますよ、今、町長が言うように、飲食店がちょっと増えそうだといつたら、それに乗っかる業者を募集すればいいんですね、というふうな計画も非常に大事じゃないかと思います。12月の一般質問までにはカレー店が何店出店したか、ちょっと、もしお聞きできればと思います。

今まで、ずっと言っていましたように、池田町の特徴は、農業の維持と繁栄、それから商店街の活性化、それから商工業、それから、それに付随する第3次産業のサービス業、これは池田町の特徴というか、するしかないですね。農業といつても米だけじゃないです。ハーブもあれば、特産品もあります。特に今後はこの特産品にも力を入れる、あるいは花とハーブと言っているんで、もっと花とハーブに力を入れていく、その地域の特徴を出していくということが非常に大事だと思います。それが、池田町の自給圏をつくるテロワール構想であるというふうに思います。

要は、人口は緩くても減っていく、そういう見通しの中でどのくらい、何年、池田町が生き残っていくのかというのが、今の大変な指標になってくると思います。これは、町長が唱える小さな町で大きな幸せを見つけよう、これ、聞いた人は何のことかよく分からないんです。それは、今、私が言ったことなんです。縮小しても、多少ちっちゃくなってしまっても、そこで農業が盛ん、商店街が盛ん、ある程度、移住者も増えてきているという、そういう中で、社会保障費も充実しているというところで、池田町に住む人は、大きな幸せを見つけようと、そういうことにつながるんじゃないでしょうか。

以上、質問を終わります。

○議長（横澤はま君） 以上で、中山眞議員の一般質問は終了しました。

この際、暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（横澤はま君） 休憩を閉じ、再開いたします。

一般質問を続けます。

---

#### ◇ 矢 口 結 以 君

○議長（横澤はま君） 3番に、1番の矢口結以議員。

矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

○1番（矢口結以君） 3番に、1番の矢口結以です。

令和7年9月議会定例会一般質問を始めさせていただきます。

今回、私の質問は1点でございます。空き家活用促進における新たな取組の可能性を問うというところで質問をさせていただきたいと思います。

（1）当町における空き家の現状と課題についてであります。

空き家問題は全国的な課題であり、2023年の調査によれば、空き家数は約900万戸もの数があり、過去最多、空き家率も13.8%と過去最高という現状があります。1993年から2023年までの30年間で約2倍まで増加し、このまま放置しておけば2038年には総家屋の3軒に1軒が空き家になると予想されています。

資料①を御覧ください。

これは、総務省の統計データを基に、1978年から5年ごと、長野県の空き家数の推移を表にしたものです。棒グラフを御覧いただければお分かりになるかと思いますが、人口は減つておりますけれども、空き家数や住宅総数は年々増えている現状があります。長野県においても同年の調査で20万8,000戸が空き家とされており、空き家率は20%と、全国で6番目に

高い水準にございます。一時は全国3番目となっていたこともございます。当町では、池田、会染、中鶴のエリアの空き家全棟調査が実施され、広報いのけだにおいて公表されております。調査によりますと、279軒の空き家が確認され、その約2割に当たる60軒が管理が不十分と見られる空き家でありました。放置された空き家は老朽化の進行により景観悪化や防犯上の問題、災害時の危険、動物のすみつきなど、生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

令和5年の空き家法改正によって、特定空き家に加え、管理不全空き家についても固定資産税の軽減措置が解除されることとなり、空き家になる前の段階で周知啓発を一層強める必要があります。

一方で、自治体によっては空き家を活用し、地域の活性化につなげている事例も見られます。当町においても民間事業者が空き家を活用した取組を進め、町なかに活気をもたらしている例がございます。

以前、一般質問で問題提起しましたけれども、当町では若い世代、働く世代の人口流出が課題であります。公共交通の課題はあるものの、松本市、安曇野市、大町市などへの通勤圏内であり、今後も一定の住宅ニーズが見込まれる地域であります。しかしながら近隣自治体に多く見られる過度な住宅用分譲地の造成は将来的には空き家を生むリスクを同時に併せ持っています。過去には大学生と連携し、住民意識調査から空き家問題を考える、こういった冊子を作成され、配布を行ったという経緯もあります。空き家を負の遺産として置いておくのではなく、新しく住みたい人の住まいにしたり、地域の皆さんのが集まる場所にしたり、訪れる人の宿や体験の場にしたり、小さなお店や仕事を始めるきっかけにしたりなど、空き家をまちづくりの資源として施策を考えていくことが必要ではないかと考え、次のことを質問させていただきます。

質問1です。当町における空き家数の推移や今後の予測について伺います。

○議長（横澤はま君） 寺嶋総務課長。

〔総務課長 寺嶋秀徳君 登壇〕

○総務課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

広報いのけだ7月号にお示ししたとおり、池田、会染、中鶴地区を対象とした町が把握する現在の空き家数の件数は279件です。ただし、日々変化する空き家の状況を具体的な推移としてお伝えすることは困難であります。こちらについては広報いのけだ6月号にお示ししたとおり、これまでに実施した平成30年度と令和6年度の空き家実態調査に限れば、空き家と推

測される物件が273件から170件へと大幅に減少していることから、平成30年度前後をピークに現時点において、空き家数は減少傾向に推移していたものと推測されます。

この結果は、これまでの町の広報活動や空き家バンク制度などの取組、相続登記の義務化など、複数の要因が寄与しているものと考えております。今後の空き家の予測としては、矢口結以議員がお示ししていただいた調査のとおり、町として空き家対策を講じない場合、空き家件数は少子高齢化に伴う人口減少により加速度的に増加すると推測されますが、空き家対策、町対策、国法制化等を行うことで、空き家件数は横ばいもしくは微減となるのではないかと推測しております。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

○1番（矢口結以君） 理解いたしました。

次の質問に移らせていただきますけれども、空き家を購入、活用しようとする際に、前に住んでいた方の残置物の整理が困難であるというような声もあります。片づけや処分に相当な費用と労力がかかり、利活用の妨げになっている現状について、町としてどのような支援や対応を考えているのか、お伺いいたします。

○議長（横澤はま君） 総務課長。

○総務課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

御指摘のとおり、空き家の残置物の片づけ作業は業者に依頼すれば費用がかさみ、御自身で片づけしようとすると多大な時間と労力を要します。空き家を購入した方の中には、ある程度残置物の処分も想定して購入される方も多いのではないでしょうか。

しかし、空き家を長年所有し、売主の立場となる方にとっては、残置物の処分でお困りの方も少なくありません。御承知のとおり、町には空き家バンク活用事業補助金という補助金制度があります。空き家バンクに登録された物件の売買契約締結された後、片づけやハウスクリーニングといった整備事業の申請が可能であり、補助率は10分の10、最大で30万円まで補助され、売主または買主のいずれか一方が活用できます。この補助金は前提として池田町空き家バンクに登録されている必要があるため、今後も広報活動を通じてより多くの空き家所有者の方に空き家バンクへの登録を呼びかけていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

[1番 矢口結以君 登壇]

○1番（矢口結以君） 空き家バンクに登録も今後も呼びかけていきたいということなんですが、現状、ホームページなどを見ますと、空き家バンクへの登録件数は非常に少ないなど感じているんですけども、この移住希望者の方と空き家所有者の方のマッチングもうように進んでいないのではないかなど感じることもあります。

私も、様々な場面で、池田は家がない、貸してくれる家が、空き家を探しているんだけれども、なかなか出てこない。だから、別の市町村で決めたんだという声も届いております。私はそういう声は本当にもったいない、もどかしい気持ちになっているんですけども、例えばクリーニングの話でもあるんですけども、高齢者の方がお一人で暮らされていたけれども施設などに入ってしまって、御家族でも判断がつかない。本人の了承が得られないと、整理も進まないというケースもお聞きしています。

再質問なんですが、こういった、どこから手をつけたらいいのか分からぬ。どう整理していいのか分からぬといった住民の方のために、何か町でこれから施策として考えているものがあれば、お聞きしたいと思いますが、総務課長、いかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 寺嶋総務課長。

○総務課長（寺嶋秀徳君） そういうお困り事をまず個別相談という形で、総務課移住定住係のほうでは個別相談、随時承りますので、積極的に相談をしていただきたい、それがまず第1点だと思います。

あと、議員もおっしゃられましたけれども、補助金制度等をもうちょっと広くの方に知つていただくためにも、引き続いて広報活動のほうは重要なという、その2点を上げさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

[1番 矢口結以君 登壇]

○1番（矢口結以君） 分かりました。

では、次の質問にいきますけれども、なぜ空き家になっているのか分からぬ。住んでいるかどうかも分からなくて、隣の空き家の木が生い茂ってしまい、自分の家にも影響が出てるといった声も寄せられております。住民の不安や生活への支障が具体的に表れている中で所有者が対応しない場合ですとか、所在不明の場合には町としてどの段階で特定空き家や管理不全空き家と認定し、行政代執行など強い措置に踏み切るのか、その判断基準や今後の

実行計画をお伺いいたします。

○議長（横澤はま君） 総務課長。

○総務課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

まず、大前提としまして、空き家の管理は所有者等の責務であるということ、また行政代執行などの強い権限を行使することは、住民の生活を委縮させることにつながりかねないため、極めて慎重に判断しなければならない問題であるということを御理解いただきたいと存じます。空き家対策特別措置法第2条第1項には、特定空き家等について定義されており、これによれば、そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損ねている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等というふうに明記されております。

当町における特定空き家等の認定は、第2期の池田町空き家等対策計画に記載があり、国土交通省が定めたガイドライン、法の規定に基づき調査し、危険空き家と思われるものについて、池田町空き家対策協議会に意見を求め、町長が認定することとされています。

なお、これまで特定空き家等に認定された空き家はございません。これは他の近隣自治体も含め前例が少なく、かつ公平性の観点から認定に積極的ではなかったこと、また認定を行っている近隣自治体に確認したところ、認定したからといって危険空き家の解決に至ったというケースはほとんどなく、結局は所有者等との粘り強い交渉しか解決策はないといった話などもあり、全国的にも特定空き家等の認定には消極的であったものと推測します。

国もこのような状況に鑑み、当該法律を令和6年度に改定し、管理不全空き家等という項目を新設しました。これは特定空き家等になるおそれがある物件に対し、指導や勧告ができ、勧告を行うと、地方税法上固定資産税の軽減税率が外され、税額が高額となります。ただし、特定空き家等とは異なり、最終的には行政代執行を行うことはできません。町では、この管理不全空き家等を行政の判断によって認定しております。特定空き家等に比べより機動的で効果的な措置であると認識しております。これまでに町では2件の管理不全空き家等に認定を行い、指導を行い、うち1件は危険家屋の撤去につながり解決しております。

もう1件につきましては、残念ながらこれまでの対応では解決に至っていないため、特定空き家等も視野に入れ、対応を考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

[1番 矢口結以君 登壇]

○1番（矢口結以君） 1件は解決に至ったというところで、周辺の住民の方も大変ほっとしたというようなこともお聞きしています。

こここの今の答弁にもありましたように、行政代執行の事例を、全国事例を見ますと、やはり調査を含めると、長い年月、5年、10年という長期間を要するケースもあるということを調べていて分かったんですけれども、期間を決めずに進めてしまうと危険な空き家がいつまでも放置されてしまい、別の人家や住民に被害が出てしまうといったおそれもあります。何かあった場合に町に責任が問われることもあるうかと思うんですけれども、町長にお尋ねしたいんですが、町長が最終的には判断をしなければならないと思いますが、危険な空き家への対応期間、優先順位、それについてどのようにお考えか、お聞かせください。

お願ひします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。

町が個人の財産に介入するということは非常に大きなハードルがあります。それをどんどん進めてしまうと基本的人権の侵害にもつながったりとか、いろんなところを拡大解釈していくと切りがないところもあります。なので、池田町という単位は非常にコンパクトな町でありますので、まだまだ人ととの会話が成り立つところではあります。そういった会話を通じて何とか解決に結びつくのが一番有効なのではないかなと思います。

なので、紙で勧告、指導というのも大事なんですけれども、そこに至るプロセス、担当者の方、本当に丁寧に対応を今しているところでもあります。信頼関係がなければ、なかなかこういった問題は解決していかないという状況もありますので、そういった信頼関係のその後に指導とかそういった勧告、また特定空き家、また様々な対応をしていく。最終手段としてそこにあるんじゃないかなというふうに思いますので、それまでのプロセスを大切に粘り強く交渉していく。その方針を強めていく。それに尽きるかなというふうに感じております。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

[1番 矢口結以君 登壇]

○1番（矢口結以君） 粘り強く話をしていくことが重要だというふうにありました。本当にそのとおりだなというふうに思うんですけれども、何かあってからでは遅いなというところもあるので、ぜひ逐一コンタクトを取っていただきまして、信頼関係というところも

ありましたけれども、そういった面からコミュニケーション取って対応していただくように御尽力をいただきたいと思います。

では、次にまいります。

令和6年度から空き家解体補助金が20万円から50万円へと増額されました。利用実績も増えており、一定の効果が出ていると思いますが、場所や建物の大きさによっては解体費用も高額となります。面積に応じた補助の在り方も今後模索すべきではないかと思います。

資料②を御覧ください。

小谷村、これは大北地区のものを見てみたんですけども、小谷村では面積によって補助額を変えてますし、松川村では家の再建築をするなどの条件をつけて、100万円を補助しています。こういったやり方もいいのではないかと思うんですけども、町の考えをお伺いいたします。

○議長（横澤はま君） 寺嶋総務課長。

○総務課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

矢口結以議員から御提案いただいた面積要件を補助金の条件をすること、一案だと考えます。ただし、導入に当たっては慎重な検討が必要だと考えます。

当町の空き家解体撤去事業補助金は令和6年度に改正の結果、全国的に見ても使い勝手がよく、危険空き家の除却や解体後の土地の利活用に大きく寄与していると考えております。令和6年度は申請交付件数が17件と年度から大きく増加しました。これは補助額が年額20万円から定額50万円に増額されたことに加えまして、細かい要件を撤廃して利用しやすくしたことが主な要因と考えられます。

御質問の、面積に応じて補助額を増額する案につきましては、申請手続の煩雑化を招き、現行の使いやすさを損なう可能性がございますので、予算配分や所有者にとって申請が複雑になるかどうかといった点を踏まえまして、慎重に検討すべき事項だと考えます。

なお、本年8月に株式会社クラッソーネと空き家の除却促進に係る連携協定を締結いたしました。これによりまして、池田町版の解体シミュレーターが利用可能となり、空き家の解体工事の費用相場を把握できるようになりました。町ホームページに掲載しておりますので、ぜひ御活用いただきたいと思います。

また、解体に関する補助金は複数部署で扱っておりますし、総務課が所管する定額50万円の空き家解体撤去事業補助金に加え、建設水道課では耐震診断を前提とした住宅耐震改修事業補助金があり、県の要綱等に沿った諸条件はあるものの最大で97万8,600円の補助が受け

られます。これらを分かりやすくまとめたチラシを作成し、ホームページ等で案内しておりますので、御参考にしてください。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

[1番 矢口結以君 登壇]

○1番（矢口結以君） 様々、池田町の地形を見ますと、道路が狭いとか入りにくいといったところでも、解体費用というのは上がってしまうような状況もあります。このクラッソーネさんのシミュレーションはすごく便利だなと思って私も使ってみましたが、解体についてどれぐらいの金額がかかるかというのは見える化できるというのはすごく便利だなと思いましたので、ぜひこういったところは広く周知していただきたいと思っております。

次なんですけれども、解体した後の土地について質問をさせていただきます。

更地になるのはいいんですけども、町なかですと面積などが小さかったり、見るからに活用しにくいような場所も見受けられます。このような場所は買手もつきにくく、長年放置されてしまう懸念があります。行政側の対応としてはどのようなことが考えられるでしょうか。お伺いいたします。

○議長（横澤はま君） 総務課長。

○総務課長（寺嶋秀徳君） 議員御指摘のとおり、特に町なかの一部の地域でいわゆるウナギの寝床と言われるような建物が多く、隣と極めて近接していたり、くっついていたりするため、1棟だけ解体したとしても、変形地であったり、面積が小さ過ぎて現在の建築基準に合致しなかったりと、更地になっても利活用が難しいケースが見受けられます。これらの事情を鑑み、本年10月からは空き家解体撤去事業補助金を改定いたします。例えばウナギの寝床のような建物を2棟解体し、アパートを建設した場合、2つの建物を解体することのそれぞれ各50万円の補助、計100万円を加え、アパートを建築したことによる補助として、アパート1棟につき100万円の加算を行うこととしました。このことによって、池田町に少ないとされるアパートの建設を促進させ、町なかの空き家利活用を促進させたいと考えます。空き家、空き地の発生によりまして、都市としての機能の低下が考えられます。町としまして必要なことは何かを考え、空き家、空き地の利活用の促進施策を進めていきたいと考えております。

この改定では、建物を解体後にアパート等の集合住宅を建築した場合に、50万円の補助金の加算があるものでございます。集合住宅の建築に限定するものではありますが、1棟を解

体しても利活用のできない土地等も、隣地の建物も合わせまして解体し利活用を促すものであります。

以上です。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

[1番 矢口結以君 登壇]

○1番（矢口結以君） 理解しました。

10月から改定して補助が新しくつくということをいろいろ考えていただいたことは感謝申し上げたいと思います。

やはりそのままになっている土地というのは景観もですが、ここをどうするんだろう、活用しにくいといったところも話を聞くこともありましたので、こういった動きになったのはよかったですかなと思いますけれども、景観等も重要ですので、そういったところももしさパート等建てたいということであるのであれば、景観等への配慮というところも併せてお願いをしたいと思います。

次の質問に移りますが、昨年度3回連続講座が開催され好評であったと伺っております。さらなる施策として、地域、地区に出向き、相談できる体制、例えば出前講座や家の終活相談なども必要ではないでしょうか。

資料③を御覧ください。

こちらは、国交省で出している空き家すごろくです。家の終活ノートは連続講座の際に使ってみたとお聞きしているんですけども、こういった空き家すごろくなども各自治会の公民館で貼ってもらったりですとか、そういったところもすぐできるんじゃないでしょうか。住民が自分ごととしてまず捉えていただくことで、空き家や放置家屋の予防にもつながると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 総務課長。

○総務課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

空き家問題を他人ごとではなく自分ごととして捉えていくための取組を昨年度から進めております。以前は、個別の相談会のみ実施しており、空き家バンクに登録されるなど、一定の効果がありましたが、参加者が少ない状況でした。そこでまずは認知活動から始める必要があると考え、昨年度は講座を開催した次第でございます。

おかげさまで、講座は毎回多数の方御参加いただき、後半に行った個別相談会にも多くの方が参加され、空き家問題の関心を高めることへつながったのではないかと考えております。

広報いけだでも空き家問題に関する記事を頻繁に掲載しております。毎年4月に送付している固定資産税の納付書には空き家バンク登録などを呼びかけるチラシを同封しております。これにより、町内外の所有者に直接周知でき、空き家の利活用に結びついております。

空き家関連の講座と個別相談会は今年度も計2回実施する予定です。御提案いただいた出前講座についても住民に寄り添った魅力ある講座かと思いますが、まずはかえでなどの公共施設において、定期的な空き家よろず相談のような相談会を実施することなどが現実的ではないかと考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

○1番（矢口結以君） 固定資産税の納付書に空き家バンク登録などを呼びかけるチラシを同封しているということでしたが、こういったものが入っているということでした。これでもいいんですけども、できれば地区ごとにまとめてでもいいんですけども、そういうところに回っていただくということが、こちらに来れない、かえでなどでもなかなか来られないという方のため、近場だったら行ってみようかということになりましたので、それもぜひお願いしたい。

あとは、先ほど空き家ごろくの話をさせていただきましたけれども、こういうことを町全体として問題と捉えていて、問題意識、課題として捉えているのであれば、もう役場の入り口の掲示板ですか、公民館とか各自治会の掲示板等への貼り出しというのもぜひ貼っていただいて、まず知ってもらって、気づいていただいて自分ごとにしていただくということも、幾らでもお金かけずにできることかと思います。ぜひ早急にやっていただきたいと思うんですけども、これについて、町長、お考えをお願いいたします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） 御提案いただきました空き家ごろく、非常にいい取組かなというふうに思うんですけども、ただ1点、問題があって、空き家なんです。だからいろんなところに貼っておくのもいいんですけども、自治会のそういう基幹センターに置いておいてもその周りの人は目につくけれども、本人が要するに空き家なのでいないという現実的な厳しさ、そこに町としてどのようにアプローチするかということで、先ほどの個人情報ですので、要するにわざわざそのところが空き家だと特定して郵送するということがなかなか厳しいです、データを収集する上で。なので、税金のところに合わせて、合わせ技みたいな、法律

の目をくぐってアプローチをかけていくということを今取組をさせていただいたおります。

なので、空き家すごろくみたいなのは、いろんなところでこういう展示するのはもちろんいいと思うんですけども、それがどのように効果があるのかというところはまた検証も必要かなというふうには考えております。

空き家なので、近くでもあつたりとかすると近所で話題にはなるけれども、なかなかその人には言いにくいという、近所ながらのこういう問題もあって、ある程度ソーシャルディスタンス、離れたところじゃないと話ができないというのもあって、今みたいに出ていくというところなり、御要望があれば、担当課はどこでも出てくる状況ではあると思いますので、そういった取組がどのようにできるのか、また広報等では今分かりやすくイラストで、毎日空き家とか移住定住の係のほうでは作成をしていただいているので、そういった分かりやすいキャッチャーなところで、何とかこういう身近に感じていただけるような取組も、一緒に進めていければというふうに考えております。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

○1番（矢口結以君） 本当に、移住定住係、少ない人数で頑張っていただいているのは重々承知です。空き家相談とか、移住ツアーや、あと移住者カフェ等々様々でやっていただいているんですけども、空き家にしないという予防策も同時にやっていかなければいけないと思うので、そういったところでの相談会というのは非常に有効なのかなと思います。また、空き家になってからなかなかコンタクト取れない、意向が分からないというふうになってしまふと、本当に大変なので、今から空き家にしないというところはしっかりと重点を置いていただけるとありがたいかなと思います。

次です。2番目、先進自体の例を当町でも活用できないか、提案をさせていただきます。

高知県梼原町では移住者がすぐ住めるように、町がリフォーム費用を負担し、格安の家賃で貸し出す事業を行っております。

資料④を御覧ください。

梼原町は人口3,029人、令和7年7月末現在の数値ですけれども、世帯数が1,665世帯で、人と自然が共生した豊かな暮らしを追求している、それを掲げている小さな町であります。改修費用は700万円を上限として、国・県の補助金と町の予算から支出をしております。町の負担分は家賃、住んでいただく方から回収をしています。預けている間は家主に賃料は入らないものの10年後にリフォームされたおうちが返ってきて、新たに貸し出すことが可能と

なれば、ただ10年間放置しておくよりもメリットが大きいのではないでしょか。

取組を始める前は高齢化率も高く、高齢化者が大きなリフォームをせずに暮らすケースが多く見られました。そのため、空き家になった際にはすぐ住める状態ではないという実情がありました。そこで、町は空き家を10年間、または12年間所有者から借り上げ、水周りを中心して最低限の改修を行った上で移住者に貸し出す仕組を取り入れました。当町でも空き家を使いたい人にリーズナブルな価格で使ってもらい、また、空き家を貸す人も安心して貸し出せるようにすべきではないかと考えます。

質問です。梼原町のように、まずは1軒でもモデルとなる取組をしてはいかがでしょか。住民の皆さんにもこれを知っていただいて、空き家の活用を自分ごとにしていただくということも必要ではないでしょか。見解をお伺いいたします。

○議長（横澤はま君） 総務課長。

○総務課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

高知県梼原町の取組は空き家利活用のみならず地域の活性化、移住促進の面でも成果を上げている注目すべき取組であると考えております。平成25年度から実施しておりますが、民間住宅を借り上げ改修、貸し付ける。令和6年5月現在で53棟、10年間で411人移住、約70人の子供が移住、いわゆる過疎地という土地柄になるんですけれども、梼原町と池田町の周辺状況等が全く異なるということでございまして、同じような成果があるとは限りませんが、特に移住促進という面では移住希望者は多くが一戸建ての賃貸物件を希望されておりますので、当町が梼原町に比べ、高い家賃設定であっても居住希望が多く出ると思われます。

物件の所有者、地区の皆さんのがんばりがあれば、同様の事業の導入が町にとってプラスであると考えられます。しかしながら、近隣不動産業者から成る池田町空き家等利活用連絡会と連携し、空き家バンクを現在町は運営しております。不動産業者がおらず、町の消滅も考えられた梼原町とは状況が異なっておりますので、現在のところ、梼原町と同様の事業の実施についての考えはございません。

他の優良事例を研究しながら、地域の活性化のため、空き家の利活用についての事業を実施していきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

[1番 矢口結以君 登壇]

○1番（矢口結以君） 事情は違うにしても空き家の課題があるということは共通していると

ころかと思います。

私は、これをそのままそっくり真似したらどうかということは思っていないんですけども、すぐ住める家を探している人がいるというところでは、こういったところも視野に入れるべきではないかというふうに思っています。

南木曽町のほうでも今取組が始まっています、最初2軒だったものが3軒ほどになって、早速入居希望者がいらっしゃるということで取り組まれています。南木曽町はそれに加えて固定資産税の免除ですか、火災保険も町負担にするなど、かなり気合を入れてやられているというところで、すごいなというふうに思ったんですけども、空き家になってからでは遅いんじゃないかなというふうに改めて思っています。

所有者の立場からすると、長年住んでいると家に価値を感じなくなっていたりですか、直す余力がもうなかつたりですかして、もうリフォームもされておらず、空いているんですけども、これじゃすぐに住めないということも出てきているんじゃないかなと思うんですけども、結果としてそれが放置空き家になってしまい、さらに特定空き家だったり、管理不全空き家になって、更地にしたとしても、そこで固定資産税が上がってしまうから取り壊せないというような、そういった考えもあるんじゃないかな。だから手放したくても手放せない。どんな人が来るかも分からぬから、取りあえず持つておく。

また、大学生の方々の調査によりますと、そこに住んでいた親御さんは帰ってきてほしいと思っているけれども、若い世代の皆さん全然帰ってくるつもりもない。そういった意識の差だったりとか、そういったところもありますので、そうなる前にしっかり家族で話し合っていただくことというところが非常に大事なんじゃないかと思うんですけども、これについて、そういった啓発ですかそういった話し合いをしていきましょうというようなことを、町のほうでも訴えていくということが必要じゃないかと思うんですけども、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。

様々な考え方があって、個人個人またみんなまたケースがばらばらなんです。なのでそういった啓発活動をどうやってやつたらいいのかなということで、逆にやればやるほどおせっかいだということも言われたりとか、補助金制度もつくれば、既存の今住んでいる方との差というか、そういった不公平感というものをどのように払拭していくかというところがあろうかなというふうに思います。

なので、金額ベースでどんどん積み上げていくと多分切りがない状況でもありますので、先ほど議員がおっしゃられたように、そういう家族間とか、そういったところが希薄になってきているので、そういったところで話し合う機会を町としてどのように、こういうサポートしていくか、援助していくかというところも重要なところかなというふうに考えております。

しかしながら、何がすぐそれができるかというところにすぐ動けないところもありますし、それでお願いしたとしても、その人が、防止効果はあるかもしれませんけれども、それが芽が出て効果が現れてくるにはちょっと時間がかかるのかなというふうに思います。

なので、今のところ移住定住係ではいろんなところにアンテナを高くして、少しでも隣の人がちょっと、具合が悪くなったということはないんですけども、いなくなつたとか、何かしたときには御連絡いただければ、すぐ翌日にでも空いていればそのお宅へお伺いして、実際はどうなのかということと事実確認と、どんな意向かというところのコンタクトもやつたりとかしているところもあります。

なので、そういったところの情報をうまく察知して、個別に対応していくというところも大切にしながら、空き家をなるべく増やしていくか。せっかく今データ上は少なくなってきたので、これをもうちょっと維持できる、また少なくできるような、情報提供をいただければありがたいかなというふうに思っております。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

○1番（矢口結以君） 多分一番情報を持っているのは町行政だと思っています。このおうちは独り暮らしで誰々さんが住んでいるとか、そういったところは一番分かっているのは町の行政側だと思いますので、ぜひ注視していただいて、何らかの対応ができるといいなと私も思っています。非常に難しい問題だということは私も重々承知しているつもりです。

最後にですけれども、以上を踏まえまして空き家活用の数値目標ですとか、ロードマップも必要ではないでしょうか。町の考えをお伺いいたします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） それでは、私のほうからお答えいたします。

池田町が主導する大型事業を実施するのであれば、現状の調査把握、住民意思の確認などを含めたロードマップの作成、事業効果を検証するための数値目標が必要であると考えます。

しかしながら、空き家活用という言葉を拡大解釈し、仮に町内の空き家全体の活用について

て、数値目標やロードマップの作成ということでございましたら、あくまでも個人所有のものであるという、個人所有の資産であるので、それぞれの事情があるということを鑑みれば大変困難ということを言わざるを得ません。

空き家の利活用は例えばコロナ禍や経済不況など、その時々の状況によって大きく変動します。空き家バンクの登録件数も年度によって大きな変動があります。特に空き家バンクが今、池田町の現状ですけれども、非常に登録される方はある程度いるんですけれども、すぐ売れてしまいます。回転が非常に速いというのが私感じているところです。そのぐらい全体的な数が登録件数が少ないんじゃなくて回転がいいという感じです。なので、そういったところもぜひ町民の皆さんに御協力いただいて、今のところ池田町の非常に、こんなうち売れるのかと、失礼な言い方ですけれども、でもリフォームして使いたいとか、2拠点生活をしてみたいとか、そういった方もいらっしゃって、いろんな考え方があるんだなということを認識しているところであります。

そういった意味で複合的な要因があるため、登録件数の増減を理論的に説明することは非常に困難であると言えます。

数値の独り歩きを避け、目の前にある空き家問題に注力する時間を確保するためにも、あえて数字等に縛られない柔軟性を持った町の空き家対策に御理解をお願いしたいというふうに思います。

また、担当者が今課題としているのは、相続の問題です。その人たちが、周りが幾らいいと言っても、その本人が言っても、相続の対象者がいろんなところにいて、その確認が取れないまま、塩漬けになってしまっている物件がかなりあります。不動産会社さんもそれに悩んでいます。一部の相続人の方はぜひと言うんですけれども、そうじゃない方がなかなか連絡が取れなかったり、そういった状況もあって、そういったところが、できれば国やそういった県を通じて制度改革をしていただく中で、空き家対策にも力を入れていただけるようなことも必要ではないかなというふうに考えております。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

[1番 矢口結以君 登壇]

○1番（矢口結以君） 理解いたしました。

本当に、私も係の方に聞いてみると、あそこの空き家バンク登録のページに載る前に、もう今まで案内していた方に御案内できたりとかしているそうで、本当にありがたい。すぐに、スピーディーに対応いただいているというところはありがたいというふうに思っています。

す。

空き家というのは、もう今メディアでもいろんなところで取り上げられていて、ネガティブな情報として発信されているんですけども、一見課題のように映るんですけども、見方を変えれば地域の未来につなぐ大切な資源、さっきも大切な資産というふうに話ありましたけれども、本当に資源、資産でもあります。まず小さな一歩としてモデルとなるような取組もぜひ進めていただきたいですし、今日、お話しいろいろありましたけれども、住民の皆さんにまず自分ごととして感じていただけることが、何よりも大事じゃないかなと思っています。そういう面では広報でも毎月1ページなり、今回は2ページでも巻頭大特集のような感じで出していただいているので、皆さんだんだんと自分ごととして捉えていただいているのかなというふうには思うんですけども、町と住民が一緒になってこういった空き家の問題、活用を促していくことで、新しいにぎわいも創造できるんだというところ、つながっていくと信じておりますので、これから活動にも御期待を申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（横澤はま君） 以上で、矢口結以議員の一般質問は終了しました。

一般質問を続けます。

---

#### ◇ 山崎正治君

○議長（横澤はま君） 4番に、4番の山崎正治議員。

山崎議員。

〔4番 山崎正治君 登壇〕

○4番（山崎正治君） 4番に、4番議員、山崎正治です。

令和7年9月池田町議会一般質問を行います。よろしくお願いします。

今日は、4点について町長及び教育長にお尋ねします。

資料というか、新聞を町長及び教育長にも差し上げて、そしてしっかり熟読してから今日の回答をいただきたいということでやっておりますので、すばらしい回答が今日はいただけるんではないかなと期待しているところでございます。

また、今日の午前にはカレー屋さんが10軒、いい話が出てきます、本当に次から次と。こら辺に今のリーダーシップが感じられるところでございます。

今日は、4点についてと先ほど申し上げましたが、斬新な発想をしたい、いろんな決まりの制度とかそういうことはもちろんですが、私は大きくここで今変わるべきときだと、池田町は。それを痛感しています。町長もちょうど阿智村を訪れたということで、何かくしくも縁を感じるところでございますが、私が池田町のブランド化ということについて考えが行き着いたときにちょうど阿智村、そして議員各位も阿智村に今回視察研修ということになっております。

では、本題に話を向けてみたいと思いますが、1点目でございます。

ここは本当に私も肝煎りでございます。池田町のブランド化で交流人口の拡大をということでございます。池田町には他の地域と差別化し、誇れるものがあるか。こう私は自問自答し、思索に思索を重ねたんです、安い頭でございますが。

新聞紙上に阿智村の株式会社阿智星神観光局の白澤裕次さん、代表取締役社長でございますが、対談が掲載され、星と郷土の在り方について語り合いました。対談の内容を要約すると、白澤社長は阿智村は人口6,000人という小さな村です。しかし、地域のブランド化を確立という作戦に出て、村民にとって当たり前のきれいな星空、そこに注目したわけです。その結果の25倍です。町長も御存じだと思います。約15万人の観光客が訪れるという目玉が天空の楽園ナイトツアーです。特に来場者の4割が10代、20代の若者です。また阿智村全体に協力していただき、日本一の星空の村を定着させようと挑戦し、村の内外へのアピールになった。そして阿智村のブランド化を目指して、来てくださいというアピールでなく、多くの人が行ってみたいと思う観光地にと意識し、様々な挑戦をしました。

結びに、Uターン就職の人が多いことに触れ、地域に誇れるものをつくることと、この場所には多くの魅力がある。だから帰ってきてと伝え続けることが大切であると社長が語っています。

質問1になります。北アルプス展望美術館、創造館、クラフトパークを基軸とした池田町のブランド化を要望いたします。前述したように、阿智村は村民にとって当たり前のきれいな星空を日本一の星空の村とブランド化した成功例でもあります。その陰には官民挙げて様々な挑戦があり、ブラッシュアップをなされたわけですが、さて池田町にとって最大の魅力と価値は何か。移住者が、訪れる人のほとんどが北アルプスの山脈の美しくも荘厳な展望に感嘆の声を上げます。この北アルプス連峰の美しさをもっともっとアピールし、池田町のブランド化に寄与すべきであると思います。

そこで、日本一北アルプスが美しい町池田町を宣言し、日本中にアピール、ブランド化を

推進すべきだと思います。町長の見解をお願いします。

○議長（横澤はま君） 町長。

[町長 矢口 稔君 登壇]

○町長（矢口 稔君） それでは、山崎正治議員の質問にお答えさせていただきます。

先日、議員もおっしゃられたとおり、長野県町村会社会環境部会で阿智村を訪問する機会がありました。その際、山崎議員の紹介された天空の楽園ナイトツアーハウスに参加し、星空探索を体験しました。夜7時過ぎ、昼神温泉から約20分ほど車で山を登り、浪合地区にある体験施設で説明を受けました。池田町でいうと、広津地区や陸郷地区のような場所であります。夜だったため、確かな点ではありませんが、特に景色がいいというところでもなく、周りが山に囲まれた場所でした。しかも当日は雲が多く、ほとんど夜空は見えない。そんな状況でした。しかし、施設のスタッフの方の説明などの工夫により、星が見えなくても楽しめる仕組みが様々なところで散りばめられておりました。

当町としても同様なことが言えると思います。ハードを幾ら整備しても、そこにソフト的なものや確定的なコンセプトがないと訴求力につながることはあります。現在のクラフトパークはコンセプトや見せ方などが不足していると感じております。御提案いただいた日本一北アルプスが美しい町としてのアピールに向け、今後クラフトパーク運営協議会を中心に幅広い御意見、御提案をいただきながら、クラフトパーク全体の活用について検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

[4番 山崎正治君 登壇]

○4番（山崎正治君） ありがとうございました。

本当に、日本一北アルプスが美しい町、どこかで聞いたような名前でもあろうかと思う人もいるかもしれません。しかし、この北アルプスを前面に出すことが池田町にとって本当に損あることではない。環境や地形というものは本当に何千年たってもアルプスは変わらない。有明山も変わらないです。それぞれの建物や人は変われど、環境は変わらないです。そのことをしっかりと認識して、10年後の話もありましたが、1,000年後、3,000年後の未来を眺望したときに、北アルプスをぜひ前面に出したこのブランド化を真剣に考えてほしいと思います。

それでは、2点目に移ります。

問い合わせ2、質問2です。クラフトパークを分かりやすい名称で、誘客人口の拡大、いわゆる誘客、関係人口、交流人口も含めてでございますが、クラフトパークという名称が分かりに

くいという方がおります。北アルプスの展望公園、北アルプス展望創造館とし、北アルプス展望美術館とともに一体感も創出でき、分かりやすさとインパクトもできると思います。これは本当に回答もいただいておりますが、クラフトパークという名称を全面的に改定してなくすということではなくて、北アルプスをもっとサブテーマと言いますか、町長も答弁されておりますが、そういう形でぜひ併用感を出していただきたいというのが私の質問でございます。

よろしくお願ひします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） これから答弁させていただきますけれども、分かりやすい名称でクラフトパークの名前ですけれども、誘客人口の拡大をという御提案でございます。あづみ野池田クラフトパークは開園以来、約30年の歴史を重ねてまいりました。開園当初にはあづみ野池田音楽祭など大型のイベントが定期的に開催されるなど、地域の人々に親しまれてきた公園であります。最近では民間の団体でのイベントも開催されるに至っております。

名称については、クラフトパークと北アルプスの展望が直接リンクせず分かりにくいとの提案でございます。確かに、初めての方には分かりにくいのかもしれません。しかし、全体的な名称を変更するにはリスクも伴います。看板の書換えや印刷媒体の修正も必要であり、実際約15年前に池田町立美術館に北アルプス展望美術館の愛称をつけた際には、各種印刷物の修正や看板の表記変更等でそれなりの費用がかかっております。加えて、30年以上続くクラフトパークという愛称になじみがある方々もたくさんおられます。一つの視点として、今後の発進時に、クラフトパークの名称の前に北アルプスの展望が抜群、北アルプスパノラマビューなど、副題、いわゆるサブテーマを併記するとのアイデアも浮かびますが、基本的に名称変更については慎重に対応すべきと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔4番 山崎正治君 登壇〕

○4番（山崎正治君） 前向きな考え方、ありがとうございます。

ぜひまたリスクもあると思いますけれども、名前は北アルプスを前面に出て、本当に町民一体で我が町は北アルプスが美しいんだと、環境を美しくはもちろん今やっていますけれども、当然北アルプスが美しいんだということを全国発信していくということが今大事な要素でないかなと私は思います。

そこで、これはブランド化というのは農業、農産物においてもブランド化、もう皆さんも

耳が痛い、たこができるという方もいるかもしれません。しかしながら、町にブランド化をつくるというのは町自体です、これは。それは、阿智村もつくったことであり、ブランド化するという、そのことはあまり例はないかもしれません、まだ。その意味で今こそアイデアの矢口町長です。アイデアマンとお聞きしております

ですので、質問3になりますが、日本一北アルプスが美しい町のブランド化をアピールし、プラッシュアップ、いわゆるブランド化というのはとどまっているものではないと私は思っております。時代時代、年がたつにつれて磨き上げていく。このことが大事な要素だ。では何が大事かということで、3点ほど、これ以外にも十分あると思います。皆さんの英知でまた、行政マンの方含めて、議員も含めて、英知を結集して、この美術館周辺を本当にすごいぞと、地域からもそれから県外から訪れるような地域をつくりたい。そのような私の願望でございます。

私の若干の月日で考えた3点でございますが、提案申し上げます。

1点目は、北アルプス展望美術館周辺に定点カメラを設置し、北は白馬岳から南は乗鞍岳までのパノラマの北アルプスを全国にネット配信する。毎日見てもらうんです、全国の方に、今日の北アルプス、ちょっと曇っているな、今日は有明山からあががいいな。そういう感じのものを随時気にしていただきて、そして行きたいな、こんな池田町に行きたいな、そういう形にしていただきたい。

2点目は、創造館の庭に北アルプス展望テラス、ちょっと白馬にもあるかなという感じもしますが、雄大な北アルプスを展望する美のスポットとして体験したくなる価値を生み出す、ここに。私も、先日、こういう一般質問するものですから、創造館ずっと回ったんです、31日だったかな。写真も撮ってきました。それで創造館のところには、ベンチが5つか6つあった。結構増えているんだなと、実際回ってみて、本当につくづくいいところだなと思いながら、町長にお話ししたとおり、テラスを造ったら、あるいはブランコを作ったら、いろんな提案をいただきました、町長自身から。本当にぜひこのところを何とかプラッシュアップしていただきたい。そして、魅力化していただきたいと思います。

3点目は、クラフトパークの駐車場では朝の新鮮な空気と、そこが大事なんです、北アルプスを見ていただきて、美しい北アルプス山脈の美しい景観を展望しながら、朝市の開催を定例化で観光の活性化を図る。これは本当に、さっき言った午前中の中山議員からありましたが、本当に地産地消、それから農業発展するためにはそこへ地産地消で持つていけばいいんです。今朝採れた安曇野のダイコンだと言って持つていって売る。そういうそれがまたそ

こにまた付加価値というか、北アルプスというものが展望見ながら、本当に今日も創造館へ行ってよかったなど、そんな感じで帰っていただくと。そうすればもうほかとの差別化は十分できると思うんです。

今は何か付加価値がなければいかないと思うんです。朝市、あっちもやっている。能登でもやっているとかいろいろあるわけで、あそこへ行ったら北アルプスが見えるとか、展望がいいとか、そういうことだと私は思います。

以上、私のつたない考えでありますが、日本一北アルプスが美しい町という小さな町に大きなブランドを確立し、地域に誇れるものと魅力づくりに挑戦し続けることこそ、眞の池田町のブランド化であると思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。

1番目の定点カメラのライブ配信については、既に創造館で実施をしております。これからも北アルプスと田園風景が分かりやすい配信を続けてまいりたいというふうに思います。

2番目の展望テラスの設置については、場所等の関係や設置費用、いわゆるそれと一番大事なのは管理方法です。そこがやはり課題があるかなというふうに考えております。御提案を大切に関係各所において協議をしていく方向で考えております。

3番目の朝市の開催でありますが、そのような事業者や団体がありましたら検討してみたいと思います。

特に、クラフトパークは担当課に伝えていただければ、そういう利用申請とかで気軽に使えるような状況に今整っておりますので、許可が下りれば使えるような、なのでそれがまだまだ情報発信が足りていないかなというふうにも感じております。クラフトパークはこういう使い方ができるんだということが、ちょっとようやく今年の3月とか5月にイベントをやって、そういうところでも分かってきたものですから、そういう情報発信をつなげて、クラフトパークどんどん使ってくださいと言って、こういったそういう事業者、団体がありましたら、ぜひ検討してみたいというふうに思います。

現在は毎年夏に、今年もそうですけれども、朝ヨガ、先ほど言った有明山を真正面に見るのが北アルプス、非常に気の通りがいい場所だとも言われております。そんな中でヨガを実施していただいている団体があります。今年も県内外から多くの参加者がいらっしゃったとお聞きしております。朝市のみならず幅広い活用、アイデアを通じて、地域に誇れる眞のブランド化を目指してまいりたいと考えております。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

[4番 山崎正治君 登壇]

○4番（山崎正治君） ありがとうございます。

ぜひこの点は前向きに考えていただいて、また実行に移していただきたいと思います。

それでは、4点目でございます。

質問4です。教育会館にある池田学問所、浅原六朗先生等の資料を創造館に移転を要望したいと思うんです。

これは先ほどの話と、創造館を活性化して創造館、美術館周辺を活性化するために、そういう考えはないのかと私は思うんでございます。教育会館には、杉山早雲先生の池田学問所、浅原六朗先生のててるてる坊主ほか、岡麓等の池田町の歴史、教育、文化の礎が多数残されている。文化遺産とも言えるこれらを創造館に移転をし、発信力と可視化を強化し、美術館周辺との相乗効果で活性化に寄与させたい。そのように思いますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） 御提案ありがとうございます。

池田学問所の資料は、現在、教育会館の文化財展示室に置かれております。御存じのように、文化財展示室は池田町の歴史と文化について、時代を追いながら見て学ぶことのできる施設で、手づくり感のある思いの詰まった展示室となっております。町を訪れた方々はもちろん、池田町の小・中学生も総合的な学習等でよく活用をしております。池田町の歴史、文化全体の中で見ていただくことが大切で、池田学問所のみを取り出して、違うところで展示を行うということは現在のところ考えておりません。

また、浅原六朗についてはててるてる坊主の館で展示をしておりまして、これを別の場所で行うということも現在は考えておりません。ただ、今後の美術館や創造館の在り方の方向性によっては様々な可能性はあるのかもしれませんし、必要に応じて出張展示というようなことはあると思っております。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

[4番 山崎正治君 登壇]

○4番（山崎正治君） ありがとうございます。

教育長、今後、私は実は教育会館訪れて見せていただいたんです。こんないいものがあるなど、教育長の回答で分かりますけれども、いいものをそんなに簡単に違うところへという

考えにはならんということだと思いますが、しかしながら、これだけいいものを私は回ってみて、実は職員の方に聞いてみたんです、何人ぐらい訪れてますかと言ったら、月に50人ぐらいだと言ったと思います。じゃ、1日にしたら1人か2人しか訪れていないのかなということが、今日のお話なんです。それも含めて、みんなの目につくところにということで、創造館とか空き家があるわけです。そういう意味の私の提案なんです。単純にただあそこにあるのをこっちへぱっと持つていけということではなくて、可視化するというのは本当に大勢の方がいいものを見る、そして文化に触れる、芸術に触れる、そのことは大事じゃないですか、町長。

町長の見解をお伺いします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。

いわゆる本当にどうやって表出するか、見ていただくかということだと思います。文化財という性質上なかなか移動が困難というところもありまして、また温度や湿度の管理、後世に残していくかなきやいけないものもありますので、そういったところは慎重にならざるを得ないかなというふうに思います。

その中で、出張展示というお話もありましたとおり、機会に応じてそういったところの対応は、教育委員会を中心に検討していっていただければありがたいかなというふうに思います。

それで、文化財の展示室もそうですけれども、本当に興味深いものはあるんです。なので、そういったところをできれば本当に広報とかで特集を組んでぜひ訪れていただけるような、そんな仕組みも可能ではないかなというふうに思います。場所に限らず、まずはそこに訪れていただいて、また課題が見つかれば、またそこに次の展示方法の工夫をしていくというところが大事かなというふうに考えております。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

[4番 山崎正治君 登壇]

○4番（山崎正治君） ぜひ、これだけいいものを、文化、教育、池田の歴史とも言えるものを置いてありますので、教育長、町長はじめ、ぜひ広報していただいて、こういうものがあるんだよこれからぜひやっていただいて町民の方がふれるように、今こそ町民の質も上げなきやいけないです。私が言うのもちょっとあれかもしれませんけれども、本当に大事なことだと思います。

じゃ、大きい2点目に移ります。

池田町の真の教育改革とは。

質問5、義務教育の在り方検討委員会の現状と課題を問います。

第1回義務教育の在り方検討委員会が昨年11月28日開催し、今年の6月26日で、はや第5回目を迎えたわけですが、現状の課題について問います。

教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（横澤はま君） 教育長。

○教育長（山崎 晃君） その下に2つあるのですが、そのことを踏まえて答えてよろしいでしょうか。

[「そうです」と呼ぶ者あり]

○教育長（山崎 晃君） 在り方検討委員会を開催した教育改革の先進地を特定するというのは、これはなかなか難しい面があるかなと思っております。同じような学校づくり、授業づくりを進めていると思われる大町市の取組は、アンケート調査等を含めて参考にさせていただいております。また、検討委員会も終盤に入っており、参考にできるところについては考慮してまいりたいと思っております。

また、当初は今年の11月に答申を上げていただく予定でおりましたけれども、現実的にはまだまだ時間がかかるのではないかと思っております。委員の皆さんに諮りながら、もうしばらくの延長が必要だと思っておりますが、今年度中には答申を上げていただきたいと考えております。その内容がどういうものになるのかということは現時点では述べることはできないです。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

[4番 山崎正治君 登壇]

○4番（山崎正治君） 在り方委員会についてはちょっと不透明なところがかなりあります。

6月の、1点は在り方委員会の報告がホームページにまだ載っていないというような状況で、私はありました。ちょっとどうでしょう、課長、そこら辺のところは。2か月後で私確認したんですが、載っていないという状況があったんですが、一言でいいです。早くホームページに載せてほしい。よろしくお願ひします。

○議長（横澤はま君） 井口課長。

○学校保育課長（井口博貴君） すみません。遅くなりましたが、今載っていると思いますので、御確認をお願いしたいと思います。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

[4番 山崎正治君 登壇]

○4番（山崎正治君） 2か月を過ぎた状況の中で載っているというような状況かと思いますが、1か月ぐらいで委員会が終わったら載せていただきたい。課長、よろしくお願ひします。その在り方委員会で何点か、4月度の委員会でございましたが、載っておりました。委員の方からの御意見です。

質問6です。保護者からは学校の歴史、文化、伝統の継承を大切にし、重視しているが、現状はどうなのかということをお尋ねしたいです。

質問6から、第4回教育委員会の義務教育在り方検討委員会の中からの質問になりますが、第4回は、保護者、児童・生徒、職員アンケート結果を踏まえての会議と受け止めております。アンケートの中で保護者は何を大切にしているのかとの問い合わせに、自分たちの学校の歴史、文化、伝統を、縦割りの組織の中で共有しながら受け継いでいくことの大切さを重視している人がいっぱいいると感じたと発言した委員の方がおりました。この考え方とまた学校現場の現状、乖離のいかんを問います。

教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（横澤はま君） 教育長。

○教育長（山崎 晃君） アンケートでは、それぞれの学校が大切にしながら取り組んでいるものを今後も大切にしていってほしいという思いと、各学校が行っている学年を超えた児童・生徒の活動の重要性が確認されたと思っております。縦割り活動は児童会、生徒会活動や学校行事、授業の中でも意識して取り組んでいることでもございます。その大切さや効果について学校現場も十分理解しており、乖離というようなことはございません。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

[4番 山崎正治君 登壇]

○4番（山崎正治君） 教育長、回答いただきありがとうございますが、私のポイントは学校現場で歴史、文化、伝統ということを、そういう学習なり方向性です、このことを委員会の方から危惧しているということだと思います。こういうことを大切にしてほしい。今現状、現状はどうなっているのかな、そのことについての教育長としての回答を一言でいいです、ちょっと時間の関係で。

○議長（横澤はま君） 教育長。

○教育長（山崎 晃君） 申し訳ありません。

ちょっと私と認識が違っているので、ちょっと今の議員の質問にきちんと答えられるかどうか分かりませんが、学校でも歴史とか文化については十分大切に扱っているつもりですし、総合的な学習の時間なんかでも、例えば池田町を題材にした学習というのは結構池田町の小・中学校取り組んでもらっているというふうに思っております。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔4番 山崎正治君 登壇〕

○4番（山崎正治君） ぜひ文化、芸術、基本ですので、伝統をしっかり学び、そして池田町のことをよく知っている。そしてこの伝統なり、芸術を含めたそういうものを杉山巣雲先生の学問所以来の伝統があるわけでございますので、その辺を大事にしながら、学問を進めていただきたいと思います。

質問7、現状維持及び再編のメリット・デメリットの集約状況ということでお尋ねします。アンケート結果から、各保護者が各学校に大事にしてほしいと思っていることをピックアップしてまとめ、その上で子供の少子化を加味しながら、今の学校数を維持するメリット・デメリット、逆に再編をした場合のメリット・デメリット、また小中一貫校にしたときのメリット・デメリットをこのアンケートから拾ってきて、この委員会としての素案としたいとの委員の意見を踏まえて、その集約状況と教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（横澤はま君） 教育長。

○教育長（山崎 晃君） アンケートでメリット・デメリットということを直接お聞きをしているわけではないということをまず申しております。

前回の検討委員会で、委員個々に少子化を見据えた小・中学校の在り方について御意見をいただいております。

現状のままという意見と、統合等何かしらの対応が望ましいという意見はほぼ半々でありました。子供の数が減っていったときの学校のメリット・デメリットは一般的に言われていることについては、一番最初の検討委員会にて資料としてお出しをしております。池田町としてのメリット・デメリットについては、今後の委員会で意見が出されてくるというふうに思っております。

私としては、答申を受けて教育委員会で熟慮していくことに尽きます。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔4番 山崎正治君 登壇〕

○4番（山崎正治君） 次へ移りたいと思います。

次の質問8でございますが、どのような質の学びを追求していくのか。教員の、先生のアンケートより、そういう項目がありました、4月度に。在り方検討委員会の先生のアンケートにどのような質の学びを追求していくのかという御意見がありました。ここに私は着目をしました。どのような質の学び、これは広くて深い課題であると思います。簡単なことではないと思います。

そこで、私は新聞を後ろに添付してありますが、最後のところに、聖ウルスラ学院の梶田叡一理事長の先進的な教育方法の開示悟入のことを、教育長にも新聞をお渡しして学んで今日は迎えているということだと思いますが、今日は行政の方、議会の方もしっかりこの勉強方法を確認しながら前へ進めたいと思います。

カトリックの教育理念に基づく聖ウルスラ学院叡智小・中学校、宮城、仙台市では2005年頃から今日まで、授業づくりのポイントの一つとして、開示悟入の視点を取り入れた授業を展開しています。開示悟入とは、現代的に分かりやすく言うと、子供の心を学び、開く教師の関わりと言えるでしょう。

聖ウルスラ学院の梶田叡一理事長は教育者は初めから大事なことを教えようとするのではなく、まずその大事なことへの興味関心を子供から引き出さなければなりません。自分も知りたいといった主体的な気持ちを持てるよう、学問や導入に工夫を凝らす。これが開くです。いわゆる心を開くということです。学問、先生のほうに心を開いて享受、受けたい、授業を受けたい、そのような開くですと語り、また、日本の教育界においては長らく開をなおざりにされ、示ばかり示す、教えてばかりいるということです、ただ、一方的に、示ばかりが強調されます。しかし、子供の心を開いた上で示さないと効果はありません。納得も感動も生まれません。授業が納得も感動もないから、何か授業を聞いていないような状況が起きてしまうということです、先生の授業を。悟入も悟る、分かるという意味です。授業が分かる。入にもつながらない。それが自分自身の学力とか知力とかになっていかない。

ゆとり教育の時代には、とにかく子供のやりたいことをやらせればいい、大人は子供同士が教え合い、学び合うのをじっと見守っていればいいといった安易な教育感も横行しました。その実態、その結果はどうだったか。子供の無限の可能性を信じようと口で言うだけならきれいごとです。その可能性を開くために働きかけをするのが大人の責任でしょうと警鐘を鳴らして、この理事長が言っているんです。

それで、1点目です。義務教育にどのような質の学びの必要性と、今回提示した開示悟入の教授法に対する教育長の見解をお願いします。

○議長（横澤はま君） 教育長。

○教育長（山崎 晃君） 授業づくり、学びづくりについてとても深い御質問をいただいたというふうに理解をしております。

学校で育てたい学びの力とは、知識や技能だけでなく、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力や人間性を含めたものであります。その力を育むために、主体的、対話的で深い学びを目指しております。池田町では保小中を通じ、協働的な学びを柱とした保育・授業づくりを一体となって進めているところであります。開示悟入の考え方は授業の流れを4つの段階で意識して授業づくりを進めようというもので、すばらしい考え方だと思っております。

現在、池田町の各学校が取り組んでいる問い合わせの立て方、協働の学び、振り返りの在り方は、開示悟入の考え方と目指すものは一緒であると思っております。

今後も質の高い授業づくりに向かっていきたいと思います。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔4番 山崎正治君 登壇〕

○4番（山崎正治君） 開示悟入の勉強方法が取り入れられているということで、今日は教育長の力強い発言がありましたので、信じたいと思います。

2点目は子供の心から学びへ聞くという先進的な教授法、いわゆるこのウルスラ学院で行われている開示悟入の教授法、考え方、今後視察研修、またほかにもそういう先進的な教育方法が行われているところがあるかと思うんです。そういうものを導入する考えがあるか。教育長としての見解をお伺いいたします。

○議長（横澤はま君） 教育長。

○教育長（山崎 晃君） 先ほど回答とちょっとダブるところもございますが、教育者や学者がそれぞれ自分の論を唱えましてその実践を行っている学校は全国にたくさんあります。どんな授業づくりを目指していくのか。学校長とも相談しながら、今後とも必要に応じて視察や研修を行ってまいりたいと思います。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔4番 山崎正治君 登壇〕

○4番（山崎正治君） 先ほどは町のブランド化の話もありました。教育もそうです。常にブランドアップしていかなければいけないと思うんです。そこにとどまつていれば、よどんでいれば、よどむというのは申し訳ないですけれども、教育というのは前へ進まないし、子供も魅力を感じなくなります。そこにまた不登校が起こり、いろんな問題が起きてくる。いじ

めが起こると私は思っております。

教育の一環を、私も学習塾をやっておりますけれども、本当に子供と携わってそういうことをつくづく感じております。先生自らが成長しなかったならば教育は成り立たないと、原点であります。全部、全人格が見られております、私はそんな思いで今も教育を進めております。

③にいきます。アンケートの中に、先生方の中には教育大綱の理念があまり根づいていない先生もいることも気になったという委員の方の、ありました。教育委員会として、学びの向上の質に資する教育大綱の理念の研修並びに今後の取組方をお伺いいたしたいと思います。

○議長（横澤はま君） 教育長。

○教育長（山崎 晃君） ありがとうございます。

実は、今日も、今日、明日と、会染小学校、それから保育園で研修を行うことになっておって、今やっている最中でございます。学校の先生方は数年で異動しますので、理解が不十分という方がいるかもしれません。しかしそのことも踏まえて、信州池田町学びの郷保小中15年プラン実践ガイドブックを全職員に配り、4月当初に、私が保育園、小学校、中学校を訪問し、直接職員に話をするとともに、4月から1年間を通して、保小中の全体研修や各園、各学校での研修を重ねて行っております。複数年在籍する先生方は町の方針を理解していただき、御自分の課題を持って研修に参加し、よりよい授業、保育づくりに向かっていただいていると理解しております。今後もよりよい姿を確認しながら続けて取り組んでいくつもりです。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔4番 山崎正治君 登壇〕

○4番（山崎正治君） 教育大綱は大事なことでございますが、ぜひまた浸透化をさせていただきたいと思います。より一層です。

次の大きな課題にいきます。

町長に毎回申し上げております若者ミーティングの体制づくりを問うということです。3月度も私は質問しましたし、6月度もまた再度お伺いし、また9月度もということでございますが、これは最重要であるからこそ私は何回も質問していることでございます。

3月議会でも質問いたしましたが、ユース未来会議（仮称）、いわゆる若者ミーティングの必要性を町長に提言し、早期実現を求めました。町長は、今後は若手役場職員の意見聴取等を通じてどのようにしたら開催ができるのか検討してまいります。また、行政として同世

代の若手職員をアシスト役として活躍できるよう体制づくりも必要でないかと感じていると発言されております。

そこで、質問9になります。

若者ミーティングの行政としての若手職員のアシスト役の体制づくりは、若手役場職員、おおむね18歳から39歳を意識しておりますが、意見聴取は進捗したのでしょうか。また、若者ミーティングのプロジェクトチームとして体制づくりができたのでしょうか。

町長に見解をお伺いします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） 若者ミーティングの関係の質問にお答えをいたします。

若手職員とは様々な機会を通じてコミュニケーションを図っておりますが、それぞれの課において通常業務がフルスペックで行われております。一律に意見聴取をする状況には至っておりません。しかし、課題として考えている若手職員もいることは確かであります。そのため、中心となるコアメンバーを選定し、最初の一歩から一緒に取組ができるように、進めてまいりたいと思います。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔4番 山崎正治君 登壇〕

○4番（山崎正治君） 次の質問にいきます。

10点目でございますが、若者ミーティング、ユース未来会議の早期立ち上げを望みます。思えば昨年度の町民ミーティングでは、町民の皆様から町行政に対して貴重な意見要望、提言がなされました。また高瀬中の生徒の皆さんのがき視点での要望提言もあり、実りのあるミーティングとなりました。現在、数々の提言、要望は行政施行に反映し、まちづくりに寄与していると確信いたします。そして、3月の私の一般質問の答弁で町長は、15歳から39歳は人口減少が進む当町の人口ピラミッドにおいて著しく割合の低い年齢層である。人口維持のため、ターゲットの年齢層を増やし、安定性の高い富士山型にしていくことを狙いとしていると答弁しています。ミーティングの開催は前述したように、町に活力を生み、未来の夢を語ることができます。なかんずく若者ミーティングは人口ピラミッドを安定性の高い富士山型にすべく年齢層の皆さんと直接お話のできるよい機会であると思います。若者ミーティング、ユース未来会議の早期立ち上げを望みます。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。

若者にどのように集まっていたらいいのか。これが大きな課題であります。山崎議員の御提案のように、比較的大きな市町村では全体的な若者世代の人口も多いのですが、当町の場合一筋縄ではいかないのが現状と言えます。しかし何らかの形では実現したいと思っております。

また、若者ミーティングで何を話し合っていただくのか、その点についても重要です。参加した方がメリットある事業であることが必須であります。他市町村のミーティングも調査研究しながら、実現に向けて努力をしてまいります。特に、池田町の場合は、本当にどうやって集まるのかという、以前は社会体育とかで様々な方が活動していたんですけども、ほとんどそういう活動も少なくなってしまって、また、ヤングパワーマークの活動もありますけれども、いろいろ活動の趣旨が変わっていたりとかする。一概に今若者を集めて何を話していただかうかというところよりも、この池田町の本当の意味を伝えて集まっていたら、そして、それから将来に向けて責任世代として活躍していただく。そういうエネルギーを注入するようなミーティングでなくてはいけないと思います。今みたいな人口減少であるとか、何とかだというような議論をしているのでは、なかなか若者はそういったことには目を向けたがらないので、何とか夢のあるものにしていくためには、もう少し時間をかけてやつていくことが必要ではあるかなというふうに感じております。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔4番 山崎正治君 登壇〕

○4番（山崎正治君） 町長から今夢のあるミーティングというお話をありました。ぜひその夢のあるミーティングを早期構築をしていただきたい。よろしくお願いします。

ちょっと時間の関係で4番目、戦後80年、平和教育の現状を問う。

教育長、これは2問題続けてお願いしたいと思います、回答を。

日本は終戦80年の節目を迎えました。広島、長崎に人類初の原爆が投下され、多大な被害と貴い人命が失われました。戦禍に散っていました数々の御靈に謹んで哀悼の意を表したいと思います。しかしながら世界ではロシアのウクライナ侵攻をはじめ、数々の戦争がいまだに続き、終息の気配すらない状況です。終戦80年のこの節目に残酷な戦争が世界からなくなる日まで、現代に生きる私たちはますます世界平和に向けた行動と強き祈りでその使命を果たしていく責務があると確信いたします。

さて、当町では1988年6月23日、平和宣言は核兵器廃絶、軍備縮小、平和の町宣言として制定されました。平和を希求する心は町民の皆様の中で根づいていると信じております。ま

た、子供のころから平和について学ぶことは極めて大切なことだと思います。

質問11、12を続けて質問いたします。

義務教育の中の平和教育の現状と未来は、それから質問12、社会教育の中の平和教育の推進を望みます。戦後80年の今日、日本遺族会が把握している被爆者の語り部の数は全国で少なくとも230人とされています。年々減少し、戦争を伝承する方がいなくなってしまうと危惧されております。そんなときだからこそ、社会に平和のとりでを築かなければならぬと思います。社会や地域で平和教育の推進を望みます。教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（横澤はま君） 教育長。

○教育長（山崎 晃君） 学校教育において、○○教育と呼ばれるものがたくさんありますが、教科の学習のようにあらかじめ時間枠が確保されているわけではありません。したがってそれらは各学校の判断、あるいは工夫において行われているということをまず御理解いただきたいと思います。

池田町の小学校の平和教育ですが、社会科の歴史学習、総合的な学習の時間を中心に行われております。例えば中学校では戦争体験者の話を聞いたり、ルワンダの内戦に関わって義足を作っている方のお話を聞いたりといった学習を行ってまいりました。今年度は歴史の学習の中で平和学習に特化した習びを仕組んでいく計画があると聞いております。また、小学校では、歴史学習と絡めて松代の大本營跡の見学を行ったり、総合的な学習の中で満蒙開拓団について学ぼうとしたりしている児童があります。今後とも平和教育の大切さを学校職員と共有をしながら取組を続けていけるよう支援をしてまいりたいと思います。

社会教育のことについてであります。これは議員がおっしゃっているとおりで、社会教育における平和教育というのは、ちょっと足りていない部分があるのではないかなどということ、これは本当に共感をいたします。教育委員会としては上原良司を偲ぶ会を後援させていただき、運営等にも協力させていただいております。昨年度、今年度と参加者が増えているように感じております。また、社会教育の中での平和教育については、みのり塾において戦争と満蒙開拓という内容で講座を行ったことがございます。今後、社会教育の中での平和教育について、講座検討の中で考えてまいりたいと思っております。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

○4番（山崎正治君） ありがとうございました。

人間は、人は平和があってそして幸せだと思います。世界では悪と言ってはいけないけれども、ロシア、中国、北朝鮮が今集まって会議をしているというような状況でございます。

いまだにウクライナ情勢も解決の糸口がつかないというような状況がございます。本当に私たちは自分の生活はもちろんでございます。しかしながら世界では本当に、戦禍にまみれて命を失い、そして食べるもののない、餓死して死んでいる、そのような状況が毎日行われているわけです。これこそが人ごとではないと思います。自分ごととして身近なところから平和の心を訴えていかなければいけないと思います。

それはひいては、教育の中に相手を尊重し慈愛を持って関わることによっていじめは減少すると思います、相手を尊重する中に。そのことを本当に今私たち一人一人が、議会と行政の側には立っておりますけれども、お互に尊重しあい、そして池田町がいかにあるべきか、そのことをこれからも模索し、夢を描いていきたいと思います。

先日は、ちょっと変わりますが、リラックスしてください。もうちょっと時間があります。9月定例会初日に昨年度決算、実質公債費比率11.9%、0.2ポイント改善したというご報告がありました。実質収支4,564万円が黒字でしたと。本当に私も行財政改革委員会に携わった一員としてこのような状況が今生まれているということは、本当に感謝と、何というんですか、今の行政に対しても感じているところでございます。

町長は、着実に財政状況は改善している。引き続き健全化へ取組を進めたいと述べました。本当に今いよいよブレーキからアクセルをうまく切り替えていくときだ。今日はそういう意味で先ほどの提案はいよいよアイデアマン矢口が真骨頂のときだと思います。勇気を持って決断をしていただきたい。池田町のブランド化、このことについては本当に真剣に考えてもらいたいと思います。

山崎のざれごとだと思わないで、ひとつ前向きに行政全体で考えていただきて、必ずやこの北アルプスというのはただ美しい環境を尽くすではないです。地形が環境がすばらしいところにあるということを阿智村では感じて、村長以下、そして今があるという、じゃ、私達には何があるか、北アルプスでしょう、こういうことだと思います。このことを皆さんで再認識して、そしてまたアピールし、そしてこの池田町をもっともっとよくしていきたいと、いわゆる今こそ町長、飛翔のとき、飛び立っていくときだと思っていいるんです。こんなときだからこそ、新たな発想と斬新なるアイデアで池田町を牽引していただきたいと思います。これは町長に提言しております。そのために池田町のブランド化を確立し、交流人口、関係人口の拡大を図り、活性化を推進していただきたい。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（横澤はま君） 以上で、山崎正治議員の一般質問は終了しました。

---

◎散会の宣告

○議長（横澤はま君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 2時40分

令和7年9月定例町議会

(第4号)

## 令和7年9月池田町議会定例会

### 議事日程(第4号)

令和7年9月5日(金曜日)午前10時開議

#### 日程第1 一般質問

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 出席議員(11名)

1番	矢口結以君	2番	三枝三七子君
3番	安部誠君	4番	山崎正治君
5番	大厩美秋君	6番	中山眞君
7番	大出美晴君	8番	和澤忠志君
9番	薄井孝彦君	10番	服部久子君
11番	横澤はま君		

#### 欠席議員(なし)

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	矢口稔君	副町長	宮澤達君
教育長	山崎晃君	総務課長	寺嶋秀徳君
住民課長	滝沢健彦君	健康福祉課長	宮本瑞枝君
振興課長	下條浩久君	建設水道課長	山本利彦君
会計管理者 兼会計課長	塩川亜弥子君	学校保育課長	井口博貴君
生涯学習課長	大澤孔君	総務課長補佐 兼総務係長	寺島靖城君

#### 事務局職員出席者

事務局長 山岸 寛君 事務局書記 矢口富代君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（横澤はま君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○議長（横澤はま君） 日程1、昨日に引き続き一般質問を行います。

---

◇ 服部久子君

○議長（横澤はま君） 5番に、10番の服部久子議員。

服部議員。

[10番 服部久子君 登壇]

○10番（服部久子君） 10番、服部です。

4点について質問させてください。

まず、子どもの権利条約に基づく教育をということでお伺いいたします。昨年12月議会で子どもの権利条約を学校のルールにどう生かしているかを質問しました。今回は主権者教育の観点から質問します。

今年は子どもの権利条約を日本が批准して31年になりますが、条約を生かした施策や条約の普及が進んでいないため、国連・子どもの権利委員会から日本政府に何度も勧告が出ています。2004年の勧告は、教育制度の過度な競争的性格が子供の肉体的・精神的な健康に否定的な影響を及ぼしている。2019年の勧告は、自己に関わるあらゆる事柄について、自由に意見を表明する子どもの権利が尊重されていないと指摘されています。その指摘が現実に表れているのは、日本の子供の精神的幸福度は先進国38か国中37位であったり、青少年の自殺率

が高いことや不登校が増加していること、自己肯定意識が低いこと、また、若者の選挙の投票率が低いことなどに表れています。子どもの権利条約に沿った取組を行政や教育現場でどのように生かしていくかをお聞きします。

全国で子どもの権利条約を制定した自治体は、令和7年4月現在、81自治体に上っています。県内は、松本市は2013年に条例を制定し、施行し、条例に基づいて子どもの権利擁護委員を設置し、活動されています。長野市は、本年度中に条例の制定を目指し、8月に子どもの権利条約を市民に広く知つてもらうために講習会が持たれています。条例案もできておりました。先日の報道では、安曇野市は権利条約の条例案をこの9月議会に提案すると報道されました。また、町も条例制定に向けた検討を進め、考えをお聞きいたします。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

〔教育長 山崎 晃君 登壇〕

○教育長（山崎 晃君） 子どもの権利条例に関わっての御質問、お答えをいたします。

御存知のとおり子どもの権利条約の4つの原則は、「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」であります。これらは全ての条約に共通して適用される根本的な考え方であり、子どもの権利を実現するための基盤となっております。

池田町の教育大綱では、「どの子どももみんな大切」、「ありのままを尊重しあう」、「学びの主人公は子どもたち」といったことが明記されており、子どもの権利条約の考え方と重なっていると理解をしております。また、子どもがまんなかアクションプランや子どもがまんなか応援サポート宣言においても、子どもの権利条約を十分踏まえた内容となっております。

現時点では、改めて町として条例を制定する考えは持っておりません。今後とも、子どもの権利条約の精神をきちんと実践に結びつけていくことこそ重要だと思っております。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） 質問します。

町民ミーティングのときに参加者の中には10代の若者が何度も参加し、積極的に意見を述べていました。多くの若者があらゆる場面で意見を述べる状況が常態化すれば、開放的な優しい町づくりができると思います。子どもの権利条約を若者、町民に広く知つていただくために講演会や町民同士の話合いなど企画して、普及・啓発に取り組むことを求めます。

今、そういう考えはないと言われましたが、この子どもの権利条約を説明する講演会を細かく町民に知っていただく、また、教育関係者にも知っていただくということが若者が積極的に意見を述べるような町づくりができると思いますが、そのところをお聞きいたします。

○議長（横澤はま君） 教育長。

○教育長（山崎 晃君） お答えをいたします。

広く一般の方々への普及啓発に関わって、今までに子どもの権利に関わる学習会として少子化対策プロジェクト講演会を行い、60名ほどの方が参加いただいたことがございます。今後、公民館講座等の内容と併せながら、検討してまいりたいと思っております。

また、議員さんが言われるとおりだと思っていて、周知していくことってとても大事だと思っているんですね。それは、広く一般にという意味も確かにあるんですけども、子供に関わっている方々に対する啓発とか周知というのは非常に大事だなと。それは、教育委員会としても意識して行っていきたいというふうに思っております。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） 川崎市が2000年にこの条例を制定して、それで、今もう25年になるんですが、川崎市の子供たちは、非常に活発に自分たちの学校の中のルール、それから、授業に対しての意見表明をしたり、それから、行政の検討委員会には子供参加の枠があつたりして、意見表明をするようなことがしっかりと確立されておるらしいです。

それで、この川崎市では、若者の投票率が非常に高く、議員に成り手が増えているというような現象もありますので、今議員の成り手がどうのこうのということが世間では言われておりますが、やはり若いときから、小さいときから、行政、それから教育関係者が自分たちの意見を取り入れてもらえるんだと、そういうようなことを実感として子供たちが感じていくならば、やはり活発な町の行政、教育関係もできると思いますが、町長の御意見をお聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） 子どもの権利条例の関係であります。

大きな都市では、徐々に条例の制定が進んできているかなというふうに感じております。長野市、そして安曇野市も、今定例会、議会のほうから提出されるというふうにお聞きをしております。そういう形で今時代の流れではありますけれども、先ほど教育長が話されたとおり、教育大綱という一つの池田町、柱があって、特徴的な教育をやっている。そして、

昨年も、私もそうですけれども、中学3年生と直接話をさせていただいて、御意見を聞いたり、夢を語り合った経験もあって、それを何とか生かしていきたいというふうな形は、私は継続していきたいというふうに思っております。

条例制定とそういう子供たちの関わりは直接的な関係はないにしろ、距離感をなるべく縮めて、何とかやっていきたいというふうに思っております。今年も何らかの形でそういう取組が、中学生とか小学生とか、私は何とか出かけていってでも、学校の時間内がなかなか今厳しいんですよね。なので、そういうところでなければ、今、かえでに例えれば私が放課後にいて、いつでもざくばらんに話ができる機会とか、そういう学校以外の時間を使ってでも、そういうところでコミュニケーションを図って、意見を言ったり、こういうことも言っていいんだよ、話してもいいんだよ、大人だけが全てを決めるんじゃないんだよということの、そういう努力はまた教育委員会と相談しながら、進めていきたいというふうに考えております。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） 次の質問は、今の質問に少し重なるんですが、一応お尋ねいたします。

2016年に選挙権が18歳に引き下げられました。しかし、10代、20代の投票率は低い状況が続いています。欧米は若者の投票率は80%を超えてます。ふだんから学校のルールが正しから自分で判断し、意見を友人と交わし合うなど、社会と関わることが、身近な環境が投票行動に表れております。

日本の若者の政治離れは、1969年に文部省が生徒の政治活動は望ましくないとして、政治活動を全面禁止の通達を出しました。それから、長く教育の場で政治活動の制限を課してきた状況があり、主権者としての自覚は育たなかつたことが今日の若者の投票率の低さになっていることは確かです。その後、18歳選挙権になるときに文科省は、政治活動の全面禁止は見直しましたが、無制限に認められない、制約を受けるとしました。

教育基本法第1条は、教育の目的に、教育は人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者としてとあり、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成とあります。学校教育は、学科の学習ばかりでなく、広く、豊かな人格を育み、将来自立した主権者を育てることも重要な使命であると考えます。町長と教育長のお考えをお聞きいたします。

○議長（横澤はま君） 教育長。

○教育長（山崎 晃君） 学校教育に関わることですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

議員のおっしゃるとおりだというふうに思っております。

学校における全ての学びが自立した主権者を育むことにつながっているということはもちろんであります、自分の身の回りにある具体的な問題を見つめ、自ら解決策を考えるような学習も重要だと思っております。先ほど町長が言われたことと重なりますが、例えば高瀬中学校では、「町の活性化を図ろう」とか、「少子化問題を考えよう」といったテーマの下、子供たちが考え、アイデアを形にしたり、町長に直接伝えたりしたというような学習を展開してまいりました。また、子ども議会を行ったこともございます。

今後とも自立した主権者を育てるということを教育の大切な視点として、取り組んでまいりたいと思います。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） この権利条約じゃなくても、子供たちの意見をしっかりと行政とか教育関係に生かせる、そういうようなことをこれからも活動として続けていくという町の答えがありましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

先日のニュースで、今非常に夏が暑いので制服の上着の裾をスカートやズボンから出してよいという、それがニュースになっていたんですよね。私、ええと思いました。そういう服の裾を出すか出さないかがニュースになるほど、長野県だと思いますが、そういうふうに固いのかと、それは自由じゃないでしょうかというふうに私、率直に思ったんですよね。

だから、今、子供たちが非常に何か型にはめられているというか、何かここしたらちょっと目立つから、やめとこうかとか、そういうことを、何ていうの、感じさせるような教育はやっぱり駄目だと思うんですよ。やっぱり自由に物事は言えて、自分が表現されて、自分が認められていることによって、不登校だとか、そういうのも解消されていくと思いますので、ぜひ子供たちの自由な意見を発せられるような、そういう環境づくりをね、算数・国語も大事ですけれども、そのところをぜひやっていただければと思います。

次に進みます。

保育環境と保育士の待遇をお聞きいたします。

昨年から今年にかけてこども家庭庁が保育施設の調査を行い、施設の80%以上が人材不足で子供を定員まで受け入れられなかつたり、職員の休暇取得の調整ができなかつたなどの状

況が明らかになっています。

池田町は今年度から保育園を統合し、半年が経過しようとしています。園の現状についてお聞きします。池田保育園の職員数は、正規職員が9人、会計年度任用職員が30人、その他に事務員1人、運転用務員1人、合計41人とお聞きしました。現在の職員体制で十分でしょうか。途中入園を断るとか、休暇が取りづらいとか、仕事の量が多く、残業気味になっている状況がありますか、お聞きいたします。

○議長（横澤はま君） 井口学校保育課長。

○学校保育課長（井口博貴君） 現在の人数で足りているということになると、不足はしておりますが、代替職員の登録人数を増やすことで職員の休暇の確保や仕事量の軽減に努めています。

休暇は取りやすい環境になるように努力をしておりまますし、また、4月・5月は残業は多いですが、6月以降、現在までは少ない状況でございます。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） 不足はしておりますというふうなお答えだったんですが、本当に何人ぐらい保育士さんがあとおれば、不足気味じゃないような状況になるんでしょうか。

○議長（横澤はま君） 学校保育課長。

○学校保育課長（井口博貴君） 切りがないんですけれども、休憩をちゃんと取れるか、途中入園等を多く入れられるとか、そういう影響は出ていますが、今のいる人数の中でうまく回しながら、また代替職員の方をうまく使いながら回していくという状況で、何人欲しいというのは切りがないんですが、いる人数でなるべく回していくという感じで、運営していくという形になります。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） 2022年時点で全国の保育士登録者数は178万7,000人、従事者数が68万人、潜在保育士が年々増えているそうです。退職の理由として、給料が安い、仕事量が多い、労働時間が長いとなっております。2023年実施の賃金構造基本統計調査では、保育士の賃金は、全産業平均賃金と比較しまして、月7万5,000円以上の差がありました。池田保育園の保育士の労働条件での課題は、賃金や仕事量、労働時間など、どのような課題があると思われますか、すみません、お聞きいたします。

○議長（横澤はま君） 井口課長。

○学校保育課長（井口博貴君） 賃金のほうはちょっと町サイドじやなければ分かりませんが、なかなか給料をすぐ上げるというのも難しいときがありまして、福利厚生的な見直しをしまして、令和6年度ですが、療養休暇を5日から10日にしたり、夏休みも3日から5日にしたりということもありまして、そういう給料じやない面をちょっと工夫しまして、2人ちょっと辞めるか辞めないかというときがあったんですけども、とどまつていただいたりという経過もありますので、そういう面も大切にしていきたいと思います。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） 次の質問をします。

保育士の配置基準が2024年から、保育士1人が担当する3歳児は20人から15人に、4歳・5歳児は30人から25人に下げられました。2025年から1歳児の人数は6人から、加算措置で5人とされました。現在の池田保育園の保育士1人と園児の配置は、ゼロ歳、1歳、2歳、3歳、4歳、5歳の配置基準、どのようにになっておりますか、お聞きします。

○議長（横澤はま君） 井口課長。

○学校保育課長（井口博貴君） 現在の池田保育園の配置につきましては、ゼロ歳児は3人に1人、1歳児、5人に1人、2歳児、4人に1人、3歳児、14人に1人、4歳児、24人に1人、5歳児、23人に1人と、全ての年齢で国の基準に基づき運営しております。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） 町長にちょっとお伺いします。

さっきのお給料の点ですが、全産業平均の、保育士は7万円ちょっと以上の差があるというふうな全国の調査があるんですが、もし不足気味ということになれば、労働時間とか、それから休暇とか、そういうのも大事なんですが、賃金を改善するというか、そのような考え、ありますでしょうか。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） もしということもあるんですけども、そういったところはケースバイケースで対応していく対応もあるんですけども、今のところの給与体系では、町のほうとしては今の現状の給与体系を維持して、なるべく幅広い方にそういった保育士さんを今、確保を目指しているといった状況です。

なので、保育士さんだけまた1ランク上げると、池田町の場合だったら、一般職の方といろいろそういった相互の兼ね合いもまたあったりとかして、複雑にかみ合ってくるので、そういういたところも加味しながら、やっぱり考えていかなくてはいけないのかなというふうに考えておりますので、今のところこの給与基準を維持していく、また人勧に沿って、これでまた3. 数パーセント上がってきますので、そういういたところも踏まえて、やはり対応していくといったところかと思います。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

[10番 服部久子君 登壇]

○10番（服部久子君） ちょっとお聞きしたいんですが、池田町の10年ぐらい働いている一般の職員さんと、それから10年ぐらい働いている保育士さん、この賃金の格差というのはどのぐらいなんでしょうか。

○議長（横澤はま君） 服部議員、前回の質問に入っていますので、よろしいですか。

副町長。

○副町長（宮澤 達君） 細かい数字まではちょっと分からんんですけども、保育士の方のほうが一般職の方よりは、最初の格付等では優遇されておるところでございますし、町は、また決算見ていただければ分かりますけれども、人件費なんかは前年に比べまして、令和5年と令和6年と比べまして、人件費全体では5,000万円程度増えていることもありますので、そういういた状況も見ながら考えているところでございます。

また、細かい数字は分かったところでお伝えしたいと思います。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

[10番 服部久子君 登壇]

○10番（服部久子君） 最後の質問です。

2号・3号認定の保育時間内で保育士が短時間で入れ替わる状況はあるんでしょうか。

また、保育資格を持たない人が従事していることがありますか、お聞きします。

○議長（横澤はま君） 井口学校保育課長。

○学校保育課長（井口博貴君） 2号・3号の認定の保育時間内で15時までの勤務職員が1名おりますので、15時から16時までの1時間は別の有資格者職員が保育に当たっております。

保育資格を持たない人が従事していることはありません。保育士補助の主な業務は、掃除、食事やおやつの準備、お昼寝の準備や見守りなどです。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

[10番 服部久子君 登壇]

○10番（服部久子君） じゃ、次にいきます。

補聴器購入の補助を求める。

前回に引き続き補聴器購入補助を求める、お聞きします。

前回も述べましたが、2025年5月で全国464自治体、一番新しい数字では、今469自治体となっておりますが、補助を実施しています。長野県内でも28市町村に増えました。近隣市町村でも、隣の松川村、大町市が実施し、安曇野市は実施することが決まり、松本市も実施する方向で取組が始まっています。

人口減少と将来に向けて担い手の確保を考えると、高齢者の社会参加が必要です。高齢者も積極的に社会参加することにより、健康年齢が保たれ、認知症の予防になり、医療費の抑制につながります。補聴器購入補助についてお聞きいたします。

○議長（横澤はま君） 宮本健康福祉課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） それでは、近隣市町村の結果としまして、現在、松川村、安曇野市のほうも実施と現段階でなっております。あと大町市が実施、松本市、塩尻市につきましては、前向きに現在検討しているということでした。実施している3市村とも、補助額は上限額3万円、対象者は65歳以上の方で障害者手帳を持っていない方、医師の証明のある方、安曇野市は住民税非課税世帯が対象となっております。

町は補聴器購入補助について、3市村の状況に加え、松本市、塩尻市の今後の対応を注視するとともに、町としてどのようにしていくか検討をしているところです。

以上です。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

[10番 服部久子君 登壇]

○10番（服部久子君） 実施する方向であるというふうに今お聞きしたんですが、実施する方向でその時期はいつ頃か、大体分かりますか。方向で検討されて、実施する時期、お願いします。

○議長（横澤はま君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） 実施につきまして前向きに検討しているところでですが、財政緊急対応期間中でもありますので、金額の大小にかかわらず、優先順位、国・県の補助、財政支援があるかないか、経常経費について、いろいろな角度で今総合的に勘案して、実施

について検討中ですので、御理解のほうをお願いいたします。

以上です。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

[10番 服部久子君 登壇]

○10番（服部久子君） 松川村、大町市の補助の予算額は1件につき上限額3万円、松川村も同じです。それで、松川村は15人分の45万円、大町市は30人分の90万円で設定されています。

今も申し上げたように、財政的にもすごい負担になるとは思えませんので、ぜひ実施を早めていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（横澤はま君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） 金額の大小にかかわらず、経常経費にもなっていくというところもしっかりと検討した上で検討していきたいというところで、御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

[10番 服部久子君 登壇]

○10番（服部久子君） 次に、近視の児童・生徒に対しての町の具体的対応をお聞きします。

前回、視力検査で視力が1.0以下の児童・生徒に対する町の対応をお聞きしました。町は、学期末に通知表と健康診断結果を渡し、相談があれば、受診を勧めていると回答しました。

眼鏡が必要としている児童・生徒に具体的な対応を求め、お聞きします。令和6年度の視力検査は、眼鏡をかけた状態で検査した結果、視力が0.9から0.7のB判定が小・中学生合計43人、視力が0.6から0.4のC判定が小・中学生69人、視力が0.3以下のD判定が47人となっております。この検査結果は眼鏡をかけた状態での検査なので、0.9以下と判断された児童・生徒に対する対応は必要と考えます。専門家は、子供は裸眼検査で視力0.8以下になると、早い段階での眼科医への診断が必要と言われております。特に視力0.9以下の78人については、保護者に通知するだけでなく、専門家につなぐ対応を町に求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 井口学校保育課長。

○学校保育課長（井口博貴君） 視力が0.9以下の御家庭に対して受診のお知らせをしています。強制力がありませんけれども、早めに専門家の医療機関へ受診するよう促しております

ので、よろしくお願ひします。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

[10番 服部久子君 登壇]

○10番（服部久子君） その受診を保護者にお知らせして、その後どうなったかというのを改めて聞くことはあるんでしょうか。

○議長（横澤はま君） 学校保育課長。

○学校保育課長（井口博貴君） 把握はしておりませんけれども、学校のほうの連絡でやるところがあるかと思いますけれども、こちらのほうではちょっと情報はありません。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

[10番 服部久子君 登壇]

○10番（服部久子君） 前にも言いましたけれども、子供さんは目が見える見えない、耳が聞こえる聞こえないというのは、やはりその子供さんしか分からないんですよね、逼迫しているか逼迫していないかは。やはりそういうことを想像して、ぜひ町が何とか専門医につなげる、何とか保護者の理解を得て、眼鏡を購入するようにつなげていくというような、本当に忙しいと思いますが、そういう対応も大切ではないかと思いますが、もう一度お聞きします。

○議長（横澤はま君） 学校保育課長。

○学校保育課長（井口博貴君） また、学校のほうと連絡をしていきたいと思いますし、また、医療費無償化になったのでより受診しやすい環境となっていることもお伝えしながら、また学校と連絡したいと思います。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

[10番 服部久子君 登壇]

○10番（服部久子君） 最近の物価高で困窮している子育て世帯も増えております。子供の眼鏡購入が分かっていても、家計が生活必需品購入に回ってしまい、眼鏡購入が後回しになっている家庭もあるかと思います。眼鏡が必要と判断された児童・生徒に対して、眼科受診につながるようにしていただくことと、子供が眼鏡がかけられるまで保護者と担任教師、養護教諭を交えた対応を求めます。子供の成長は待ってはくれません。子供に経済的悲しい体験をさせないため町の対応を求めると思います。眼鏡支援を実施している自治体は、1件につき5,000円から1万8,000円などの補助をしております。池田町が可能な範囲で何とか補助を求めると思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（横澤はま君） 学校保育課長。

○学校保育課長（井口博貴君） 昨年度より給食費無償化を実施しており、年額にすると、小学生 6 万 4,300 円、中学生 7 万 4,500 円相当になります。財政の健全性と施策の優先順位を踏まえますと、現時点では眼鏡購入補助は考えておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

[10番 服部久子君 登壇]

○10番（服部久子君） 小学校・中学校というのは義務教育なんですよね。行政は、義務教育を受ける小学生・中学校に対して、不自由のない教育環境をつくるということがやっぱり義務だと思います。その子その子によって、耳が聞こえにくい、近眼であるとか、いろんな状況があると思います。でも、それに対して、器具をつけて、それが補えるなら、やはり行政としたら、それを改善していくのが行政の義務教育での務めだと思いますが、町長お聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。

様々なお金の使い方があろうかと思います。直接眼鏡に必要な方は、受診をしていただい、対応していただくんですけれども、どうやっていったら公平性を担保するのかというところでいけば、例えば要するに給食費のような形で全額町が見させていただいて、その浮いたお金、やっぱり 6 万円、7 万円、年額浮いてきますので、そのところで何とか対応を家庭のほうでしていただきたいといった思いもあります。

何でも、本来ならば、これで来年度になれば、例えば政府のほうで給食費のほうを見ていただけるという動きもありましたので、そういった考えがやってくるのであれば、またそういういたところはそこで対応していただき、町は町として対応していく、そういう形だと思いますので、今、町としては、なるべく給食費とか、そういったところを生活の、何とかこういう子供たちのほうにお金が回るように施策を展開しているところですので、御理解いただければと思います。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

[10番 服部久子君 登壇]

○10番（服部久子君） さっきも言いましたように、C 判定の方は 69 人ですか。C 判定の方が 69 人というのは、やはり眼鏡をかけた状態で検査しているので、多分眼鏡をかけていない

児童もいると思いますが、やっぱり今日、昨日、あした、もう本当に今が見えないんですね、0.3以下だと。やっぱりこの子供たちは非常に悲しい思いで毎日授業を受けているんじゃないかなと思うんです。大分前に聞きましたところ、そういう子供たちは前列の席に座らせていると言われましたけれども、それにしても、教科書とかノートを取るときなんかはやっぱり見えにくいと思うんですね。そういう子供たちのことも考えて、何とか早めに対応を取る、何とかその子供たちに悲しい思いをさせない、そういう気持ち。私は小さい頃、家が貧しいところで育ちましたので、そういう気持ちというのは、眼鏡は関係ないですけれども、分かるんですよ。皆さん、裕福な家庭で育った方ばかりなのかもで分からなうと思いますが、やはりそういう子供たちの気持ちを含んでいただいて、今後、眼鏡支援に対しては対応していただければと思います。

じゃ、次に進みます。

最近のデジタル機器の使用で子供の近視が増える傾向にあります。裸眼視力1.0未満の児童・生徒の割合は、小学生で3割を超え、中学生で6割程度となっております。近視の進行を防ぐための対策を実施されていますか、お聞きいたします。

○議長（横澤はま君）　学校保育課長。

○学校保育課長（井口博貴君）　体重測定の後の保健指導などで正しい姿勢、長時間タブレットを見ないようにとか、画面に近づきすぎないよう指導をしています。また、ハックルベリーの会では、紙芝居をしていただくなど、地域の方にも協力をいただいて対策をしております。

○議長（横澤はま君）　服部議員。

〔10番　服部久子君　登壇〕

○10番（服部久子君）　ぜひ親御さんにもしっかりと、こういうデジタル機器の、今デジタル機器をオーストラリアは何か1日2時間以内とか、そういうことを、16歳以下は駄目だとか、何かそういう条例が出ていますけれども、やはり親御さんにもぜひ広く広めて、対応していただきたいと思います。

私はこれで終わりますが、子どもの権利条約は、教育関係者、それから行政関係者、それから、広く、子供たちの取り巻く保護者にもやっぱり関係していくので、この子ども権利条約を条例を制定しないというふうに判断されましたけれども、条例を制定しなくても子供の権利をやっぱり守っていくというのを講演会だとか、それから広く学校でも意識的に取り上げてもらえるようにしていただけないでしょうか。教育長、お願いします。

○議長（横澤はま君） 教育長。

○教育長（山崎 晃君） 先ほど答えさせていただいたことと重なりますけれども、おっしゃるとおりだと思っています。特に身近な人、例えば教職員であるとか、それから児童クラブとか児童センターで関わっている人とか、それからボランティアで学校に入っていらっしゃる方とか、今、部活動でも外部指導者の方入っていただいたりもしていますので、いろんな形で子供たちに関わっている方いらっしゃいます。そういう方々も含めて、きちんと周知をしていく必要があるし、それから今おっしゃったように、保護者への周知がやっぱり大事だなということは思っていますので、考えていきたいと思っています。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

[10番 服部久子君 登壇]

○10番（服部久子君） これで終わります。

○議長（横澤はま君） 以上で、服部久子議員の一般質問は終了しました。

---

#### ◇ 薄井孝彦君

○議長（横澤はま君） 一般質問を続けます。

6番に、9番の薄井孝彦議員。

薄井議員。

[9番 薄井孝彦君 登壇]

○9番（薄井孝彦君） 9番議員、薄井孝彦です。

今回は3つのテーマでお聞きします。

まず、1点目、都市計画マスタープランの早期変更、策定と書いてありますけれども、これ変更の間違いです、すみません。変更をについてお聞きします。

都市計画マスタープランは、私たちの町の将来像を示す重要な計画です。インフラ整備や土地利用の方針を定め、今後の町づくりを進める上での指針となる重要な計画です。この計画は、都市計画法に基づき、市町村に策定が義務づけられており、変更が必要な場合は、遅滞なく変更しなければならないとされております。すみません、2ページから3ページに都市計画法についての資料を載せておきましたけれども、そこの第21条というところですけれども、市町村は、あと飛びまして、都市計画を変更する必要が生じたときは、遅滞なく、都

市計画を変更しなければならないという義務づけになっておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

しかし、町が策定した平成18年、2006年のプランは今年度で計画期間が終了します。この20年間で急激な人口減少など、町を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、時代の変化に対応した新しいマスタープランの変更が早急に求められております。近隣自治体では既に新しいマスタープランへの変更が終了しているにもかかわらず、当町は変更にまだ着手していない状況であります。表の1を御覧いただきたいと思います。松川村、大町市、白馬村、安曇野市、いずれもマスタープランの変更をして、期限が切れる前に変更をしているという状況であります。

本年3月議会にこの件について質問をし、町長は、令和7年・8年度で検討し、令和9年度に調査、令和10年度完成予定であるが、役場内でもう一度検討を進めていくとの回答がありました。しかし、早急な対応が必要と考え、以下の点も含めて検討状況をお聞きします。

まず、1、法令遵守と早期変更、策定です、これ変更に直していただきたいと思います、変更について。都市計画法第21条では、計画期間の終了前に変更措置を取るべきと考えられます。近隣自治体では既に変更を完了している中、町は2028年、令和10年の変更を予定しております。このスケジュールについて町長はどうお考えになるでしょうか。法令の趣旨にのっとり、近隣自治体のように計画期間終了までに変更措置を取るべきではなかったかと思いますが、町長の考え方をお聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

○町長（矢口 稔君） それでは、薄井孝彦議員の御質問にお答えさせていただきます。

都市計画法第18条の2の定めにより、市町村の都市計画に関する基本的な方針として、平成18年1月に都市計画マスタープランを策定いたしました。令和7年度に20年間の計画期間が終了するため、立地適正化計画と一体型の都市計画マスタープランの策定を検討しております。

なお、立地適正化計画を策定する際に行政施設や子育て支援施設、教育施設等を計画の誘導施設に位置づけることにより、整備する際には、国の財政的支援を受けることができるときしております。また、それぞれ単独で策定する場合よりも費用を抑えることができるため、町としては、立地適正化計画と一体型の都市計画マスタープランの策定を今検討しているところであります。

一方で、策定に当たり、誘導施設における方向性の精査など十分な検討期間が必要であるため、実施計画でお示したとおりのスケジュールで進めていきたいと考えております。

なお、都市計画法第21条は都市計画の変更について定めており、町では都市計画について変更があった際は遅滞なく変更、施行しておりますので、御理解をお願いいたします。遅滞なく施行しているところは、先日も穂高クリーンセンターの南に終末処理場の関係の、ああいったところが都市計画の変更に伴って、町として対応しているところでありますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） 考え方を示していただいたということで結構なんすけれども、私の質問の趣旨は、計画が終了する前にほかの市町村は新たな変更をしていると、だけれども、池田町は残念ながらそれができなかつたと、そのことについて町長としてどう考えていらっしゃるかと、そういう質問ですので、ちょっとその辺について再度お答えをいただきたいと思います。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。

都市計画マスタープランの改定は義務ではなく、都市計画運用指針におけるマスタープランの見直しでは、部分的改定を機動的に行うとの対応を視野に入れて、マスタープランの策定を行い、そのフォローアップを行うことが望ましいと記されております。

県内見ても、マスタープランがそのまま切れているところも、町村もあるのは事実であります。今、先ほども話したとおり、様々なところで大きな施設が今後10年以内くらいの間に大きな変動があるのではないかというところを見据えていかなければいけないかなというところ、それと、総合計画とマスタープランとまた様々な計画との整合性がなかなか取りづらくなっているところもあって、しっかりとそこら辺のところ整合性を取る中で進めていきたい、また、法的にも遵守する方向で何とか対応していきたいというふうな形で対応を検討してまいりたいと思います。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） マスタープランの改定は義務ではないというふうに今おっしゃられましたけれども、2ページから3ページの都市計画、この第21条ではならないというふうに書

いてあるわけです。たしか平成4年に都市計画法自体が変更があったんですよね。そのときに、いわゆる義務ではないものを義務にしたという、たしかそういう流れがあったはずですので、法律上から言えば、義務ということになるかと思いますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

次の質問にいきます。

町民の意見反映と策定期間の短縮について。

都市計画法第18条2第2項では、マスタープランの策定や変更に至っては、公聴会など住民の意見を反映させるために必要な措置を講じると定められています。白馬村では、町民アンケート、ワークショップ、審議会、パブリックコメントを行い、2か年で策定しています。当町でも町民の意見を十分に聴取し、計画より1年早め、3か年程度、令和9年度に変更できないか、町長の考え方をお聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） 策定期間の短縮についての御質問であります。

策定する際は、アンケート、ワークショップ、審議会、パブリックコメント等、近隣市町村と同じような手法を取る必要があると考えております。また、町民の意見を十分聴取する予定であります。

なお、白馬村では都市計画マスタープランを策定するのに、おっしゃったとおり2年間かけておりますが、町では立地適正化計画と一体型の都市計画マスタープランの策定を検討しております、少なくとも4か年程度は必要である、そんな可能性も出てきております。しかしながら、議員おっしゃられたとおり、何とかそういった早期にできるものは早期に着手していくという方向ではあります。それと、総合計画との何とか整合性を保っていきたいというところもありますので、そこら辺、ところどころを見ながら、着手できるところから始めていくという方向性になるかと思います。よろしくお願ひします。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） 先ほど土地適正化利用計画ですか、その場合、いずれにしてもマスタープランをつくるということになりますと、かなりのお金がかかると。それを立地適正化計画と一緒にやればお金が出るから、それを使ってやりたいと、今の財政状況を考えれば、その考え方は理解できます。そういうことはあるんですけども、ちょっと私心配なことがありますので、次の質問に移らせていただきます。

国・県からの補助金・交付金への影響について。

計画期間が終了した古いプランでは、国や県からの補助金・交付金の要件を満たせず、事業が補助金対象外となる可能性があると聞きます。また、最新の政策や課題に対応できず、申請が遅れたり、採択されにくくなるリスクも考えられます。特に上下水道など社会資本整備事業について不可欠な交付金が受けられなくなることを危惧します。この点について、町長の考え方をお聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。

内閣府の資料では、都市計画マスタープランに総合交通戦略に定める事項が含まれている場合、都市計画マスタープランと総合交通戦略は一体として策定することが可能としております。この場合、都市・地域総合交通戦略要綱の要件を満たすことにより、総合交通戦略としての大蔵認定を取得することができるほか、総合交通戦略の策定等が交付要件となっている補助金について、要件を満たした上で交付を受けることができるとの記載があるが、ほかの補助金・交付金については対象外となることは確認できておりませんので、引き続きこちらのほうは確認をさせていただきたいというふうに考えます。

一方で、立地適正化計画を策定し、その計画に基づく都市機能や居住環境の整備・誘導を行うことで社会資本整備総合交付金など補助金が重点配分されたり、補助率のかさ上げといった優遇措置が受けることができるようになります。

なお、上下水道については、事業課にてマスタープランを現在作成して、補助金を受けている状況であります。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） 今のところ調べた範囲ではないという回答かと思うんですけども、引き続き、そういうことが起こってはまずいことですので、確認をしていただきたいと思います。

次の質間に移ります。

ほかの関連計画との整合性について。

町は今年度、農業の地域計画に基づく土地利用調整計画の見直しに着手すると言っております。また、池田町第6次総合計画も令和10年度で計画期間が終了します。これらの整合性を図るためにも、都市計画マスタープランの早期変更が必要不可欠だと考えます。町長の考

え方をお聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） 他の関連計画との整合性について、これが一番重要なところでもあるかと思います。過去には、国の施策で様々な計画を立てなさいということで人口ビジョンであったり、総合戦略であったりということで、いろんな同じような意味を持つような計画が幾つも出されて、それに町が振り回されるといったらおかしいですけれども、どこを見て進めていったらいいのかというところもありました。

その中でもありますので、今回、土地利用計画、第6次総合計画等の整合性を図るために立地適正化計画と一体型の都市計画のマスタープランの策定を検討したいというふうに考えております。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） いずれにしても都市計画マスタープランは、変更についてはやっていくということですので、国益との影響もさらに調べていく中で、町民の意見も聞いて、なるべく早めにやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。

町民ミーティングの結果を人口減少対策方針にどう生かしていくかという課題であります。町では、10年から20年のスパンでもぶれない人口減少対策の方針及び最重点施策を可決することを目的に昨年7月から8月に町民ミーティングを行いました。町民ミーティングは8回実施され、中学生から高齢者まで延べ201人が参加し、1,974件の意見が寄せられたと聞いております。

意見の内訳は、テーマ1、「町の人口減少、少子高齢をどう考えるか」については1,347件、テーマ2、「人口減少対策のためにみんなで注力すべき方針を考える」は627件であったそうです。町は、町民ミーティングを受け、本年1月14日、人口減少対策方針として、下記の4つの決定事項を記者会見として発表しました。「ただいま★いけだまち」、これがそうですけれども、この内容は、人口の維持を目標とする、これは成果目標として、それから町政の運営方針、人口減少対策の方針としては、町民の転出を抑制すること、それから若年層の転入を促進すること、町民の心身の健康を保つこと。最重要施策としては、若年層を対象とした住宅に関する施策、それからUターンを促進する施策ということで、これを進める上でキャッチフレーズとして、「ただいま★いけだまち～小さな町で大きな幸せ見つけよう

～」ということで説明がありました。

しかし、このプロセスには幾つかの課題があると考えております。

課題の一つは、意見の反映が不透明であるという、ミーティングをまとめた資料では、キーワードの報告はありましたが、出された意見の内容報告がありませんでした。これではミーティングに参加した人の意見が人口減少対策にどう生かされたか、不透明で分からぬ状況です。ミーティングには多くの方が参加され、意見を述べ、かつてない町としての大きな取組、ミーティングであったと思います。町は、参加者の意見と方針との関係を明確にする、すなわち参加者の意見が方針にどう生かされたかを明確にする責任があるのでないでしょうか。現状ではちょっとそれが分からぬというのが一つの課題ということでございます。

2番目は、取組の全体像が明確でないこと。発表された方針では、それをどう実現していくかを示す具体的な施策や取組の全体像が明確にされていないということが一つの課題であります。これでは、それを明確にしないと、町民や議会が行政と力を合わせて人口減少対策に取り組めないのではないか、町は取組の全体像を明確にすべきではないかというのとこれが一つの課題であります。

では、これらの課題を解決し、町長が目指す町全体、みんなで一緒に取り組むことを実現するためにはどうしたらいいか、そのことで次の2点について提案をしたいと思います。

1つは、ミーティングで出された意見を分析し、取組の全体像の分かる人口減少対策の方針を文章として明文化して、公開していただきたいということです。町民ミーティングで出された意見を分析し、取組の全体像の分かる人口減少対策を明文化し、公開してほしい。また、その町民ミーティングで出された意見と方針との関係も公開してほしいということが提案事項の一つであります。

2つ目の提案事項は、①の人口減少対策を町民、議会、行政で意見交換をし、力を合わせる方策の検討をすべきではないかということです。①の人口減少について、町民、議会で意見交換を行い、人口減少を食い止める方策を力を合わせて検討してほしいということです。

参考までに、町長の施政方針を含めた私なりの人口対策方針有志案というものを、お恥ずかしいんですけども、示しますので、この点を含めて、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

池田町人口減少対策有志案、人口維持を目標にみんなで一緒に下記の取組を行う。星印は重点事項ということでございます。

1番目、人口の自然増減をプラスにする。出生数を増やし、死亡数を減らすことによって人口を

増やす。出生数を増やす方策としましては、子育て世代をしっかりと支援し、結婚・出産・育儿しやすい環境を整える。それから子育て支援の充実、これについては、保育料の引下げ、病児保育の充実、子育て世帯に向けての住宅取得の支援、それから結婚しやすい環境づくりということで、結婚相談制度の充実、男女共同参画の推進ということが考えられるかと思います。

死亡数を減らす方策としては、健康寿命を延ばし、高齢者が安心して暮らせる社会を目指すということで、健康寿命の延伸につきましては、健康診断受診者の増、健康診断後の指導の充実、健康増進運動の推進、それから医療・介護の体制の整備としましては、医療費及び介護費用の軽減、それから地域包括ケアシステムの推進、それから高齢者の生活支援としましては、デマンド交通など公共交通の整備、高齢者の社会参加を促す施策として、生涯学習の提供をしていくと、そういったようなことが考えられます。

それから、2番目に人口の社会増減をプラスにするということで、転入者数を転出数よりも増やし、人口を増やす。特に15歳から35歳の男女400人を増やす。まず、転入者を増やす施策としましては、仕事・住居・教育・医療・娯楽など、転入者にとって魅力的な生活環境を整えるということで、住環境の整備につきましては、民間業者による集合住宅の建設や宅地造成、それから空き家の活用、移住定住関連の補助金の見直し、土地利用計画の見直し、こういったことが必要になってくるんじゃないかなと。それから仕事の創出・誘致ということでは、簡単な仕事を紹介する制度の創設、これは岡山県の奈義町のしごとコンビニ制度、そういういったものを考えていただいたらどうか。それから企業誘致や地元企業に対する創業経営支援、それからテレワーク、リモートワークの環境の整備ということで、これはもう既にテレワーク、リモートワークができる環境としてはシェアベースの事務室がありますけれども、それがまだ未活用になっていると、そういったようなことも含めるかと思います。それから農林水産業の担い手育成、それから地域資源を活用した新産業、産業、それからUターンに関係人口の増加ということで、地元出身者の情報発信、特に高瀬中学校卒業生、それからデジタル住民票の発行、移住スカウトサービスの活用、インターネットシップ事業、SNSでの情報交換、オープンチャットによるもの。それから移住定住に関する各種イベントの開催、地元での就職説明会の開催。それから転入者を増やす施策としましては、若者や子育て世帯、高齢者世帯が住み続けたいと思うような魅力的な、便利な地域社会を築くために、定住のための環境づくりということ。そのためにも池田町のよさ、景色の最高、いろいろ便利、そういったようなことを確認し合い、発信をしていくということ。あと人と人のつながりを増や

す施策、これは自治会、自主防災会、各集落活動の活性化ということが影響してくると思います。それからデマンド交通の実施、それから地元での就職機会を増やすと。こういったことをこれは一つの例ですので、参考にしていただいて、こういったものを町でつくっていただけで、町民に説明をして、一緒に考えていったらどうかというのが私の提案であります。

町長の考え方をお聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。

本当に一つの施策がはっきりとして、ここまで仕上がっていて、そのまま何か活用でそんな内容が多く含まれておりますので、本当に御提案、これまで考えていただいて、本当に感謝を申し上げます。これも一つのたたき台として、十二分に活用できるものとして、町のほうでも取り上げてまいりたいというふうに考えております。

質問のお答えですけれども、人口減少対策の方針の一つである最重要施策として、いわゆる住宅施策とUターン促進としておりますけれども、住宅施策は、町民ミーティングにおいて魅力の活用に次ぐ第2位の意見、Uターン促進は、同じく町民ミーティングで挙げられた人口減少によって発生する問題の第1位である担い手不足の解消を目的としたものであります。

また、2番目の点でありますけれども、取組の全体像が明確でないという御指摘をいただいておりますけれども、人口減少対策に対しての取組内容については、要所要所で議会の皆さんにもお伝えしておるわけであります。また、内容がなかなかまだ伝わりづらいといったところもあるかと思います。そういったところは、もう一度担当課に持ち帰って、検討させていただけでまいりたいというふうに思います。

それと、適宜やはり記者会見等も行っていきたい、行ってもおりますけれども、行っていきたいというふうに思います。

今後も何かあれば、逐一御報告をさせていただけで、議会の皆さんと共に話合いを続けていくということが大事かなというふうに考えております。

その他、本当に全般的に当たって御提案をいただきありがとうございます。こちらも一つのたたき台として、先ほど申し上げましたけれども、参考にさせていただけで、池田町の施策につなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

[9番 薄井孝彦君 登壇]

○9番（薄井孝彦君） 今、評価いただきましてありがとうございます。

ただ、私が聞いているのは、昨日も中山議員が人口減少対策について質問をしまして、その中で町長は、4つの方針に基づいて、具体的な施策については今年度検討していくという答弁であったかと思います。ですから、一応それを各課でやっていただきて、全体像が分かるような、そういうわゆる政策的な提言、これをやっぱりできれば早い期間、今年度中ぐらいに公開していただきて、議会、それから町民の皆さんで、みんなで検討していくような、そういうことをやっていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） 今御提言いただいたとおり、十分そういったところは検討できる形でありますし、来年度予算がこれでまた編成に、9月定例会終われば始まります。そこにどのように肉づけしていくかと同時に、私のほうの施政方針の中にも反映をさせていただき、それと同時に、できれば私的には、こういう町民の皆さんと話し合える機会をできるだけ持ちたいという方向でありますので、もうちょっと分かりやすい資料を基に、人口減少に特化するか、どんなような形でもうちょっと、前回も「町長と語ろう、池田町」ってやったんですけども、ちょっとテーマが大き過ぎたという反省もありますので、今、薄井議員の話された人口減少に特化した、町民ミーティングのまた要約を反映させて形で何らかのこういうアクションができればというふうに考えておりますので、また議会の皆さんと協力しながら、また、何とかこういう話し合いが前に進むような形のものを来年度のこういう予算編成までに何とかつくりたいというのが私の目標でもありますので、努力したいと思います。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

[9番 薄井孝彦君 登壇]

○9番（薄井孝彦君） 前向きな回答、ありがとうございました。ぜひそんな形で予算編成の前までにまとめていただきて、公開していただきて、またみんなで討議して、じゃ、私はこういうことができますというような協力体制で、人口減少が進まないように取り組んでいければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次の質間に移ります。

農業振興の進め方についてお聞きします。

町の農業支援者施策をどのように進めるか、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

まず、1点目、国への要望ですけれども、現在全国的な米不足を受けて、国は米の増産の方針転換をしました。この機会に農家の皆さんが安心して米生産に取り組めるよう、以下

の2点を国へ強く要望してほしいと考えます。町長の考え方をお聞きします。

1つ、所得補償制度の導入を。米の標準的な生産費と販売価格の差額分を国が補償する所得補償制度を実施すること。

2番目、農業予算の大幅増額を。農業の担い手を確保するために支援制度をさらに充実させ、農業予算を大幅に増額すること、2点についてお聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。

所得補償制度の導入と農業予算の大幅増額をということを国への要望という形でございます。2点とも非常に重要な点でもありますし、これだけ国の施策が変わってきたということも踏まえて、必要に応じて要望はさせていただきます。どういった形で要望していくのかというところは、また議会の皆さんのお力を借りて、直接国へ、議員会館等々でお願いするほうがいいのか、それとも違った場所がいいのか、また県等への要望もありますので、そういったところを含めて、検討して、要望してまいりたいというふうに考えております。

ぜひとも薄井議員も所属する政党を通じて、一緒に要望していただければ非常に心強いところもありますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

[9番 薄井孝彦君 登壇]

○9番（薄井孝彦君） 当然私どもも要望はしているわけですけれども、やっぱり本当に今農家の方々が、今、たまたま米の値段が上がって、何とか息がつけるような状態になったということはいいことなんですねけれども、それも本当にこれ分かんないような状況もありますので、どういう状態でも安心して暮らせるような所得補償制度というのはやっぱりつくっていく必要あると思うんで、これは欧米でももう既にやっていることですので、ぜひその辺のところを行政は行政の立場があると思いますんで、町村会とかそういうところからも恐らく要望事項について上げるという機会があると思いますんで、そういう機会等を通じて、ぜひ上げていただいて、私どもも頑張っていきたいと思いますけれども、そんな形でやっていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次の問題に移ります。

担い手対策の推進を。

町の地域計画のアンケート調査によると、このままでは5年後の2030年には、農業の担い手、基幹的農業者は僅か81人にまで減少すると予測されています。表の2を御覧いただきたい

いと思います。このままでは担い手がいなくなり、耕作放棄地が大幅に増えて、町の美しい田園風景が損なわれるおそれがあります。現在、農業を続けている高齢者の皆さんのが頑張つてくださる今後5年間を含めて、いかに新たな担い手を増やすかが非常に重要です。以下の方針について、町長の考え方をお聞きします。

1つは、新たな担い手を大幅に増やす方策です。農業分野の地域おこし協力隊をもう少し増やしてほしい、大幅に増やしてほしい。それから、青年等就農計画に基づく新規就農者を大幅に増やす。これは国の交付金のある新規就農者育成総合対策の活用ということになります。

それから、担い手の支援策として、町は、JA、県、農業者などが一体となり、農業技術を教える体制を整えてほしいと思います。いかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） 町の農業振興策について、3点の点について御質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

当町には現在、農政関係では5名の地域おこし協力隊員が在籍しており、希望する作物の栽培等に取り組んでおります。今後、卒業者が出るごとに新たな隊員を募集して、常時5名程度の隊員が活動できるようにしてまいりたいと考えております。

それ以外にも、新規の就農希望者には、就農相談等隨時対応いたします。担い手への支援策としては、現在、北アルプス農業農村支援センターや町営農支援センターと連携して、農業技術指導や農業所得に対する経理研修等を行っており、希望者には参加していただいております。今後、さらに有効な研修や講習会を実施、参加できるよう、国、県と協力してまいります。

また、一昨日、農業法人の体制が変わりました。信州池田アグリも、この分野が一番必要とされている分野かなというふうに感じております。それが設立の使命のところにもありますし、今まで町だけではなかなかアプローチが難しかった、既存のこの体制ではアプローチが難しかった、これから特に移住されてきて、農業に関わりたいという方がいるんだけれども、農業をやりたくて町に相談する方はこの体制でいけるんですけども、移住をされてきて、あつ、住んでみたら農業やりたいなという方には、なかなかハードルが今まで高かったと思います。それに対して、信州池田アグリ等の町が関与する会社がそのサポートをして、担い手の確保、今言った81名というところを何とか底上げしていきたい、それをその会社で担っていく。そういうことができれば、もっともっとやはり新規就農者の数は徐々に増え

ていくような取組ができるのではないかなと思います。若手の地域おこし協力隊と、そうしたまた移住者との関係、またそういったものを農業者としっかりミックスして、農業従事者を何とかここで増やしていくといった取組も進めさせていただきたいと思います。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

[9番 薄井孝彦君 登壇]

○9番（薄井孝彦君） 農業地域おこし協力隊は常時5名という形で限定をされているんですけども、もう少し増やしていくが私はいいと思うんですけども、5名に限定したという何か理由はあるんでしょうか。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） 今5名の隊員なんですけれども、要するに目の届く範囲といいますか、数がいればいいというわけでもなく、その方がやはり3年後、地域おこし協力隊が卒業してから、しっかりと営農できる体制をやっぱり確保していくかなくてはいけない。なので、そういったところに目を配るのが今、農政係でやっておりますけれども、やっぱりそこら辺のところがうまくマッチングするのである程度5名くらいが、今1人の担当者でやっておりますので、目が届く範囲かなというふうに思います。なので、そうなってくると、10名とかになると、もう一人やはり町の職員とか、そういったスタッフがいないと、そういうフォローアップがなかなか難しいというところがありますので、なるべく増やしていきたいとは気持ちはあるんですけども、町の体制とともに、そこら辺ところを勘案していくといった形だと思います。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

[9番 薄井孝彦君 登壇]

○9番（薄井孝彦君） 集落支援員という、国からやっぱりお金が出るというのがありますんで、民間の人の集落支援員の力を借りて、今の現状では5名かもしれないけれども、集落支援員の力を借りて、もう5名くらいというようなことも考えられるんじやないかと思うけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） また、国の支援が得られるかどうかもありますので、そういったことが可能であれば、そういった体制も十分考えていきたいというふうに考えております。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

[9番 薄井孝彦君 登壇]

○9番（薄井孝彦君） 分かりました。ぜひそんなことでよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問にいきたいと思います。

既存の農業生産者への支援強化を。

小規模農家や兼業農家、認定業者、営農組合、農業法人など、現在農業を続けている方々が今後も農業を継続できるよう、以下の点を含めた支援を強化してほしいということで、町長の考え方をお聞きします。

1つは、小規模農業者の農業機械購入補助金の創設をということで、松川村、中川村、飯島町で実施しているような小規模農家を支援する機械購入補助金制度の創設を検討してほしいということでございます。

8ページを御覧いただきたいと思います。

これは、松川村の農業機械に対する補助金の内容なんですけれども、一応農業収入によって5万円から上限60万円の補助ということで、農業機械の購入とか施設の更新とか、そういったものに補助金が出るようになっております。

それから中川村につきましては、3年以上継続して営農するということであるならば、一応経費の10分の3、最高30万円まで出すという、そういう制度があります。

それから、10ページの飯島町につきましては、未来につなぐ農業応援資金ということで、飯島町農家につきまして、一応農産物の販売を行っているという方につきまして、農業機械とか、そういったような購入に際しまして、3分の1で上限10万円と、そういう補助制度があります。

池田町につきましても、なかなか財政状況厳しい状況ありますけれども、こういったものを検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） 小規模農業者への農業機械購入補助金の創設をということでござります。

現在、国・県の補助金を使い、農業機械購入導入やハウス設備建設等について補助を行っております。今回も補正予算案に計上しております産地パワーアップ補助金等がそれに当たるかというふうに思います。

町単独の予算だけでは、大きな金額を必要とする機械購入導入に関して補助を行っていくことは今の状況では大変厳しいと思います。今後、県内各市町村で同様の補助制度がないのか、あった場合はどのように運用しているのか調査・確認し、当町の事情に合った制度の制

定を検討してまいりたいと思います。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） 今の経済状況ではそういうことだと思いますけれども、今後、国のはうからいろんな交付金が多分下りてくるんじゃないかなと思いますんで、その際にはぜひ農業者を、機械だけでなく、現農業者全体を含めた支援、そういうものをちょっと検討していただければと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） また国の動向を見極めて、また県とも調整する中で検討してまいりたいと思います。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） よろしくお願ひしたいと思います。

じゃ、次の質間に移ります。

食の安全とブランド化、農業体験の提供をということで、3つの提案について町長の考え方をお聞きします。

1つは、安全な食材の供給をということで、町の保育園、小・中学校の給食に安全・安心な米や野菜が供給できるよう指導・援助をお願いしたいと思います。そのためにも、有機農業地区を含めたゾーン化について検討していただきたいと思います。

次に、米のブランド化の推進をということで、かつて池田のお米は特A米の産地であったと、会染地区はあったというふうに聞いております。そういうおいしい池田の米をブランド化する取組を検討していただきたいと思います。

それから3番目に農業体験会の実施をということで、子供や移住希望者、町民を対象にした農業体験会を企画・実施してほしいと。また、池田町ふれあい農園の募集状況を町のトップ画面にバナーフォトで早く知らせてほしいと思います。

町長の考え方をお聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。

1点目の有機農業のゾーニングについては、地域計画を策定した段階であります。その中で見てみると、町内耕作地の状況から見ても、現在的には難しいところがあるということ

が分かりました。今後の農地の在り方も含め、有機農業ゾーンの配置や有機農業を実施するに当たっての課題等について検討してまいります。

また、池田町のお米は他地域に比べ遜色のないものであることは分かっておりますが、対外的なアピールが私はちょっと不足しているのではないかということが否めない状況であります。昨今の作柄を見てきても、やはり米どころ新潟においても一等米の率が非常に少なくなっているというところで、やはり詳しい農政関係者の方に聞くと、この池田町周辺が非常に今米どころとして、高品質な米が取れるようになってきた地域であるということも言われておりますので、それをもっともっとアピールする必要があるのかと考えております。今後、農協等も協力して、アピールポイントの検討や制定を軸にブランド枠を確保できるよう協議してまいります。

既に三鷹市の中高一貫校から毎年体験農業を受け入れており、大きくアピールしているところが一つ言えるところです。今後、JA大北や観光協会などとも協力の上、新たな観光枠としての受入れや交流が実施できるよう推進してまいります。

また、薄井議員の6月議会一般質問に対する答弁で、「町のホームページのトップページにふれあい農園や空き家バンク登録物件等のページに飛ぶようなバナーを新規に設けること自体は可能」とお答えいたしましたが、新たにバナーを実際設けてみると、パソコン画面では閲覧するには問題ないんですけども、今大体7割から8割ぐらいの方スマートフォンで見ている方が多いものですから、そういうバナーによって、その下にあるお知らせ欄が見づらくなっているということが分かりました。そのため、バナーは当面、現状の移住定住サイトとふるさと納税の2つのみで取りあえずいきたいと思います。

なお、前述の空き家バンク登録物件は移住定住サイトから容易にアクセスができます。またふれあい農園につきましても、農ある暮らしと絡めて、移住定住サイトからたどり着けるようにしたり、時期をみてお知らせ欄に適宜、ずっと冬の間出でいても仕様がないので、季節に応じてお知らせ欄に掲載するなどして、周知を図って、工夫してまいりたいと思います。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

[9番 薄井孝彦君 登壇]

○9番（薄井孝彦君） いろいろと考えていただいてありがとうございます。

まず、給食センターのお米なんですけれども、給食センターは、お米は要は低農薬米ということを基準にしてやっているんですけども、それに合致するようなお米がなかなか池田にはないということがこの前も、残念ながらそういう説明もありましたので、ぜひそんなこ

とも、確実にこれは売れることがありますので、指導を強めていただいて、給食センターに出せる米というのを増やしていただければというふうに思います。

それから、バナーの問題なんですけれども、そういうことであるなら私理解できると思いますけれども、ぜひ、ふれあい農園も今年利用率が50%という状況ですので、それで、ホームページにたどり着けるんですけれども、残念ながら周りの景色ですね、ふれあい農園からこういうすばらしい景色が見られますよと、そういうふうになつてないんですよ、ホームページが。ただこうなっていますというだけのことですので、やっぱり移住、都会の方々に経験してもらうためには、そういう景色も含めて載せてもらいたいと思いますんで、その辺の改善をお願いしたいと思います。

それから、テレワークのできる事務所ということでシェアベースに1つ空いているわけですね。これがずっと空き放しになっているもので、これについてももっと宣伝ができるように、今の移住定住サイトにつながるような、いわゆる農園だとか、それから空き家バンクだとか、それと同じように、今かなり安いんですね、シェアベースの要するにテレワークの部屋は。そういうこともありますんで、それも載っけられるような、そういう形もちょっと検討していただければと思いますんで、よろしくお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。

最後ですけれども、農業の振興計画の策定をということで質問いたします。

農家、町民の皆さんのお見を聞き、米作や畑作、果樹などを含んだ安曇野池田スマートテロワール構想を具体化する町の農業の振興計画（案）を来年度、2026年度を目指してほしいと思います。町長の考え方をお聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） それでは、あづみ野池田テロワール構想についてでございます。

スマートテロワール構想については、理念や展開策など、概要についてこれまでお話をさせてもらっている経過があります。今後はこの概要を膨らませながら、より詳細な内容を詰められるよう準備を開始していきたいというふうに思います。

今年度においては、日本スマートテロワール協会の関係者を講師に講演会の開催を予定しております。担当課の振興課では、各地区に農地の集約・集積の課題を中心に農政懇談会を実施する予定ですが、その場でもいろいろな御意見を聴取していかなければと思います。

また、先ほど答弁求められなかったんですけれども、給食センターの納入米の関係であります。ようやく今年2件の農家の皆さんに御協力をいただくことになりました、池田町のお

米が給食に使われることの見込みが立ちました。そういったところに農家の皆さんに感謝するとともに、やはり安心・安全なおいしい池田町のお米を子供たちにしっかり味わっていたいきたいということで、構成市町村であります松川村と納入方法やそういったところに詰めて、今最終的な詰めを行っているところでありますので、また、御報告できるような体制ができましたら、議会の皆様にも御紹介させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

[9番 薄井孝彦君 登壇]

○9番（薄井孝彦君） あづみ野池田スマートテロワール構想、私はいいと思うんですけれども、問題はその内容だと思うんです。具体的にそれをどうやって実現していくかという具体策、それが私は今後必要になってくるんじゃないかと思いますんで、その辺のところは役場のほうで検討していただくとともに、先ほども各地区で農政懇談会をやるということですで、その際にやっぱり十分意見を聞いてもらって、要望も聞いていただきて、それをやはり生かした、計画に盛り込んでいっていただくと。そのような形で取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） 農政懇談会や様々な地区に出向いてのそういった説明会については、農家の方も中心になつたり、そうでない方も幅広くやっぱり関わっていただきたいというのが重要であります。私のやっぱりここまでやってきた中では、農業は農家の皆さんだけがやるものじゃないということをはっきりと明確にしていきたいというふうに思います。やはり農ある暮らしを目指している方、また農業に携わってみたい方をいかに、池田町に来る方はそういったポテンシャルを持った方がいると思いますので、そういった人たちとこういう新しい農業、また担い手をつくりながら、そして、今みたいなスマートテロワールといった構想を理解し、池田町版のスマートテロワール構想にしていきたいと思いますので、努力してまいりたいと思います。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

[9番 薄井孝彦君 登壇]

○9番（薄井孝彦君） 分かりました。ぜひ、これから中山間地の農業整備事業とか、新農業法人の関係もこれから説明していくと思いますけれども、ぜひその辺のところを農家の皆さんのお見を十分に聞いていただきて、進めていただきたいということを要望して、質問を

終わります。ありがとうございました。

○議長（横澤はま君） 以上で、薄井孝彦議員の一般質問は終了しました。

この際、暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時31分

再開 午後 1時00分

○議長（横澤はま君） 休憩を閉じ、再開いたします。

一般質問を続けます。

---

◇ 大出美晴君

○議長（横澤はま君） 7番に、7番の大出美晴議員。

大出議員。

[7番 大出美晴君 登壇]

○7番（大出美晴君） 御苦労さまです。7番、大出美晴です。

9月議会一般質問を行います。

まず最初に、1番の質問ですけれども、分からぬ部分もあるかもしれませんので、前段でちょっと分かるかどうか分かりませんけれども、説明をしたいと思います。

場所的には、広津へ上がっていって、一番高いところに採石場があります。そのところを大きく曲がるところがありますけれども、平出入口の降りるところですね。そこに、当時展望台みたいなものが造られていたと。今、そこがちょっとまずい状態というか、になってる。そのことについて質問をさせてもらうというものです。

じゃ、文書を読みます。

位置として、広津地区の景色と景観は、植林と展望をどう捉えるのか。広津地区における展望は今までよかったです。どうしてか。それは、今までの木を伐採し、見通しのよい場所が増えたからだ。しかし、今は至るところ植林の木が大きくなり、景色が見えなくなってきてる。それはやむを得ないことだと私は思う。

しかしながら、どうしてそう予想がつく場所にあたかも展望できるごとくの場所を設けたのか。計画性がない証拠にほかならない。間伐して景色が見え、見通しがよくなった場所も確かにある。町民はよいところは口にしない。悪いところを指摘する。私も現実を知って驚いた。今さらどうにかなる問題ではないが、これから先、未来を想像しながら場所の選定をしなければならないと思うが、町の考え方をお聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

○町長（矢口 稔君） それでは、大出美晴議員の御質問にお答えさせていただきます。

植林と展望台をどう捉えるのかという御質問でございます。

御質問をいただきました箇所につきましては、地元自治会が環境整備の一環として、元気なまちづくり事業補助金を活用いただき、展望スポットとして整備をしたものであります。

展望スポットの周囲は、過去に大北森林組合、今の北アルプス森林組合が森林所有者の同意を得て、国庫補助事業を導入し整備をした森林であるため、見通しをよくするだけの伐採はできない状況にあります。

しかし、町の補助金を活用した展望スポットでもあり、また、森林整備実施より10年以上経過する状況でもありますので、北アルプス森林組合等の林業事業体に新たな森林整備を働きかけていきたいと考えております。

○議長（横澤はま君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

○7番（大出美晴君） 私も事実を知って、やむを得ないことかなというふうに思いました。

ただ、しかしながら、文書にも書いてあるとおり、その補助金を出すということは、やっぱり町も何らかの形で関わりがあるということ、それから、あまりこれを突き詰めちゃうと自分で墓穴を掘ってしまうような、そういう補助金でもありますので、あまり強くも言えませんけれども、やっぱり環境と、それから景観もありますし、どういうふうになっていくのかということをやっぱり町もしっかりと考えていくべきかなというふうに思いますので、ぜひ、回答のとおりしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

続いて、2番、農業法人の考え方についてお聞きします。

農業法人の具体的な進め方はということで、前回の一般質問において農業法人に若干触れ質問をしましたが、そのときは、主に地域おこし協力隊や農業支援員について触れたよう

に記憶しています。今回は、ストレートに農業法人の件について質問をします。

私は、これから時代、法人組織は必要になる核として捉えています。この先、10年、20年を見据えたとき、多角的な経営は大きな存在になると信じています。ただ、やり方、進め方を間違えると意味のないものになってしまうと思います。町はどう進めるのかお聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） 新農業法人の考え方について答えさせていただきます。

丸山代表が辞職され、9月3日より、今後は私が信州池田アグリの新代表に就任することが株主総会で承認をされました。地方自治法の関係上、会社の資本、いわゆる株主、株式を2分の1以上取得することが条件となることから、今後の会社運営は町の意向がそのまま反映することができるようになり、かつ職員の派遣という面でも可能になってまいります。とはいって、これまで1年半の間、全くの営農活動がなかった事実をしっかりと反省し、個人・法人の営業規模を問わず、農業者皆さんとの意見を聴取、集約することを継続的に行うことが重要だと感じております。

既に農業者有志の方との回答の場や農政懇談会を行う中で、信州池田アグリとしてまず何ができるのか、やれるのかを話し合う中で、卸売の部門をまずは手がけていければどうかと提案をいただいております。

信州池田アグリ自体はまだまだ未熟なため、やれることが限られるが、今後は営農活動にも展開していく力を徐々に蓄えていきたいと考えております。御質問にある、やり方、進め方を間違えると意味のないものになってしまうは、まさにそのとおりであり、同じことを繰り返さぬよう慎重かつ大胆に進めていくことが重要と考えます。信州池田アグリは、この先を見据えた場合に、池田町の営農に必要不可欠な存在になってくることは間違いないと確信しております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 大出議員。

[7番 大出美晴君 登壇]

○7番（大出美晴君） 1つの課題について、質問は3回までということがあります。

いろいろと聞きたかったわけですけれども、ちょっと内容的に私も簡単に書いてしまったので深くは追求しませんけれども、これは矢口町長が始めたことではないですし、前町長が取り組み始めたことでもあります。あまり変なことを言うと失礼な形になってしまいます

で言いませんけれども、いずれにしても、後継として矢口町長が責任を持って取り組まなければいけないことは事実であります。

今回決断した形は、私は応援しようと思っています。何でそう思うかというと、やっぱりちっちゃな農業者としては早くそういうことに取り組んでもらいたい。先ほども言いましたけれども、10年先、20年先、今いろいろ反対している人たちもいるかもしれませんけれども、あつという間にたってしまいます。そうした中で、取り組もうとしている今、西部地区の圃場整備もながら完成、そして、次の林中も圃場整備をしていかなければならないというような状況になってきます。

何でそうなるかというと、やっぱり圃場が大きくなれば、機械が、効率が悪くなってしまうということは事実であります。そこにやっぱりそういった第三セクターみたいな形で入っていかないと、いろんな機械とか農業機械を用意しなければいけないとか、そういうようなもの、そして、それをどうやって補助金を当てにしてやるのかということも含まれています。やっぱりそこに早く取り組むためには、行政の力が必要ではないかなと私は思っていますし、信じてもいます。ですので、このやり方が最終的にどういうふうな形でいくかというのは私も想像できませんけれども、今の現町長を信じるしかないと私は思っています。

一番肝心なことは、この農業法人で、どういった形で農業に取り組んでいくのかというところ、米を中心にするのか、それとも園芸作物を中心にするのか、中心とはならないかもしませんけれども、そこにも力を入れていくのかというところ、こちら辺がやっぱりキーになってくるのではないかなど私は思っています。

果樹作物については、それぞれ今やりたいという農業者、あるいは地域おこし協力隊の人たちも何となく興味を持っている人たちもいますので、そこはそういう人たちに任していけばいいけれども、やっぱり引き入れていくためには、そういうところにどう力を入れていくのかということが肝心かと私は思います。

ですので、今の町長の考えの中でどんな形に進めるのかということが、今考えている中でちょっと語っていただければありがたいかなというふうに思います。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） お答えさせていただきます。

大出議員のおっしゃっていたとおり、どうやってやっていくのかということがこれから重要になってくるかと思います。今まででは、残念ながら池田町の意見が100%信州池田アグリに反映するということがなかなかできずに、こういった場面においても、やはりちょっと何

て言うんですかね、一枚奥歯に物が挟まったような状態での答弁しかできませんでしたけれども、これからは、池田町が全面にやはり取り組んでいくということで、私のほうで答弁ができることとなりました。

そんな中で私が考えているのは、まず、会社としてしっかりと組織をつくる段階に数年かかると思います、計画段階も含めてですね。そして、その後に、もう一個の実際園芸なり、そういういたものに取り組む担い手となる時期が来て、そして、拡大期というふうにシリーズステップくらいには考えております、大ざっぱには。

その中で、今は取りあえず会社として最低限の組織体制と、あとはそういうちゃんと園芸ができるまでのつなぎをどうやってやっていくか、そして、一番先に取り組めるのは、先ほども話しましたとおり卸と販売の関係です。

まずは、そこはなぜ取り組めるかというと、基本的にこういう大きな倉庫だとか資材とか、そういういた農業機械とかが要らないということ。それと、農業者の方と懇談する中で、今必要なのは、やっぱり作ってもどこに売ればいいのか、どこに買っていただけるのかということが、まだまだこういう確立がされていなかったということ。もちろんお米だったら、JAさんをはじめ様々なところで買い手はあるけれども、ほかの作物を作るとしたらどこで買ってくれるのか、いつ作ればいいのか、何を作ればいいのかというところが一番課題になっていることが分かりました。

なので、そういうところにも対応して、次にはそういうところの方に、どのタイミングでこんな果樹とか作物を作れば、要するに販売単価がこれだけありますと。時期が、この時期よりも1か月遅らすと単価が2倍になりますよという作物も中にはあるというふうに聞いておりますので、そういうタイミングの調整とか、営農指導まではいかなくても、そういうアドバイスはできるのかなと思います。

そういうときに、その作物を池田アグリが買い上げて、そしてまた販売先に提供することができますし、また、先ほども薄井議員のお話にも答弁させていただきましたけれども、公的なところ、給食センターへお米だけでなく、次は、今度は野菜なり違った作物も、そういういた形の中で信州池田アグリという会社を使ってチームを取りまとめて、何軒かの農家の皆さんでどうですかという話の中で納品をさせていただくということも十分考えられるのではないかというふうに思います。

そういう一つ一つの信頼関係と実績を、ああ、信州池田アグリってこういう会社なんだ、こんなところに力を注いでくれるんだということが町民の皆さんとか農家の皆さんに伝わる

ことによって、それじや、信州池田アグリはどんなことができるのかなということがおのずと見えてくるのではないかなというふうに思います。

なので、まずは会社としてまだまだ半人前、そこまではいかないと思いますので、会社としてしっかりと私の中で調整を、しっかりととかじ取りをさせていただいて、そして、議会で皆さんと話をする中で独り立ちができるような段階になったら、できれば、本当は理想といいますか、目標としては、民間の方に担っていただくというのが一番最終目的でもありますので、そういったところにちゃんと引き継げるような会社を目指して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（横澤はま君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

○7番（大出美晴君） ありがとうございます。

あと1つだけお聞きしたい。

前も話をしましたけれども、大手になるのかどうか分かりませんけれども、工場誘致といいますか、例えば、林中の圃場整備をやると、もし現実にそれが実行に移ったときに、農業用の工場だったらオーケーだよという話も聞きました。

ということになると、例えば、アグリの関係からそういうところを誘致し、作物的には、例えばトマト、あるいはホウレンソウというようなもので、可能かどうか分かりませんけれども、ジュースなり、それからドレッシングなりというような形の中で、その野菜を使ってそういうことができるような工場を誘致することに取り組む考えがあるのかどうかということを、この前はちょっと立場がまだはっきりと言えない状態だったんですけども、今日は聞かせてもらえるのかどうかと思いますけれども、お願いいいたします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。

池田町は土地利用計画がありますけれども、その中でも工場誘致の指定候補エリアがあります。そしてまた、大出議員の地元の林中の、また今度のそういった圃場整備にもつながつてくるようなところもございます。

町としても、何とか工場、働く場所の確保ということは、常にいろんな町民ミーティングをつなげても出てきているわけでありますので、アンテナを高くしてまいりたいということと、やはりいろんな食物の食品工場というと、どうしても水を多く使うというところですね。

なので、やっぱり井戸が掘りやすかったり、あと排水の処分がどのようにするのかというところが一番重要になってきて、今、ありがたいことに、もう高瀬川を挟んで西側はかなり水の工場が多くなってきております。というのは、いい水が取れるということはもう実証されていますので、水はちゃんと確保できているということですので、あとは排水とかそういったところの対応をどうするのか、それによって、やはりそういった食品加工を中心とした工場の誘致というのもしっかりと見据えて取り組める状況になってきたかなというふうに思います。

なので、私もいろんなところに出かけて話をくるんですけども、少しでもそういう話を来るようなところがあれば、また具体的に私も行動していきたいと思いますし、また、議員のほうでも何かそういった情報があれば、私の、町のほうとしてもしっかりと取り組んで、そういった工場誘致につなげるような努力をこれからもし続けたいというふうに思います。

○議長（横澤はま君） 大出議員。

[7番 大出美晴君 登壇]

○7番（大出美晴君） じゃ、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

水に関しては、アサヒコも前々からあそこに工場を出して、水は多分井戸水を使っているはずですので、いい水が取れるというのは、この東側でも現実化できるのではないかというふうに私は思っています。

じゃ、次にいきます。

同僚議員からも結構皆さんから質問が出てます3番、都市計画マスタープランの見直しはということで、大方答えは出ているような形なんですが、私はちょっと何でこのことを出したかということをまず最初に言いたいと思います。

それは、確かに先ほど同僚議員から法律的なところ、それぞれ話があったわけですが、私はこのマスタープランについては、その上位計画の中では、総合計画だとか土地利用計画だとかいろいろとあって、それに即した実行プランのそういう名称だと私は思っています。だとしたら、これを実際に運用する形で進めていかなければならないのではないかなどというふうに思います。

ただ、やっぱり報告、先ほど同僚議員の話の中でも補助金の対応といいますか、そういうような形の中ではきちんとした計画書がなければいけない、言葉もきちんとしたものでなければいけない、魅力のあるような書き方でなければいけないということは確かに分かります

が、何か私にとってはちょっとお堅いような形で、じゃ、それを各課でそれぞれ運用しようとしたときに、本当にこれで皆さんができるのかなというふうなことが、ちょっと私は疑問に思います。

ですので、そういったことも含めて、それぞれ各課の職員たちが自分たちでこのプランをつくり上げて、先ほど同僚議員も、そんな話もちょっと一部で出しましたけれども、実際に運用する形でプランに皆さん参画していって、そこでできたものが本当の実行計画になるのではないかなど私は思っています。

これを読み上げて、答えはもうほかの人たちにさんざん言ってきたので、私のところは簡単に書かれていますけれども、そんなことも含めて質問をさせていただきたいと思います。

都市計画マスタープランの見直しはということで、現状に合わせた部分もあるはず、これから見直し、あるいは修正をするのかということで、同僚議員も前回質問したが、マスタープランは今にそぐわない数字や予測があり、20年の節目を迎へ抜本的な見直しや修正が必要と思う。

例えば、20年間の町づくりの目標と戦略があり、暮らしの目標、産業の目標が挙げられています。その中で取組として、快適居住創出プロジェクト、産業雇用創出プロジェクト、美しい町じっくり満喫プロジェクトがあり、町一大農場の取組も挙げられています。

町長も替わり、ちょうどいい時期でもあります。イノベーションを図る絶好の機会と考えます。町の考え方をお聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） 都市計画マスタープランの見直しはという点でございます。

先ほどもお答えをさせていただいたところも重複しますけれども、20年間が経過したマスタープランであります。現状と合わない部分も多くあります。これらを見直し、立地適正化計画と一体型の都市計画マスタープランの策定を検討していきたいということあります。

そして、今、大出議員がおっしゃったように、やはり20年といつても、これで見直しをやっぱりしなければいけないと思います。今、この何点か出させていただいた点について、ここは成功した部分、ここはまだまだ力を入れなければいけない部分という、P D C AでいえばCの部分が、まずはやってから次へいかなければいけない。時間的な制約もありますけれども、そういったところはしっかりとやって、今のあるマスタープランが果たしてどんな影響があるって、どういう効果が本当にあったのかという検証をまずやっていきたいということが、まず一番のやるべきことかなというふうに思います。

その中でマスターplan、今もそうですけれども、1回つくっちゃったら、よく私も議員時代そうだったんですけども、つくれ、つくれということをいっぱい言うんですよね。だからその期間で、果たして20年間の間に、私もそうですけれども、マスターplanについて一般質問したかなというとなかなかなくて、そういったところは反省すべき点も、私もその当時、今のこの立場になってから思うんですけども、やはりつくることが目的ではない計画じゃなければいけないというふうに思っております。

実行に即したもの、そして、それがいつでもチェックできるといったところ、そういう見たやすいものをどうやってつくるかというところを着眼点に置いて、一つの視点に置いて、こういったマスターplanの見直しをこの立地適正化計画とともに進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（横澤はま君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

○7番（大出美晴君） 町長が言うように、確かにこのマスターplan、私も4期目ですので、5年ごとの見直しというようなことも書かれていたことでさえこの間まで知らなかつた。それは、行政のほうでちょこちょこやってはいたと思うけれども、何て言いますかね、はっきりとした形では出てこなかつた。やっぱりそこにはマスターplanの言葉とか、そういうものに合致しないような形になっていたのではないかというふうに思います。

だから、先ほど、くどいようですが、職員の皆さんのが自分たちの考えた形、言葉で表していくということは、私はこういう中で非常に大事なことではないかなというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

あともう一つは、質問の中にもありますけれども、町の一大農場、要は一町一農場というこれがあります。先ほどの農業法人と絡めて、しっかりとした計画を入れていっていただければありがたいかなというふうに思ひます。

続いて、旧北保育園の見通しはということで、建物の解体を進めるのかということをお聞きいたします。

今や獣の住みかになりつつある建物と言っておかしくはない状態になっている旧北保育園の在り方は、近隣住民との理解を得て、早い段階での方向性を図るべきではないかと私は思ひます。現在の建物、敷地の存在価値はあるのか、生かす方法すら先送りにしているとしか考えられない思ひます。町として、壊すのか、生かすのか、あるいは専門業者等に任せるとか、そろそろ決断する時期ではないかと思ひます。町の考えをお聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） 北保育園の見通しについてお答えさせていただきます。

旧北保育園を公共施設として町が活用することは考えておりません。民間事業者への売り渡しを考えております。

理想としては、不動産会社などに購入していただき、住宅や集合住宅などの開発を行っていただければと考えておりますけれども、ほかの民間活用を否定するものではありません。

解体を先に行うか、もしくは解体せず現状で売り渡すかなどの方法に関しては、現時点では決めておりませんけれども、本年度から国の制度でありますけれども、拡充された起債事業の中には過去に集約化を行った施設、いわゆる北保育園は当時の南保育園と一緒にになったという関係もあります。そんな中の、そういう施設の解体についても起債対象とするということになる事業も、今年より、本年度よりできましたので、活用も含め財政的に有利な方法、要するに上物付で売却したほうがいいのか、それとも、解体して売却したほうがいいのかというところを、今検討しているところであります。

地元自治会の役員の皆様には、職員が出席をして、町としては手放す方向を考えている旨は伝えてありますけれども、今後、話し合いを行い、理解を得ながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（横澤はま君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

○7番（大出美晴君） 分かりました。

地元住民の声も非常に大事だと私は思いますので、早い段階で結果を出していっていただければありがたいかなというふうに思います。

私としては、生かせるもんなら生かして、違う方法で何か利用してもらえばありがたいかなという気持ちも、ちょっと一部いつときあったのは事実でありますが、何回もあそこを通るごとに、あるいは玄関先を見たときに、いろんな動物のふんがあつたりとかして、これはもう動物の、獣の屋敷になってしまっているのかな、それはやっぱりこれからの鳥獣被害ということを助長するような方向になってはいけないかなというふうにも思いますので、ぜひ早い段階で決断し、進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後の質問ですけれども、これは私の私意といいますか、思いで質問をぶつけるわけですので、考え方方が違えば、それはそれでやむを得ないかと私は思っています。

ちょっとこの話をする前に、昨日、先ほど休憩時間に町長とも話をしたんですけども、

昨日の夜、定通、高校ですね、定時制通信制振興会というのがあって、その中で子供たちが弁論大会といいますかね、普通に言えば弁論大会ですね。生活体験発表会というのをやっています。先は全国大会まである大会です。昨日は中信大会、中信大会といつてもここの地元池工と、それから松本筑摩と、それから木曽青峰、この3校にある定時制、あるいは通信制の多部制もありますけれども、それの中から選び出された人たち、昨日は9人で行っていました。聞いてきました。残念ながら、池工の生徒2人出たんですけども、県大会には今年も行けなかつたです、残念ながら。私はいいなと思ったんですけども、やっぱり内容によって選ばれたのかなというふうに思います。

何が言いたいかというと、その中で子供たち、ほとんどの子供たちが中学でドロップアウトしています。何が原因なのかなということは私も分かりません。その生活体験発表会の中でも、本人たちはそのことについては深く触れません。ただ、そういう事実があって今があります、これから先、どういうふうにしますといったような希望の話を7分間の間にするとということでやっていました。

やっぱり、子供たちが多かれ少なかれ、中学の一番思春期のときにそういう体験をして崩れていってしまうということ、そのときに、分からないですけれども、強い意志が持てるような子供に育ってくれればありがたいかなというふうには私も思いますけれども、そのときに守る子供たちもいてほしいと。

例えば、生徒たちの中でトラブルがあってという子供が3割ぐらいいました。そのときに、その子を守るといいますかね、話を聞いてくれる生徒がいてもいいのかなと、そういう土壌が増えてくれればありがたいかなというふうに思いながら聞いてきました。

それにつながるものではないかなというふうな思いで、5番目、最後の質問をいたします。民間保育園を増やしていくのかということで、保育園に特化してしまいましたけれども、考え方としては先ほど言いましたように、子供たちの成長、ひいては高校までどういうふうにそこの地域で見守っていくのかということにつなげたいという思いで、この質問をします。

多様化の時代に向けた考え方が必要になっている。これからは、公的な機関で子供を育てるばかりじゃなく、民間の力を借りて育むことも必要になってくるはずです。

私は、全国高等学校定時制通信制教育振興会大会にほとんど毎年のように参加しています。今年も参加してきましたが、その中で、基調講演として民間の学校を運営している先生の話を聞きました。子供たちに寄り添った教育の話であった。今や民間の力はすごいなと感じるほど、迫力のある内容がありました。この先生は、本人もやっぱりそういう経験をしている

という人です。三重の人なんすけれども、大学は信州大学を御卒業ということでした。

直接にはあまり関係のない話ではありますが、要はいろいろな形、あるいは取組を幅広く受け入れる時代ではないかと私は考えています。民間保育園一園にとどまらず、機会あるごとに池田町も地域に合った民間の力を増やしていくべきではないかという考えです。町の考えをお聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） 民間保育園を増やしていくのかというお話がありました。

また、先ほどありましたけれども、定時制通信制振興会の大会ということでもありましたとおり、様々なハンデを抱えても、やはりそういった寄り添う体制ができれば立派に育っていく子供たちを目にされたということで、何とかそういったところも町としてどう支援していったらいいのかというところも感じているところでもあります。

その中で答弁ですけれども、今回、旧会染保育園が来年4月より民間の事業者によるこども園が開園することになりました。過去には、民間イコールもうけ主義のような考え方もあるのではないかという議論もありましたけれども、現在の民間保育園では町や県の監査も確立しており、また、町のそういった教育に対する、保育に対する考え方賛同した内容の中で行うということ、そういったところも重なって、さらに透明性も担保されている状況でありますので、そのようなことは、なかなかもうけ主義というようなことは考えられにくくなっていると考えております。

一概に公立園と私立園のよさはそれぞれあり、単一的な答えは出せませんけれども、こども園においては、選択できることができが大きなポイントになるのではないかというふうに考えております。その中で、公立園と私立園が池田町の場合、切磋琢磨し、お互いが刺激し合うことで、よりよい保育環境が担保できると考えております。

今後も新しい民間こども園との情報交換を積極的に行う予定となっていることから、教育委員会とも話し合って、今後の方向性を考えてまいりたいと思います。

○議長（横澤はま君） 大出議員。

[7番 大出美晴君 登壇]

○7番（大出美晴君） この5番目のところは私の独りよがりというか、そういう中でちょっと今回、民間の保育園といいますか、そういうのが池田町でも入ってくるということを思ったときにいいことだなというふうに思って、自分の今携わっているそうしたこととオーバーラップしながら、ちょっと考えてみた内容です。ぜひ、こういうことも取り組んでいただけ

ればありがたいかなというふうに思います。

池田町においては、東山が非常にそういう点では自由に遊べる場所でもあります。ただ、問題はいろんな獣、熊も含めて、ちょっとそういう面で危険な部分も最近あるようになってきました。ここも課は違うけれども、いろんな横のつながりを持ってそういうところを整備しながら、子供たちが元気よく活発に池田町で過ごせるような環境がもっともっと増えてくれれば、いろんな人たちも、ここに住みたいというようなことも考えられるのではないかというふうに思います。ちょっと私の独り言を言いました。

以上で終わります。

○議長（横澤はま君） 以上で、大出美晴議員の一般質問は終了しました。

---

#### ◇ 安 部 誠 君

○議長（横澤はま君） 一般質問を続けます。

8番に、3番の安部誠議員。

安部議員。

[3番 安部 誠君 登壇]

○3番（安部 誠君） 8番目に、3番、安部誠でございます。

池田町議会9月定例会一般質問を始めさせていただきます。2日間にわたり、本日2日目、最後でございますので、皆さんお疲れのところでございますが、最後までよろしく御対応いただければと思います。

まず、1番目に、地域循環型社会の実現でにぎわいをつくる。

(1) 地産地消で地域ににぎわいをつくる。

地域が潤うには、池田町の物産を町民に積極的に消費してもらう必要があります。また、町内外への情報発信や、町を訪れた人々に地場の農産物や特産品を購入していただくことも重要になります。いかに町民に町内での消費を増やしてもらうか、また、町を訪れた人に町で消費してもらうかを考える必要があります。

さらに、生産者側では、自力での情報発信や販路開拓が難しい小規模生産者や高齢生産者への対応も重要になっています。小規模生産者の会、金の鈴は、平成12年に設立されました。活動のモットーは、市場出荷ではない、家族に食べさせたい農作物を作ることです。そして、

近隣のホテルやレストラン並びに飲食施設などに販路開拓も実践してきています。その活動は、桜仙峡あづきやエディブルフラワーなどの生産への取組で、度々新聞にも報じられております。活動の悩みは、小規模生産者への作物の受皿になる常設の直売所が必要なことです。若手が運営しているが、生産者は高齢化していること。また、若手会員の不足と育成を挙げています。

町内の直売施設は、にぎわい、ハーブセンター、ファミリーマート会染店などがありますが、近隣市町村の道の駅や常設直売所に対しては、必ずしも十分とは言えません。直売所は観光資源にもなります。

質問に移ります。

問い合わせの1、地産地消の推進のために、小規模生産者や工房や個人の物産を取りそろえた常設直売所が必要と考えます。見解を問います。

○議長（横澤はま君） 下條振興課長。

〔振興課長 下條浩久君 登壇〕

○振興課長（下條浩久君） それでは、安部議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、町内には単独の直売所はございません。町が新規の販売施設を整備することは、予算的にも難しいというようなところでございます。

現在ございますハーブセンター内の農産物直売コーナーや農協の池田支所に隣接したコンビニエンスストア内にも農産物直売コーナーが2か所ございますが、こういったところの直売コーナーを充実するように関係者と協議をしていくことが現実的であるというように考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 安部議員。

〔3番 安部 誠君 登壇〕

○3番（安部 誠君） ただいま課長のほうから、現実的な方向性のお話がございました。

生産者や商工会やJAや地域の人々の理解と協力も必要であるかとは考えます。しかし、行政がコーディネートする、これが一番大事なことになってまいります。地元生産者の産物を地元の人が買える、町外から来た観光者の池田町産物購買の場となり、産業振興の推進にもつながると考えます。町がどのように関わって推進していく考え方、町長の見解を問います。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） お答えします。

新規に行政が関与した農産物直売所というお話でございますけれども、既存の方とどういう話合いを持てばいいのかというところが、一つ大きな柱になってくるかと思います。

また、場所の確保、また、それに対する人員の確保、それに見合った状況でなければならないと、経営として成り立たないというのが実情であります。町も人手不足、また、民間でも人手不足というところでありますので、新規に新しいところをやるのではなくて、今のところをどう生かすかといったところのほうが、やはりお互いそういった方のところに支援をしていけば、行政がやっぱり販売ということはなかなか難しいと思います。いかに生産者の方とつながる仕組みをつくっていくのか、そこが重要だと思っております。

なので、先ほどもお話ししたとおり、そういったところに、今度は信州池田アグリという会社が今度公的にできますので、その会社のほうで取り扱えるものがあれば、その小売のところまで、また、直売所も、池田町以外にも近隣の道の駅に今出荷している農家の方もいらっしゃいますので、池田町に限らず、そういった支援をしていく中で十分対応できるものは対応できるんじゃないかなというふうに考えております。なので、新規に直売所が今必要という段階では、私的には今はないというふうに考えております。

○議長（横澤はま君） 安部議員。

[3番 安部 誠君 登壇]

○3番（安部 誠君） 町長の池田アグリへの今後の方向性の中では、そういったことも出てくるかと思いますが、先ほど現実的な中では、今コンビニエンスストアと、あるいはハーブセンター内の直売所が現実的だというお話もありましたが、こういったところへの現時点においての、池田アグリとかそういったものが実際に稼働していくまでの間での町のてこ入れといいますか、直売所の充実、あるいは採用している方々への話合い、コーディネートといったものはやっていただけるような方向性、お考えはありますでしょうか。お願いいいたします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） 農業の懇談会をまた開きます。その中で、そういった話ができればいいんですけども、個別にそういった事情があったり、もっと、いわゆる農業というのはやはり生産して、どういった出口と入り口、生産する方と販売するほうのマッチングがやっぱり一番大事だと思っております。

なので、そういった方たちのニーズがあれば話を聞いても、やっぱり今度は生産者の方を

苦しめてもいけないと思います。場所だけ確保したから出してくれといつても、それだけ農産物というものは、すぐ工場製品とは違つてなるものでもないし、池田町の場合は、ハーブセンターもそうですけれども御苦労されていて、何かというと、やはり季節に応じての作物の量が全然違うということです。

なので、そういうものを考えれば、今の直売所をただつくればいいという話ではなくて、農家の方と話合いをやっぱりしっかりとして、そのところの、じゃ、どんなものを作ればいいのかという、そういう作付のところからどうやってやつたら販売できるかというところのサポートをしっかりとしたほうが、単に今、地産地消で回していくというのは、それは一番理想でエネルギーもかからず、脱炭素にもつながるということなんで、そこは強化していきたいとは思いますけれども、町として、それを今、個別にどの方がどれというところまではいっていないので、また、そういう農業者の声をしっかりと聞きながら一番適した方法を探つていく、そんなサポートをしていく、それが一番大事ではないかなと考えております。

○議長（横澤はま君） 安部議員。

〔3番 安部 誠君 登壇〕

○3番（安部 誠君） 今、いろいろな生産者の声を聞いていただくというようなお話がございましたが、今現在、池田町でも池田アグリをはじめとして、どちらかというと生産規模の拡大であるとか集約であるとか、大規模な方向にちょっと目が向きがちですが、やはり小規模な生産者、あるいは地場の伝統野菜を作つて努力しているグループや、そういう人たちもたくさんいますので、ぜひそういう人たちの声も聞いていただきながら池田の農業を進めていただければと思います。

次の質問に移ります。

問い合わせの2、町なか活性化と公共施設の社会資本の活用として、かえで東側駐車場予定地を整備し、毎週土曜日に軽トラ市のような地産地消推進のマルシェの開催ができないか、見解を問います。

○議長（横澤はま君） 下條振興課長。

○振興課長（下條浩久君） お答えいたします。

現在のところ、毎週金曜日に、にぎわいで開催されております晴れるや市、この利用者も年々減少してきているというように聞いている状況でございます。また、新たなマルシェ開催という声は、こちらにはあまり聞こえてきていませんというような状況がございます。

昭和の時代を振り返ってみると、当町においても、農村広場における青空市場がにぎわ

った過去がございます。昭和60年の記録映像にも残っているのですが、当時かなりにぎわっている様子が今でも映像として残っているというようなものがございますが、そのような状況でございます。

全国的に見ますと、この軽トラ市、調べますと、岩手県の鬼石が発祥というように聞いておりますが、この軽トラ市でにぎわう市町村、かなりあるというところもあります。長野県内で見ますと、長野市の篠ノ井で軽トラ市というのが定期的に開催されているというようにお聞きしております。

こういった先進地の事例を参考に、開催日時、安定した農作物、先ほども出ましたが、安定した農作物の確保が可能かどうか、生産者からの販売希望があるか、雨のとき開催をどうするかなど、様々な課題をクリアしながら検討していきたいというように考えております。

○議長（横澤はま君） 安部議員。

〔3番 安部 誠君 登壇〕

○3番（安部 誠君） このかえで東側駐車場の利用という話に関しましては、軽トラ市の販売側だけの話ではなくて、会場としてのメリットは、町なかの人が歩いて買い物に来られる、あるいは、車の人はかえでの駐車場が利用できるということも考えられます。今、町なかの特に高齢者などは、買い物難民に近い状態になっている方々も非常に多いと。そういうことでは、定例的に開催できるような場所があればという提案にもなります。

あと、確かに生産者側からの話を聞きますと、晴れるや市に関しては、どうしても金曜日の朝、限られて1時間半ぐらいの時間ということで、やはり生産者側としても、なかなかちょっとそういう短い時間、あるいは曜日的な制限もあって力を入れづらいということで、生産者側も何となくしぶんできているというような実態があるという話は聞いております。

いずれにしても、今いろんなことを考える場合には、やはり行政側のほうもいろいろとコーディネートして汗をかいていただく必要があるので、やはり声を聞いていないというだけではなくて、ぜひまた聞きに歩いてもらえればとも思います。

続いて、問い合わせになります。小規模農家の地産地消への取組への支援として、若い人に農作物の生産に興味を持ってもらえるようなイベントやセミナーを開催できないかということで、見解を問います。

○議長（横澤はま君） 下條振興課長。

○振興課長（下條浩久君） お答えいたします。

長野県や農協等が実施する講習会やセミナーというものがございます。こういった講習会

やセミナー等と共に模索してまいりたいというように思います。

また、現在、当町には農業分野で着任された地域おこし協力隊が5名おります。本当に大変優秀な人材が5人そろっているなというところでございます。これらの皆さんからアイデアをいただきながら、今後も検討してまいりたいというように考えます。

○議長（横澤はま君） 安部議員。

〔3番 安部 誠君 登壇〕

○3番（安部 誠君） 前向きなお話をいただき、ほっとしております。

生産者が主体でやっても、なかなか販売目的と見られやすいという声もあります。一般の方が参加しやすい企画で、生産者と共同で企画ができれば、町の産業振興と後継者育成になるかと思いますので、ぜひ推進をお願いいたします。

続いて、(2)飲食、郷土料理でにぎわいをつくる。

和食は世界文化遺産にも認定され、インバウンドの観光客も和食ブームとなっています。また、国内観光客にも田舎の特産品による郷土料理や地方文化へのニーズも高くなっています。さらに、池田町にはワインや酒蔵もあり、観光資源として、和食や料理でのまちおこしも可能性があります。

問い合わせの4、生産者訪問や醸造所・酒蔵訪問と町の郷土料理を楽しむイベントを観光協会や商工会並びに生産者や飲食店と協働で町が推進できませんか。見解を問います。

○議長（横澤はま君） 下條振興課長。

○振興課長（下條浩久君） お答えいたします。

今年度、町では5月24日にあづみ野いけだまち酒蔵まつり2025というものを開催いたしました。この後は、11月1日土曜日に、あづみ野いけだまちワインまつり2025を開催予定しております。これらのイベントに関しましては、蔵元や醸造家、ワインメーカー、商工会や観光協会の皆さんにも実行委員会に入っていただいた中で進めているというようなところでございます。

郷土料理を楽しむイベントの開催の御提案でございますが、現在でも数多くのイベントを開催している当町では、なかなか新規にイベントを、催事専門の担当部署がない限りさらなるイベント開催は難しい状況ではございますが、この前も御説明しましたが、12月12日には銀座NAGANOで池田町デーというようなものを開催します。こちらには、池田町町内で飲食店を経営されている方に全面的に協力をいただいて、池田町らしい食材を使った料理を東京で開くというようなこともありますので、こういうようなことを成功させた上で、また

地元、この池田町においても、そのようなイベントを開催していくというようなことを検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（横澤はま君） 安部議員。

[3番 安部 誠君 登壇]

○3番（安部 誠君） 現在でも、御答弁にありましたように、いろいろなワインであるとか酒蔵ですとか、イベントは開催されているのは承知はしておりますが、やはり地元農産物、加工品、ジビエ、ワイン、酒、工房の品による地域料理による食文化の振興は、大きな観光資源にもなります。新たなイベントでなくても、今開催されているイベントに池田の食文化を結びつけていけば、地産地消の推進と町の物産の販売拡大にもつながります。町長の考えをお聞かせください。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） 御答弁いたします。

振興課長が申しましたとおり、担当課は本当に満身創痍です。現場の担当者に行っていただければ分かるとおり、一つのイベントが終われば一つのイベントが始まるということで、酒蔵まつりが終わればふるさと祭りが始まり、ふるさと祭りが終われば花火大会が始まりという、そして、またそれが終わればということで、コロナ禍以前は本当にまだハードルが高かったところでもあります。

しかしながら、最低限大きなイベントは町が主催していくという方針には変わりはありませんけれども、今、御提案いただいたことについては、ぜひ町民の皆さんで実行委員会をつくっていただいて、そして、元気なまちづくり補助金もありますので、ぜひそういったところで盛り上げていっていただきたい。

そうすることによって、何でも何が何でも町というイベントをやっていけば、多分、町は本当に今後もたなくなってきております。通常の業務もあり、国からも、やはりいろんなこういう事業が地方分権で下ろされてきており、通常の業務の間を縫ってイベントをやっているような状況でもありますので、何とかそこら辺のところは御理解をいただきながら、民間の方にぜひこういったものは実行委員会として立ち上げていただいて、会場とかそういった部分については十分町としても配慮はできますので、ぜひそういった形で盛り上げていただければありがたいと考えております。

○議長（横澤はま君） 安部議員。

[3番 安部 誠君 登壇]

○3番（安部 誠君） ある面では私の考えも町長の答弁と通じているところがありまして、何でもかんでも町が主体でやってくれという話ではなくて、やはり町内でいろいろな活動をしているグループ、あるいは生産者たちのそういうコーディネート、つなげていく役割をまたぜひ、主催は町じゃなくても、やはり接着剤、つなげていく役割というのも町の振興のためにはぜひ期待したいと思いますので、今後よろしくお願ひいたします。

続いて、町を訪れた観光客のネットでの口コミなどを見ますと、やはりハーブがたくさん出てまいります。松本平の飲食店は、山賊焼きで地域一体となって地元での飲食振興を図っています。

今までの質問とつながる面もありますが、問い合わせの5、ハーブを使った創作料理のB級グルメコンテストで町飲食の活性化と地産地消で地域振興を図る価値はあると考えます。見解を問います。

○議長（横澤はま君） 下條振興課長。

○振興課長（下條浩久君） それでは、お答えいたします。

B級グルメというものにつきましては、2006年頃からブームになっているということを知りました。いろいろ調べてみましたが、最近ゆるキャラと同様に、近年陰りを見せてているような感もあるというようなところでございます。最近では、テレビの影響だとは思うんですけども、「オモてなしすぎてオモシロい ウマい」といった飲食店や人物が人気があるということで、各地でフェス的なものをやると大人気だというようなところがあるそうです。

2004年から4年間ほど、池田町振興公社、当時の池田町振興公社ハーブセンターの主催におきまして、ハーブクッキングコンテストが開催されております。当時担当していた係長も今、課長でおりますが、こちらのハーブクッキングコンテストというものに関しましては多くのレシピが誕生しまして、レシピ本の販売も行われた経過がございます。振興課にもこのレシピ本が残ってございまして、先日拝読しましたが、内容を見ましても古さは感じられないような内容ばかりでございました。こういったせっかく作ったものを有効活用して、キッチンハーブの普及を図るというようなことを今後は検討していきたいというように考えます。

○議長（横澤はま君） 安部議員。

[3番 安部 誠君 登壇]

○3番（安部 誠君） 前向きな答えをいただきました。

花とハーブの里池田町には、これまで町民が築き上げてきました貴重な資源があります。

ぜひその財産を活用し、まちおこしを進めていただきたいと考えます。

次に移ります。

大きな項目の2番、地域資源の活用でゼロカーボン社会を推進する。

(1)ごみ分別とその再利用によりリサイクルを推進する。

現在、町は、池田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定中です。温暖化対策の一つとしては、資源を再活用し、新たなCO<sub>2</sub>の排出を極力抑えることも重要な施策の一つとなります。

そこで、池田町で排出されるごみの状況を知ることは、町民にとって温暖化対策の第一歩になると考えます。

問い合わせ6、町内のごみの量とその分別ごみの再利用状況を問います。

○議長（横澤はま君）　滝沢住民課長。

○住民課長（滝沢健彦君）　町内のごみの量とその分別についてお答えします。

町内で令和6年度に回収された可燃ごみの総量は1,260.90トンで、資源物の総量は321.66トンです。

回収された資源物は、事業者により再商品化され、新たな製品に生まれ変わります。一例を申し上げますと、ペットボトルは再商品化の工程を経て、飲料用のペットボトルに水平リサイクルを行うほか、食品用のトレイや卵のパック、繊維としてワーキングウエア等のリサイクル製品となります。

また、プラスチック類は、工場や倉庫で使われるプラスチック製のパレットや再生樹脂として、紙製包装容器は、段ボールや板紙、固形燃料として再資源化されております。

これらの分別された資源物については、適切に処理され、再資源化され、新たな製品へと循環しており、今後も分別の徹底とリサイクルの推進を図り、資源の有効活用と環境負荷の軽減に努めてまいります。

○議長（横澤はま君）　安部議員。

〔3番　安部　誠君　登壇〕

○3番（安部　誠君）　分別ごみがいろいろな水平リサイクルやその他でリサイクルされているというような御説明をいただきましたが、資源物総量の321.66トンの再資源率は何%ぐらいなんでしょうか。あと、もし、これはちょっと難しいかもしれません、町から出たごみの再資源によって、どのくらいCO<sub>2</sub>が削減されているかというのが、もし分かれば結構ですが。

○議長（横澤はま君）　滝沢住民課長。

○住民課長（滝沢健彦君）　この321.66トンのうち、全てが再資源化されるというものでもございませんし、その年度で出たごみの量と、あと資源工場というか加工場に搬入される量というものが全く同じではないということがございます。

CO<sub>2</sub>の削減というと、数字は持ち合わせておりませんし、パーセントということになりますと、一例を申し上げますと、日本容器包装リサイクル協会というところで、池田町から持ち込まれた量、それから、それを再資源化されたものの量が、この一部のものになりますけれども、そういったところの協会のホームページで確認できます。今は数字を持ち合わせておりませんので、よろしくお願いします。

○議長（横澤はま君）　安部議員。

[3番　安部　誠君　登壇]

○3番（安部　誠君）　やはり町民の感覚とすれば、町からこれだけ分別して出してください、何曜日には何の日ですよ、資源ごみの日ですよということで、我が家も一生懸命やってはいるんですが、やっぱりそのときに、この資源ごみとして出したものが資源としてどんなものに変わっているのか、あるいはどのくらい再利用されているのか、再資源率ですね、そういったものが分かれば、やはり何て言いますか、町民感覚としてもやりがいがあるとかそういうことにも出てくるかと思います。

ぜひ、先ほどの一例として挙がったペットボトルの水平リサイクルですとか、食品トレイや卵のパック、ワーキングウエアなどのリサイクルとか、そういうものに関してごみの分別、あるいはごみの削減を啓蒙する際の資料として、分別していただくとこのようなものに再利用できますとか、やっぱりそういう案内もしていただくと、町民もそういうことなんだな、もうちょっと頑張ってやろうかとか、ちゃんとやろうかとかというやりがいというものが出てくるんじゃないかなと思いますので、ぜひそんな周知の啓蒙もしていただければありがたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（横澤はま君）　滝沢住民課長。

○住民課長（滝沢健彦君）　ごみの関係は、広報いきだで毎回ページをいただきまして、シリーズ化して周知をしているところでありますので、そんな中で、また周知をしていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（横澤はま君）　安部議員。

[3番　安部　誠君　登壇]

○3番（安部 誠君） 続きまして、日経新聞の2025年5月23日の記事に、「汚泥肥料、新潟で広がる 自治体生産 下水や浄化槽由来」があります。

内容は、下水などを処理した際に出る汚泥を使った肥料の生産が新潟県の自治体で広がっており、公定規格である菌体りん酸肥料にも登録し、無料や15キログラム100円で供給されている。リサイクルによる廃棄物の削減といった利点があり、肥料の安定供給実現が期待されているという記事があります。

実際、これに取り組んでいるのは、新潟県では越肥の輪というブランドで販売したり供給している。上越市ではエコプロ、三条市では、とちみのりというようなブランドでそれぞれリサイクルして、無料で配ったり、低額で販売しているというような事例があります。

国は、下水などの汚泥活用を促しており、下水道法は発生汚泥等が燃料または肥料として再利用されるように努めなければならないと規定されています。

問い合わせの7です。終末汚水処理場の汚泥の処理状況を問います。

○議長（横澤はま君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本利彦君） 町の終末処理場であります高瀬浄水園における汚泥の処理状況といたしましては、令和6年度の発生汚泥は3万8,312立方メートルであります。重量換算いたしましたと4万2,143トンで、その汚泥を乾燥・脱水し、場外へ搬出する脱水汚泥は536トンとなります。そのうちの3分の2、358トンを土壤改良材となる炭化ペレットや堆肥化処理等により肥料化し、残りの3分の1、178トンはセメント等の材料とした処理状況となっております。

○議長（横澤はま君） 安部議員。

〔3番 安部 誠君 登壇〕

○3番（安部 誠君） 場外へ搬出する脱水汚泥536トンの処理費用とか、あるいは、逆に処理益というのはどのくらいありますでしょうか。

それと、町内での、先ほどの再処理したという事例がありましたら、町内での利活用状況も把握していればお知らせください。

○議長（横澤はま君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本利彦君） 費用的なものにつきましては、現在持ち合わせておりませんので、また分かったところでお知らせをしたいと思います。

あと、町内での利用実績はございません。

以上です。

○議長（横澤はま君） 安部議員。

[3番 安部 誠君 登壇]

○3番（安部 誠君） 土壤改良材とか肥料には変わっているとはいっても、それがそれになるまでに終末処理場から有償で業者に処理をお願いしているのか、あるいは、単なる廃棄物じゃなくて原料として卸しているのかによって費用がかかるのか、若干でも利益が出るのかということも関わってくると思いますし、さらに新潟の事例ですと、新潟のその場でやって、地域に供給していると。まさに地域の肥料の会社さんとか販社さんに対しては極力影響がない範囲でということで、やはり15キロ、それでも100円という安さで提供されております。

日本は化学肥料の主原料の大半を輸入に頼っており、ロシアのウクライナ侵攻での輸入停滞により肥料価格が上昇し、農家を圧迫しています。汚泥肥料は、リサイクルによる廃棄物資源の活用と農業支援にもつながります。新潟のこのような取組に関して検討する必要もあるのではないかと思いますが、町長の見解を問います。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。

脱水された汚泥、いわゆる脱水ケーキと言われているものですけれども、今は2か所、3か所にお願いをして処理をしているといった状況です。

また、過去には、議会と行政でそういったところの視察も行って、どのような使われ方をしているのかというところも視察した経過がありますので、今は担当課に指示をして、何とか皆さんで一緒にどのような処理をしているのか、見られるところはちょっと視察を計画したいというふうに思います。

その過去のところを見て、今現在、松川町の南信サービスさんというところに処理をお願いしておりますけれども、そこでは本当に臭いが出ない状況で肥料化しております。真っ黒い粒にその当時はなっておりました。また、今はちょっと現状がどうか分かりませんけれども、単なる肥料として使う分と、特に雪国の融雪剤、融雪剤というか畑にまく融雪剤というんですかね。早く春が来るというか、そういったものに使われているということをお聞きしました。

一方で、最近ちょっと注目されてきているのは、そのいいことばかりではなくて、プラスチックが入っているということ、PFOA・PFOSの問題が出てきて、さらに、それがそのまままた畑に返ってということになると、いわゆる土壤がどんどんそういったところで細かなプラスチック成分が入ってしまうということになれば、もう取り返しのつかないことに

なってきてしまうので、そういったところにも今は配慮しなければいけない状況でもあります。

なので、今現状はこういった形でやつてはいるんですけども、そういったP F O S・P F O Aの関係とかそういった障害がなければ、町で何か有効に活用できるものがあればいいんですけども、脱水ケーキもまた一緒に御覧になっていただきたいと思いますけれども、扱いが非常にしづらい、本当に汚泥というか泥の塊みたいな状態ですので、そういったところを加工するにしても施設が必要ですし、それに対する費用とか、そういったものが甚大なものが出るのではないかというふうに考えておりますので、今のところは現状の処理の方法を進めさせていただきたいと思います。

○議長（横澤はま君） 安部議員。

〔3番 安部 誠君 登壇〕

○3番（安部 誠君） 今、答弁もありましたように、マイクロプラスチックの問題とかいろいろなこともあります、とにかくいろいろ検討をして進めていかないと、地域資源の利活用ですとかゼロカーボン社会に向けてどういったところから手をつけていくのかとか、あるいは先ほども言いましたが、肥料価格の高騰による農業生産者の負担増とかいろんな問題もありますので、やはり多角的なことの中で検討をして進めていって、さらにはそういう先進地域、あるいは現状の施設の見学であるとか、そんなものをぜひ進めていきながら地域資源の再活用、あるいはゼロカーボン社会への推進ということで、共に取り組んでいかなければなりません。

続きまして、(2)再生可能エネルギーの生産と利用状況に関して。

町内には、個人宅の屋根にとどまらず、民間の太陽光発電の設置が各所に見られます。また、役場庁舎の公共施設にも設置されています。

問い合わせの8、町内での再生可能エネルギーの発電状況並びに町内公共施設での発電状況を問います。

○議長（横澤はま君） 総務課長。

○総務課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

町内での再生可能エネルギーによる発電電力量は、令和5年度の1年間の実績値で8,625メガワットであります。キロに換算しますと、862万5,000キロワットであります。

また、町内公共施設での発電状況につきましては、自家発電、自家消費している施設は、役場庁舎1か所のみです。発電量は、令和6年度で2万6,490キロワットです。

そのほかに、現在、池田保育園、池田小学校、会染小学校、高瀬中学校、総合福祉センターの5つの施設で屋根貸しを行っております。これは、令和2年度から実施しており、令和5年度で42万8,593キロワット、令和6年度で38万3,487キロワットでありました。

以上です。

○議長（横澤はま君） 安部議員。

〔3番 安部 誠君 登壇〕

○3番（安部 誠君） 今の答弁では、自家発電、自家消費は役場庁舎1か所、あと、それ以外で5か所屋根貸しということですが、公共施設での増設予定があるかどうかお聞きいたします。

○議長（横澤はま君） 総務課長。

○総務課長（寺嶋秀徳君） 現在、公共施設の屋根の上にとか敷地内にということでおよろしいんでしょうか。

○3番（安部 誠君） はい。

○総務課長（寺嶋秀徳君） ちょっと今のところは、予定はございません。

○議長（横澤はま君） 安部議員。

〔3番 安部 誠君 登壇〕

○3番（安部 誠君） なかなか発電の設置をしたりするのにもお金がかかるかもしれませんし、あるいは、屋根貸しするにも業者の選定というのがあるかもしれませんが、やはり町がゼロカーボンを推進するというのであれば、とにかく率先して公共施設の屋根は有効に活用していただければと思います。もちろん、後での質問にもつながりますが、公共施設というのは、災害時とか何かあったときのコアな施設にもなりますので、そういったことを進めていただければと思います。

問い合わせ9、再生可能エネルギーの町内での利用状況を問います。

○議長（横澤はま君） 滝沢住民課長。

○住民課長（滝沢健彦君） 環境省が公表している自治体排出量カルテによりますと、池田町での令和5年度の区域の電力使用量に対するFIT・FIP制度による再生可能エネルギーによる発電電力量の比率は16.4%となっております。この数値には、FIT・FIP制度で売電を行わず自家消費のみの発電電力量は含まれておりませんが、これらを把握する手段は確立していないため把握ができておりません。

また、発電以外の再生エネルギーの利用として、熱利用では、地熱、太陽熱、バイオマス

エネルギーの活用が想定されますけれども、特に木質バイオマスを利用したまきストーブを使っている方は町内にも相当数いらっしゃると思いますが、こちらも把握する手段が確立していないため把握ができません。

今年度実施する地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務の中で、計画策定に資するデータとしてアンケート調査を行う予定でございますけれども、全戸の調査とはなりませんが、ここである程度、傾向は出るかと思っております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 安部議員。

〔3番 安部 誠君 登壇〕

○3番（安部 誠君） やはり、町も目指しているゼロカーボン社会、これを推進するには現状の数値の把握というのも大事かと思います。取りあえず今の答弁ですと、再生可能エネルギーの発電電力の比率は16.4%だということではあります、まきストーブなんかは、町内はかなり普及しておりますので、そういったものが、なかなか統一的な把握手段がないということで上がっていないうですが、そういったものを含めれば、若干数字は上がるのではないかなとは思います。

それで、池田町のゼロカーボン社会推進に当たり、再生可能エネルギーによる発電電力量比率、現在16.4%ですが、町では、これを年度別でどのような形で目標数値を掲げて将来的なゼロカーボンを目指しているのかお聞かせください。

○議長（横澤はま君） 滝沢住民課長。

○住民課長（滝沢健彦君） 現在、この数字というものを目標という形で計画的に増やしていくというところで、数字は持ち合わせておりませんけれども、今年度実施、策定する地球温暖化対策実行計画、これは2050年までにカーボンニュートラルを目指すという計画になっておりますので、それについて、発電を全て再生可能エネルギーだけで賄うという考えではございませんけれども、その中で、ある程度の数字を示す計画なのか、業者と相談して進めていきたいと思っています。

○議長（横澤はま君） 安部議員。

〔3番 安部 誠君 登壇〕

○3番（安部 誠君） 今現在、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）が作成中ということですので、なかなか定まった数字がないとかということもあるかと思いますが、ぜひ最終年度が決まっているわけですので、それに対しての時系列など、数値目標というのはいろんな

面でつくっていかないと達成できないと思いますので、そういったことも含めて、策定業務の中でぜひ取り組んでいただければと思います。

続きまして、問い合わせの10になります。災害時電力対策としての再生可能エネルギーでの電力供給体制を問います。

○議長（横澤はま君） 寺嶋総務課長。

○総務課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

再生可能エネルギーについてお答えいたします。

当町災害備蓄品のうち、ポータブル蓄電池セット10基につきましては、それぞれソーラーパネルがセットされております。商用電源による蓄電のほか、太陽光等による充電が可能です。平時の定期的充電を実施していますが、天候次第ではソーラーパネルによる補充が可能です。

また、池田小学校、会染小学校、高瀬中学校、池田保育園及びやすらぎの郷には、避難所ソーラーシステムが配備されており、先ほどの再生可能エネルギーのところでお話しした屋根貸しのソーラーパネルのことですけれども、屋根にソーラーパネルが取り付けられております。接続されているパワーコンディショナーの運転切替えを行うことにより、非常用コンセントから供給することができます。容量は1,500ワットのため、容量オーバー時には供給されません。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 安部議員。

[3番 安部 誠君 登壇]

○3番（安部 誠君） 屋根貸しのところから電力が供給できるということですが、15アンペアというと、家庭用でも、かなり独り住まいぐらいじゃないと厳しいような状況もあるかと思うんですが、15アンペアよりは小さいですが、災害時に15アンペアで、エアコンや照明を使用するシミュレーションやマニュアルなどはできているんでしょうか。

○議長（横澤はま君） 総務課長。

○総務課長（寺嶋秀徳君） そういったマニュアルは想定しておりませんけれども、先ほど申し上げましたソーラーシステム、こちらは補完的な意味で捉えていただきたいと思います。

災害時において、当然電気が不足することは想定していただく必要がありますので、他の備蓄品等でも補っていくということに当然なりますので、先ほどのソーラーについては、本当にどちらかというと補完的な意味合いを持っているかなというふうに考えております。

○議長（横澤はま君） 安部議員。

[3番 安部 誠君 登壇]

○3番（安部 誠君） ソーラーは補完的だということですが、あと、先ほど、当初、ポータブル蓄電池セットも10基あるということでしたけれども、災害時の電力対策として、各避難所では、通常の電力が落ちたときにトータルでどのような対応をしていこうというお考えか、ちょっとお聞かせください。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。

各自主防災会を中心に、今、急速に宝くじの助成金を使って、ほぼ発電機等の設備、非常用のテントから始まって一式、かなりの自治会では整備をされている状況であります。

なので、そういうところは、やっぱり自助・共助の関係ですので、自助、共助、公助の順番に絶対なります。なので、公助ばかり大きくするという考えは、もう切りがないです、はっきり言えば、防災に関しては。

なので、やはり自助の部分を自分のところで、だから、ポータブル蓄電池は家庭に1台ぐらい持っていただきたいというのが理想です。そして、さらにそれは持つていけますから。だから、避難所にもそういうものを持つていっていただくことも大事ですし、家庭内の避難のときはそれを使っていただく。

そして、共助のところは、やはり地元のほうで、発電機等で対応していただく。

公助のところは、大型のところで、避難所でそういう電気、主には15アンペアというの、使い方によっては多分スマートフォンとか携帯電話の充電が主になります。

そういうところで、あとは今、ポータブルの発電機もありますので、そういう併用をしていくわけですけれども、エアコンを使うとかそういうところには、要するに全然追いつかない状況でありますので、やはり自助・共助・公助のそういう考え方の下で整備をしてまいります。

○議長（横澤はま君） 安部議員。

[3番 安部 誠君 登壇]

○3番（安部 誠君） 今、話している電力対策のことになるので、ちょっとその自助・共助・公助まで私も再質問をしていくと、どんどん外れて深まりにはまっていく可能性もあるんですが、しかし、一応そういう町側の考えがあれば、例えば、自宅でもポータブル電源を備えてください、一応、推奨するわけではないですがこんなものがありますとか、あるいは、

場合によっては避難所にはその電源があれば、運べるなら持ち込んでくださいという、そういうような啓蒙も大事になるかと思いますし、さらには、やはり災害時の各避難所での想定収容人数とかというのは、ある程度役場のほうでは押さえているはずですので、それ相応の停電時の電力対策というのも、ある程度マニュアルやシミュレーションというのは図っておいていく必要もあるのではないかと思います。

続きまして、次の質間に移ります。

問い合わせの11、現時点での町でのデマンド交通に対する方向性と検討状況を問います。

○議長（横澤はま君）　滝沢住民課長。

○住民課長（滝沢健彦君）　現時点での町のデマンド交通に対する方向性と検討状況でございますけれども、県事業で依頼しておりますモビリティアドバイザーの意見を踏まえ、路線ごとの特色や利用状況により検討しております。

町内巡回線については、6月定例会の三枝議員、それから山崎議員の一般質問で答弁したとおり、来年度の一定の期間運休しまして、その間、デマンド方式の施行運行に向けて準備をしているところでございます。施行運行は、町営バスの委託業者に運行を依頼することを考えておりますので、詳細な運行方法は運行事業者と調整を行ってまいります。

また、この間、利用者のアンケート調査やモニターによる意見聴取等を行い、それらの意見を踏まえまして、デマンド方式の導入の可否について検討をしてまいります。

その他の路線につきましては、明科線、安曇野線、松川線は、高校生の通学で多くの利用がありますので、乗車予約の必要のない現状の定時定路線方式の継続を考えております。広津線につきましては、自治会へのヒアリング等を行いたいと考えております。

あわせて、町営バス路線が通っていない陸郷自治会でもヒアリングを行いたいと考えておりますけれども、実施時期については、町内巡回線の方向性が決まってからの対応を考えております。

現状では、利用者の利便性の向上、それから、交通弱者対策、交通空白地対策等を検討しております、ゼロカーボン社会の推進のための取組には至っておりませんが、車両の稼働の最適化を模索し、車両の燃料消費を抑制するなど、CO<sub>2</sub>排出量の削減に努力してまいります。

○議長（横澤はま君）　安部議員。

[3番　安部　誠君　登壇]

○3番（安部　誠君）　デマンド交通の試運転のための検討状況プラス広津、陸郷の山間部に

対するヒアリング等の取組ということまで御説明いただき、現時点での町内全域での定期路線バスも含めた考え方というのを理解できました。

とにかく、今の段階では、町内巡回バスをデマンド化できるかできないか、そういったものへの施行段階ということでございますので、ぜひそれを進めていただく中で、そこから漏れる、報告にもございます、答弁にもありましたが、交通空白地帯とか広津、陸郷等に関しても、引き続き検討を進めていただければと思います。

私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（横澤はま君） 席へちょっとお願ひします。

○3番（安部 誠君） はい。

○議長（横澤はま君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本利彦君） すみません、先ほどの汚泥の関係の質問の中で、費用的な関係がございました。今分かりますので、お答えをさせていただきたいと思います。

処理につきましては、全量処理を委託という形で行っておりまして、年間の総費用につきましては、1,300万7,293円といった費用となっております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 以上で、安部誠議員の一般質問は終了しました。

以上で、一般質問の全てを終了します。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（横澤はま君） これで、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 2時40分

令和7年9月定例町議会

(第5号)

## 令和7年9月池田町議会定例会

### 議 事 日 程 (第5号)

令和7年9月18日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑
- 日程第 2 認定第1号より認定第4号、議案第38号、議案第39号について、討論、採決
- 日程第 3 議案第40号、議案第41号について、討論、採決
- 日程第 4 議案第42号、議案第43号について、討論、採決
- 日程第 5 議案第45号より議案第47号について、討論、採決
- 日程第 6 請願・陳情について、討論、採決

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案の訂正について、上程、説明
- 日程第 2 各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑
- 日程第 3 認定第1号より認定第4号、議案第38号、議案第39号について、討論、採決
- 日程第 4 議案第40号、議案第41号について、討論、採決
- 日程第 5 議案第42号、議案第43号について、討論、採決
- 日程第 6 議案第45号より議案第47号について、討論、採決
- 日程第 7 請願・陳情について、討論、採決

追加日程第 1 議案第48号 穂高広域施設組合規約の変更について、上程、説明、質疑、討論、採決

追加日程第 2 議案第49号 財産の取得について  
議案第50号 財産の取得について、上程、説明、質疑、討論、採決

追加日程第 3 議案第51号 令和7年度一般会計補正予算（第5号）について、上程、説明、質疑、討論、採決

追加日程第 4 発議第5号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書について、上程、説明、質疑、討論、採決

追加日程第 5 発議第6号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書に

について、上程、説明、質疑、討論、採決

追加日程第 6 発議第7号 高額療養費窓口負担引き上げの中止・撤回を求める意見書について、上程、説明、質疑、討論、採決

追加日程第 7 総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件について

追加日程第 8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査の件について

追加日程第 9 議員派遣の件について

---

出席議員（11名）

1番	矢 口 結 以 君	2番	三 枝 三七子 君
3番	安 部 誠 君	4番	山 崎 正 治 君
5番	大 厥 美 秋 君	6番	中 山 真 君
7番	大 出 美 晴 君	8番	和 澤 忠 志 君
9番	薄 井 孝 彦 君	10番	服 部 久 子 君
11番	横 澤 は ま 君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	矢 口 稔 君	副 町 長	宮 澤 達 君
教 育 長	山 崎 晃 君	総 務 課 長	寺 嶋 秀 徳 君
住 民 課 長	滝 沢 健 彦 君	健康福祉課長	宮 本 瑞 枝 君
建設水道課長	山 本 利 彦 君	会計管理者兼 会計課長	塩 川 亜弥子 君
学校保育課長	井 口 博 貴 君	生涯学習課長	大 澤 孔 君
総務課長補佐 兼 総務係長	寺 島 靖 城 君		

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 山 岸 寛 君 事 務 局 書 記 矢 口 富 代 君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（横澤はま君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、下條振興課長より、療養のため欠席の届出がありました。

塩川会計課長より、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

塩川課長。

[会計管理者兼会計課長 塩川亜弥子君 登壇]

○会計管理者兼会計課長（塩川亜弥子君） おはようございます。

認定第1号において提出いたしました令和6年度池田町一般会計歳入歳出決算書の中で一部誤りがありましたので、おわび申し上げるとともに、訂正をお願いいたします。

お手元に139ページと記載した1枚だけの差し替えのページをお送りさせていただいたんですが、御覧いただけますでしょうか。1枚だけのものです。横長のものを御覧いただければと思います。今お配りしたものです。

そちらのページの中の財産に関する調書の中になるんですが、2の物品の表中、決算年度中増減高の数値が公用車2台減のところ、合計欄がゼロのままになっておりました。マイナス2と訂正をお願いいたします。

決算年度末現在高には変わりはありません。私からは以上です。

---

◎日程の追加、繰下げ

○議長（横澤はま君） お諮りします。

日程の順序を変更し、議案の訂正についてを先に議題といたします。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

よって、議案の訂正についてを日程に追加し、直ちに議題とするため、日程1を日程2とし、順次繰り下げるに決定しました。

---

#### ◎議案の訂正について

○議長（横澤はま君）　日程1、議案の訂正についてを議題とします。

議案第45号　令和7年度池田町一般会計補正予算（第4号）について、町長に訂正の理由の説明を求めます。

矢口町長。

〔町長　矢口　稔君　登壇〕

○町長（矢口　稔君）　おはようございます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

9月1日に提出いたしました議案第45号　令和7年度一般会計補正予算（第4号）の訂正の請求につきまして提案理由の説明を申し上げます。

訂正理由は予算再精査によるもので、訂正後の予算は歳入歳出の総額をそれぞれ57億4,649万2,000円とするものでございます。

具体的な訂正内容でありますと、歳出、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費の農業振興事業のうち農業法人出資金180万円を削除するものであります。また、この歳出の減額に伴いまして、歳入、款10地方交付税、目1地方交付税180万円の減額を行うものであります。

以上、議案第45号の訂正請求に伴う提案説明を申し上げました。御審議の上、御決定をお願いいたします。

○議長（横澤はま君）　お諮りします。

議案第45号について訂正を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第45号　令和7年度池田町一般会計補正予算（第4号）の訂正を認めるに決定しました。

---

## ◎各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑

○議長（横澤はま君）　日程第2、各担当委員会に付託した案件についてを議題とします。

これより各委員長の報告を求めます。

報告の順序は、予算決算特別委員長、総務福祉委員長、振興文教委員長の順とします。

最初に、大厩美秋予算決算特別委員長。

〔予算決算特別委員長　大厩美秋君　登壇〕

○予算決算特別委員長（大厩美秋君）　それでは、予算決算特別委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時、令和7年9月17日金曜日、午前9時30分から午前11時10分まで、場所、池田町役場協議会室、出席者、予算決算特別委員11名、議会事務局長。

9月12日に審議した事件は認定4件、議案5件であります。

以下、説明を省略し、意見について報告いたします。

なお、言い回しについては簡潔にするため、文章上変えてある場合があります。御了承ください。

令和7年9月池田町議会定例会予算決算特別委員会における総合審議の審査報告書。

協議事項1、認定第1号　令和6年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

意見、令和6年度決算について財政状況は改善の傾向だということだが、さらに努力をしていただくことで認定をしてよろしいのではないかと思う。表決の結果、全員の賛成で委員会として可決いたしました。

2、認定第2号　令和6年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について。

意見なし、表決の結果、全員の賛成で委員会として可決しました。

3、認定第3号　令和6年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

意見なし、表決の結果、全員の賛成で委員会として可決しました。

4、認定第4号　令和6年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

意見なし、表決の結果、全員の賛成で委員会として可決しました。

5、議案第38号　令和6年度池田町水道事業会計の余剰金処分及び決算の認定について。

意見なし、表決の結果、全員の賛成で委員会として可決しました。

6、議案第39号 令和6年度池田町下水道事業会計の余剰金処分及び決算の認定について。

意見なし、表決の結果、全員の賛成で委員会として可決しました。

7、議案第45号 令和7年度池田町一般会計補正予算（第4号）について。

意見、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費の農業法人出資金180万円について。意見、25年ほど前より、1町1農場構想があった。今町が主導する流れをつくらなければならぬ。現状を打破することはできないのではないか。

意見、唐突に補正予算として支出を求めるのではなく、事業計画も示されないので、まず町民、農業者に説明することが必要と、町民からの意見をいただいている。

意見、この部分を除いた形で修正動議も考えている。

意見、町長をはじめ、担当課も事業推進に意欲的に動いている。また引き続き説明を行い、理解を得ていくと言っている。町の事業を停滞させてはならない。

意見、町の意見は町民の意見であってほしい。町の将来にどう責任が取れるのか、慎重にしてほしい。

意見、この補正が出されてから複数の農業者の意見を聞いた。賛成する人、反対する人共に先延ばしする時間がないという声が共通していた。農業者の平均年齢が75歳に達している当町で苦渋の決断だが、事業計画を示していただくことをお願いし、それを附帯事項として賛成をしたい。これ以上の農業者の分断を望まず、説明を果たすと行政も言っている。

表決の結果、賛成多数で委員会として可決しました。

8、議案第46号 令和7年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

意見なし、表決の結果、全員の賛成で委員会として可決しました。

9、議案第47号 令和7年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

意見なし、表決の結果、全員の賛成で委員会として可決しました。

最後にその他、認定第1号 令和6年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について、附帯決議提出の提案がされた。

意見として、附帯決議を提出することによって、行政がまた改めて大事に取り扱っていく。行政が意識を高めるということにもつながる。総務福祉、振興文教の予算決算特別委員会で質疑がされたことを附帯決議する必要はないなど、意見が分かれた。

表決の結果、賛成多数で附帯決議の提出が決定した。

なお、町からの回答は求めないこととなった。

以上、総合審議の意見を申し上げました。他の委員に補足があればお願ひいたします。

○議長（横澤はま君） 他の委員に補足がありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（横澤はま君） 補足なしと認めます。

総務福祉委員会関係の審議報告を求めます。

山崎正治総務福祉委員長。

〔総務福祉委員長 山崎正治君 登壇〕

○総務福祉委員長（山崎正治君） ただいまより、予算決算特別委員会総務福祉委員会関係の委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和7年9月8日月曜日、午前9時半から午後2時40分、場所、池田町役場協議会室、出席者、議会側、予算決算特別委員会11名、議会事務局、行政側、町長、副町長、教育長並びに総務課、住民課、健康福祉課、会計の課長及び課長補佐、係長。

9月8日に審議した事件は、認定3件、議案3件であります。

以下、説明を省略し、質疑について報告いたします。

なお、言い回しについては簡潔にするため、文章上変えてある場合があります。御了承ください。

令和7年9月池田町議会定例会予算決算特別委員会における総務福祉関係の審査報告。

協議事項1、総務課関係について。

認定第1号 令和6年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

問、昨年の退職職員が6人で採用数が4人ということで充足しているか。

答、令和6年度末に辞めた方と令和6年度当初の採用です。行革で92名というものがあり、何とか対応している状態である。今年度は91名で対応している。

問、行革の答申で見れば、人件費は9億2,000万円が目標の数字になる。令和6年度の9億9,000万円はオーバーしている。

答、行革の答申の頃と違い、世の中の賃金が上昇している。人数は抑えても金額は難しい現状にある。

問、防災備蓄品でポータブル電源バッテリーが前年度は2基あったが、1基になっている。豊成公民館に置かれたのか。

答、おっしゃっていることで正しいと思う。

問、防災備蓄品で、乳幼児の食料で最近は缶ミルクが主流になっている。今後導入予定はあるか。

答、食料品等は需要を考えて備蓄していく。缶ミルク等も考慮していきたい。

問、てるてる坊主ふるさと応援寄附金で安曇野の自然と景観を守るという寄附金が4,307万8,000円あった。しかし、寄附金活用の内訳は、花見ホタルの里景観形成助成金50万円で寄附金の趣旨に対する支出が少ないのではないか。

答、寄附額は一旦基金に入る。それぞれに財布があり、必要に応じて支出をしていく形になっている。積み上がった中から使っており、額の大小については特に問題はない。

問、ふるさと応援基金のポータルサイトが1社増えて寄附金額は前年度より増加したが、件数は660件減少した。どのように分析しているか。

答、原因は単価の安いイチゴがなくなった。その分お米が増加し、単価が上がり、1件当たりの経費が削減され、よい方向になっている。

問、ふるさと応援基金のポータルサイトは1社増やした効果は。

答、池田町の情報をリサーチしやすくなったメリットがある。数値的なところの把握は難しい。

問、北アルプス連携自立圏の説明で県負担分の交付金が今年度から変わるとあったが、どのように変わるのであるか。

答、自立圏事業の県補助金が終了する代替案として地域の未来予測を立てると2分の1特別交付税が手当される。

問、助成金ではなく、特別交付金になると、違いが出てくるのか。

答、特別交付金は決算ベースではなく、予算ベースで出してくること、3年の期限である。

議案第45号 令和7年度一般会計補正予算（第4号）について。

問、電算委託料で八十二銀行と長野銀行の統合に関わり、どんな経費が発生するのか。

答、金融機関コードの統合や口座番号の変更等の変換のためのシステムの更新作業が想定される。

2、住民課関係について。

認定第1号 令和6年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

問、バスに関して、安曇野線明科線の安曇野市からの運行協力金を増やす方策を考えてほしい。

答、安曇野市は安曇野市民が利用した実績に対して払っている。安曇野市には市で運行す

る地域公共交通機関もあり、増額を申し出るのは難しい状況にある。

問、不法投棄の関係で、件数や処理に要した金額はどれぐらいか。

答、金額はまとめていない。件数等の数値は後ほど提出する。

問、賦課徴収一般経費で差押え対象者が11人あるが、低所得で納税できなかつたのか、意図的な滞納だったのか。

答、納税する意思のない方から給与の差押えや口座の差押えを行つた。

問、ごみ可燃物の収集に関して、1人当たりの量は年々減少している。しかし松川村は1人当たり年間可燃物収集量が池田町より少ない。処理費用の問題もある。

答、比較すれば池田町が多い。「広報いけだ」を通じて情報発信を行つてはいる。松川村はアパートが多く、全部事業系のごみに入つてはいるので、人口比で割つた単純比較はできない。

問、リサイクル協会負担金が前年比39万円増加している理由は。

答、今までマークのついたプラスチック製容器包装のみ資源として回収していたが、令和6年度から100%プラスチック素材であれば資源として回収する方式に変わつたことにより、負担が増えた。

認定第3号 令和6年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

問、国保の運営委員会が開かれなかつた理由はなぜか。

答、国民健康保険運営委員会での主な協議は税率の改正である。令和5年に6年、7年までの2年間の税率を決めることにより、開催されなかつた。

認定第4号 令和6年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑なし。

議案第45号 令和7年度一般会計補正予算（第4号）について。

質疑なし。

議案第46号 令和7年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

質疑なし。

議案第47号 令和7年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

質疑なし。

地球温暖化対策実行計画（区画施策編）策定業務委託業者について。

（議運にて依頼）

問、4の提案概要は業者からの提案があつたのか。

答、先方からの提案である。

問、議会や町民への説明会、パブリックコメントはどうなっているか。

答、議会への説明はしかるべきタイミングで委員会を通じて報告する予定である。町民の皆様へは素案のできる前段で町民ミーティングを1回検討している。2月、3月にパブリックコメント実施予定である。

問、なぜこの契約金額になったのか。

答、今回のプロポーザルは上限額660万円、税込で仕様をうたっている。

問、日本工営が優れていた点はどんなところか。

答、他の2社より、具体的に一步踏み込んだプラスアルファを提案してきた点で評価が高くなかった。

問、契約期間は統一された期間の中でということか。

答、契約期間に関しては、国からの補助金の都合上1月15日で町が設定した。

### 3、健康福祉関係について。

認定第1号 令和6年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

問、松本大北地域出産・子育て安心ネットワークの協議会負担金は、松本で出産された方のみの対応なのか、その人数は。

答、妊婦さん全員分の負担金を出してある。

問、成果説明書の令和5年の独り暮らしの人数が前回の成果説明書の数字686人と違い、727人となっているが。

答、どちらかが転記ミスで数字を確認する。

問、成果説明書の認知症サポーター養成講座の累計人数が1万7,504名になっているが、前年度1,732人より1万6,000人増加しているが。

答、転記ミスで数字を確認する。

問、補装具の利用者が21人で24件となっているが、人数の内訳と増加状況は。

答、1人で複数回あれば件数は増える。身体障害者の方も高齢者が増加し、高齢者の割合が多い。

問、6年度から個別施設接種になり、予備費の予防接種事業で接種委託料が昨年度に比べて増加し、接種者は減少しているが。

答、ワクチンを医療機関で用意しているため、集団接種より1回の費用は上がっている。

問、多世代支援事業の相談件数で、児童虐待件数が増加しているが、述べ件数ではない実際の件数と要因は何か。

答、不適切な養育環境の要保護家庭が9家庭12人、支援を入れないと不適切養育になる要支援家庭が18家庭20人です。虐待傾向は心理的虐待等と身体的虐待になっており、心理的虐待ケースが増加している。

認定第3号 令和6年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑なし。

議案第45号 令和7年度一般会計補正予算（第4号）について。

問、産後ケア事業委託料がどこに委託するか、町内か。

答、委託機関は4か所です。一番多いのがおりん助産院で町内にある。他に長野県助産師会と契約している助産院、穂高病院、大町病院である。

4、会計課関係について。

認定第1号 令和6年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

問、金融機関別の窓口収納手数料で八十二銀行の手数料が非常に上がっている。

答、このほかに、支払手数料がある。八十二銀行の行内宛ての振込手数料がゼロ円から110円となり増えたものである。

議案第45号 令和7年度一般会計補正予算（第4号）について。

質疑なし。

5、議会事務局関係について。

認定第1号 令和6年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

質疑なし。

以上、総務福祉関係の質疑を申し上げました。他の委員に補足があればお願いいいたします。

○議長（横澤はま君） 他の委員に補足がありますか。

三枝議員。

○2番（三枝三七子君） 補足といいますが、間違いの修正をお願いいたします。

協議事項（1）、総務関係について、問、防災備蓄品のところですが、豊盛公民館というところが違う読み方をされていました。

また、同じページの真ん中辺、ふるさと応援基金のポータルサイトのことを何度もか出てくるたびに、ポータブルサイトとおっしゃっていましたが、これはポータルサイトというものなので、訂正のほう、よろしくお願いいいたします。

以上です。

○議長（横澤はま君） 他に、補足がありますか。

補足なしと認めます。

山崎委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

引き続き、振興文教委員会関係の審議報告を求めます。

矢口結以振興文教委員長。

[振興文教委員長 矢口結以君 登壇]

○振興文教委員長（矢口結以君） これより予算決算特別委員会振興文教委員会関係の委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和7年9月9日火曜日、午前9時30分より、場所、池田町役場協議会室、出席者、議会側、予算決算特別委員11名、議会事務局、行政側、町長、副町長、教育長並びに振興課、建設水道課、学校保育課、生涯学習課の課長及び課長補佐、係長。

9月9日に審議した事件は、認定2件及び議案3件であります。

以下、説明を省略し、質疑について報告いたします。

なお、言い回しについては簡潔にするため、文章上変えてある場合があります。御了承ください。

9月池田町議会定例会予算決算特別委員会における振興文教関係の審査報告。

協議事項、初めに、学校保育課関係。

認定第1号 令和6年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

問、病児保育について、池田は病児保育の登録が少ないが、保護者の声は。

答、池田は祖父母が近くにいて預けられる家庭が多い。利用者は年々増加傾向にある。

問、少子化で園児数が減っているが、給食材料費は例年どおり要求するのか。

答、給食費は1人300円程度である。未満児が増え材料費は下がっているが、余れば返却している。栄養士の要求に沿って予算を確保し、栄養価の高い食材を使い、質を落とさない方針である。

問、部活の地域移行で具体化されたものは。今までの部活が廃止になる可能性は。

答、ソフトテニスと女子バスケットは地域クラブに移行、ただし、女子バスケットは子供

がいない状況にある。今ある部活は何とか維持できるよう動いている最中である。

問、吹奏楽部は中学校で引き続き活動できるのか。

答、地域で指導できそうな人に依頼を調整中である。土日指導を想定しているが、先生不在で学校を開けてやることに安全面の課題がある。

問、小中学校の音楽鑑賞会は補助金が出ているが、義務教育の一環として全額町で負担すべきではないか。

答、音楽鑑賞会は学校単独ではなく、大北全体で調整している。各市町村はほぼ半額補助で対応しているが、相談してみる。

問、会染小のスクールバスは空きがある。他地区の子供も乗車できないか。

答、現在登下校それぞれ2から3便運行している。利用者は減少傾向である。内鎌、林中について要望はないが、学校から要望があれば検討する。

問、文化財保護活用の町予算は年間24万円余と少ないが、どのような考え方。

答、今後については、文化財保護委員の皆さんと協議検討したい。

要望、貴重な町の文化財であるため、助成金を使いながら、西側のほうだけでも改修をして残してほしい。

次に、議案第45号 令和7年度一般会計補正予算（第4号）について。

問、会染園舎の補修工事総額1億円について、最終見積りや工事内容も知りたいが。

答、町は上限7,500万円で超過分はネイチャーセンターが負担する。屋根全面塗り替え、照明LED化、園児室2部屋を1部屋に、廊下を床張りにし、腰板は県産材使用などが計画されている。

要望、見積りがはっきりした時点で議会へ知らせてほしい。

問、部活動指導員任用事業補助で委託料が2名分増えているが、どの部活の指導員か。

答、卓球と女子ソフトテニス部である。

生涯学習課関係。

認定第1号 令和6年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

問、みらい塾は今年1回のみ開催だが、前年15回から減った理由は。

答、従来ヤングパワーバンクに委託しているが、見直しの申出があり、現在検討中である。今年はマルシェが実施され参加人数が多くなっている。

問、林中ふれあい公園について地域の声で残してほしいとの声があれば、維持すべきではないか。地域の声は聞いたのか。

会社関係は聞いたが、地域の声は聞いていない。利用状況を見るとほとんど使われておらず、廃止の方向で考えている。

要望、ふれあい公園の今後について地域の声を聞いてほしい。

問、人権教育振興費7,600円では少ない。予算増額はできないのか。

答、必要な事業については予算増額も考えたい。外国人、障害者、認知症などの人権課題についてみのり塾やふるさとチャレンジ塾などで幅広く講座を開催し、日常的に人権意識を育む取組をしている。

問、子ども会育成会連絡協議会の費用は29地区で42万4,400円だが、子供が減ると実際の費用負担は大きくなる。今後育成会をどう維持、持続していくかを含め、検討すべきではないか。

答、以前から決まった額で交付している。各地区から報告実績を提出してもらい、育成会の会議等で状況を確認しつつ検討していく。

問、クラフトパークの一般修繕料の内容は。

答、112万4,049円のうち60万7,000円が看板修繕料である。他にトラクター修繕、公用車の修理、水道の修理代等である。看板修繕は劣化して見えづらかったため全体的に直していく。

問、クラフトパーク公園管理費は令和6年480万456円で、昨年より55万円増加しているが要因は。

答、10から11月も草が伸び作業量が増えたことによるものである。シルバー人材の不足も問題になっている。

問、繁茂してしまっている外来種ブタナの状況はどうか。

答、公園に設置した黄色の箱で協力は得ているが、根が残るため根絶が難しい。除草剤散布で効果は出ており、今後は散布回数を増やして対応予定。

要望、なるべく人体に影響のないものを研究して方策を教えてほしい。

議案第45号 令和7年度池田町一般会計補正予算（第4号）について。

問、防犯カメラ2台設置で動画の保存先や経費は。

答、保存先はレコーダーである。経費はあまりかからないと思う。

問、美術館の収蔵品は小島孝子1,191点、奥田郁太郎500点、その他の作品で計1,979点、価値の低いものは処分も検討すべきではないか。

答、描きかけの作品など収蔵庫に残さなくてもよいものには印をつけている。収蔵庫の空

き状況に応じて、温湿度管理のない別室での保管も検討する。

意見、古いものを生かし切れていない状態。古いものを整理して、新しいものを入れるにしても、生かしていく方向で進めないと、誰が指定管理しても生かし切れないと考える。

次に、農業委員会・振興課関係。

認定第1号 令和6年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

問、地域計画作成をコンサルに依頼する必要があったのか。

答、農業委員会では令和5年度に実施した農業経営意向調査のアンケートを反映した目標地図の案を作成した。10年後どの土地を誰が耕作するのかの案を図面化したものと、耕作者別のほか、年齢後継者別、10年後の経営状況の地図を併せて作成した。地図の案の作成アンケートの集計も業者に一括して依頼したため、スムーズに作成できた。農業委員会は1人だけなので、地図まで作ることは体制的に難しかった。

問、農業支援センターの仕事は信州池田アグリの仕事とかなり重複する内容だと思う。組織の見直しはするのか。

答、農地の空いたところを誰がやってくれるか交渉する役目が一番大きな仕事である。アグリは行政のやる部分と半行政といった部分があり、連携を図っていく。営農支援センターは何とか1人は確保していきたい。現在の担当者が高齢になっているので、後継者を考えているが、良い人材が見つからない。もう少し調査研究が必要かと考えている。

要望、担い手を育てていかないと、そのために一番手っ取り早いのは、地域おこし協力隊の皆さんのが担い手となっていく形をつくっていくのが一番手っ取り早いため、採用を進めてほしい。

問、池田あっぱれやワインマルシェ等の行事の反省をして次年度に向けてさらにレベルアップしていく必要があると思うが。

答、今年もあっぱれ、酒蔵まつりについての総括が終わっていない。11月のワイン祭りが終了した時点で考えていきたい。イベントの総括を実行委員会等で検討いきたい。

問、来春1名任期満了の協力隊員は今後どうするか決まっているか。5名の方が今どのような農業に取り組んでいるのか。

答、来年卒業予定の1名はワイン用ブドウに取り組みたいと、新規就農者になる予定。4名の方は野菜作り、山間地でのワインブドウ作り等をやっている。新たな畑作アグロボニックス（水耕栽培）を計画してそれぞれ夢を持って活動している。米作りの担当はいないが、手伝いに行っている。

問、観光協会の補助2,034万円計上されているが、観光業の資格はどうなっているのか。

答、国内旅行業者取扱管理者という国家資格があり、結果は10月と聞いている。合格していれば、その後県知事に旅行業の届出をしていく。

問、大峰高原周辺の熊対策についてどう考えるか。

答、日本デジタル研究所の建物の北側に栗の木が何本もあるため熊が寄ってくる可能性が高い。伐採等の計画をしていきたいと思っている。

問、獣友会の出動費用弁償が1日で1,700円では安過ぎる。獣友会に年間70万円では割に合わないと思うが。

答、獣友会の方々から報酬という形でなく、費用弁償との形で頼むとの申出により決まっている。他市町村のように1頭捕獲当たり幾ら、1日の活動で幾ら出すと決まればいいが、予算の関係もあり、今後獣友会の方々と協議をする中で、是正していけるか考えていきたい。

問、金銭的な補償をするためにもジビエの利活用の解体施設を造ったり、皮を二次加工したりして収益を上げる必要があると考えるが。

答、地域おこし協力隊員の1人はイタリアンのシェフでもあり、ジビエ活用も視野に入っている。協力隊の活動には報酬と別に活動の支援金があるので、活用し、協力隊に補填していく。将来的にジビエのお店を開きたいとの目標がある方もいるため議員にも協力願いたい。

問、予算をつけて解体施設を造る事業を進めてもらいたい。県内で小規模な形でうまく循環している地域もあり、町の食、土産物、雇用などにも協力隊や若い人の定着にもつながっていくと思うので、進めていただきたい。

答、問題は用地の選定である。予算を計上しても地元の反対で断念している実情がある。議員にも協力願いたいが、場所の選定を進めている。ジビエカーなど移動式の解体処理車の導入を県への陳情で上げている。

認定第2号 令和6年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑なし。

次に、議案第45号 令和7年度池田町一般会計補正予算（第4号）について。

問、農業法人への出資金について、必ずしも全て賛同しているわけではないという声がある。赤字が出た場合は町の財政も影響を及ぼすことが考えられる。町職員の仕事が回らなくなるおそれもある。町民の皆さんにはもう一度説明してから納得をいただき、進めたほうがいいと考えるが。

答、一般の町民の方も関心があるとの声が聞こえており、説明の必要性を感じている。な

るべく町民向けの説明会を実施したい。農業者とは多くの回を重ねて懇談し、現場にも行つた。アグリの経営会議も7回やつたが、30%の株主比率ではアグリの経営に取り入れてもらえない。町民の皆さんや農業者の皆さんに歯がゆい思いをさせてしまい、結果として耕作に至らなかつた。

アグリの業務について、3つのことを考えている。1、池田町の農業者の困ったに応える。2、農家の協力で給食センターに米を卸すことができるようになった。その他、卸と販売に着手していきたい、3、農業をやってきたことがない人に農業体験、農業実習から農家になるまでを支援していきたい。移住者に農ある暮らしを支援していきたい。最初は販売などの卸、最低限の人手があればできることから地域おこし協力隊の方にも協力していただき、実行していきたい。町として方針をきちんと決めて進めるための最低限の出資金でもある。今農業の方とも話合いを続け、農業と関係ない方とも話をし、聞く機会をしっかり設けて、参画していただきたいと話をしていく。50%出資した会社は町民の会社でもあるため、町民が参加できる会社であり、社長就任に当たっては透明性、公開性を担保して進めていきたい。

問、事業計画がないままだと納得できないが。

答、早急につくりたいと考えている。50%になると事業計画をつくれるため、11月以降の懇談会に示していく。

問、増資する前に事業計画を示すことはできないのか。

答、全員が納得することは時間がかかり難いと考える。設立は議会で議決されている。進めてくれとの意見も多く、町が主体にならないと進まない。

要望、町民や農業者に十分理解されていないと思う。町民の声を聞いてから進めてほしい。

次に、建設水道課関係。

認定第1号 令和6年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

問、道路橋梁の点検事業の内容は。

答、道路法上5年に1度道路橋梁を点検する義務がある。町の橋は111橋で、5年ごと、おおむね1年間20橋ずつ点検をしている。レベル3が出た橋梁については5年以内に修繕をすることとなっているため、計画を立てて実施している。レベル3が3橋ほど残っているため、計画的に修繕する予定である。

問、大北森林組合への返還金について、内容は。

答、大町、池田、松川、白馬、小谷、それぞれ割合が決まっており、返還され、昨年度は

90万円を大北森林組合から町に返還され、その内の4分の3である67万5,000円を県に返還していく。

問、町営住宅（豊町）は将来的には全面的に建て直す計画はあるか。

答、豊町町営住宅については将来的には大規模改修もしくは建て替えの計画である。

問、今住んでいる人が再び住めるように配慮をしてほしいが。

答、住人の意向調査アンケートを行ったところ、今までどおり住んでいたい人が大多数であったため、様子を見ながら今後実施していきたい。

問、町営住宅について具体的な計画は。

答、公営住宅マスタープランにおいて令和10年以降計画されている。

問、農業農林整備管理費で園芸団地への話があるが、内容は。

答、会染西部地区において圃場整備を行っている。2工区と5工区の高収益作物の導入用の園芸団地であり、もともと予定されていた。水田を畑にするため野菜、果樹には土を入れ、排水の設備をする必要がある。排水路や暗渠の設置、また客土していく事業を令和6年から5ヶ年で予定している。

次に、議案第38号 令和6年度池田町水道事業会計の余剰金処分及び決算の認定について。

問、ラジコン草刈り機の購入とあるが、利用内容は。

答、水道施設、大町市の第一水源の草刈りのほか、道路関係や堤防道路の草刈り等、他事業は貸す形になっており、有効利用している。

次に、議案第39号 令和6年度池田町下水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について。

質疑なし。

次に、議案第45号 令和7年度池田町一般会計補正予算（第4号）について。

問、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金は1件のみか。

答、今年度については耐震改修工事1件、除去2件の申請があり、予算不足のため1件分追加する。

要望、補助金の要綱も変わっているため、広報などで宣伝していただき、やりやすくなつたことをPRしてほしい。

以上で令和7年9月定例会における予算決算特別委員会、振興文教関係の報告を終わります。他の委員において補足があればお願ひいたします。

○議長（横澤はま君） 他の委員に補足がありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 補足なしと認めます。

矢口委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって、予算決算特別委員会の報告を終了します。

続いて、総務福祉委員会の報告を求めます。

山崎正治総務福祉委員長。

[総務福祉委員長 山崎正治君 登壇]

○総務福祉委員長（山崎正治君） ただいまより予算決算特別委員会総務福祉委員会関係の委員会審査報告をいたします。

委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和7年9月8日月曜日、予算決算特別委員会終了後、午後2時50分から午後3時30分、場所、池田町役場協議会室、出席者、議会側、総務福祉委員6名、議会事務局、行政側、町長、副町長、教育長、総務福祉委員会に関する各課長、係長。

協議内容、本定例会において、本委員会に付託された事件は議案4件、陳情2件であります。

以下、説明を省略し、質疑及び審査の結果を報告いたします。

なお、言い回しについては簡潔にするため、文章上変えてある場合もあります。

令和7年9月池田町議会定例会予算決算特別委員会における総務福祉関係の審査報告。

協議事項。

議案第40号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑なし。表決の結果、全員賛成で、委員会として可決。

議案第41号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑なし。表決の結果、全員賛成で、委員会として可決。

議案第42号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑なし。表決の結果、全員賛成で、委員会として可決。

議案第43号 池田町議会議員及び池田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑なし。表決の結果、全員賛成で、委員会として可決。

陳情第3号 高額医療費窓口負担引上げの中止・撤回を求める陳情。

意見、実施されると低所得の方は大変になると思う。池田町でも高額医療費を活用されている方が多いので、通すべきだと思う。

意見、意見書への大臣の個別名は入れずに、大臣様がよい。

表決の結果、全員賛成で委員会として可決。

陳情4号 柏崎刈羽原発の再稼働見直し及び長野県民の意思を確認する意見書提出を求める陳情書。

意見、柏崎刈羽原発は世界最大出力ワット数の原発である。長野県の木島平村、栄村等は50キロ圏内になり、風向きによってはホットスポットになることは明らかである。意見書は大変有意義なことである。

意見、趣旨は分かる。ただ、陳情書を読んで非常に分かりづらい。陳情書は一定の形式で書かれ、要求項目が書いてある。陳情者を並べた場合は代表も書いてある。

意見、書き方や宛先を変更すれば、認められるか。

意見、陳情や要請は出されたものをこの委員会で決断するわけである。

表決の結果、3対1で委員会として趣旨採択。

7、その他、閉会中の継続調査、池田町の町づくりと住民福祉の向上について、デマンド交通を含めた公共交通の在り方について、ゼロカーボン社会の推進に関する調査研究について、デマンド交通を中心に3点を推進していく。

以上、総務福祉委員会報告を申し上げました。他の委員に補足があればお願ひいたします。

○議長（横澤はま君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって、総務福祉委員会の報告を終了します。

続いて、振興文教委員会の報告を求めます。

矢口結以振興文教委員長。

〔振興文教委員長 矢口結以君 登壇〕

○振興文教委員長（矢口結以君） それでは振興文教委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時、令和7年9月9日火曜日、予算決算特別委員会終了後、場所、池田町役場協議会室、出席者、議会側、振興文教委員6名、議会事務局、行政側、町長、副町長、教育長、振興文教委員会に関係する課長、係長。

今定例会において本委員会に付託された事件は請願2件であります。

以下、説明を省略し、質疑、意見及び審査の結果を報告いたします。

なお、言い回しについては簡潔にするため、文章上変えてある場合もありますので、御了承ください。

初めに、請願第1号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書。

意見、反対する理由はない。、少人数学級の推進というより、教員をどう増やしていくかという問題に変わってきてていると思うが、採択でよい。

意見、池田町支部から請願が出来ているが、町ではこのような問題はないと思われる。全国規模での組織が問題としているため、理解できない。

意見、教員の仕事量が多い。朝早くから夜8時9時まで仕事をされている教員の働き方が、教師の成り手不足を招いている。少人数学級の推進は必要である。国庫負担金が2分の1から3分の1に減らされたことも非常に問題だと思う。

表決の結果、賛成多数で委員会として採択されました。

次に、請願第2号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願について。

意見、授業時間も含め、教員の負担を減らすゆとりある学校教育のためという趣旨は理解している。不登校やいじめが増加しているという前置きと授業時間削減の提案との関連性が不明瞭であるが、内容には賛成である。

意見、団塊の世代は休み時間や昼休み等、教室で先生と冗談を言ったりして楽しかったが、今の先生方はそのような時間はないと思われる。授業以外の時間で生徒と交わることが子供の一人一人の事情も分かり、信頼関係も築ける。オーバーロードを正していかないといけないと思うため賛成する。

意見、不登校の主な原因は友人関係の悩みで、子供たちがドロップアウトする要因となっている。通信制や定時制の学校へ進むことで立ち直ることは可能であり、池田町の子供たちも多様な選択をしている。教員がこうした問題に関わる時間が増えた結果、仕事量が増加し、カリキュラム・オーバーロードの状態にあると考えられるため、賛成する。

意見、趣旨採択がよいと思う。

趣旨採択の意見がありましたが、賛成少数となり、表決の結果、賛成多数により委員会として採択されました。

3、その他、閉会中の継続調査について。

継続すべきとの意見があり、閉会中の継続調査は引き続き、地域で育む保・小・中の在り方について、地域計画を含む農業問題について、美術館、創造館の在り方についての3項目とすることに決定いたしました。

以上で振興文教委員会に付託された事件の報告を終わります。他の委員に補足があればお願ひいたします。

○議長（横澤はま君） 他の委員に補足がありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（横澤はま君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって、振興文教委員会の報告を終了します。

以上で、各委員会の報告を終了します。

---

◎認定第1号より認定第4号、議案第38号、議案第39号について、

## 討論、採決

○議長（横澤はま君）　日程3、認定第1号より第4号及び議案第38号、第39号を各議案ごとに討論、採決を行います。

認定第1号　令和6年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君）　次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

薄井議員。

○9番（薄井孝彦君）　認定1号について賛成する立場から討論をさせていただきます。

令和6年度の池田町一般会計歳入歳出決算については、以下の理由により健全な財政運営がされたという点で賛成したいと思います。

具体的に申し上げますと、令和6年度決算では6会計の全てが黒字になったこと、町の貯金に相当する基金残高は4.1億円増の28兆円になったこと、町の借金に相当する町債務残高は約8億円減少し、63億円になったこと、町借金の返済額の標準的町財政規模に対する比率、実質公債費比率は0.2ポイント減少し、11.9%になったこと、ただし、町財政の弾力を示す経常収支比率は0.2ポイント増加し、87.4%になりました。このことは新たな行政需要の変化に対する施策に対する財源確保が難しいことを示しています。

以上の結果から、町財政は改善傾向にあるものの、さらなる経費の見直しと財源の確保に取り組む必要があると考えます。

その中で、6年度新たな財源として初めて企業版ふるさと応援基金1,000万円を獲得したことは意義深いことと評価します。また、6年度のふるさと応援寄附金がポータルサイトの増設などの努力により、過去最高の1億2,500万円に達したことも大いに評価するものであります。

さらに、東日本鉄道文化財団の地方分化事業支援の助成金50万円を利用して町指定文化財である丘麓終焉の家の玄関付近を修繕したことも貴重な文化財を保全する上で大変意義のあることと評価いたします。

また、池田町地球温暖化対策実行計画の事務事業編につきましても委託に頼ることなく、職員自身がやったということも評価をしたいと思います。ただ地域計画につきましてはほかの市町村見ますと、職員がやっておりますけれども、池田町はコンサルタントに出したということで、その辺のところは課全体を含めてまた検討いただければと思います。

以上、全体的に見れば、財政努力の改善がされ、おおむね健全な事務事業の執行が図られたということを認め賛成いたします。

以上です。

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

[発言する人なし]

○議長（横澤はま君） 続いて、この議案に対して賛成討論がありますか。

服部議員。

○10番（服部久子君） 令和6年度一般会計決算の賛成討論をいたします。

令和6年度の一般会計歳入歳出決算は歳入歳出差引額8,665万円となり、2,290万円を基金に繰り入れ、令和7年5月31日現在の基金は29億4,100万円となっております。令和6年度途中から学校給食費の無償化を実施し、保育事業では県の補助を受けて多子世帯の保育料の減免を実施しました。物価高が続き、特に子育て世帯や高齢世帯の生活が厳しくなっています。引き続ききめ細かな生活支援策の実施を求めます。

また、古くなった町営住宅の建て替えが待たれています。北保育園跡地の活用と併せ、早急な対策を求め、令和6年度一般会計決算の賛成討論といたします。

○議長（横澤はま君） 次にこの議案に対して反対討論がありますか。

[発言する人なし]

○議長（横澤はま君） 次にこの議案に対して賛成討論がありますか。

[「省略」の声あり]

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

認定第1号を起立により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（横澤はま君） 起立全員であります。

したがってこの議案は原案のとおり認定されました。

認定第2号 令和6年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

まずこの議案に対して反対討論がありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

[「省略」の声あり]

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

認定第2号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第3号 令和6年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

まずこの議案に対して反対討論がありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

[「省略」の声あり]

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

認定第3号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第4号 令和6年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

まずこの議案に対して反対討論がありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

[「省略」の声あり]

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

認定第4号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

議案第38号 令和6年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について討論を行います。

まずこの議案に対して反対討論がありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

[「省略」の声あり]

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第38号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり決定されました。

議案第39号 令和6年度池田町下水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について討論を行います。

まずこの議案に対して反対討論がありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

[「省略」の声あり]

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第39号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがってこの議案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第40号、議案第41号について、討論、採決

○議長（横澤はま君） 日程4、議案第40号、第41号について各議案ごとに討論、採決を行い

ます。

議案第40号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

まずこの議案に対して反対討論がありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

[「省略」の声あり]

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第40号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第41号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

まずこの議案に対して反対討論がありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

[「省略」の声あり]

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第41号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第42号、議案第43号について、討論、採決

○議長（横澤はま君） 日程5、議案第42号、第43号について各議案ごとに討論、採決を行い

ます。

議案第42号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

まずこの議案に対して反対討論がありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

[「省略」の声あり]

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第42号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第43号 池田町議会議員及び池田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

まずこの議案に対して反対討論がありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

[「省略」の声あり]

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第43号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第45号より議案第47号について、討論、採決

○議長（横澤はま君） 日程6、議案第45号より第47号について各議案ごとに討論、採決を行

います。

議案第45号 令和7年度池田町一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

三枝議員。

○2番（三枝三七子君） 令和7年度一般会計補正予算（第4号）について、私は賛成の立場から討論いたします。

今回、当日、今日、訂正という形で農業法人出資金180万円を削除されました。この決断がこの町の今後の農業にとってよい影響として農業者の関係者との信頼を取り戻していく方向に向かうのではないかと期待しています。

当町の農業者の平均年齢が75歳に達している現実は重く、さらに全国的に広がる農業者減少に対し、前向きに悲観することなく町長が考え、町民が就農者と一体となり、みんなが手伝い支え合える優しいまちづくりへの第一歩となることを期待しています。

そのためにも、行政にさらに望むことは、町民、農業者へより一層の理解を求め、農業法人アグリが既存の営農法人にとても支えとなるように、しっかりととした基盤づくりを構築されることを望みます。たやすいことではないと思いますが、これを生かすも殺すも行政だけではなく、町民、農業者に問われていることと考えます。

最後に、農業振興協議会2024年12月に最終答申が出されていますが、これに対し、現実的な総括を重ねてお願いし、賛成討論といたします。

同僚議員の皆様にはぜひとも賛成をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

矢口議員。

○1番（矢口結以君） 1番議員の矢口結以です。

議案第45号 池田町一般会計補正予算（第4号）について賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回児童福祉総務費において、就学前教育・保育施設整備補助金7,500万円が盛り込まれ

ました。これは国からの交付金などを得て行う事業であります。いよいよ来年度より有限会社ネイチャーセンターによる民間保育事業が始まります。長年修繕されずにいた屋根の全面補修などが盛り込まれております。その他、長野県産の木材が使われる予定であるなど、環境にも配慮され、ぬくもりあふれる園舎となり、子供たちや職員が安心して過ごせる場になると期待しております。

旧会染保育園は災害時の指定避難所ともなるため、修繕を行うことで、そういった万が一のときも安心して利用ができるものと考えます。

来年度の開園に向けて滞りなく進めていただきますよう、引き続きお互いの情報交換に努めていただくことを求め、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第45号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（横澤はま君） 挙手多数であります。

したがってこの議案は原案のとおり可決されました。

議案第46号 令和7年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まずこの議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第46号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第47号 令和7年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まずこの議案に対して反対討論がありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

[「省略」の声あり]

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第47号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎請願・陳情書について、討論、採決

○議長（横澤はま君） 日程第7、請願・陳情書について、各請願、陳情書ごとに討論、採決を行います。

請願第1号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書について、討論を行います。

まず、請願に対して反対討論がありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 次に、この請願に対して賛成討論がありますか。

[「省略」の声あり]

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

請願第1号を挙手により採決します。

この請願に対する振興文教委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者 挙手]

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、本請願は採択と決定しました。

請願第2号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願について、討論を行います。

まず、この請願に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 次に、この請願に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

請願第2号を挙手により採決します。

この請願に対する振興文教委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、本請願は採択と決定しました。

陳情第3号 高額医療費窓口負担引き上げの中止・撤回を求める陳情について、討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

服部議員。

○10番（服部久子君） 高額医療費窓口負担引き上げの中止・撤回を求める陳情に賛成討論いたします。

高額療養費は大きな手術などで高額な医療費がかかった場合、患者の自己負担に歯止めをかける仕組みで、がん患者や難病患者、交通事故による患者など、高額療養費の年間受給者は全国で796万人に達しています。全国保健医団体連合会の調査では、療養費の上限額を引き上げることによって、4割が治療の中止を考える。6割が治療回数を減らすと回答しています。引き上げによって、患者の命を脅かすことになり、誰もが安心して受診できる公的医療制度を保障するため、この陳情に賛成いたします。

○議長（横澤はま君） 続いてこの陳情に対して反対討論がありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

[「省略」の声あり]

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

陳情第3号を挙手により採決します。

この陳情に対する総務福祉委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者 挙手]

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、本陳情は採択と決定しました。

陳情第4号 柏崎刈羽原発の再稼働見直し及び長野県民の意思を確認する意見書提出を求める陳情書について、討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 次に、この請願に対して賛成討論がありますか。

三枝議員。

○2番（三枝三七子君） 私はこの陳情第4号 柏崎刈羽原発再稼働見直しを求め、隣接する長野県民の意思を確認する要請を求める意見書に賛成の討論を行いたいと思います。

この陳情に対して、総務福祉委員会での審議内容は、非常に残念な状況でした。

例えば文書フォーマットが違う、柏崎市の市長は何と言っているのかなど、長野県民の生活と命を守るという視点からかけ離れていること、またこの趣旨の内容の気持ちは分かるが池田町議会の議長名で出していいのかという発言もありました。気持ちの問題なのでしょうか。

私は、今年8月26日に長野市労働会館において、北信越脱原発ネットワークの方々と共に、長野県危機管理課原子力対策の方々との懇談に参加いたしました際に、今現在長野県内は7か所の空間線量を測るモニタリングポストを設置しているものの、全て地表から1メートル離れたところでしか測定されていないという事実を知りました。そしてまた、長野県の持っている柏崎刈羽原発で事故が起ったときのシミュレーションは、長野県独自では持っていないということも確認できました。

これでは今再稼働を考えている6号機の再稼働により何らかの地震や津波が起った場合、

福島第一原発の事故のようなことが起こらないとは言えません。

そして今現在も柏崎刈羽原発内には何本かの断層が走っています。現在、日本は皆さんも御存じのとおり、日本列島は地震が毎日、どこかで起こっています。長野県は皆様も御存じのとおり、新潟県と隣接しており、50キロ圏内には長野県の飯山市、野沢温泉村、栄村がございます。飯山市のホームページでは、柏崎刈羽原発再稼働に対する再考を求めるという文書もしっかりと表明されています。福島の例で言えば、福島第一原発50キロ圏内には飯館村がございました。今もその村内的一部は帰宅困難区域とされ、解除にはなっていません。この陳情の本意をどうか読み取っていただき、原子力災害が一たびでも起こればこの町も長野県も立ち行かなくなります。趣旨採択というものの正しい意味は本来趣旨はよいが現実的に経済的な措置が講じられないなどの理由でその趣旨を採択はするという意味です。

趣旨を採択するのであれば、しっかりと提出先も議会で議論し、そして明快な文書に書き直すことも可能ではないのでしょうか。

私が議員として、この陳情を特に賛成として皆様に御理解願いたいのは、原子力災害は全て奪ってしまう。地震や水害をも超える、生活権を生存権を全く失ってしまう可能性のある災害であり、核廃棄物も無害化するのに10万年かかるということが分かっているからです。

福島第一原発の廃炉は進んでいるように見えるでしょうか。再び再稼働させるということは捨てる場所のない核廃棄物をこれら生み出すことに変わりはありません。六ヶ所村はもう満杯です。このようなものを増やしていくのでしょうか。大人の責任として阻止することをこの陳情は訴えていると考えます。子供たちの未来にあってはならないものであることを御理解いただき、ぜひとも採択していただくことを願うものです。

私の中の正義は未来に悔いを残さない行動を取ることです。再稼働していない今しか意味のない陳情なんです。どうか。同僚議員の皆様、再度お考えください。よろしくお願ひします。

○議長（横澤はま君） 次にこの陳情に対して、反対討論がありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（横澤はま君） 続いて、この陳情に対して、賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

陳情第4号を挙手により採決します。

この陳情に対する総務福祉委員長の報告は趣旨採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者 挙手]

○議長（横澤はま君） 趣旨採択多数であります。

したがって、本陳情は趣旨採択と決定しました。

この際、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時29分

再会 午前11時50分

○議長（横澤はま君） 休憩を閉じ、再開いたします。

---

#### ◎日程の追加

○議長（横澤はま君） お諮りします。

追加案件として議案4件、発議3件が提出されました。

これを日程に追加して議題としたいと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第48号について、上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（横澤はま君） 追加日程1、議案第48号 穂高広域施設組合規約の変更についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

矢口町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

○町長（矢口 稔君） 議案第48号 穂高広域施設組合規約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

この規約改正は事務の効率化を図ることを目的として、関係市町村が負担する分担金の負担割合の算定基礎数値となる組織、市町村別のごみ搬入量、し尿投入量及び余熱利用健康保養施設の利用者数の集計に要する基準期間を定める規定の変更と、その他字句の整理を行うため、穂高広域施設組合規約の一部を変更するもので、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げました。

御審議の上、御決定をお願いいたします。

○議長（横澤はま君） これをもって提案理由の説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まずこの議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第48号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号、議案第50号について、上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（横澤はま君） 追加日程2、議案第49号 財産の取得について、議案第50号財産の取得についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

矢口町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

○町長（矢口 稔君） 議案第49号から議案第50号について一括提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第49号 財産の取得について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、動産購入契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

契約は、災害時用の移動式トイレカー2台の購入であります。

車両の仕様は軽自動車をベースにトイレ部分を2室設けるもので、トイレ部分の個室にはそれぞれ手洗い場、鏡、暖房、冷房装置を設ける仕様となります。

契約方法としては指名競争入札契約を実施し、契約金額は1,993万2,000円であります。

契約の相手方は松本市石芝4-4-27、コバボーシステム株式会社、代表取締役、宮下進氏であります。

なお、仮契約は9月12日付で締結しており、本議会の議決後本契約とみなす予定であります。

次に、議案第50号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は議案第49号と同様に、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、動産購入契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

契約は、災害時用トイレトレーラー1台の購入であり、契約方法としては当該品の特殊性から同等品がないため、池田町財務事務規定75条及び76条の規定により、随意契約を実施いたしました。

契約金額は980万6,140円であります。

契約の相手方は池田町大字池田2312-2、有限会社テクノ安曇野、代表取締役、山本富江氏であります。

なお、仮契約は9月9日付で締結しており、本議会の議決後、本契約とみなす予定であります。

以上、議案第49号、議案第50号の提案理由の説明を申し上げました。御審議の上御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（横澤はま君） これをもって提案理由の説明を終了します。

議案第49号 財産の取得について、トイレカーに関わるものです。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まずこの議案に対して反対討論がありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

[「省略」の声あり]

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第49号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第50号 財産の取得について、トイレトレーラーに関わるものです。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まずこの議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第50号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第51号について、上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（横澤はま君） 追加日程3、議案第51号 令和7年度一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

矢口町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

○町長（矢口 稔君） 議案第51号 令和7年度一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ595万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ57億5,244万3,000円とするものでございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

5ページの、款18繰入金は項1目3公共施設等整備基金繰入金595万1,000円を増額計上いたしました。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

6ページ、款3民生費は、総合福祉センター内のデイサービスセンター供給用ボイラー設備改修費用に対し、物価高騰に伴う増額が見込まれるため、工事請負費595万1,000円を増額補正する内容です。

以上、議案第51号の提案説明をいたしました。

御審議の上、御決定いただきますようお願ひいたします。

○議長（横澤はま君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まずこの議案に対して反対討論がありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

[「省略」の声あり]

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第51号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第5号について、上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（横澤はま君） 追加日程4、発議第5号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

1番、矢口結以議員。

[1番 矢口結以君 登壇]

○1番（矢口結以君） 発議第5号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書について、「さらなる少人

数学級推進と教員増のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和7年9月18日提出。

提出者、池田町議会議員、矢口結以。

賛成者、池田町議会議員、中山眞、同じく大出美晴、同じく服部久子。

意見書について読み上げます。

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、財務大臣様、総務大臣様、文部科学大臣様。

「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書について。

説明を省略し、「記」以下を読み上げます。

1. どの子にもゆきとどいた教育をするため、国の責任で以下の3点を検討し、必要な教育予算を確保すること。

(1)さらなる少人数学級の推進。

(2)複式学級の学級定員の引き下げ。

(3)教員基礎定数算出に用いる「係数」の改善。

2. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年9月18日。

長野県池田町議会議長名。

○議長（横澤はま君） 賛成者において補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まずこの議案に対して反対討論がありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

[「省略」の声あり]

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

発議第5号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（横澤はま君） 挙手多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第6号について、上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（横澤はま君） 追加日程5、発議第6号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

矢口結以議員。

[1番 矢口結以君 登壇]

○1番（矢口結以君） 発議第6号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書について、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和7年9月18日提出。

提出者、池田町議会議員、矢口結以。

賛成者、池田町議会議員、中山眞、同じく大出美晴、同じく服部久子。

意見書を読み上げます。

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、文部科学大臣様。

「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書について。

説明を省略し、記以下を読み上げます。

1. 子どもたちのゆたかな学びを保障するため、「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善、および学習指導要領の内容の精選等を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年9月18日。

長野県池田町議会議長名。

○議長（横澤はま君） 賛成者において補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まずこの議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

発議第6号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（横澤はま君） 挙手多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第7号について、上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（横澤はま君） 追加日程6、発議第7号 高額療養費窓口負担引き上げの中止・撤回

を求める意見書についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

4番、山崎正治議員。

[4番 山崎正治君 登壇]

○4番（山崎正治君） 発議第7号 高額療養費窓口負担引き上げの中止・撤回を求める意見書について、高額療養費窓口負担引き上げの中止・撤回を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和7年9月18日提出。

提出者、池田町議会議員、山崎正治。

賛成者、池田町議会議員、三枝三七子、同じく安部誠、同じく大庭美秋、同じく薄井孝彦。意見書を読み上げます。

提出先は、衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、厚生労働大臣様、総務大臣様。高額療養費窓口負担引き上げの中止・撤回を求める意見書。

前文を省略し、記以下を朗読いたします。

1. 「高額療養費窓口負担費引き上げ」を中止・撤回し、すべての世代の医療費負担を軽減して安心の医療を受けることを保証すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年9月18日。

長野県池田町議会議長名。

以上です。

○議長（横澤はま君） ただいまの説明で補足ありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まずこの議案に対して反対討論がありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

[「省略」の声あり]

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

発議第7号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件

○議長（横澤はま君） 追加日程7、総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件について議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、池田町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

総務福祉委員会について、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、総務福祉委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

続いてお諮りします。

振興文教委員会について、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、振興文教委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（横澤はま君） お諮りします。

議会運営委員会より閉会中の所掌事務の調査の申出書が提出されました。

これを日程に追加し、議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査の件

○議長（横澤はま君） 追加日程8、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について議題とします。

議会運営委員長から、池田町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（横澤はま君） お諮りします。

議員派遣の件について日程に追加し、議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

#### ◎議員派遣の件

○議長（横澤はま君） 追加日程9、議員派遣の件について議題とします。

この件については、池田町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配付した資料のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した資料のとおり決定しました。

なお、次期定例会まで急を要する場合は、池田町議会会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しますので、申し添えます。

---

#### ◎町長あいさつ

○議長（横澤はま君） 矢口町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

矢口町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

○町長（矢口 稔君） 9月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

9月1日から本日までの18日間にわたる長い会期の定例議会、大変御苦労さまでございました。

提案いたしましたそれぞれの案件につきまして慎重に御審議をいただき、原案どおり認定

及び御決定いただき、誠にありがとうございました。

本定例会の審議の中でいただきました御意見や御指摘は、今後の行政執行の中で生かしていくように努力をしてまいります。

令和7年度の事業執行も上半期がおおむね終了し、下半期の執行となります。計画された行政事務事業に職員一丸となって取り組んでまいります。

そのような取組の一つとして、人口減少対策の一つの柱である少子化対策を推進するため、こども家庭庁が推奨する子育て応援宣言、こどもがまんなか応援宣言を昨日発表いたしました。総合福祉センターやすらぎ内のかども家庭センターにこまるにおいて、子供たちと保護者の皆様と共に発表をさせていただきました。

この宣言は4つのポイントから成り立っております。

宣言1、妊娠期から継続した安心して出産・子育てができる環境の整備や支援を行います。宣言2、こども・若者の心身健やかな成長や発達のための環境を整備します。宣言3、こども・若者の権利保障の実現に取り組みます。宣言4、こども・若者が自ら望むライフスタイルの実現に向けて、自立心を養い実現を図れる機会の創出や環境整備を行います。この宣言を実現するために、令和7年度の重点施策として、アクションプランを策定し、さらに実効性のある施策に取り組んでまいります。

また、本年は町制施行110周年、合併70周年の節目の年でもあります。11月8日には記念式典を予定しているほか、町内の各種団体の皆様より元気なまちづくり補助金を御活用いただき、様々な事業が展開されてまいります。本年がこの池田町を築き上げていただいた先人の皆様に深く感謝するとともに、歴史と文化を大切にしながら、新しい池田町をみんなでつくり上げていく大きなきっかけになる年となることを信じております。

新農業法人信州池田アグリ株式会社につきましては、御意見をいただく中で、町民説明会を開催することにいたしました。町の考え方や今後の取組について、分かりやすい説明を心がけ、池田町になくてはならない町民主体の農業法人になるよう努力をしてまいります。

明日、19日からは11月1日に開催されるあづみ野いけだまちワインまつり2025のチケットが発売となります。今年から参加人数を大幅に増加して1,000人限定での開催となります。本年度の日本ワインコンクールで金賞、銀賞、銅賞を受賞されたワイナリーのワインが楽しめる貴重な機会でもあります。あづみ野池田地酒・地ワイン・ソフトドリンクで乾杯条例にのっとり実施をいたします。名実ともに高品質な池田町の地ワインで北アルプスを望むクラフトパークからの景色、そして池田町全体のテロワールを直接肌で感じていただける魅力あ

るワイン祭りを実行委員会と共に準備を進めてまいります。

最後になりますが、体調管理も難しい季節でありますので、議員各位にはくれぐれも健康に留意され、健康で御活躍されることを御祈念を申し上げます。

定例議会の閉会に当たり、一言申し上げ、御礼の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

---

#### ◎議長あいさつ

○議長（横澤はま君） 以上で、本日の日程と本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

閉会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会は9月1日より本日までの18日間にわたり、令和6年度一般会計並びに各特別会計決算の認定、令和7年度各会計の補正予算等の重要案件を慎重かつ熱心に御審議をいただき、議員並びに理事者、関係職員の御協力によりまして順調な議会運営ができましたことを厚く御礼申し上げます。

令和7年度も財政が非常に厳しい状況の中、予算が執行された一般会計並びに各特別会計ともに的確なる決算処理となり、理事者をはじめ職員各位の鋭意な努力に対して、改めて敬意と感謝を申し上げます。

また、監査委員におかれましては長期間にわたり決算審査をいただき、大変御苦労さまでございました。

今後の行政運営に当たりましては、本定例会の審議並びに審査報告等の中にありました意見、要望等に十分配慮され、事務事業の適切な執行により、町の活性化により一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（横澤はま君） 以上をもちまして、令和7年度9月池田町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

閉会 午後 零時 20 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年9月18日

議長　　横澤　　はま

署名議員　　安部　　誠

署名議員　　山崎　　正治